

栃木県税務統計

令和元(2019)年度



栃木県経営管理部税務課

No. 65

県税事務所所管区域図 (令和2(2020)年4月1日現在)



県税事務所別人口・世帯数

県税事務所名	所在地	人口 (人)	世帯数 (世帯)	面積 (km ²)
総数		1,942,313	795,152	6,408.09
宇都宮	〒321-0974 宇都宮市竹林町1030-2 TEL (028) 626-3003	550,219	238,592	471.24
鹿沼	〒322-0068 鹿沼市今宮町1664-1 TEL (0289) 62-6203	174,580	69,333	1,940.47
真岡	〒321-4398 真岡市荒町116-1 TEL (0285) 82-2135	139,504	51,785	563.84
栃木	〒328-8504 栃木市神田町6-6 TEL (0282) 23-3411	447,364	179,241	669.17
矢板	〒329-2163 矢板市鹿島町20-22 TEL (0287) 43-2171	156,775	59,695	910.14
大田原	〒324-8551 大田原市中央1-9-9 TEL (0287) 23-4171	213,403	86,431	1,319.44
安足	〒327-8503 佐野市堀米町607 TEL (0283) 23-1411	260,468	110,075	533.80
自動車税事務所	〒321-0169 宇都宮市八千代1-5-10 TEL (028) 658-5521	/	/	/
佐野支所	〒327-0044 佐野市下羽田町2001-4 TEL (0283) 20-6111			

- (注) 1 人口及び世帯数は、栃木県毎月人口調査結果報告書による。(令和元(2019)年10月1日現在)
 2 面積は、国土地理院調査による。(令和元(2019)年10月1日現在)
 3 自動車税事務所は、自動車取得税及び自動車税(環境性能割・種別割)について、県内全域をその所管区域とする。

は し が き

昨今の我が国の経済状況は、海外経済の減速等を背景に外需の弱さはみられるものの、雇用・所得環境の改善等により、内需を中心に緩やかに回復しておりました。今後も緩やかな回復が期待されていたところ、新型コロナウイルス感染症の世界的な大流行が発生し、国内においては感染拡大に伴う緊急事態宣言が発出されるなど、景気は急速に悪化しました。

先行きについては、感染拡大の防止策を講じつつ、社会経済活動のレベルを引き上げていく中で、各種政策や海外経済の改善もあって、持ち直しの動きが期待されております。

このような状況にあって、令和元（2019）年度の栃木県の県税収入決算見込額は2,446億円余で、対前年度比98.3%と前年度を42億円余下回りました。

これは、個人の給与所得が増加したことにより個人県民税の均等割・所得割が伸びた一方、法人二税や地方消費税が減少したことによるものです。

収入未済額については、前年度から2億円余縮減し、昭和58（1983）年度以来36年ぶりに30億円を下回る28億円余となり、9年連続で減少しました。

しかし、収入未済額全体に占める個人県民税（均等割・所得割）の割合は、昨年度に比べ0.1ポイント改善したものの91.0%を占め、依然として、個人県民税対策が本県の最重要課題の一つとなっています。

その対策として、平成25（2013）年度から3県税事務所に「地方税協働徴収担当」を設置し、地方税法第48条における徴取引受による徴収に取り組むとともに、平成27（2015）年度には個人住民税の特別徴収義務者の指定を、県内全市町一斉に実施したところであります。また、平成30（2018）年度からは、これまで3県税事務所で実施していた協働徴収事務を、県内全ての県税事務所で行うとともに、徴収困難案件等については、宇都宮県税事務所が中心に担い、収入未済額の更なる縮減に取り組んでおります。

本書は、令和元（2019）年度の県税収入決算見込額を中心に、県税に関する各種統計を掲載したものです。県税についての理解を深めていただく資料として活用していただければ幸いです。

結びに、県税収入の確保に当たりまして、納税者の方々をはじめ、関係するの方々からの多大な御協力、御支援を頂きましたことを心から感謝申し上げます。

令和3（2021）年2

栃 木 県

凡例

- 1 この統計書のうち特に年度表示の記載のないものは令和元(2019)年度分である。
- 2 調定額は過誤納額を調定せず、収入額には過誤納額を含んでいる。
- 3 各表の作成に当たっては、単位未満を四捨五入し、その結果、単位に満たないものは「0」、該当計数のないもの又は算出不可能なものは「-」、減額または赤字のものは「△」で表示した。

この統計書についてのお問い合わせは下記にお願いします。

〒320 - 8501 栃木県宇都宮市塙田1 - 1 - 20
栃木県経営管理部税務課
電話 028 (623) 2101

第1 県財政

第2 県税
調定収入

第3 課税状況

第4 滞納状況

第5 納税貯蓄
組合・
口座振替

第6 交付金
等に
関する
調

第7 徴税费

第8 税務機構
及び
職員等

第9 税制

第10 その他

=目 次=

令和 2(2020)年度税務運営方針	1
--------------------	---

図 表

県税事務所所管区域図	(表見返)
図 1 令和元(2019)年度歳入歳出決算額構成(一般会計)	4
図 2 歳入歳出額に占める県税収入の割合累年比較(一般会計)	5
図 3 令和元(2019)年度県税決算額構成	6
(1) 調 定 額	6
(2) 収 入 額	7
図 4 令和 2(2020)年度歳入歳出予算額(当初)構成	8
図 5 令和 2(2020)年度県税予算額(当初)構成	9
図 6 県税収入決算額の推移	10
図 7 令和元(2019)年度県税月別調定収入状況構成	11
図 8 県税収入額の構成比累年比較	12
図 9 県税収入未済額の推移	13
図 10 県民 1 人当たり三税(国税・県税・市町村税)負担額累年比較	14
課税免除等適用区域図	(裏見返)

第 1 県 財 政

1 一般会計決算見込額	17
(1) 歳 入	17
(2) 歳 出	17
2 一般会計決算額累年比較	18
(1) 歳 入	18
(2) 歳 出	18
3 県税・地方譲与税収入額と基準財政収入額との累年比較	20

第 2 県税調定収入

1 県税決算額(税目別)	24
2 県税決算額(事務所別)	28
(1) 総 額	28
(2) 個人の県民税(均等割・所得割)	30
ア 事務所別	30
イ 市町村別	31
(3) 法人県民税	33
(4) 個人事業税	34
(5) 法人事業税	35
(6) 不動産取得税	36
(7) ゴルフ場利用税	37
(8) 自動車税	38
(9) 自動車税(種別割)	39
(10) 狩 猟 税	40

3	県税月別調定収入実績	41
(1)	総額	41
(2)	個人の県民税(均等割・所得割)	41
(3)	県民税配当割	42
(4)	県民税株式等譲渡所得割	42
(5)	法人県民税	43
(6)	県民税利子割	43
(7)	個人事業税	44
(8)	法人事業税	44
(9)	地方消費税	45
(10)	不動産取得税	45
(11)	県たばこ税	46
(12)	ゴルフ場利用税	46
(13)	自動車取得税	47
(14)	自動車税(環境性能割)	47
(15)	軽油引取税	48
(16)	自動車税(総額)	48
	ア 普通徴収分	49
	イ 証紙徴収分	49
(17)	自動車税(種別割)(総額)	50
	ア 普通徴収分	50
	イ 証紙徴収分	51
(18)	鉱区税	51
(19)	狩猟税	52
4	県税決算額等累年比較	54
5	県税決算額累年比較(税目別)	56
6	県税に係る税外収入実績	58
(1)	科目別	58
(2)	事務所別	58
7	県税に係る税外収入徴収額累年比較	60
8	県税納期内収納率累年比較(現年度課税分)	62

第3 課 税 状 況

1	税目別納税義務者等累年比較	64
2	個人県民税に関する調	65
(1)	個人の県民税	65
	ア 納税義務者数	65
	イ 税額等	65
(2)	県民税配当割	65
(3)	県民税株式等譲渡所得割	65
3	法人県民税に関する調	66
4	県民税利子割に関する調	66
(1)	特別徴収義務者数	66
(2)	税額等	67
5	個人事業税に関する調	68

(1) 業種別課税状況	68
(2) 分割個人	68
(3) 業種別所得金額	70
(4) 所得階層別所得金額	72
6 法人事業税に関する調	74
(1) 税額等	74
(2) 資本金別法人数	76
(3) 所得階層別所得金額	76
(4) 業種別課税状況	78
(5) 業種別課税状況累年比較	80
(6) 資本金別法人数調（業種別）	82
7 不動産取得税に関する調	84
(1) 土地	84
(2) 家屋	84
8 地方消費税に関する調	86
(1) 調定額	86
(2) 清算金	86
9 県たばこ税に関する調	86
10 ゴルフ場利用税に関する調	87
(1) 施設数等	87
(2) 課税状況	87
11 自動車取得税に関する調	88
(1) 新車	88
(2) 中古車	88
12 自動車税（環境性能割）に関する調	90
(1) 新車	90
(2) 中古車	90
13 軽油引取税に関する調	92
(1) 課税状況	92
(2) 軽油引取税課税標準累年比較	92
(3) 免税軽油使用者数及び免税証による控除数量	92
14 自動車税（種別割）に関する調	93
15 鉦区税に関する調	94
16 狩猟税に関する調	96
17 固定資産税に関する調	97
18 栃木県低開発地域工業開発地区等における県税の課税免除に関する調	97
19 県税に関する争訟に関する調	98
(1) 不服申立てに関する調	98
(2) 訴訟に関する調	98

第4 滞納状況

1 滞納処理状況	101
2 県税滞納繰越額累年比較	104
(1) 税目別	104
(2) 事務所別	104

第5 納税貯蓄組合・口座振替

1 納税貯蓄組合種類別組合数及び組合員数	108
(1) 年 別	108
(2) 事務所 別	108
2 口座振替を通じて行われた納税に関する調	110

第6 交付金等に関する調

1 市町村交付金一覧	114
2 個人県民税徴収取扱費交付金	116
3 利子割交付金	117
4 地方消費税交付金	118
5 ゴルフ場利用税交付金	119
6 自動車取得税交付金	120
7 自動車税環境性能割交付金	121
8 配当割交付金	122
9 株式等譲渡所得割交付金	123
10 特別徴収義務者等交付金	124

第7 徴税費

1 徴税費に関する調	126
------------	-----

第8 税務機構及び職員等

1 税務機構一覧	131
2 分掌事務	132
3 税務関係事務の委任	135
4 知事部局の職員の定数に占める税務関係職員数の割合	136
5 税務関係職員の配置状況	137
6 税務職員課別配置状況	137
7 税務職員年齢別調	138

第9 税制

1 令和2(2020)年度に適用される税率等一覧	141
2 県税税率等の変遷	152

第10 その他

1 令和元(2019)年度都道府県税決算額調	206
2 景気の動向と県税収入の関係	215

令和 2 (2020)年度 税務運営方針

1 税務を取り巻く環境及び税務職員の役割

(1) 県税予算

令和 2 (2020) 年度の県税収入は、税率引き上げによる地方消費税の増収が見込まれる一方で、米中貿易摩擦の影響等による法人二税の減収が見込まれることなどから、当初予算 2,500 億円（前年度当初予算比 98.4%、40 億円減）を計上した。

(2) 県財政

令和 2 (2020) 年度当初予算は、令和元年東日本台風による被害からの復旧・復興、「政策経営基本方針」に基づく重点事項の積極的な推進に取り組むほか、「とちぎ元気発信プラン」の総仕上げと「とちぎ創生 15 戦略（第 2 期）」を推進すべく、前年度当初予算を 4.0% 上回る 8,373 億 7 千万円となった。

(3) 県税収入及び税務職員の役割

県税収入は歳入全体の 29.9% を占め、諸施策を実施する上で貴重な自主財源である。

税務職員は、一人一人が税の役割の重要性を再認識して、課税対象の把握、徴収率の向上及び収入未済額の縮減に努め、県税収入の確保に全力で当たらなければならない。

(4) 県民に信頼される税務行政

県税収入の確保には県民の協力が不可欠である。税務職員は、徴税吏員としての職責の重要性を自覚し、県民の信用を失墜させることがないように綱紀を保持し、公平公正な税務事務の執行に努めなければならない。

(5) 異常気象・大規模災害時における対応

税務職員は、異常気象時における土木事務所の応援要員として活動するとともに、大規模災害の発生時には、災害対策支部要員としての役割を担うことから、常日頃から災害に対する危機意識を持って災害対応に当たる。

2 事務執行に当たっての基本指針

(1) 組織としての機能の発揮

ア 管理監督者は、組織目標の達成に向けて、自ら先頭に立ち、柔軟な業務配分により組織の総合力を最大限に発揮し、複雑・多様化する税務事務を適切に処理するとともに、成果を上げる。

イ 管理監督者は、習熟度に応じて職場研修の機会を設けるなど新採職員、若手職員の早期育成を図るとともに、中堅職員との意見交換の機会を確保し、組織全体の執行力向上に努める。

また、常に部下職員の執務状況の把握に努め、適宜助言を与えるなど組織として問題の解決を心掛け、職員のメンタルヘルスに十分配慮する。

ウ 税務職員は、組織の一員としての自覚を持ち、常に「報告、連絡、相談」を励行するとともに、業務改善への意識を高め、迅速で効率的な事務執行に努める。

(2) 情報の適正管理

ア 税務情報が重要な個人情報であることを認識し、栃木県個人情報保護条例及び栃木県情報セキュリティ基本方針の趣旨に則り、税務情報を適正に管理する。

イ 個人番号を含む特定個人情報を取り扱う場合は、情報漏えい等のリスクを軽減するための措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組む。

ウ 誤入力、誤発送及び誤発信に起因する情報漏えいを防止するため、複数の職員による入力事項のチェックや、発送及び発信する郵便物等の確認を徹底する。

エ 税務情報等を有するハードディスク等の管理については、リース先への返却時に職員がデータ廃棄に立ち会うなど、情報流出防止を徹底する。

(3) ICTの活用

ICTを効果的に活用し、税務情報の発信等に努めるとともに、事務処理の改善、効率化を図る。

また、法人二税の電子申告・電子納税及び自動車保有関係手続のワンストップサービスの利用率向上に取り組む。

(4) 税務広報・租税教育の積極的な実施

ア 税知識の普及と納税意識の高揚を図り、適正な申告と自主納税を促進するため、広報媒体を活用した効果的な税務広報を積極的に実施する。

イ 次代を担う児童・生徒に対し、関係機関と連携し租税教育を積極的に実施する。

(5) ふるさと納税の促進

「ふるさと“とちぎ”応援寄附金」の広報を積極的に行うとともに、寄附者の利便性の向上や魅力ある返礼品の拡充を図り、ふるさと納税の促進に努める。

(6) 収納チャネルの拡大

スマートフォン収納の導入等、収納チャネルの拡大を進め、納税者の利便性の向上と納期内納付率の向上に努める。

3 各課（部）及び担当に関する事項

(1) 課税課（部）に関する事項

ア 的確な課税客体の把握と適正な課税標準の算定に努める。

イ 「課税事務マニュアル」を活用するほか、経営管理部フォルダ内にある情報交換制度の活用による事務所間の情報交換を密にするなどして、課税の均衡に努める。

(2) 収税課（部）に関する事項

ア 早期完納に向けた滞納整理に努めるとともに、滞納処分を適正に執行し租税債権の確保を図る。

イ 課長等は、徴収目標を設定し、適切な進行管理の下、職員の指導に当たる。

ウ 徴収不能な案件については、執行停止などの不良債権処理を適正に行う。

エ 地方税法第48条の徴取引受及び市町への併任支援を実施することにより、個人県民税の徴収率向上及び収入未済額の縮減に努める。

オ 個人県民税の現年度滞納事案に対する早期の徴収支援を行うとともに、市町と緊密に連携し共同催告や合同搜索等の滞納整理の取組を強化する。

カ 収納管理事務は税務事務の基本であり、正確かつ迅速な事務処理に努める。

(3) 管理課（部）に関する事項

ア 歳出予算の執行に当たっては、常に財務規則等関係法令への適合や支払遅延に留意するとともに、コスト意識を徹底し、計画的・効率的な執行に努める。

イ 法人調査課においては、太陽光発電事業法人・外形標準課税法人等に対する的確な課税客体の把握と適正な課税標準の算定に努める。

(4) 特別整理担当に関する事項

ア 市町への併任支援を重点的に実施し、個人県民税の徴収率向上及び収入未済額の縮減に努める。

イ 市町と緊密に連携し、合同搜索や不動産公売等の専門性の高い支援を実施する。

ウ 滞納整理の手法に関する課題別会議等を通じて、市町派遣職員の徴収スキルの向上に努める。

(5) 軽油引取税調査担当に関する事項

ア 的確な課税客体の把握と適正な課税標準の算定に努める。

イ 関係機関との連携や不正軽油110番の活用による情報収集などを通じ、不正軽油の撲滅に努めるとともに、悪質な事案に対しては、告発等厳しい対応で臨む。

ウ 担当者研修会の開催による職員の調査スキルの向上や、事務所間の事務処理方法の統一化を進めるなど、軽油業務全般に係る執行力向上に努める。

4 税制改正等に対する適切な対応

- (1) 法人事業税について、特別法人事業税（国税）の創設に伴う税率変更や電気供給業に係る課税方式の見直しがあったことから、改正内容を習熟して、県民等からの問合せに的確に対応する。
- (2) たばこ税について、本年10月に製造たばこの税率が引上げになることから事務処理に誤りがないよう留意する。
- (3) 国における税制改正の議論や景気の動向、企業の業績等を注視し、的確に税収額を見通し、その確保に努める。
- (4) 感染症等の発生や大規模災害時において、平時の業務遂行に困難が生ずる恐れがある場合には、栃木県業務継続計画に基づき行動するとともに、納税が困難な者等の置かれた状況に十分配慮して、納税の猶予を図るなど適切に対応する。

図1 令和元(2019)年度歳入歳出決算額構成 (一般会計)

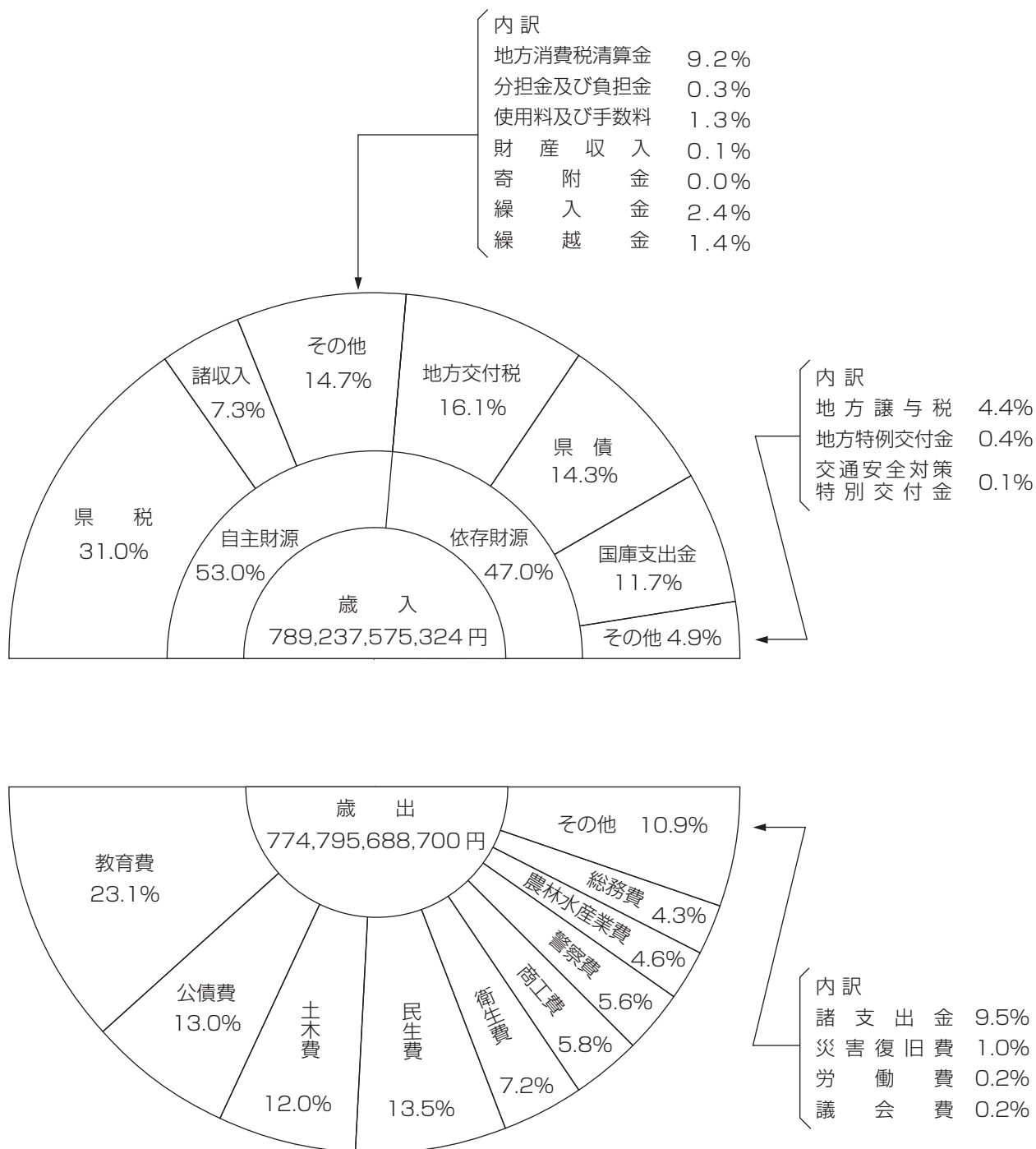


図2 歳入額に占める県税収入の割合累年比較（一般会計）

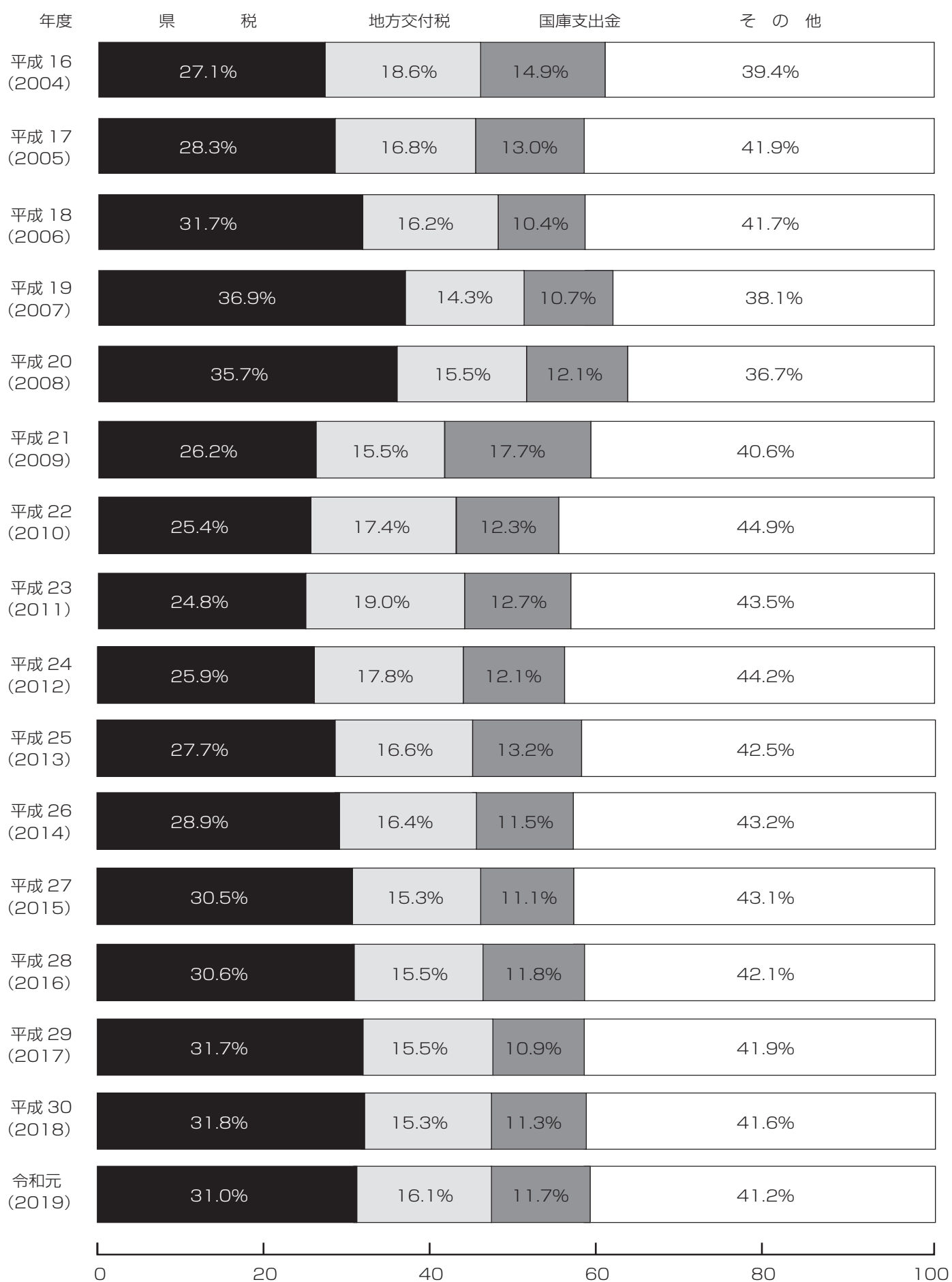
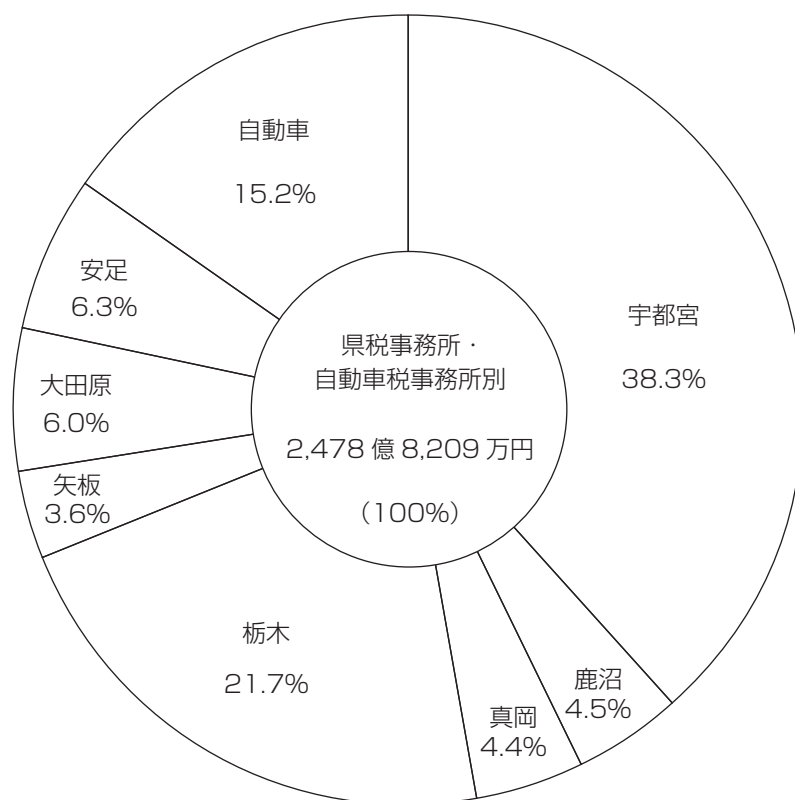
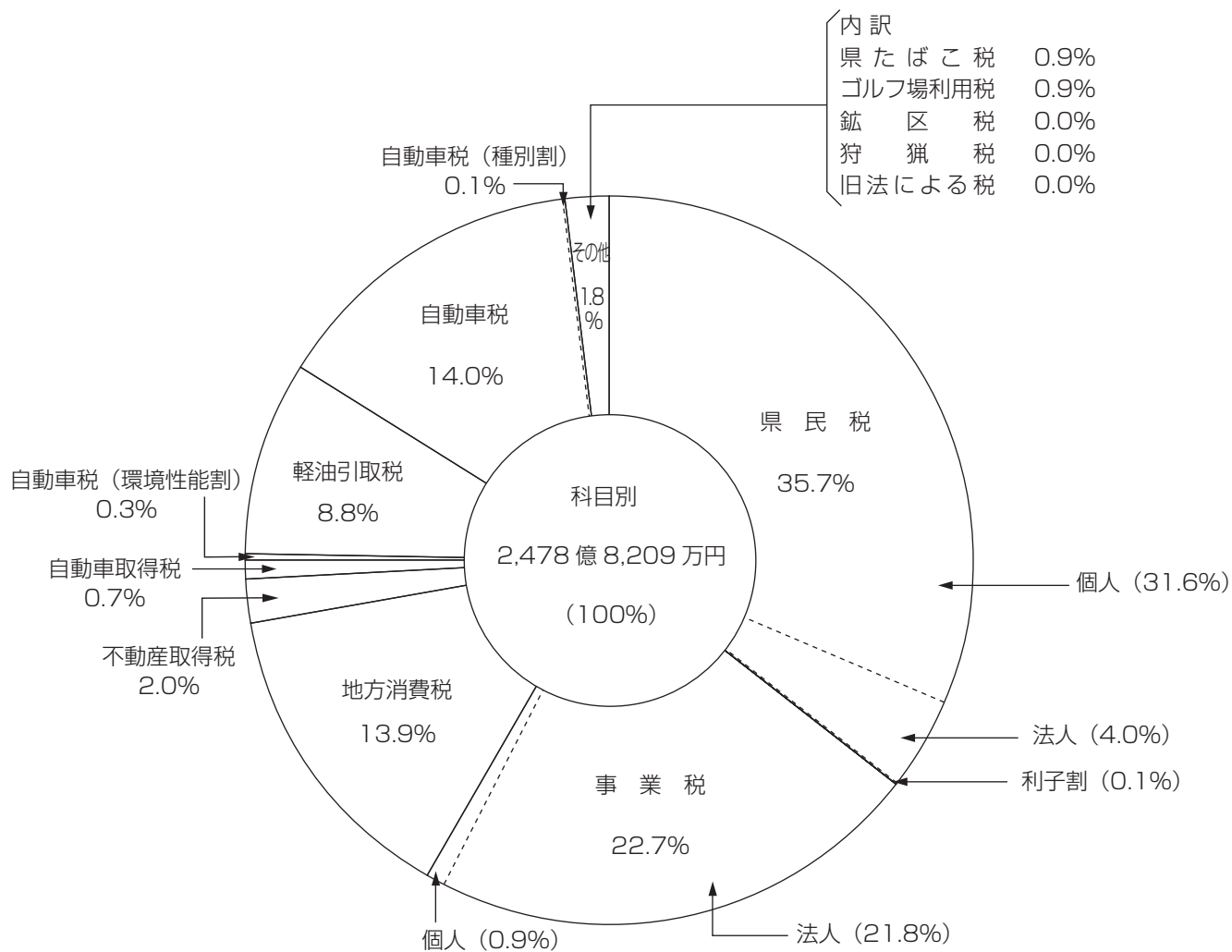


図3 令和元（2019）年度県税決算額構成

(1) 調定額



(2) 収入額

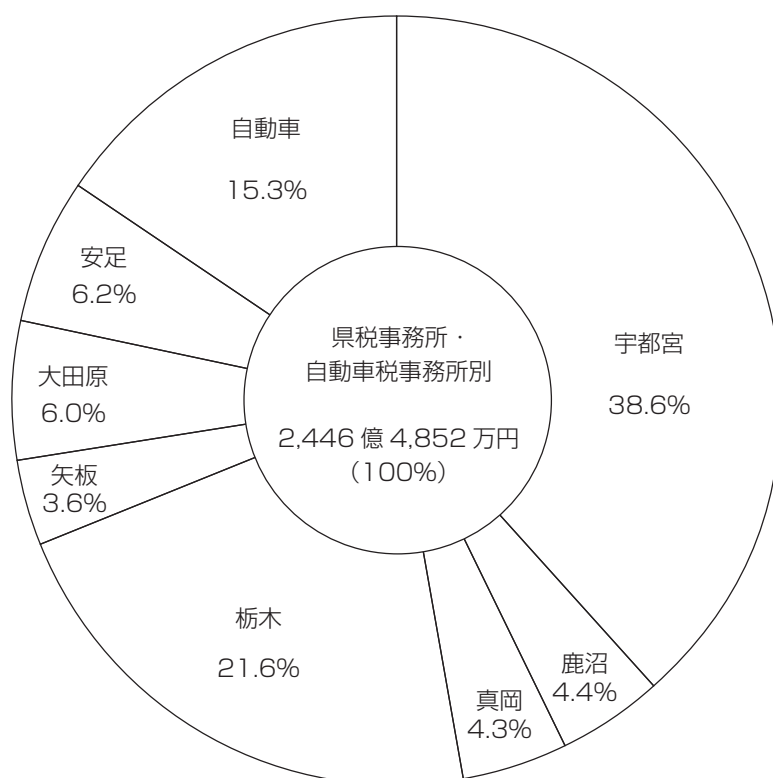
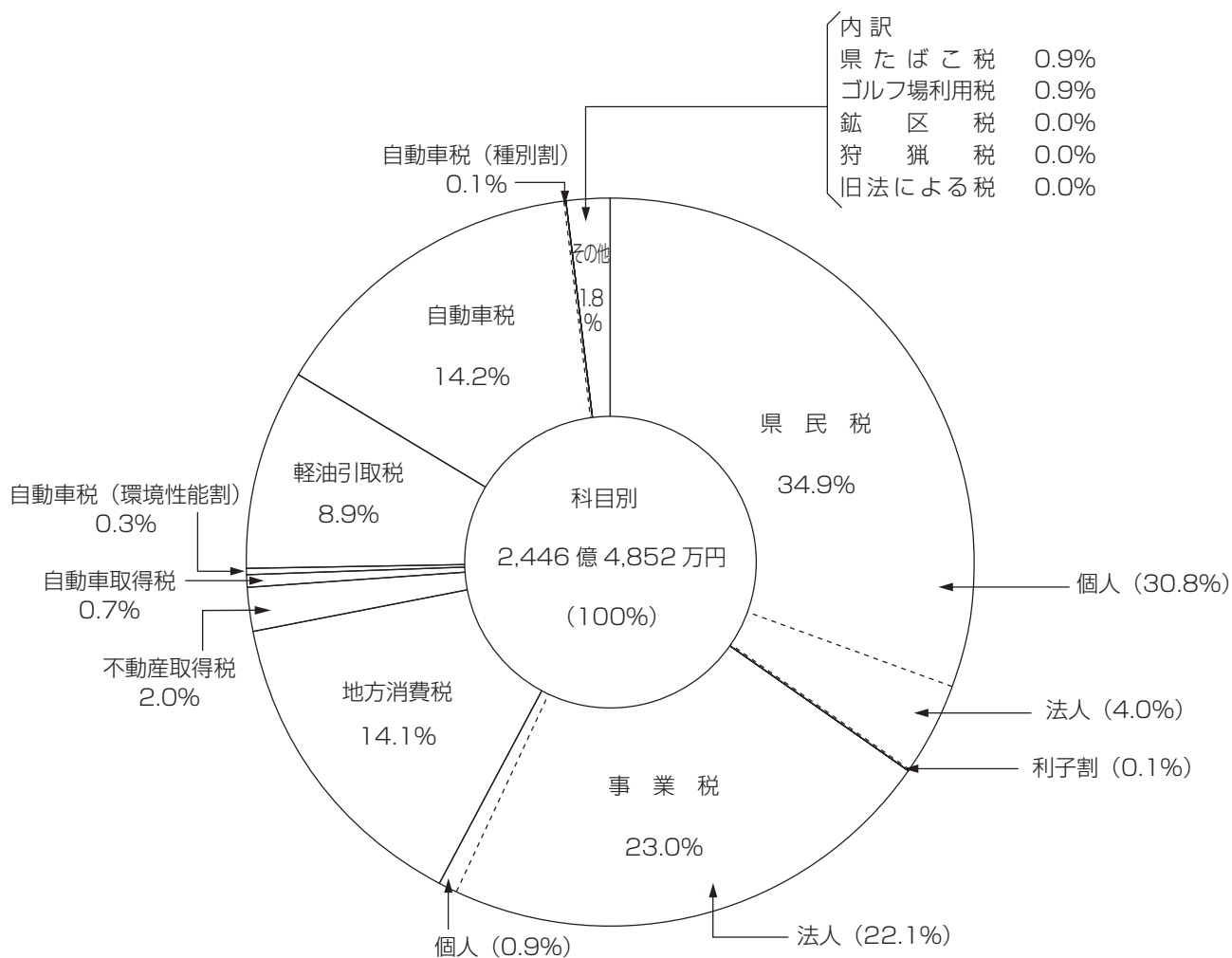
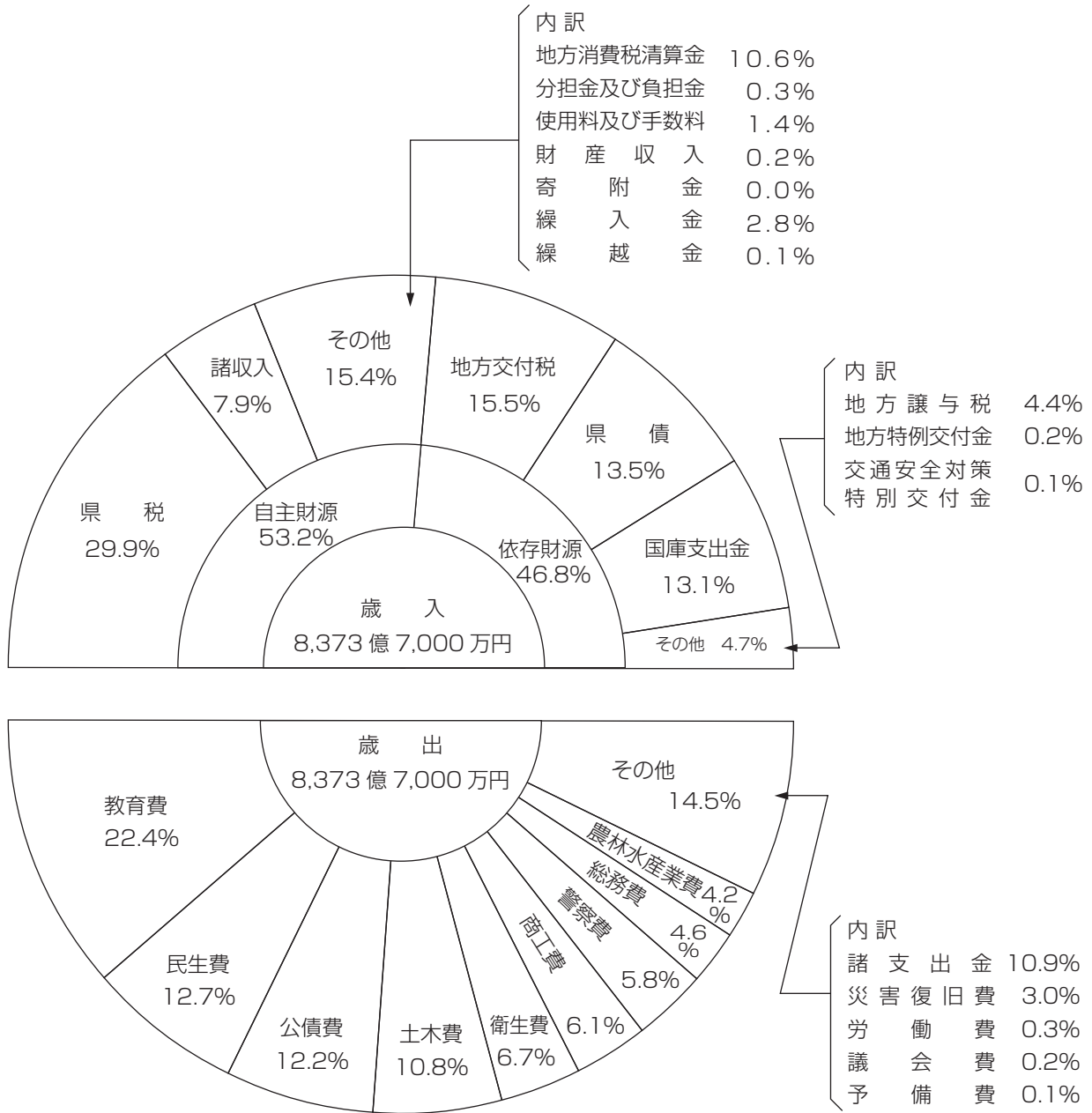


図4 令和2(2020)年度歳入歳出予算額(当初)構成



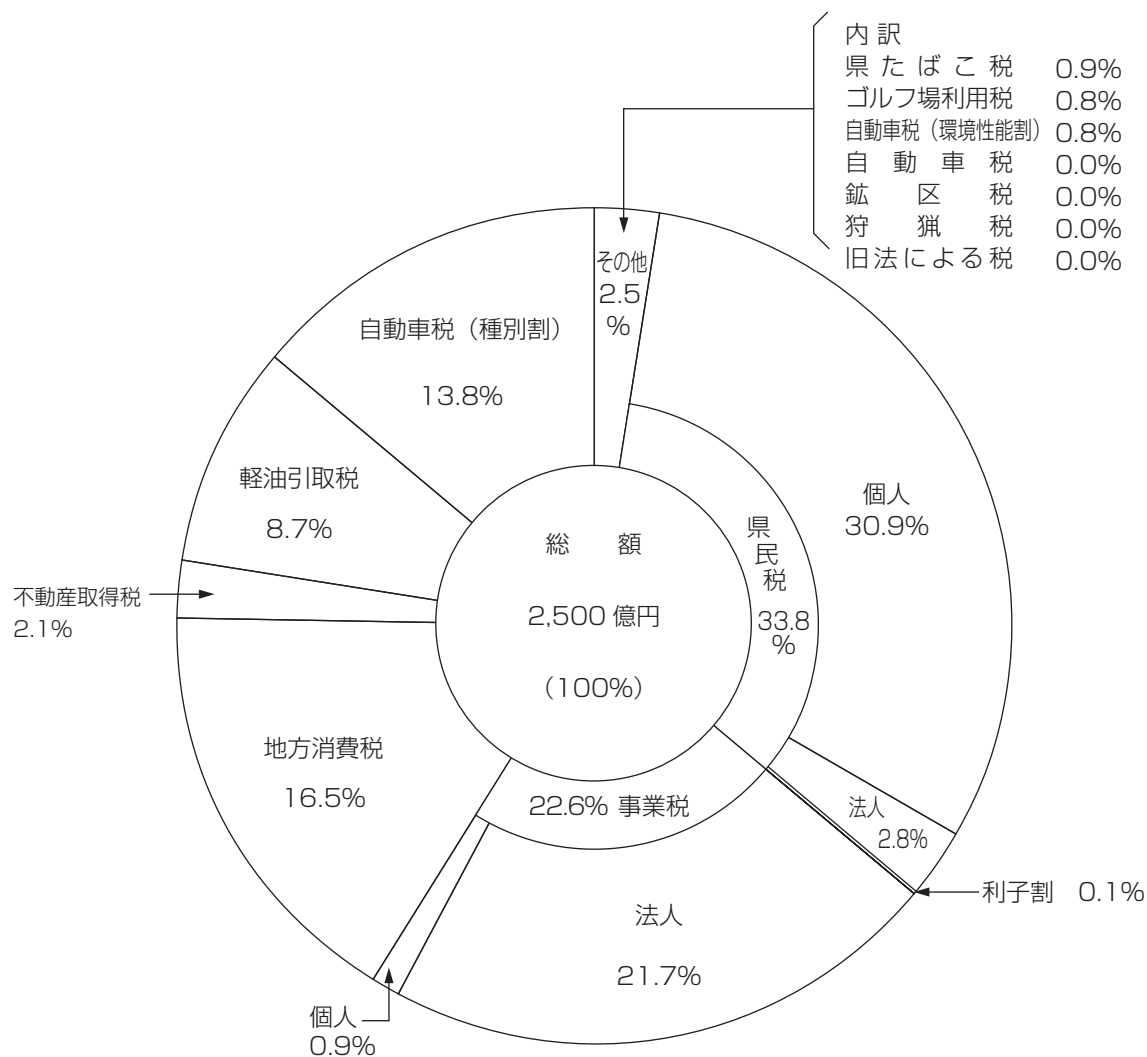
(1) 歳入

科目	予算額	構成比
	千円	%
総額	837,370,000	100.0
1 県税	250,000,000	29.9
2 地方消費税清算金	88,688,000	10.6
3 地方譲与税	37,297,000	4.5
4 地方特例交付金	1,500,000	0.2
5 地方交付税	129,800,000	15.5
6 交通安全対策特別交付金	600,000	0.1
7 分担金及び負担金	2,797,778	0.3
8 使用料及び手数料	11,308,210	1.4
9 国庫支出金	109,658,908	13.1
10 財産収入	1,491,970	0.2
11 寄附金	260,490	0.0
12 繰入金	23,204,133	2.8
13 繰越金	1,000,000	0.1
14 諸収入	66,563,511	7.9
15 県債	113,200,000	13.5

(2) 歳出

科目	予算額	構成比
	千円	%
総額	837,370,000	100.0
1 議会費	1,475,418	0.2
2 総務費	38,577,741	4.6
3 民生費	106,654,244	12.7
4 衛生費	56,142,115	6.7
5 労働費	2,123,011	0.3
6 農林水産業費	35,367,048	4.2
7 商工費	51,269,904	6.1
8 土木費	90,607,360	10.8
9 警察費	48,063,627	5.8
10 教育費	187,844,581	22.4
11 災害復旧費	24,895,916	3.0
12 公債費	102,463,885	12.2
13 諸支出金	91,385,150	10.9
14 予備費	500,000	0.1

図5 令和2(2020)年度県税予算額(当初)構成



科目	予算額	構成比
	千円	%
総額	250,000,000	100.0
県民税	84,398,000	33.8
個人	77,281,000	30.9
法人	6,892,000	2.8
利子割	225,000	0.1
事業税	56,507,000	22.6
個人	2,148,000	0.9
法人	54,359,000	21.7
地方消費税	41,173,000	16.5
不動産取得税	5,260,000	2.1
県たばこ税	2,180,000	0.9
ゴルフ場利用税	2,050,000	0.8
自動車税種別割	34,574,000	13.8
自動車税	29,000	0.0
鋳区税	7,000	0.0
自動車税環境性能割	1,944,000	0.8
軽油引取税	21,855,000	8.7
狩猟税	23,000	0.0
旧法による税	0	0.0

図6 県税収入決算額の推移

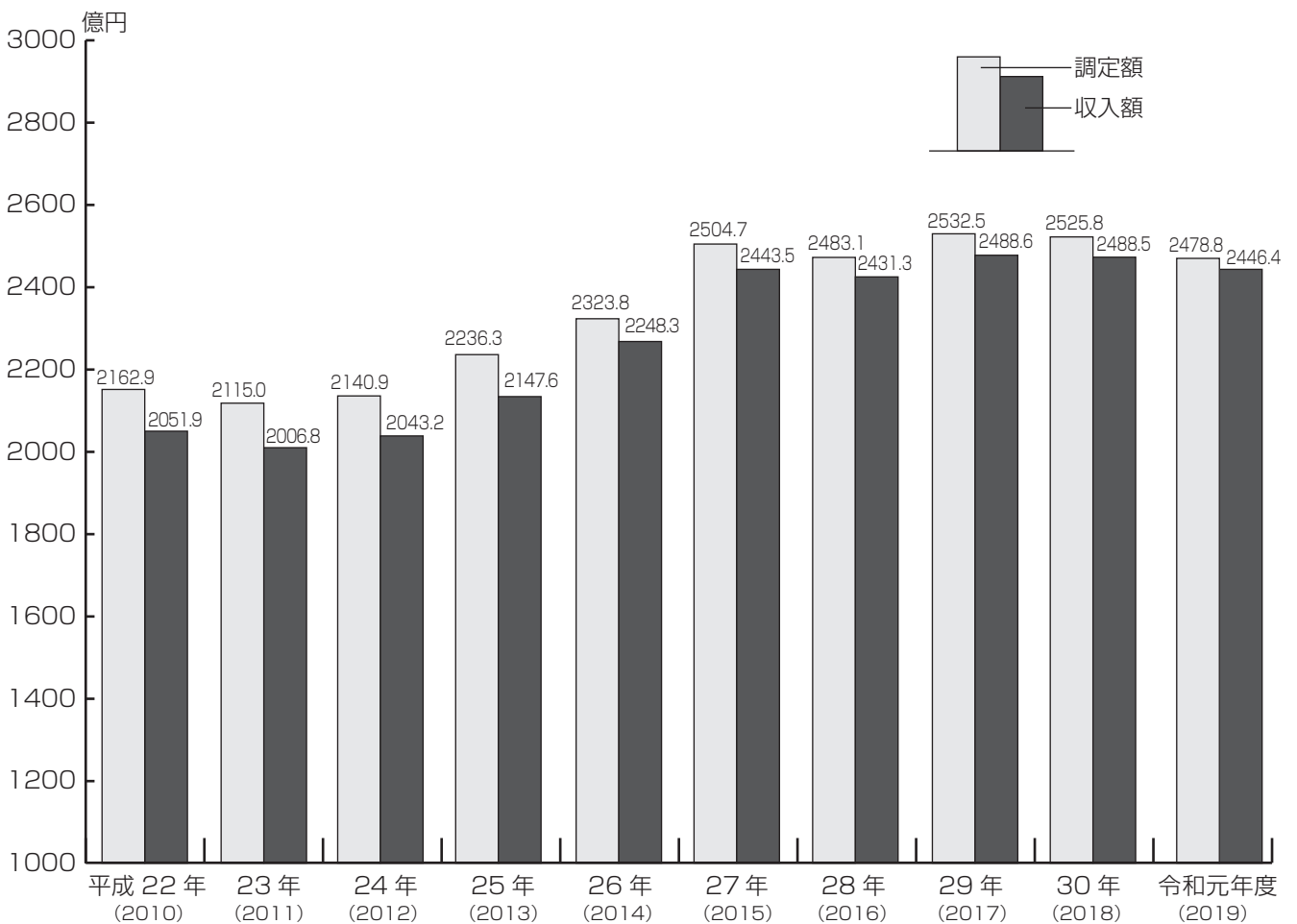
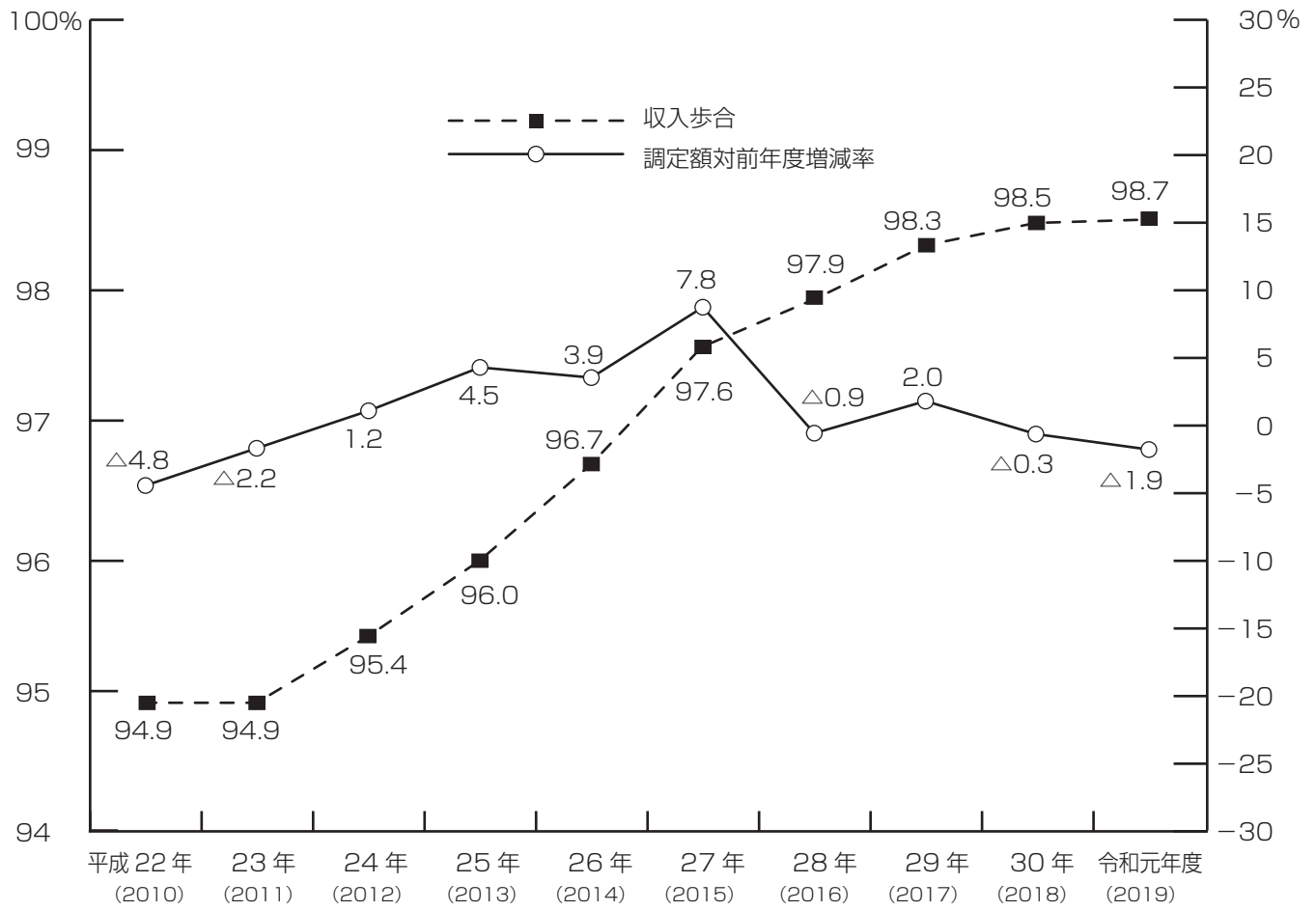


図7 令和元（2019）年度県税月別調定収入状況構成

単位：円、%

月 別	調定額	構成比	収入額	構成比
総 額	247,882,099,383	100.0	244,648,525,195	100.0
4 月	28,349,383,019	11.4	4,627,111,524	1.9
5 月	98,714,397,391	39.8	27,251,466,926	11.1
6 月	23,835,093,586	9.6	40,578,274,337	16.6
7 月	11,541,611,894	4.7	20,119,863,546	8.2
8 月	11,114,224,034	4.5	15,690,001,426	6.4
9 月	7,472,595,877	3.0	19,120,242,990	7.8
10 月	7,886,418,576	3.2	14,037,655,732	5.7
11 月	24,954,897,942	10.1	15,889,928,525	6.5
12 月	6,858,118,435	2.8	28,978,846,405	11.8
1 月	9,523,959,445	3.8	14,615,175,950	6.0
2 月	7,805,699,984	3.1	12,731,721,381	5.2
3 月以降	9,825,699,200	4.0	31,008,236,453	12.7

(注) 構成比は、月別に四捨五入しているため合計が100.0%にならないことがある。

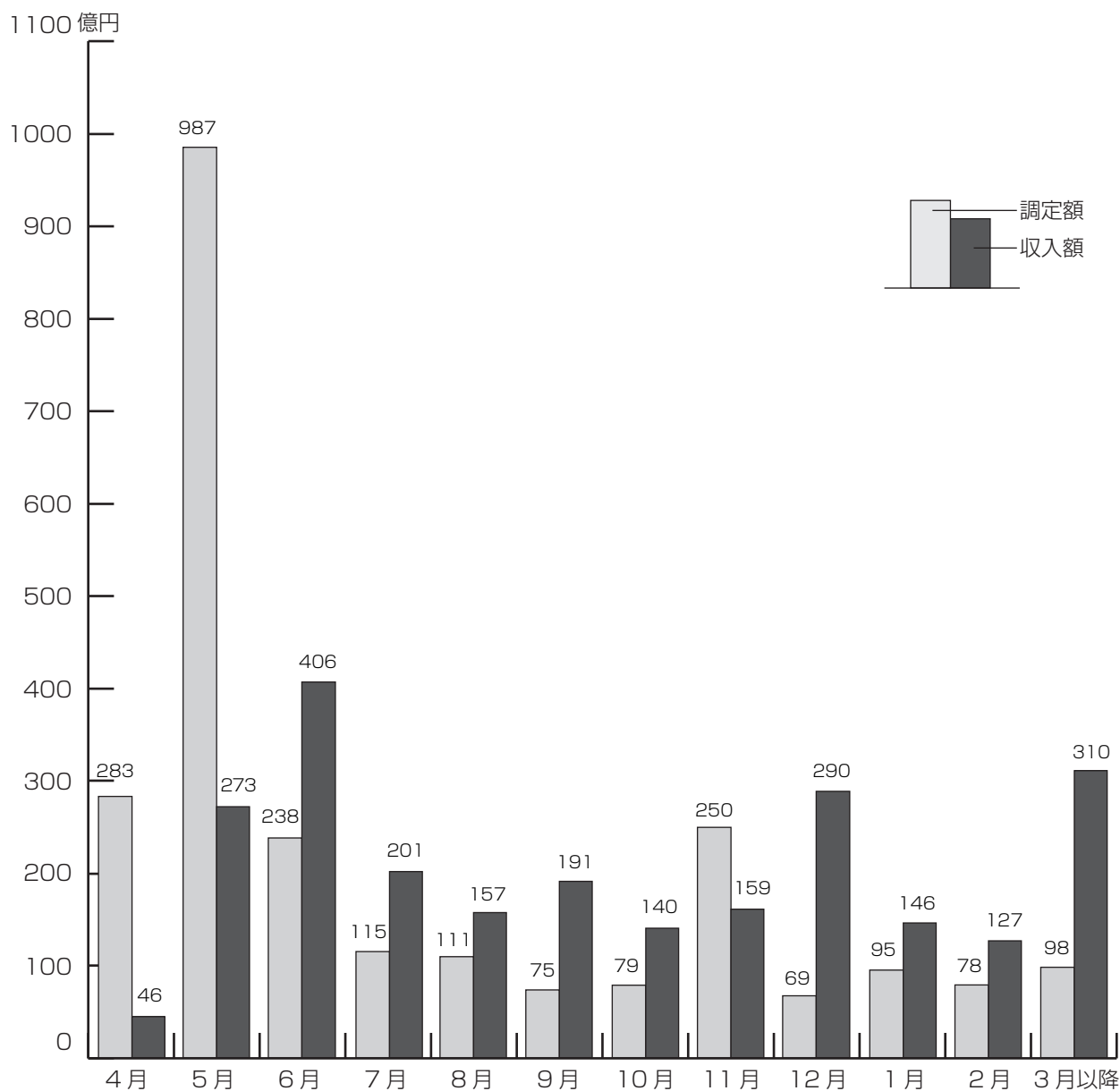


図8 県税収入額の構成比累年比較

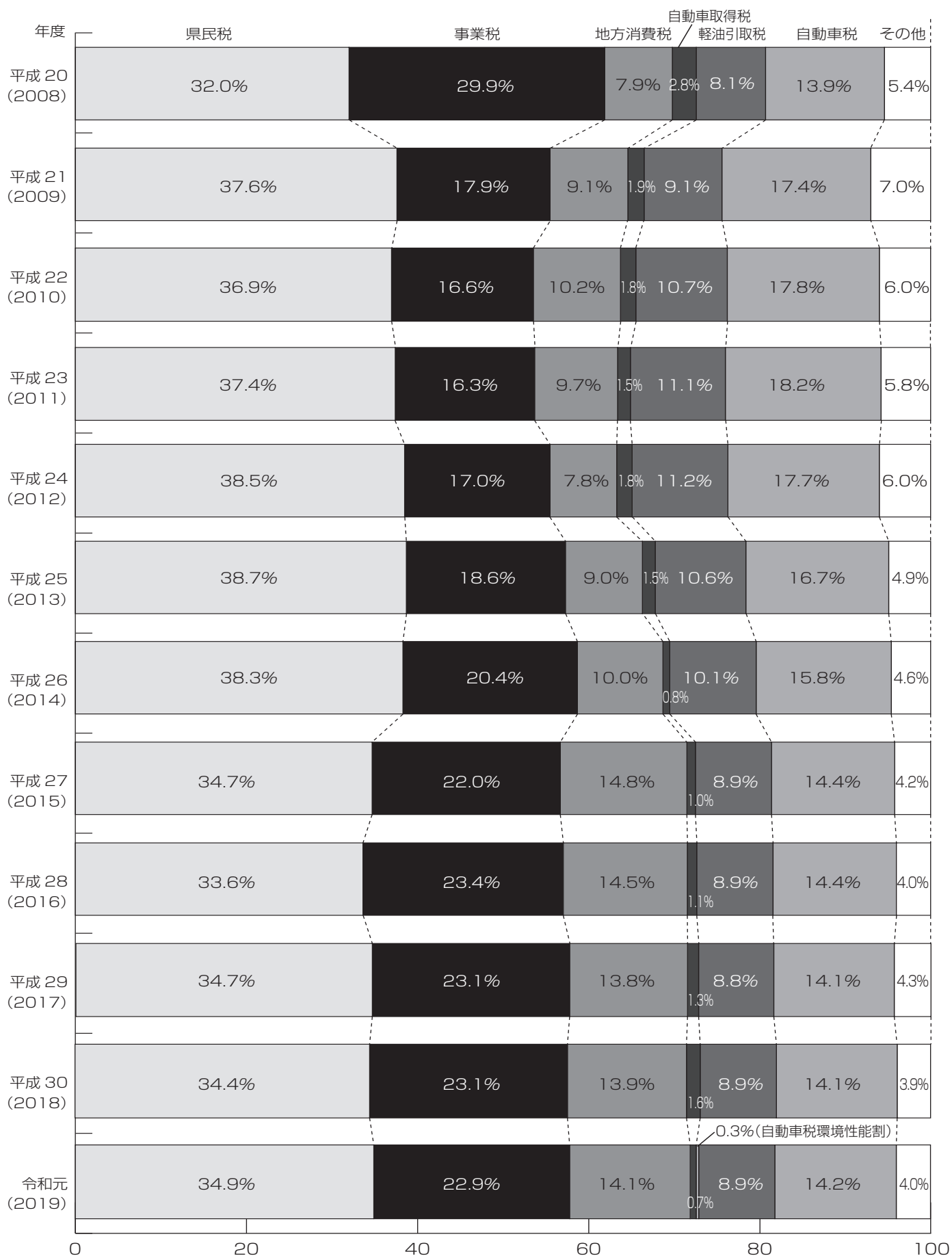


図9 県税収入未済額の推移

単位：千円

	平成22年度 (2010)	平成23年度 (2011)	平成24年度 (2012)	平成25年度 (2013)	平成26年度 (2014)	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)
個人県民税	7,014,391	7,098,299	6,655,813	6,118,473	5,644,699	4,811,756	4,048,476	3,405,229	2,893,018	2,629,003
法人県民税	112,752	109,899	91,271	72,631	43,079	35,618	34,739	22,138	18,034	18,390
個人事業税	194,888	169,001	138,898	120,951	103,833	63,516	43,106	40,909	56,481	56,051
法人事業税	298,886	288,101	234,486	173,349	59,504	60,771	75,952	37,084	40,855	27,690
不動産取得税	564,323	547,022	479,800	324,676	186,140	142,911	91,932	66,857	58,759	48,186
軽油引取税	687,940	693,774	90,009	110,321	98,672	6,770	6,696	3,450	3,914	2,812
自動車税	912,231	762,256	652,483	516,418	376,798	264,500	173,077	123,231	105,227	106,882
その他の税	479,948	465,557	398,184	109,439	1,838	243	243	150	0	597
総額	10,265,359	10,133,909	8,740,944	7,546,258	6,514,563	5,386,085	4,474,221	3,699,048	3,176,288	2,889,611

億円

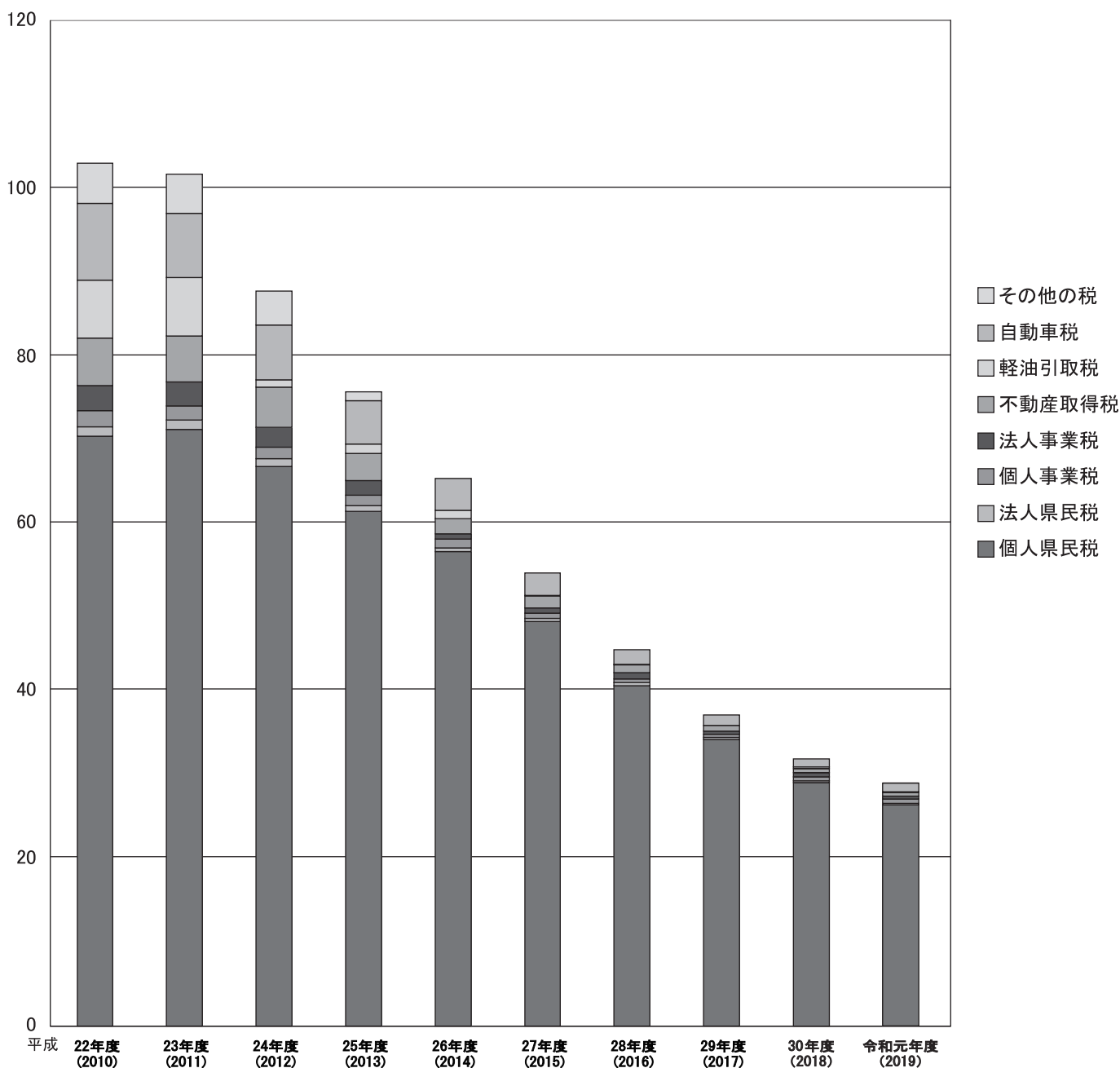
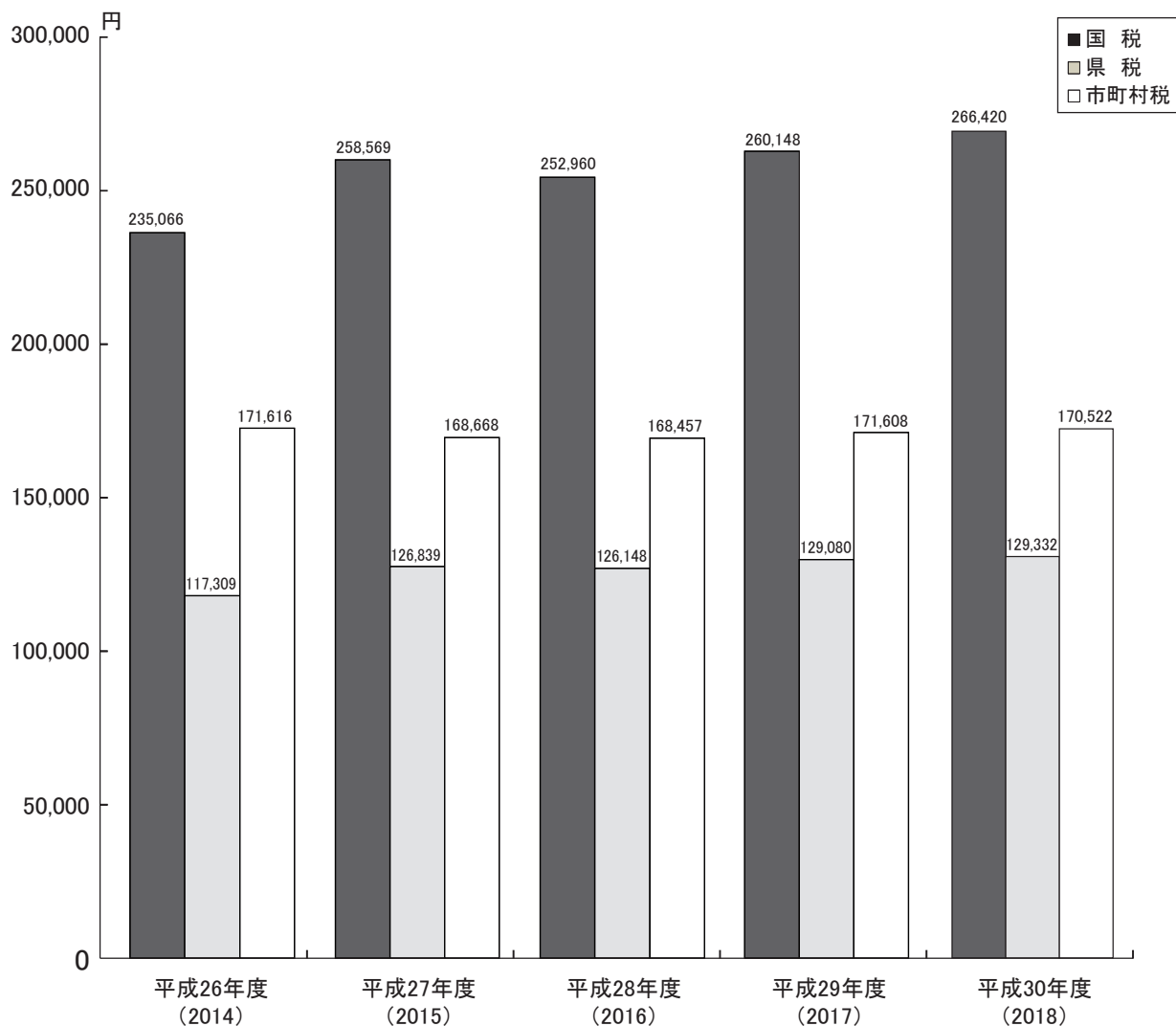


図 10 県民1人当たり三税（国税・県税・市町村税）負担額累年比較

区分			年度	平成 26 年度 (2014)	平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)
				千円	千円	千円	千円	千円
国	税	額		465,656,177	510,602,321	497,932,034	510,399,778	520,297,703
県	税	額		232,384,074	250,472,332	248,313,748	253,249,548	252,576,604
市 町 村	税	額		339,964,183	333,072,335	331,595,468	336,689,144	333,016,562
合	計			1,038,004,434	1,094,146,988	1,077,841,250	1,100,338,470	1,105,890,869
				円	円	円	円	円
国 税	1 人 当 たり 負 担 額			235,066	258,569	252,960	260,148	266,420
	一 世 帯 当 たり 負 担 額			602,368	653,647	645,311	654,046	660,461
県 税	1 人 当 たり 負 担 額			117,309	126,839	126,148	129,080	129,332
	一 世 帯 当 たり 負 担 額			300,610	320,642	321,810	324,524	320,618
市 町 村 税	1 人 当 たり 負 担 額			171,616	168,668	168,457	171,608	170,522
	一 世 帯 当 たり 負 担 額			439,774	426,382	429,742	431,446	422,728
合 計	1 人 当 たり 負 担 額			523,991	554,077	547,565	560,835	566,274
	一 世 帯 当 たり 負 担 額			1,342,751	1,400,671	1,396,862	1,410,016	1,403,807
人 口				人	人	人	人	人
				1,980,960	1,974,720	1,968,425	1,961,963	1,952,926
世 帯 数				世 帯	世 帯	世 帯	世 帯	世 帯
				773,043	781,159	771,616	780,373	787,780

- (注) 1 人口及び世帯数は栃木県毎月人口統計調査各年 10 月 1 日現在による。
 2 各税額は現年度課税分調定額である。
 3 市町村税は国民健康保険税(料)を含まない。



第 1 県 財 政

1 一般会計決算見込額

(1) 歳入

単位：円、%

科 目	予算額	決算額	決算額 構成比	予算額に対する 決算額の増減
総 額	893,017,865,053	789,237,575,324	100.0	△ 103,780,289,729
1 県 税	244,000,000,000	244,648,525,195	31.0	648,525,195
2 地方消費税清算金	72,370,000,000	72,370,941,314	9.2	941,314
3 地方譲与税	34,406,595,000	34,360,044,069	4.4	△ 46,550,931
4 地方特例交付金	2,840,428,000	2,840,428,000	0.4	-
5 地方交付税	127,717,363,000	127,008,782,000	16.1	△ 708,581,000
6 交通安全対策特別交付金	455,201,000	455,201,000	0.1	-
7 分担金及び負担金	2,893,182,485	2,594,781,888	0.3	△ 298,400,597
8 使用料及び手数料	10,988,120,000	10,505,800,850	1.3	△ 482,319,150
9 国庫支出金	139,403,696,684	92,439,526,505	11.7	△ 46,964,170,179
10 財産収入	1,298,287,000	1,176,981,651	0.1	△ 121,305,349
11 寄附金	223,657,000	279,882,285	0.0	56,225,285
12 繰入金	20,416,746,000	18,613,726,550	2.4	△ 1,803,019,450
13 繰越金	11,074,600,194	11,074,600,650	1.4	456
14 諸収入	73,163,121,690	57,897,486,701	7.3	△ 15,265,634,989
15 県債	151,766,867,000	112,970,866,666	14.3	△ 38,796,000,334

- (注) 1 継続費及び繰越事業費繰越額財源充当額を含む。
2 構成比は、科目毎に四捨五入しているため、合計が100.0%にならないことがある。

(2) 歳出

単位：円、%

科 目	予算額	決算額	決算額 構成比	予算額に対する 決算額の増減
総 額	893,017,865,053	774,795,688,700	100.0	△ 118,222,176,353
1 議会費	1,480,070,000	1,412,365,310	0.2	△ 67,704,690
2 総務費	36,438,386,622	32,935,526,206	4.3	△ 3,502,860,416
3 民生費	108,019,979,800	104,233,737,421	13.5	△ 3,786,242,379
4 衛生費	57,638,636,200	55,561,590,977	7.2	△ 2,077,045,223
5 労働費	1,947,608,000	1,796,448,953	0.2	△ 151,159,047
6 農林水産業費	47,888,452,148	35,557,407,535	4.6	△ 12,331,044,613
7 商工費	61,224,374,000	45,066,892,676	5.8	△ 16,157,481,324
8 土木費	142,123,717,242	93,303,559,747	12.0	△ 48,820,157,495
9 警察費	44,114,124,525	43,548,037,503	5.6	△ 566,087,022
10 教育費	184,966,517,716	178,903,998,283	23.1	△ 6,062,519,433
11 災害復旧費	32,049,734,800	7,787,615,098	1.0	△ 24,262,119,702
12 公債費	100,602,302,000	100,593,471,619	13.0	△ 8,830,381
13 諸支出金	74,510,320,000	74,095,037,372	9.6	△ 415,282,628
14 予備費	13,642,000	-	-	△ 13,642,000

- (注) 1 継続費及び繰越事業費繰越額財源充当額を含む。
2 構成比は、科目毎に四捨五入しているため、合計が100.0%にならないことがある。

2 一般会計決算額累年比較

(1) 歳入

科 目	平成 27 年度 (2015)			平成 28 年度 (2016)		
	決算額	前年度比	構成比	決算額	前年度比	構成比
総 額	802,262,037,311	103.1	100.0	793,568,979,274	98.9	100.0
1 県 税	244,349,497,063	108.7	30.5	243,126,978,582	99.5	30.6
2 地方消費税清算金	77,965,779,192	164.4	9.7	69,897,787,219	89.7	8.8
3 地方譲与税	36,031,702,137	91.6	4.5	30,474,996,000	84.6	3.8
4 地方特例交付金	798,175,000	101.3	0.1	838,562,000	105.1	0.1
5 地方交付税	122,681,899,000	96.0	15.3	122,753,027,000	100.1	15.5
6 交通安全対策特別交付金	581,823,000	105.0	0.1	552,558,000	95.0	0.1
7 分担金及び負担金	3,344,639,290	122.1	0.4	2,869,113,955	85.8	0.4
8 使用料及び手数料	9,601,218,335	113.9	1.2	10,940,729,037	114.0	1.4
9 国庫支出金	89,121,986,461	99.1	11.1	93,603,093,743	105.0	11.8
10 財産収入	1,430,073,553	109.5	0.2	1,379,965,203	96.5	0.2
11 寄附金	161,013,258	156.5	0.0	123,154,594	76.5	0.0
12 繰入金	22,792,605,260	75.0	2.8	17,675,044,559	77.5	2.2
13 繰越金	14,022,035,834	104.0	1.7	13,078,137,566	93.3	1.6
14 諸収入	95,293,989,928	92.0	11.9	92,842,831,816	97.4	11.7
15 県債	84,085,600,000	95.8	10.5	93,413,000,000	111.1	11.8

(注) 構成比は、科目毎に四捨五入しているため、合計が 100.0%にならないことがある。

(2) 歳出

科 目	平成 27 年度 (2015)			平成 28 年度 (2016)		
	決算額	前年度比	構成比	決算額	前年度比	構成比
総 額	789,183,899,745	103.2	100.0	785,673,581,945	99.6	100.0
1 議会費	1,410,097,179	101.9	0.2	1,415,305,261	100.4	0.2
2 総務費	37,945,924,024	88.8	4.8	36,517,643,472	96.2	4.6
3 民生費	88,887,274,389	102.4	11.3	93,831,650,807	105.6	11.9
4 衛生費	60,185,900,141	109.8	7.6	57,094,945,242	94.9	7.3
5 労働費	4,920,213,200	103.2	0.6	1,933,341,477	39.3	0.2
6 農林水産業費	34,748,006,892	96.4	4.4	32,868,712,642	94.6	4.2
7 商工費	78,290,249,106	88.8	9.9	74,806,690,560	95.6	9.5
8 土木費	66,047,126,525	90.0	8.4	73,630,834,653	111.5	9.4
9 警察費	43,622,940,731	105.5	5.5	45,355,923,750	104.0	5.8
10 教育費	180,267,422,472	98.8	22.8	177,976,949,763	98.7	22.7
11 災害復旧費	9,488,458,278	1,590.8	1.2	13,595,818,699	143.3	1.7
12 公債費	102,636,709,671	102.1	13.0	102,575,240,778	99.9	13.1
13 諸支出金	80,733,577,137	156.9	10.2	74,070,524,841	91.7	9.4
14 予備費	-	-	-	-	-	-

(注) 構成比は、科目毎に四捨五入しているため、合計が 100.0%にならないことがある。

単位：円、%

平成 29 年度 (2017)			平成 30 年度 (2018)			令和元年度 (2019)		
決算額	前年度比	構成比	決算額	前年度比	構成比	決算額	前年度比	構成比
786,142,557,515	99.1	100.0	783,678,102,766	99.7	100.0	789,237,575,324	100.7	100.0
248,857,064,008	102.4	31.7	248,853,151,934	100.0	31.8	244,648,525,195	98.3	31.0
74,012,858,338	105.9	9.4	76,514,830,597	103.4	9.8	72,370,941,314	94.6	9.2
31,441,732,000	103.2	4.0	35,129,833,000	111.7	4.5	34,360,044,069	97.8	4.4
913,382,000	108.9	0.1	1,058,420,000	115.9	0.1	2,840,428,000	268.4	0.4
121,949,632,000	99.3	15.5	119,896,452,000	98.3	15.3	127,008,782,000	105.9	16.1
528,430,000	95.6	0.1	474,514,000	89.8	0.1	455,201,000	95.9	0.1
2,368,113,097	82.5	0.3	2,854,349,462	120.5	0.4	2,594,781,888	90.9	0.3
10,939,852,463	100.0	1.4	10,521,786,159	96.2	1.3	10,505,800,850	99.8	1.3
85,759,192,365	91.6	10.9	88,685,564,605	103.4	11.3	92,439,526,505	104.2	11.7
1,445,640,896	104.8	0.2	1,309,927,482	90.6	0.2	1,176,981,651	89.9	0.1
330,041,913	268.0	0.0	117,606,085	35.6	0.0	279,882,285	238.0	0.0
21,665,702,742	122.6	2.8	10,891,426,855	50.3	1.4	18,613,726,550	170.9	2.4
7,895,397,329	60.4	1.0	11,503,177,039	145.7	1.5	11,074,600,650	96.3	1.4
86,989,518,364	93.7	11.1	70,553,063,548	81.1	9.0	57,897,486,701	82.1	7.3
91,046,000,000	97.5	11.6	105,314,000,000	115.7	13.4	112,970,866,666	107.3	14.3

単位：円、%

平成 29 年度 (2017)			平成 30 年度 (2018)			令和元年度 (2019)		
決算額	前年度比	構成比	決算額	前年度比	構成比	決算額	前年度比	構成比
774,639,380,476	98.6	100.0	772,603,502,116	99.7	100.0	774,795,688,700	100.3	100.0
1,412,110,250	99.8	0.2	1,374,947,299	97.4	0.2	1,412,365,310	102.7	0.2
38,098,502,418	104.3	4.9	42,036,737,720	110.3	5.4	32,935,526,206	78.3	4.3
94,380,398,304	100.6	12.2	90,833,109,957	96.2	11.8	104,233,737,421	114.8	13.5
56,122,986,087	98.3	7.2	57,323,299,899	102.1	7.4	55,561,590,977	96.9	7.2
2,428,320,369	125.6	0.3	1,810,880,556	74.6	0.2	1,796,448,953	99.2	0.2
34,505,056,280	105.0	4.5	34,390,402,443	99.7	4.5	35,557,407,535	103.4	4.6
71,891,697,841	96.1	9.3	50,210,734,830	69.8	6.5	45,066,892,676	89.8	5.8
78,242,496,507	106.3	10.1	95,312,605,780	121.8	12.3	93,303,559,747	97.9	12.0
41,633,858,492	91.8	5.4	42,317,312,686	101.6	5.5	43,548,037,503	102.9	5.6
176,440,903,965	99.1	22.8	176,527,492,268	100.0	22.8	178,903,998,283	101.3	23.1
516,253,012	3.8	0.1	889,331,788	172.3	0.1	7,787,615,098	875.7	1.0
101,477,819,963	98.9	13.1	100,632,468,507	99.2	13.0	100,593,471,619	100.0	13.0
77,488,976,988	104.6	10.0	78,944,178,383	101.9	10.2	74,095,037,372	93.9	9.6
-	-	-	-	-	-	-	-	-

3 県税・地方譲与税収入額と基準財政収入額との累年比較

税目	平成 28 年度 (2016)				平成 29 年度 (2017)			
	基準財政収入額 ①	標準税収入額 ①× $\frac{100}{75}$ ②	決 算 額 ③	③/②	基準財政収入額 ①	標準税収入額 ①× $\frac{100}{75}$ ②	決 算 額 ③	③/②
総 額	224,812,249	290,549,065	271,652,582	0.93	221,563,213	286,162,367	277,701,595	0.97
県 税	197,117,355	262,823,140	239,513,466	0.91	193,490,966	257,987,955	244,818,051	0.95
県 民 税	67,462,301	89,949,735	81,510,208	0.91	67,419,263	89,892,351	85,845,492	0.95
個 人	60,125,730	80,167,640	71,471,828	0.89	60,738,025	80,984,033	74,469,203	0.92
法 人	7,166,395	9,555,193	9,813,380	1.03	6,566,622	8,755,496	11,091,211	1.27
利 子 割	170,176	226,901	225,000	0.99	114,616	152,821	285,078	1.87
事 業 税	(48,990,575)	65,320,767		(0.87)	(46,235,166)	61,646,888		(0.93)
個 人	48,990,575	65,320,767	57,004,046	0.87	46,235,123	61,646,831	57,602,720	0.93
法 人	1,505,963	2,007,951	1,946,751	0.97	1,450,594	1,934,125	2,046,956	1.06
(47,484,612)	63,312,816		(0.87)	(44,784,572)	59,712,763		(0.93)	
47,484,612	63,312,816	55,057,295	0.87	44,784,529	59,712,705	55,555,764	0.93	
地 方 消 費 税	32,307,540	43,076,720	35,342,010	0.82	31,290,819	41,721,092	34,370,990	0.82
譲 渡 割	22,991,750	30,655,667	35,003,047	1.14	22,706,105	30,274,807	34,062,727	1.13
貨 物 割	9,315,790	12,421,053	338,963	0.03	8,584,714	11,446,285	308,263	0.03
(3,275,231)	4,366,975		(1.13)	(3,496,787)	4,662,383		(1.29)	
3,275,231	4,366,975	4,946,959	1.13	3,496,787	4,662,383	6,011,464	1.29	
県 た ば こ 税	1,825,669	2,434,225	2,411,204	0.99	1,822,086	2,429,448	2,268,878	0.93
ゴ ル フ 場 利 用 税	530,107	706,809	700,000	0.99	533,984	711,979	679,922	0.95
自 動 車 税	26,146,620	34,862,160	34,936,535	1.00	26,078,652	34,771,536	35,037,627	1.01
自動車税(種別割)	-	-	-	-	-	-	-	-
鉾 区 税	5,331	7,108	7,305	1.03	5,402	7,203	7,292	1.01
狩 猟 者 登 録 税	-	-	-	-	-	-	-	-
自 動 車 取 得 税	459,500	612,667	931,000	1.52	625,337	833,783	1,143,947	1.37
自動車税(環境性能割)	-	-	-	-	-	-	-	-
軽 油 引 取 税	16,114,481	21,485,975	21,724,199	1.01	15,983,513	21,311,351	21,849,719	1.03
地 方 譲 与 税	26,274,121	26,274,121	30,747,996	1.17	26,669,793	26,669,793	31,441,732	1.18
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	613,241	613,241	552,558	0.90	591,237	591,237	528,430	0.89
地 方 特 例 交 付 金	628,922	838,563	838,562	1.00	685,037	913,383	913,382	1.00
特 別 交 付 金 等	-	-	-	-	-	-	-	-
東日本大震災に係る特例加算額	178,610	-	-	-	126,180	-	-	-

- (注) 1 県税収入決算額及び基準財政収入額には狩猟税を含まないものである。
2 県民税利子割、ゴルフ場利用税及び自動車取得税については、市町村への交付金交付後の額である。
3 () は、法人事業税及び不動産取得税の課税免除に係る額を含んだものである。
4 地方譲与税及び交通安全対策特別交付金の標準税収入額は、基準財政収入額と同額である。

単位：千円

平成 30 年度 (2018)				令和元年度 (2019)			
基準財政収入額 ①	標準税収入額 ①× $\frac{100}{75}$ ②	決 算 額 ③	③/②	基準財政収入額 ①	標準税収入額 ①× $\frac{100}{75}$ ②	決 算 額 ③	③/②
222,751,839	287,947,076	280,890,485	0.98	225,784,650	291,491,446	278,347,004	0.95
195,135,890	260,181,187	244,227,718	0.94	196,364,190	261,818,920	240,691,331	0.92
69,436,455	92,581,940	85,182,942	0.92	69,606,261	92,808,348	85,178,292	0.92
61,632,603	82,176,804	74,239,583	0.90	62,652,486	83,536,648	75,283,871	0.90
7,623,069	10,164,092	10,676,055	1.05	6,728,446	8,971,261	9,783,435	1.09
180,783	241,044	267,304	1.11	225,329	300,439	110,986	0.37
(44,130,465)	58,840,620		(0.98)	(42,365,783)	56,487,711		(0.99)
44,129,713	58,839,617	57,596,800	0.98	42,364,007	56,485,343	56,083,338	0.99
1,518,389	2,024,519	2,147,046	1.06	1,535,009	2,046,679	2,150,499	1.05
(42,612,076)	56,816,101		(0.98)	(40,830,774)	54,441,032		(0.99)
42,611,324	56,815,099	55,449,754	0.98	40,828,998	54,438,664	53,932,839	0.99
32,538,509	43,384,679	34,714,213	0.80	35,000,047	46,666,729	34,405,584	0.74
24,081,682	32,108,909	34,400,520	1.07	24,136,548	32,182,064	33,986,349	1.06
8,456,827	11,275,769	313,693	0.03	10,863,499	14,484,665	419,235	0.03
(3,647,646)	4,863,528		(1.06)	(3,658,592)	4,878,123		(1.02)
3,646,306	4,861,741	5,175,633	1.06	3,658,592	4,878,123	4,966,790	1.02
1,687,006	2,249,341	2,223,788	0.99	1,689,160	2,252,213	2,248,471	1.00
527,563	703,417	668,865	0.95	491,706	655,608	678,446	1.03
26,238,317	34,984,423	35,183,881	1.01	26,043,060	34,724,080	34,685,779	1.00
-	-	-	-	244,474	325,965	269,582	0.83
5,493	7,324	7,483	1.02	5,683	7,577	7,869	1.04
-	-	-	-	-	-	-	-
720,105	960,140	1,323,895	1.38	429,887	573,183	597,966	1.04
-	-	-	-	367,793	490,391	454,890	0.93
16,206,423	21,608,564	22,150,218	1.03	16,463,520	21,951,360	21,838,796	0.99
26,133,066	26,133,066	35,129,833	1.34	27,705,483	27,705,483	34,360,044	1.24
574,403	574,403	474,514	0.83	527,660	527,660	455,201	0.86
793,815	1,058,420	1,058,420	1.00	1,079,537	1,439,383	2,840,428	1.97
-	-	-	-	-	-	-	-
114,665	-	-	-	107,780	-	-	-

第2 県税調定収入

1 県税決算額（税目別）

税目	区分	予算額	調定			収入		
			件数	税額	前年度比	件数	税額	前年度比
県税	現滞計	243,091,000,000	1,265,542	244,708,908,809	98.3	1,263,040	243,618,654,469	98.3
		909,000,000	5,114	3,173,190,574	85.8	1,420	1,029,870,726	91.3
	計	244,000,000,000	1,270,656	247,882,099,383	98.1	1,264,460	244,648,525,195	98.3
県民税	現滞計	84,329,000,000	77,616	85,392,914,953	99.8	77,215	84,413,922,703	99.8
		835,000,000	531	2,923,731,742	85.2	195	937,845,551	87.8
	計	85,164,000,000	78,147	88,316,646,695	99.3	77,410	85,351,768,254	99.7
個人	現滞計	74,300,000,000	8,679	75,320,760,733	101.6	8,679	74,352,809,043	101.6
		828,000,000	-	2,907,246,327	85.3	-	931,061,540	87.6
	計	75,128,000,000	8,679	78,228,007,060	100.8	8,679	75,283,870,583	101.4
均等割所得割	現滞計	71,116,000,000	-	72,224,772,075	101.4	-	71,256,820,385	101.4
		828,000,000	-	2,907,246,327	85.3	-	931,061,540	87.6
	計	71,944,000,000	-	75,132,018,402	100.6	-	72,187,881,925	101.2
配当割	現滞計	1,837,000,000	8,210	1,826,927,538	119.4	8,210	1,826,927,538	119.4
		-	-	-	-	-	-	-
	計	1,837,000,000	8,210	1,826,927,538	119.4	8,210	1,826,927,538	119.4
株式等渡所得割	現滞計	1,347,000,000	469	1,269,061,120	92.0	469	1,269,061,120	92.0
		-	-	-	-	-	-	-
	計	1,347,000,000	469	1,269,061,120	92.0	469	1,269,061,120	92.0
法人	現滞計	9,654,000,000	63,103	9,787,691,100	91.6	62,702	9,776,650,540	91.6
		7,000,000	531	16,485,415	75.5	195	6,784,011	127.8
	計	9,661,000,000	63,634	9,804,176,515	91.6	62,897	9,783,434,551	91.6
利子割	現滞計	375,000,000	5,834	284,463,120	41.0	5,834	284,463,120	41.0
		-	-	-	-	-	-	-
	計	375,000,000	5,834	284,463,120	41.0	5,834	284,463,120	41.0
事業税	現滞計	55,723,000,000	58,660	56,085,603,400	97.3	58,280	56,047,556,383	97.3
		23,000,000	531	85,149,574	111.0	210	35,781,368	167.1
	計	55,746,000,000	59,191	56,170,752,974	97.3	58,490	56,083,337,751	97.4
個人	現滞計	2,165,000,000	26,195	2,152,384,300	99.3	25,942	2,130,297,191	100.1
		11,000,000	414	56,469,706	138.2	167	20,201,595	113.4
	計	2,176,000,000	26,609	2,208,854,006	100.1	26,109	2,150,498,786	100.2
法人	現滞計	53,558,000,000	32,465	53,933,219,100	97.2	32,338	53,917,259,192	97.2
		12,000,000	117	28,679,868	80.0	43	15,579,773	433.9
	計	53,570,000,000	32,582	53,961,898,968	97.2	32,381	53,932,838,965	97.3
地方消費税	現滞計	34,451,000,000	-	34,405,583,611	99.1	-	34,405,583,611	99.1
		-	-	-	-	-	-	-
	計	34,451,000,000	-	34,405,583,611	99.1	-	34,405,583,611	99.1
不動産取得税	現滞計	5,004,000,000	23,216	4,966,050,100	95.8	22,994	4,943,103,430	95.7
		23,000,000	652	56,493,695	91.2	120	23,687,193	248.4
	計	5,027,000,000	23,868	5,022,543,795	95.7	23,114	4,966,790,623	96.0
県たばこ税	現滞計	2,230,000,000	753	2,248,471,990	101.1	752	2,248,471,793	101.1
		-	-	-	-	-	-	-
	計	2,230,000,000	753	2,248,471,990	101.1	752	2,248,471,793	101.1
ゴルフ場利用税	現滞計	2,220,000,000	1,450	2,192,339,700	98.4	1,448	2,191,743,300	98.4
		-	-	-	-	-	-	-
	計	2,220,000,000	1,450	2,192,339,700	98.4	1,448	2,191,743,300	98.4

単位：円、%

過誤納		不納欠損		収入未済		予算に 対する 割合	収入歩合	
件数	税額	件数	税額	件数	税額		令和元 (2019)年度	平成30 (2018)年度
32	2,892,640	54	19,567,770	2,480	1,073,579,210	100.2	99.6	99.5
2	290,707	796	327,578,326	2,900	1,816,032,229	113.3	32.5	30.5
34	3,183,347	850	347,146,096	5,380	2,889,611,439	100.3	98.7	98.5
19	400,000	18	17,673,807	402	961,718,443	100.1	98.9	98.8
1	35,807	91	300,247,728	246	1,685,674,270	112.3	32.1	31.1
20	435,807	109	317,921,535	648	2,647,392,713	100.2	96.6	96.2
-	-	-	17,173,364	-	950,778,326	100.1	98.7	98.7
-	10,407	-	297,970,771	-	1,678,224,423	112.4	32.0	31.2
-	10,407	-	315,144,135	-	2,629,002,749	100.2	96.2	95.7
-	-	-	17,173,364	-	950,778,326	100.2	98.7	98.6
-	10,407	-	297,970,771	-	1,678,224,423	112.4	32.0	31.2
-	10,407	-	315,144,135	-	2,629,002,749	100.3	96.1	95.5
-	-	-	-	-	-	99.5	100.0	100.0
-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	99.5	100.0	100.0
-	-	-	-	-	-	94.2	100.0	100.0
-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	94.2	100.0	100.0
19	400,000	18	500,443	402	10,940,117	101.3	99.9	99.9
1	25,400	91	2,276,957	246	7,449,847	96.9	41.2	24.3
20	425,400	109	2,777,400	648	18,389,964	101.3	99.8	99.7
-	-	-	-	-	-	75.9	100.0	100.0
-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	75.9	100.0	100.0
12	1,688,900	6	1,345,400	386	38,390,517	100.6	99.9	99.9
1	231,900	41	4,248,723	281	45,351,383	155.6	42.0	27.9
13	1,920,800	47	5,594,123	667	83,741,900	100.6	99.8	99.8
1	15,000	-	-	254	22,102,109	98.4	99.0	98.3
-	-	28	2,318,802	219	33,949,309	183.7	35.8	43.6
1	15,000	28	2,318,802	473	56,051,418	98.8	97.4	97.3
11	1,673,900	6	1,345,400	132	16,288,408	100.7	99.9	99.9
1	231,900	13	1,929,921	62	11,402,074	129.8	54.3	10.0
12	1,905,800	19	3,275,321	194	27,690,482	100.7	99.9	99.9
-	-	-	-	-	-	99.9	100.0	100.0
-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	99.9	100.0	100.0
1	36,700	2	28,100	221	22,955,270	98.8	99.5	99.6
-	-	92	7,576,160	440	25,230,342	103.0	41.9	15.4
1	36,700	94	7,604,260	661	48,185,612	98.8	98.9	98.6
-	-	-	-	1	197	100.8	99.9	100.0
-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	1	197	100.8	99.9	100.0
-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	2	596,400	98.7	99.9	100.0
-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	2	596,400	98.7	99.9	100.0

税目	区分	予算額	調定			収入		
			件数	税額	前年度比	件数	税額	前年度比
自動車取得税	現滞計	1,662,000,000	41,011	1,755,526,400	45.7	41,011	1,755,526,400	45.7
		-	-	-	-	-	-	-
	計	1,662,000,000	41,011	1,755,526,400	45.7	41,011	1,755,526,400	45.7
軽油引取税	現滞計	21,649,000,000	2,391	21,837,653,837	98.6	2,390	21,835,394,514	98.6
		4,000,000	2	3,913,600	115.1	1	3,401,480	100.0
	計	21,653,000,000	2,393	21,841,567,437	98.6	2,391	21,838,795,994	98.6
自動車税	現滞計	34,663,000,000	1,004,384	34,704,036,018	98.6	1,002,889	34,656,623,535	98.6
		24,000,000	3,398	103,901,963	85.1	894	29,155,134	115.3
	計	34,687,000,000	1,007,782	34,807,937,981	98.5	1,003,783	34,685,778,669	98.6
普通徴収	現滞計	33,793,000,000	963,095	33,689,953,518	99.3	961,600	33,642,541,035	99.2
		24,000,000	3,398	103,901,963	85.1	894	29,155,134	115.3
	計	33,817,000,000	966,493	33,793,855,481	99.2	962,494	33,671,696,169	99.3
証紙徴収	現滞計	870,000,000	41,289	1,014,082,500	80.5	41,289	1,014,082,500	80.5
		-	-	-	-	-	-	-
	計	870,000,000	41,289	1,014,082,500	80.5	41,289	1,014,082,500	80.5
自動車税 (環境性能割)	現滞計	893,000,000	19,785	819,089,400	増	19,785	819,089,400	増
		-	-	-	-	-	-	-
	計	893,000,000	19,785	819,089,400	増	19,785	819,089,400	増
自動車税 (種別割)	現滞計	237,000,000	33,393	269,581,700	増	33,393	269,581,700	増
		-	-	-	-	-	-	-
	計	237,000,000	33,393	269,581,700	増	33,393	269,581,700	増
普通徴収	現滞計	-	16	102,900	増	16	102,900	増
		-	-	-	-	-	-	-
	計	-	16	102,900	増	16	102,900	増
証紙徴収	現滞計	237,000,000	33,377	269,478,800	増	33,377	269,478,800	増
		-	-	-	-	-	-	-
	計	237,000,000	33,377	269,478,800	増	33,377	269,478,800	増
鉾区税	現滞計	7,000,000	218	7,868,900	106.1	218	7,868,900	106.1
		-	-	-	減	-	-	減
	計	7,000,000	218	7,868,900	104.0	218	7,868,900	105.2
狩猟税	現滞計	23,000,000	2,665	24,188,800	97.4	2,665	24,188,800	97.4
		-	-	-	-	-	-	-
	計	23,000,000	2,665	24,188,800	97.4	2,665	24,188,800	97.4

(注) 自動車税証紙徴収・自動車税種別割証紙徴収は、OSSによる申告納付分を含む。

(参考)

地方法人特別税	現滞計	-	31,410	25,805,214	91.0	31,275	25,797,611	91.0
		-	110	17,500	72.1	42	9,383	531.3
	計	-	31,520	25,822,713	91.0	31,317	25,806,994	91.1
特別法人事業税	現滞計	-	5	89	増	5	89	増
		-	-	-	-	-	-	-
	計	-	5	89	増	5	89	増

単位：円、%

過誤納		不納欠損		収入未済		予算に 対する 割合	収入歩合	
件数	税額	件数	税額	件数	税額		令和元 (2019)年度	平成 30 (2018)年度
-	-	-	-	-	-	105.6	100.0	100.0
-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	105.6	100.0	100.0
-	40,677	-	-	1	2,300,000	100.9	99.9	99.9
-	-	-	-	1	512,120	85.0	86.9	100.0
-	40,677	-	-	2	2,812,120	100.9	99.9	99.9
-	726,363	28	520,463	1,467	47,618,383	100.0	99.9	99.9
-	23,000	572	15,505,715	1,932	59,264,114	121.5	28.1	20.7
-	749,363	600	16,026,178	3,399	106,882,497	100.0	99.6	99.6
-	726,363	28	520,463	1,467	47,618,383	99.6	99.9	99.9
-	23,000	572	15,505,715	1,932	59,264,114	121.5	28.1	20.7
-	749,363	600	16,026,178	3,399	106,882,497	99.6	99.6	99.6
-	-	-	-	-	-	116.6	100.0	100.0
-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	116.6	100.0	100.0
-	-	-	-	-	-	91.7	100.0	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	91.7	100.0	-
-	-	-	-	-	-	113.7	100.0	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	113.7	100.0	-
-	-	-	-	-	-	-	100.0	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	100.0	-
-	-	-	-	-	-	113.7	100.0	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	113.7	100.0	-
-	-	-	-	-	-	112.4	100.0	100.0
-	-	-	-	-	-	-	-	44.0
-	-	-	-	-	-	112.4	100.0	98.9
-	-	-	-	-	-	105.2	100.0	100.0
-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	105.2	100.0	100.0

単位：千円、%

-	-	6	715	129	6,888	-	100.0	99.9
-	-	8	776	60	7,340	-	53.6	7.3
-	-	14	1,491	189	14,228	-	99.9	99.8
-	-	-	-	-	-	-	100.0	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	100.0	-

2 県税決算額（事務所別）

(1) 総額

事務所名	区分	調 定			収 入		
		件数	税額	前年度比	件数	税額	前年度比
総 額	現	1,265,542	244,708,908,809	98.3	1,263,040	243,618,654,469	98.3
	滞	5,114	3,173,190,574	85.8	1,420	1,029,870,726	91.3
	計	1,270,656	247,882,099,383	98.1	1,264,460	244,648,525,195	98.3
宇 都 宮	現	64,142	94,366,613,177	98.4	63,900	94,066,761,967	98.4
	滞	411	733,670,364	83.7	176	267,686,609	92.3
	計	64,553	95,100,283,541	98.3	64,076	94,334,448,576	98.4
鹿 沼	現	14,001	10,845,429,858	97.5	13,909	10,757,829,496	97.5
	滞	225	286,728,732	88.5	58	87,634,412	79.8
	計	14,226	11,132,158,590	97.2	13,967	10,845,463,908	97.4
真 岡	現	8,995	10,576,819,631	97.6	8,958	10,515,734,152	97.6
	滞	79	226,865,463	90.3	24	67,945,279	97.6
	計	9,074	10,803,685,094	97.4	8,982	10,583,679,431	97.6
栃 木	現	31,884	52,936,666,303	98.8	31,610	52,659,517,435	98.8
	滞	277	923,784,710	87.5	78	244,079,819	95.4
	計	32,161	53,860,451,013	98.5	31,688	52,903,597,254	98.7
矢 板	現	9,336	8,696,417,675	96.8	9,255	8,632,011,205	96.9
	滞	136	169,602,753	76.2	26	63,275,677	70.8
	計	9,472	8,866,020,428	96.3	9,281	8,695,286,882	96.6
大 田 原	現	17,443	14,557,939,881	103.8	17,253	14,460,830,602	104.1
	滞	485	382,313,752	86.5	116	150,309,189	95.6
	計	17,928	14,940,253,633	103.3	17,369	14,611,139,791	104.0
安 足	現	21,168	15,180,788,766	99.4	21,077	15,025,148,577	99.3
	滞	103	346,322,837	86.2	48	119,784,607	91.2
	計	21,271	15,527,111,603	99.1	21,125	15,144,933,184	99.2
自 動 車	現	1,098,573	37,548,233,518	95.9	1,097,078	37,500,821,035	95.9
	滞	3,398	103,901,963	85.1	894	29,155,134	115.3
	計	1,101,971	37,652,135,481	95.9	1,097,972	37,529,976,169	95.9

単位：円、%

過 誤 納		不納欠損		収入未済		収入歩合	
件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額	令和元 (2019)年度	平成 30 (2018)年度
32	2,892,640	54	19,567,770	2,480	1,073,579,210	99.6	99.5
2	290,707	796	327,578,326	2,900	1,816,032,229	32.5	30.5
34	3,183,347	850	347,146,096	5,380	2,889,611,439	98.7	98.5
17	1,800,900	2	8,452,921	257	293,199,189	99.7	99.6
—	—	27	84,513,755	208	381,470,000	36.5	33.1
17	1,800,900	29	92,966,676	465	674,669,189	99.2	99.0
5	112,000	3	85,170	94	87,627,192	99.2	99.1
2	257,300	20	20,598,855	149	178,752,765	30.6	33.9
7	369,300	23	20,684,025	243	266,379,957	97.4	97.3
—	17,200	—	—	37	61,102,679	99.4	99.4
—	—	15	18,285,238	40	140,634,946	29.9	27.7
—	17,200	15	18,285,238	77	201,737,625	98.0	97.8
3	130,877	2	7,878,299	275	269,401,446	99.5	99.5
—	—	42	119,151,702	157	560,553,189	26.4	24.2
3	130,877	44	127,030,001	432	829,954,635	98.2	98.0
—	—	7	1,968,760	74	62,437,710	99.3	99.2
—	—	4	10,903,416	106	95,423,660	37.3	40.1
—	—	11	12,872,176	180	157,861,370	98.1	97.8
—	—	11	500,702	179	96,608,577	99.3	99.0
—	10,407	95	30,225,977	274	201,788,993	39.3	35.6
—	10,407	106	30,726,679	453	298,397,570	97.8	97.1
7	105,300	1	161,455	97	155,584,034	99.0	99.1
—	—	21	28,393,668	34	198,144,562	34.6	32.7
7	105,300	22	28,555,123	131	353,728,596	97.5	97.4
—	726,363	28	520,463	1,467	47,618,383	99.9	99.9
—	23,000	572	15,505,715	1,932	59,264,114	28.1	20.7
—	749,363	600	16,026,178	3,399	106,882,497	99.7	99.6

(2) 個人の県民税 (均等割・所得割)

ア 事務所別

単位：円、%

事務所名	区分	調 定		収 入		過誤納	不納欠損	収入未済	収入歩合	
		税額	前年度比	税額	前年度比				税額	税額
総 額	現	72,224,772,075	101.4	71,256,820,385	101.4	-	17,173,364	950,778,326	98.7	98.6
	滞	2,907,246,327	85.3	931,061,540	87.6	10,407	297,970,771	1,678,224,423	32.0	31.2
	計	75,132,018,402	100.6	72,187,881,925	101.2	10,407	315,144,135	2,629,002,749	96.1	95.5
宇 都 宮	現	23,782,652,248	101.8	23,507,771,353	101.9	-	8,438,821	266,442,074	98.8	98.8
	滞	694,259,840	83.3	247,386,940	88.2	-	81,725,013	365,147,887	35.6	33.7
	計	24,476,912,088	101.2	23,755,158,293	101.7	-	90,163,834	631,589,961	97.1	96.5
鹿 沼	現	5,702,990,158	99.5	5,619,738,037	99.6	-	38,870	83,213,251	98.5	98.4
	滞	270,823,561	88.1	83,623,204	79.3	-	18,719,655	168,480,702	30.9	34.3
	計	5,973,813,719	98.9	5,703,361,241	99.2	-	18,758,525	251,693,953	95.5	95.2
真 岡	現	4,602,309,831	100.9	4,545,333,700	100.9	-	-	56,976,131	98.8	98.7
	滞	222,961,214	90.1	66,623,417	97.2	-	17,888,905	138,448,892	29.9	27.7
	計	4,825,271,045	100.3	4,611,957,117	100.9	-	17,888,905	195,425,023	95.6	95.1
栃 木	現	16,736,525,116	101.3	16,480,652,781	101.4	-	7,811,499	248,060,836	98.5	98.4
	滞	893,817,562	87.3	231,229,355	93.7	-	117,280,028	545,308,179	25.9	24.1
	計	17,630,342,678	100.5	16,711,882,136	101.3	-	125,091,527	793,369,015	94.8	94.1
矢 板	現	5,277,084,025	100.6	5,218,661,265	100.7	-	464,960	57,957,800	98.9	98.8
	滞	159,256,883	79.6	60,710,941	71.2	-	10,756,116	87,789,826	38.1	42.6
	計	5,436,340,908	99.8	5,279,372,206	100.2	-	11,221,076	145,747,626	97.1	96.8
大 田 原	現	7,239,440,931	102.8	7,152,949,511	103.1	-	269,402	86,222,018	98.8	98.5
	滞	328,294,957	81.5	125,428,197	84.5	10,407	25,510,918	177,366,249	38.2	36.8
	計	7,567,735,888	101.6	7,278,377,708	102.7	10,407	25,780,320	263,588,267	96.2	95.2
安 足	現	8,883,769,766	101.0	8,731,713,738	100.8	-	149,812	151,906,216	98.3	98.5
	滞	337,832,310	85.3	116,059,486	90.3	-	26,090,136	195,682,688	34.4	32.4
	計	9,221,602,076	100.4	8,847,773,224	100.7	-	26,239,948	347,588,904	95.9	95.7

イ 市町村別

単位：円、%

事務所名	納税義務者数	調定				収入			
		現年度分	滞納繰越分	計	前年度比	現年度分	滞納繰越分	計	収入歩合
総 額	1,035,106	72,224,772,075	2,907,246,327	75,132,018,402	100.6	71,256,820,385	931,061,540	72,187,881,925	96.1
市 計	900,333	64,245,301,688	2,585,167,829	66,830,469,517	100.6	63,371,196,441	822,392,987	64,193,589,428	96.1
町 計	134,773	7,979,470,387	322,078,498	8,301,548,885	100.4	7,885,623,944	108,668,553	7,994,292,497	96.3
宇都宮 県税事務所	289,589	23,782,652,248	694,259,840	24,476,912,088	101.2	23,507,771,353	247,386,940	23,755,158,293	97.1
宇都宮市	273,222	22,596,872,083	645,345,385	23,242,217,468	101.2	22,337,427,262	231,926,969	22,569,354,231	97.1
上三川町	16,367	1,185,780,165	48,914,455	1,234,694,620	100.7	1,170,344,091	15,459,971	1,185,804,062	96.0
鹿 沼 県税事務所	95,120	5,702,990,158	270,823,561	5,973,813,719	98.9	5,619,738,037	83,623,204	5,703,361,241	95.5
鹿沼市	51,332	3,228,163,859	146,174,836	3,374,338,695	99.0	3,185,782,971	42,631,640	3,228,414,611	95.7
日光市	43,788	2,474,826,299	124,648,725	2,599,475,024	98.7	2,433,955,066	40,991,564	2,474,946,630	95.2
真 岡 県税事務所	74,528	4,602,309,831	222,961,214	4,825,271,045	100.3	4,545,333,700	66,623,417	4,611,957,117	95.6
真岡市	42,324	2,722,966,839	132,677,423	2,855,644,262	99.3	2,685,902,350	38,663,398	2,724,565,748	95.4
益子町	11,670	676,154,999	37,450,415	713,605,414	101.7	665,330,203	11,738,386	677,068,589	94.9
茂木町	6,474	329,176,325	10,897,868	340,074,193	98.8	327,477,695	3,837,883	331,315,578	97.4
市貝町	6,210	389,866,569	18,114,436	407,981,005	102.2	387,362,504	4,832,813	392,195,317	96.1
芳賀町	7,850	484,145,099	23,821,072	507,966,171	104.1	479,260,948	7,550,937	486,811,885	95.8
栃 木 県税事務所	234,801	16,736,525,116	893,817,562	17,630,342,678	100.5	16,480,652,781	231,229,355	16,711,882,136	94.8
栃木市	83,379	5,320,770,195	335,573,108	5,656,343,303	100.1	5,223,966,780	74,839,859	5,298,806,639	93.7
小山市	87,042	6,390,321,934	421,977,497	6,812,299,431	100.7	6,268,171,663	112,803,692	6,380,975,355	93.7
下野市	30,847	2,737,864,760	58,902,832	2,796,767,592	101.8	2,723,174,432	20,618,045	2,743,792,477	98.1
壬生町	20,214	1,401,839,028	53,003,601	1,454,842,629	99.5	1,386,989,033	16,313,937	1,403,302,970	96.5
野木町	13,319	885,729,199	24,360,524	910,089,723	98.7	878,350,873	6,653,822	885,004,695	97.2

単位：円、%

事務所名	納税義務者数	調定				収入			
		現年度分	滞納繰越分	計	前年度比	現年度分	滞納繰越分	計	収入歩合
矢板県税事務所	84,634	5,277,084,025	159,256,883	5,436,340,908	99.8	5,218,661,265	60,710,941	5,279,372,206	97.1
矢板市	17,211	1,021,583,899	44,397,730	1,065,981,629	96.8	1,007,327,180	14,314,828	1,021,642,008	95.8
さくら市	23,135	1,568,308,703	34,328,756	1,602,637,459	101.7	1,556,007,564	11,737,000	1,567,744,564	97.8
那須烏山市	13,507	743,157,899	17,860,901	761,018,800	98.5	735,705,455	10,846,495	746,551,950	98.1
塩谷町	6,029	312,221,549	9,392,078	321,613,627	98.0	309,594,037	3,329,392	312,923,429	97.3
高根沢町	16,496	1,203,841,976	32,007,727	1,235,849,703	101.5	1,188,275,453	13,317,652	1,201,593,105	97.2
那珂川町	8,256	427,969,999	21,269,691	449,239,690	99.9	421,751,576	7,165,574	428,917,150	95.5
大田原県税事務所	122,975	7,239,440,931	328,294,957	7,567,735,888	101.6	7,152,949,511	125,428,197	7,278,377,708	96.2
大田原市	37,083	2,357,825,060	60,414,242	2,418,239,302	101.3	2,336,926,792	25,461,203	2,362,387,995	97.7
那須塩原市	64,004	4,198,870,392	225,034,084	4,423,904,476	102.3	4,145,135,188	81,498,808	4,226,633,996	95.5
那須町	21,888	682,745,479	42,846,631	725,592,110	99.1	670,887,531	18,468,186	689,355,717	95.0
安足県税事務所	133,459	8,883,769,766	337,832,310	9,221,602,076	100.4	8,731,713,738	116,059,486	8,847,773,224	95.9
足利市	72,782	4,953,332,299	218,958,112	5,172,290,411	100.5	4,848,704,702	72,354,623	4,921,059,325	95.1
佐野市	60,677	3,930,437,467	118,874,198	4,049,311,665	100.1	3,883,009,036	43,704,863	3,926,713,899	97.0

(3) 法人県民税

単位：円、%

事務所名	区分	調定		収入		過誤納	不納欠損	収入未済	収入歩合	
		税額	前年度比	税額	前年度比	税額	税額	税額	令和元 (2019) 年度	平成30 (2018) 年度
総額	現	9,787,691,100	91.6	9,776,650,540	91.6	400,000	500,443	10,940,117	99.9	99.9
	滞	16,485,415	75.5	6,784,011	127.8	25,400	2,276,957	7,449,847	41.2	24.3
	計	9,804,176,515	91.6	9,783,434,551	91.6	425,400	2,777,400	18,389,964	99.8	99.7
宇都宮	現	4,304,594,800	88.5	4,301,851,044	88.5	216,400	14,100	2,946,056	99.9	99.8
	滞	6,084,468	67.9	3,360,101	173.9	-	576,082	2,148,285	55.2	21.6
	計	4,310,679,268	88.4	4,305,211,145	88.6	216,400	590,182	5,094,341	99.9	99.7
鹿沼	現	609,059,000	94.1	608,316,300	94.2	78,200	46,300	774,600	99.9	99.9
	滞	1,649,420	90.8	548,699	128.9	25,400	301,700	824,421	33.3	23.4
	計	610,708,420	94.1	608,864,999	94.2	103,600	348,000	1,599,021	99.7	99.7
真岡	現	739,437,900	99.6	739,093,100	99.7	17,200	-	362,000	99.9	99.9
	滞	879,584	65.8	235,005	159.1	-	320,533	324,046	26.7	11.1
	計	740,317,484	99.6	739,328,105	99.7	17,200	320,533	686,046	99.9	99.8
栃木	現	1,939,882,500	88.5	1,937,261,038	88.4	24,200	66,800	2,578,862	99.9	99.9
	滞	2,719,163	69.2	865,973	65.2	-	428,201	1,424,989	31.8	33.8
	計	1,942,601,663	88.4	1,938,127,011	88.4	24,200	495,001	4,003,851	99.8	99.8
矢板	現	410,810,600	96.2	410,202,100	96.1	-	217,500	391,000	99.9	99.9
	滞	247,437	9.8	154,516	152.1	-	-	92,921	62.4	4.0
	計	411,058,037	95.7	410,356,616	96.1	-	217,500	483,921	99.8	99.4
大田原	現	965,678,500	102.5	962,834,732	102.6	-	144,100	2,699,668	99.7	99.7
	滞	3,857,392	149.4	1,121,925	100.7	-	414,351	2,321,116	29.1	43.1
	計	969,535,892	102.7	963,956,657	102.6	-	558,451	5,020,784	99.4	99.5
安足	現	818,227,800	94.3	817,092,226	94.2	64,000	11,643	1,187,931	99.9	99.9
	滞	1,047,951	152.6	497,792	190.4	-	236,090	314,069	47.5	38.1
	計	819,275,751	94.3	817,590,018	94.2	64,000	247,733	1,502,000	99.8	99.9

(4) 個人事業税

単位：円、%

事務所名	区分	調定		収入		過誤納	不納欠損	収入未済	収入歩合	
		税額	前年度比	税額	前年度比	税額	税額	税額	令和元 (2019) 年度	平成30 (2018) 年度
総額	現	2,152,384,300	99.3	2,130,297,191	100.1	15,000	-	22,102,109	99.0	98.3
	滞	56,469,706	138.2	20,201,595	113.4	-	2,318,802	33,949,309	35.8	43.6
	計	2,208,854,006	100.1	2,150,498,786	100.2	15,000	2,318,802	56,051,418	97.4	97.3
宇都宮	現	775,680,500	99.6	767,999,300	100.4	15,000	-	7,696,200	99.0	98.2
	滞	18,559,316	167.4	6,650,233	165.2	-	37,000	11,872,083	35.8	36.3
	計	794,239,816	100.5	774,649,533	100.8	15,000	37,000	19,568,283	97.5	97.3
鹿沼	現	185,553,500	98.6	184,606,896	98.7	-	-	946,604	99.5	99.4
	滞	1,990,900	53.8	1,308,400	50.9	-	342,200	340,300	65.7	69.5
	計	187,544,400	97.8	185,915,296	98.1	-	342,200	1,286,904	99.1	98.8
真岡	現	110,208,300	97.9	109,290,068	98.2	-	-	918,232	99.2	98.9
	滞	2,032,550	156.8	503,100	94.6	-	-	1,529,450	24.8	41.0
	計	112,240,850	98.5	109,793,168	98.2	-	-	2,447,682	97.8	98.2
栃木	現	442,028,400	103.8	433,447,812	103.0	-	-	8,580,588	98.1	98.9
	滞	13,409,885	128.8	3,785,263	224.8	-	962,600	8,662,022	28.2	16.2
	計	455,438,285	104.4	437,233,075	103.4	-	962,600	17,242,610	96.0	96.9
矢板	現	137,026,800	99.9	135,637,659	102.8	-	-	1,389,141	99.0	96.2
	滞	6,715,564	137.7	1,133,190	35.1	-	62,300	5,520,074	16.9	66.1
	計	143,742,364	101.2	136,770,849	101.2	-	62,300	6,909,215	95.1	95.2
大田原	現	219,623,500	99.5	218,289,956	103.1	-	-	1,333,544	99.4	95.9
	滞	9,803,902	176.5	5,402,009	138.1	-	307,702	4,094,191	55.1	70.4
	計	229,427,402	101.4	223,691,965	103.7	-	307,702	5,427,735	97.5	95.3
安足	現	282,263,300	93.0	281,025,500	93.2	-	-	1,237,800	99.6	99.4
	滞	3,957,589	100.9	1,419,400	76.0	-	607,000	1,931,189	35.9	47.7
	計	286,220,889	93.1	282,444,900	93.1	-	607,000	3,168,989	98.7	98.7

(5) 法人事業税

単位：円、%

事務所名	区分	調定		収入		過誤納	不納欠損	収入未済	収入歩合	
		税額	前年度比	税額	前年度比	税額	税額	税額	令和元 (2019) 年度	平成30 (2018) 年度
総額	現	53,933,219,100	97.2	53,917,259,192	97.2	1,673,900	1,345,400	16,288,408	99.9	99.9
	滞	28,679,868	80.0	15,579,773	433.9	231,900	1,929,921	11,402,074	54.3	10.0
	計	53,961,898,968	97.2	53,932,838,965	97.3	1,905,800	3,275,321	27,690,482	99.9	99.9
宇都宮	現	24,029,157,900	97.6	24,026,138,975	97.7	1,569,500	—	4,588,425	99.9	99.9
	滞	9,349,708	76.1	8,383,871	572.1	—	157	965,680	89.7	11.9
	計	24,038,507,608	97.6	24,034,522,846	97.7	1,569,500	157	5,554,105	99.9	99.8
鹿沼	現	3,565,570,400	96.7	3,564,967,296	96.7	33,800	—	636,904	99.9	99.9
	滞	1,323,453	106.6	366,252	172.9	231,900	—	1,189,101	27.7	17.1
	計	3,566,893,853	96.8	3,565,333,548	96.7	265,700	—	1,826,005	99.9	99.9
真岡	現	4,519,216,100	91.5	4,518,860,584	91.5	—	—	355,516	99.9	99.9
	滞	105,815	20.7	82,257	20.6	—	—	23,558	77.7	78.4
	計	4,519,321,915	91.5	4,518,942,841	91.5	—	—	379,074	99.9	99.9
栃木	現	10,484,075,100	100.1	10,478,521,830	100.1	29,300	—	5,582,570	99.9	99.9
	滞	5,858,945	53.7	4,069,728	444.0	—	472,073	1,317,144	69.5	8.4
	計	10,489,934,045	100.1	10,482,591,558	100.2	29,300	472,073	6,899,714	99.9	99.9
矢板	現	2,121,692,800	84.9	2,119,883,631	84.8	—	1,286,300	522,869	99.9	99.9
	滞	414,146	4.1	275,846	99.3	—	—	138,300	66.6	2.8
	計	2,122,106,946	84.6	2,120,159,477	84.8	—	1,286,300	661,169	99.9	99.6
大田原	現	5,006,655,700	102.1	5,002,668,418	102.2	—	59,100	3,928,182	99.9	99.8
	滞	9,668,530	増	1,877,490	946.0	—	26,149	7,764,891	19.4	25.8
	計	5,016,324,230	102.3	5,004,545,908	102.3	—	85,249	11,693,073	99.8	99.8
安足	現	4,206,851,100	96.3	4,206,218,458	96.3	41,300	—	673,942	99.9	99.9
	滞	1,959,271	増	524,329	435.3	—	1,431,542	3,400	26.8	94.7
	計	4,208,810,371	96.4	4,206,742,787	96.3	41,300	1,431,542	677,342	99.9	99.9

(6) 不動産取得税

単位：円、%

事務所名	区分	調定		収入		過誤納	不納欠損	収入未済	収入歩合	
		税額	前年度比	税額	前年度比	税額	税額	税額	令和元 (2019) 年度	平成30 (2018) 年度
総額	現	4,966,050,100	95.8	4,943,103,430	95.7	36,700	28,100	22,955,270	99.5	99.6
	滞	56,493,695	91.2	23,687,193	248.4	-	7,576,160	25,230,342	41.9	15.4
	計	5,022,543,795	95.7	4,966,790,623	96.0	36,700	7,604,260	48,185,612	98.9	98.6
宇都宮	現	1,261,241,600	81.6	1,249,715,363	81.1	-	-	11,526,237	99.1	99.7
	滞	5,417,032	47.2	1,905,464	99.2	-	2,175,503	1,336,065	35.2	16.7
	計	1,266,658,632	81.4	1,251,620,827	81.1	-	2,175,503	12,862,302	98.8	99.1
鹿沼	現	405,235,400	81.0	403,179,567	81.2	-	-	2,055,833	99.5	99.2
	滞	10,941,398	110.1	1,787,857	144.2	-	1,235,300	7,918,241	16.3	12.5
	計	416,176,798	81.5	404,967,424	81.3	-	1,235,300	9,974,074	97.3	97.6
真岡	現	381,588,900	153.3	379,098,100	152.6	-	-	2,490,800	99.3	99.8
	滞	886,300	146.1	501,500	増	-	75,800	309,000	56.6	5.5
	計	382,475,200	153.3	379,599,600	152.8	-	75,800	2,799,800	99.2	99.6
栃木	現	933,453,300	73.4	931,191,410	73.4	36,700	-	2,298,590	99.8	99.8
	滞	4,065,555	109.1	728,020	42.0	-	8,800	3,328,735	17.9	46.5
	計	937,518,855	73.5	931,919,430	73.3	36,700	8,800	5,627,325	99.4	99.7
矢板	現	379,488,700	132.2	377,908,200	132.3	-	-	1,580,500	99.6	99.5
	滞	2,968,723	56.4	1,001,184	205.3	-	85,000	1,882,539	33.7	9.3
	計	382,457,423	130.8	378,909,384	132.4	-	85,000	3,463,039	99.1	97.9
大田原	現	916,643,300	131.2	914,190,035	132.1	-	28,100	2,425,165	99.7	99.0
	滞	30,688,971	102.3	16,479,568	462.7	-	3,966,857	10,242,546	53.7	11.9
	計	947,332,271	130.0	930,669,603	133.8	-	3,994,957	12,667,711	98.2	95.4
安足	現	688,398,900	108.4	687,820,755	108.6	-	-	578,145	99.9	99.8
	滞	1,525,716	162.8	1,283,600	228.6	-	28,900	213,216	84.1	59.9
	計	689,924,616	108.5	689,104,355	108.7	-	28,900	791,361	99.9	99.7

(7) ゴルフ場利用税

単位：円、%

事務所名	区分	調 定		収 入		過誤納	不納欠損	収入未済	収入歩合	
		税額	前年度比	税額	前年度比	税額	税額	税額	令和元 (2019) 年度	平成 30 (2018) 年度
総 額	現	2,192,339,700	98.4	2,191,743,300	98.4	—	—	596,400	99.9	100.0
	滞	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	計	2,192,339,700	98.4	2,191,743,300	98.4	—	—	596,400	99.9	100.0
宇 都 宮	現	160,207,050	98.9	160,207,050	98.9	—	—	—	100.0	100.0
	滞	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	計	160,207,050	98.9	160,207,050	98.9	—	—	—	100.0	100.0
鹿 沼	現	373,339,000	101.7	373,339,000	101.7	—	—	—	100.0	100.0
	滞	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	計	373,339,000	101.7	373,339,000	101.7	—	—	—	100.0	100.0
真 岡	現	222,638,300	95.1	222,638,300	95.1	—	—	—	100.0	100.0
	滞	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	計	222,638,300	95.1	222,638,300	95.1	—	—	—	100.0	100.0
栃 木	現	561,002,950	98.6	561,002,950	98.6	—	—	—	100.0	100.0
	滞	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	計	561,002,950	98.6	561,002,950	98.6	—	—	—	100.0	100.0
矢 板	現	369,005,150	96.7	368,408,750	96.5	—	—	596,400	99.8	100.0
	滞	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	計	369,005,150	96.7	368,408,750	96.5	—	—	596,400	99.8	100.0
大 田 原	現	207,629,250	97.0	207,629,250	97.0	—	—	—	100.0	100.0
	滞	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	計	207,629,250	97.0	207,629,250	97.0	—	—	—	100.0	100.0
安 足	現	298,518,000	99.8	298,518,000	99.8	—	—	—	100.0	100.0
	滞	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	計	298,518,000	99.8	298,518,000	99.8	—	—	—	100.0	100.0

(8) 自動車税

単位：円、%

事務所名	区分	調 定		収 入		過誤納	不納欠損	収入未済	収入歩合		
		税額	前年度比	税額	前年度比	税額	税額	税額	令和元 (2019) 年度	平成30 (2018) 年度	
総 額	現	34,704,036,018	98.6	34,656,623,535	98.6	726,363	520,463	47,618,383	99.9	99.9	
	滞	103,901,963	85.1	29,155,134	115.3	23,000	15,505,715	59,264,114	28.1	20.7	
	計	34,807,937,981	98.5	34,685,778,669	98.6	749,363	16,026,178	106,882,497	99.6	99.6	
証紙徴収	現	1,014,082,500	80.5	1,014,082,500	80.5	-	-	-	100.0	100.0	
	滞	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	計	1,014,082,500	80.5	1,014,082,500	80.5	-	-	-	100.0	100.0	
普通徴収	宇都宮	現	9,876,104,348	99.8	9,858,062,835	99.8	191,363	131,000	18,101,876	99.8	99.8
		滞	35,048,605	82.1	12,097,632	97.8	-	1,811,723	21,139,250	34.5	29.0
		計	9,911,152,953	99.7	9,870,160,467	99.8	191,363	1,942,723	39,241,126	99.6	99.5
鹿 沼	現	3,104,818,300	98.9	3,101,227,852	98.8	73,800	-	3,664,248	99.9	99.9	
	滞	6,142,179	68.8	2,074,889	202.4	-	1,902,150	2,165,140	33.8	11.5	
	計	3,110,960,479	98.8	3,103,302,741	98.9	73,800	1,902,150	5,829,388	99.8	99.7	
真 岡	現	2,601,369,200	99.3	2,596,886,587	99.2	248,700	51,500	4,679,813	99.8	99.9	
	滞	9,027,131	82.6	1,710,866	105.6	-	2,469,572	4,846,693	19.0	14.8	
	計	2,610,396,331	99.2	2,598,597,453	99.2	248,700	2,521,072	9,526,506	99.5	99.5	
栃 木	現	7,417,929,291	99.1	7,408,042,143	99.1	34,500	94,400	9,827,248	99.9	99.9	
	滞	26,589,819	116.3	5,713,304	122.6	23,000	4,476,015	16,423,500	21.5	20.4	
	計	7,444,519,110	99.2	7,413,755,447	99.1	57,500	4,570,415	26,250,748	99.6	99.6	
矢 板	現	2,812,158,300	99.2	2,809,339,702	99.2	47,100	59,163	2,806,535	99.9	99.9	
	滞	6,541,486	68.1	1,587,890	115.0	-	1,246,247	3,707,349	24.3	14.4	
	計	2,818,699,786	99.1	2,810,927,592	99.2	47,100	1,305,410	6,513,884	99.7	99.6	
大田原	現	3,634,500,800	99.6	3,630,156,880	99.6	-	91,400	4,252,520	99.9	99.9	
	滞	12,910,490	67.0	3,522,548	132.3	-	2,409,056	6,978,886	27.3	13.8	
	計	3,647,411,290	99.4	3,633,679,428	99.6	-	2,500,456	11,231,406	99.6	99.4	
安 足	現	4,243,073,279	98.9	4,238,825,036	98.9	130,900	93,000	4,286,143	99.9	99.9	
	滞	7,642,253	97.5	2,448,005	155.5	-	1,190,952	4,003,296	32.0	20.1	
	計	4,250,715,532	98.9	4,241,273,041	98.9	130,900	1,283,952	8,289,439	99.8	99.8	
合 計	現	33,689,953,518	99.3	33,642,541,035	99.3	726,363	520,463	47,618,383	99.9	99.9	
	滞	103,901,963	85.1	29,155,134	115.3	23,000	15,505,715	59,264,114	28.1	20.7	
	計	33,793,855,481	99.2	33,671,696,169	99.3	749,363	16,026,178	106,882,497	99.6	99.6	

(注) 証紙徴収は、O S Sによる申告納付分を含む。

(9) 自動車税 (種別割)

単位：円、%

事務所名	区分	調 定		収 入		過誤納	不納欠損	収入未済	収入歩合	
		税額	前年度比	税額	前年度比	税額	税額	税額	令和元 (2019) 年度	平成 30 (2018) 年度
総 額	現滞計	269,581,700	増	269,581,700	増	—	—	—	100.0	—
	滞計	—	—	—	—	—	—	—	—	—
証紙徴収	現滞計	269,581,700	増	269,581,700	増	—	—	—	100.0	—
	滞計	—	—	—	—	—	—	—	—	—
普通徴収	現滞計	269,478,800	増	269,478,800	増	—	—	—	100.0	—
	滞計	—	—	—	—	—	—	—	—	—
宇都宮	現滞計	33,900	増	33,900	増	—	—	—	100.0	—
	滞計	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鹿 沼	現滞計	33,900	増	33,900	増	—	—	—	100.0	—
	滞計	—	—	—	—	—	—	—	—	—
真 岡	現滞計	2,800	増	2,800	増	—	—	—	100.0	—
	滞計	—	—	—	—	—	—	—	—	—
栃 木	現滞計	2,800	増	2,800	増	—	—	—	100.0	—
	滞計	—	—	—	—	—	—	—	—	—
矢 板	現滞計	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	滞計	—	—	—	—	—	—	—	—	—
大田原	現滞計	27,000	増	27,000	増	—	—	—	100.0	—
	滞計	—	—	—	—	—	—	—	—	—
安 足	現滞計	27,000	増	27,000	増	—	—	—	100.0	—
	滞計	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	現滞計	16,100	増	16,100	増	—	—	—	100.0	—
	滞計	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	現滞計	102,900	増	102,900	増	—	—	—	100.0	—
	滞計	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	現滞計	102,900	増	102,900	増	—	—	—	100.0	—
	滞計	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(注) 証紙徴収は、O S Sによる申告納付分を含む。

(10) 狩猟税

単位：円、%

事務所名	区分	調定		収入		過誤納	不納欠損	収入未済	収入歩合	
		税額	前年度比	税額	前年度比	税額	税額	税額	令和元 (2019) 年度	平成30 (2018) 年度
総額	現	24,188,800	97.4	24,188,800	97.4	-	-	-	100.0	100.0
	滞	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	計	24,188,800	97.4	24,188,800	97.4	-	-	-	100.0	100.0
宇都宮	現	10,702,800	96.7	10,702,800	96.7	-	-	-	100.0	100.0
	滞	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	計	10,702,800	96.7	10,702,800	96.7	-	-	-	100.0	100.0
鹿沼	現	3,682,400	96.9	3,682,400	96.9	-	-	-	100.0	100.0
	滞	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	計	3,682,400	96.9	3,682,400	96.9	-	-	-	100.0	100.0
真岡	現	1,420,300	85.9	1,420,300	85.9	-	-	-	100.0	100.0
	滞	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	計	1,420,300	85.9	1,420,300	85.9	-	-	-	100.0	100.0
栃木	現	2,045,100	103.0	2,045,100	103.0	-	-	-	100.0	100.0
	滞	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	計	2,045,100	103.0	2,045,100	103.0	-	-	-	100.0	100.0
矢板	現	1,309,600	95.6	1,309,600	95.6	-	-	-	100.0	100.0
	滞	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	計	1,309,600	95.6	1,309,600	95.6	-	-	-	100.0	100.0
大田原	現	2,268,700	109.2	2,268,700	109.2	-	-	-	100.0	100.0
	滞	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	計	2,268,700	109.2	2,268,700	109.2	-	-	-	100.0	100.0
安足	現	2,759,900	95.5	2,759,900	95.5	-	-	-	100.0	100.0
	滞	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	計	2,759,900	95.5	2,759,900	95.5	-	-	-	100.0	100.0

3 県税月別調定収入実績

(1) 総額

単位：円、%

月別	調 定				収 入		
	当月分	前年度比	累計	前年度比	当月分	累計	前年度比
平成31(2019)年 4月	28,349,383,019	93.1	28,349,383,019	93.1	4,627,111,524	4,627,111,524	88.0
令和元(2019)年 5月	98,714,397,391	99.9	127,063,780,410	98.3	27,251,466,926	31,878,578,450	95.3
6月	23,835,093,586	96.6	150,898,873,996	98.0	40,578,274,337	72,456,852,787	96.3
7月	11,541,611,894	100.4	162,440,485,890	98.2	20,119,863,546	92,576,716,333	96.4
8月	11,114,224,034	100.8	173,554,709,924	98.4	15,690,001,426	108,266,717,759	96.5
9月	7,472,595,877	105.3	181,027,305,801	98.6	19,120,242,990	127,386,960,749	98.2
10月	7,886,418,576	88.0	188,913,724,377	98.1	14,037,655,732	141,424,616,481	97.9
11月	24,954,897,942	101.2	213,868,622,319	98.5	15,889,928,525	157,314,545,006	97.6
12月	6,858,118,435	82.3	220,726,740,754	97.9	28,978,846,405	186,293,391,411	98.1
令和2(2020)年 1月	9,523,959,445	92.0	230,250,700,199	97.6	14,615,175,950	200,908,567,361	97.9
2月	7,805,699,984	86.4	238,056,400,183	97.2	12,731,721,381	213,640,288,742	98.5
3月	9,756,981,100	128.8	247,813,381,283	98.2	16,670,846,352	230,311,135,094	98.4
4月	77,433,901	52.2	247,890,815,184	98.1	8,468,542,108	238,779,677,202	98.4
5月	△ 8,715,801	-	247,882,099,383	98.1	5,868,847,993	244,648,525,195	98.3

(2) 個人の県民税 (均等割・所得割)

単位：円、%

月別	調 定				収 入		
	当月分	前年度比	累計	前年度比	当月分	累計	前年度比
平成31(2019)年 4月	19,790,995,800	93.7	19,790,995,800	93.7	-	-	-
令和元(2019)年 5月	38,705,821,193	105.0	58,496,816,993	100.9	509,034,787	509,034,787	105.6
6月	15,555,110,362	100.0	74,051,927,355	100.7	5,395,264,880	5,904,299,667	100.7
7月	175,785,979	129.1	74,227,713,334	100.7	7,044,470,435	12,948,770,102	100.8
8月	116,805,026	61.1	74,344,518,360	100.6	9,194,597,320	22,143,367,422	102.0
9月	155,262,188	106.2	74,499,780,548	100.7	5,297,900,900	27,441,268,322	100.7
10月	110,338,190	105.5	74,610,118,738	100.7	6,454,280,667	33,895,548,989	101.6
11月	102,397,714	98.0	74,712,516,452	100.7	5,479,233,305	39,374,782,294	101.4
12月	169,248,641	157.7	74,881,765,093	100.7	6,343,302,583	45,718,084,877	101.2
令和2(2020)年 1月	18,485,707	15.1	74,900,250,800	100.6	5,290,568,959	51,008,653,836	101.3
2月	114,950,808	88.6	75,015,201,608	100.6	5,905,737,682	56,914,391,518	101.2
3月	104,473,717	165.5	75,119,675,325	100.6	5,497,282,477	62,411,673,995	101.1
4月	16,993,368	68.2	75,136,668,693	100.6	5,539,226,136	67,950,900,131	101.3
5月	△ 4,650,291	-	75,132,018,402	100.6	4,236,981,794	72,187,881,925	101.2

(3) 県民税配当割

単位：円、%

月別	調 定				収 入		
	当月分	前年度比	累計	前年度比	当月分	累計	前年度比
平成31(2019)年 4月	70,030,284	116.4	70,030,284	116.4	70,040,631	70,040,631	116.4
令和元(2019)年 5月	8,673,584	101.5	78,703,868	114.5	8,737,825	78,778,456	114.8
6月	50,481,667	103.6	129,185,535	110.0	50,407,561	129,186,017	110.0
7月	331,243,031	105.3	460,428,566	106.6	331,244,348	460,430,365	106.6
8月	7,149,512	106.3	467,578,078	106.6	7,152,040	467,582,405	106.6
9月	28,285,950	104.9	495,864,028	106.5	28,337,505	495,919,910	106.5
10月	48,878,571	114.8	544,742,599	107.2	49,703,864	545,623,774	107.4
11月	9,078,878	123.5	553,821,477	107.4	8,207,622	553,831,396	107.4
12月	85,181,304	86.4	639,002,781	104.1	84,976,208	638,807,604	104.0
令和2(2020)年 1月	1,172,757,639	130.5	1,811,760,420	119.8	1,172,969,388	1,811,776,992	119.8
2月	8,103,089	157.6	1,819,863,509	119.9	8,096,189	1,819,873,181	119.9
3月	7,064,029	57.0	1,826,927,538	119.4	7,054,357	1,826,927,538	119.4
4月	-	-	1,826,927,538	119.4	-	1,826,927,538	119.4
5月	-	-	1,826,927,538	119.4	-	1,826,927,538	119.4

(4) 県民税株式等譲渡所得割

単位：円、%

月別	調 定				収 入		
	当月分	前年度比	累計	前年度比	当月分	累計	前年度比
平成31(2019)年 4月	568,444	40.4	568,444	40.4	568,444	568,444	40.4
令和元(2019)年 5月	2,346,307	118.5	2,914,751	86.1	2,346,307	2,914,751	86.1
6月	840,733	43.3	3,755,484	70.5	840,733	3,755,484	70.5
7月	568,094	12.7	4,323,578	44.1	568,094	4,323,578	44.1
8月	771,799	45.8	5,095,377	44.4	771,799	5,095,377	44.4
9月	1,652,736	51.2	6,748,113	45.9	1,652,736	6,748,113	45.9
10月	936,282	74.7	7,684,395	48.1	936,282	7,684,395	48.1
11月	2,616,879	79.2	10,301,274	53.5	2,616,879	10,301,274	53.5
12月	1,997,239	34.4	12,298,513	49.0	1,997,239	12,298,513	49.0
令和2(2020)年 1月	1,253,463,618	92.8	1,265,762,131	92.0	1,253,463,618	1,265,762,131	92.0
2月	1,656,836	67.3	1,267,418,967	92.0	1,656,836	1,267,418,967	92.0
3月	1,642,153	139.1	1,269,061,120	92.0	1,642,153	1,269,061,120	92.0
4月	-	-	1,269,061,120	92.0	-	1,269,061,120	92.0
5月	-	-	1,269,061,120	92.0	-	1,269,061,120	92.0

(5) 法人県民税

単位：円、%

月別	調 定				収 入		
	当月分	前年度比	累計	前年度比	当月分	累計	前年度比
平成31(2019)年 4月	306,123,800	93.3	306,123,800	93.3	106,531,800	106,531,800	91.6
令和元(2019)年 5月	3,074,630,800	88.8	3,380,754,600	89.2	986,576,200	1,093,108,000	97.7
6月	354,688,315	93.4	3,735,442,915	89.5	2,514,483,324	3,607,591,324	90.5
7月	319,555,800	103.6	4,054,998,715	90.5	276,711,797	3,884,303,121	88.2
8月	1,101,569,500	97.0	5,156,568,215	91.8	292,407,600	4,176,710,721	88.7
9月	232,210,200	87.4	5,388,778,415	91.6	1,076,489,510	5,253,200,231	91.6
10月	425,029,800	90.0	5,813,808,215	91.5	302,515,767	5,555,715,998	91.3
11月	2,621,910,900	92.6	8,435,719,115	91.9	692,036,637	6,247,752,635	89.7
12月	194,701,900	79.8	8,630,421,015	91.5	2,268,214,125	8,515,966,760	91.6
令和2(2020)年 1月	219,067,900	116.5	8,849,488,915	92.0	191,122,057	8,707,088,817	91.8
2月	453,427,300	57.5	9,302,916,215	89.4	273,394,247	8,980,483,064	91.6
3月	485,657,800	176.1	9,788,574,015	91.7	824,403,440	9,804,886,504	92.7
4月	15,602,500	60.1	9,804,176,515	91.6	3,273,357	9,808,159,861	91.8
5月	-	増	9,804,176,515	91.6	△ 24,725,310	9,783,434,551	91.6

(6) 県民税利子割

単位：円、%

月別	調 定				収 入		
	当月分	前年度比	累計	前年度比	当月分	累計	前年度比
平成31(2019)年 4月	41,672,825	61.4	41,672,825	61.4	41,673,401	41,673,401	61.4
令和元(2019)年 5月	23,327,519	44.9	65,000,344	54.2	23,322,267	64,995,668	54.2
6月	19,798,906	37.7	84,799,250	49.2	19,804,835	84,800,503	49.2
7月	21,128,282	26.0	105,927,532	41.8	21,127,183	105,927,686	41.9
8月	31,839,730	36.5	137,767,262	40.4	31,840,228	137,767,914	40.5
9月	27,104,340	35.7	164,871,602	39.6	27,110,179	164,878,093	39.6
10月	37,828,043	54.1	202,699,645	41.6	37,828,043	202,706,136	41.6
11月	17,863,971	31.7	220,563,616	40.6	17,857,513	220,563,649	40.6
12月	14,057,589	32.7	234,621,205	40.0	14,057,561	234,621,210	40.0
令和2(2020)年 1月	21,546,099	41.5	256,167,304	40.2	21,550,082	256,171,292	40.2
2月	14,313,217	41.1	270,480,521	40.2	14,309,868	270,481,160	40.2
3月	13,982,599	64.8	284,463,120	41.0	13,984,635	284,465,795	41.0
4月	-	-	284,463,120	41.0	-	284,465,795	41.0
5月	-	-	284,463,120	41.0	△ 2,675	284,463,120	41.0

(7) 個人事業税

単位：円、%

月別	調 定				収 入		
	当月分	前年度比	累計	前年度比	当月分	累計	前年度比
平成31(2019)年 4月	7,199,800	69.6	7,199,800	69.6	4,617,800	4,617,800	94.6
令和元(2019)年 5月	6,765,200	56.7	13,965,000	62.7	4,160,200	8,778,000	58.2
6月	66,302,106	116.6	80,267,106	101.4	10,301,180	19,079,180	77.0
7月	9,850,000	104.3	90,117,106	101.7	10,444,611	29,523,791	69.6
8月	2,010,346,600	101.4	2,100,463,706	101.4	413,817,865	443,341,656	80.9
9月	28,724,300	115.6	2,129,188,006	101.6	720,774,261	1,164,115,917	116.8
10月	15,787,900	94.1	2,144,975,906	101.6	86,512,722	1,250,628,639	118.6
11月	13,538,400	103.5	2,158,514,306	101.6	151,338,317	1,401,966,956	88.1
12月	10,948,600	41.4	2,169,462,906	100.8	586,333,434	1,988,300,390	98.1
令和2(2020)年 1月	11,536,300	66.3	2,180,999,206	100.5	71,605,218	2,059,905,608	98.8
2月	23,345,000	59.8	2,204,344,206	99.8	26,662,423	2,086,568,031	98.9
3月	4,509,800	増	2,208,854,006	100.0	26,111,139	2,112,679,170	99.0
4月	-	増	2,208,854,006	100.1	5,843,718	2,118,522,888	99.0
5月	-	-	2,208,854,006	100.1	31,975,898	2,150,498,786	100.2

(8) 法人事業税

単位：円、%

月別	調 定				収 入		
	当月分	前年度比	累計	前年度比	当月分	累計	前年度比
平成31(2019)年 4月	1,430,027,500	95.4	1,430,027,500	95.4	499,865,741	499,865,741	94.7
令和元(2019)年 5月	17,739,608,800	97.0	19,169,636,300	96.9	4,960,491,788	5,460,357,529	96.6
6月	1,484,431,468	81.9	20,654,067,768	95.6	14,862,040,196	20,322,397,725	96.4
7月	1,515,462,000	96.4	22,169,529,768	95.7	1,060,285,536	21,382,683,261	94.4
8月	4,982,060,900	102.7	27,151,590,668	96.9	1,374,125,200	22,756,808,461	93.4
9月	967,241,500	84.4	28,118,832,168	96.4	4,903,574,758	27,660,383,219	96.3
10月	1,836,431,600	90.2	29,955,263,768	96.0	1,371,316,529	29,031,699,748	96.2
11月	16,484,543,600	99.2	46,439,807,368	97.1	3,828,899,909	32,860,599,657	93.5
12月	1,357,865,900	89.7	47,797,673,268	96.9	14,576,343,491	47,436,943,148	97.2
令和2(2020)年 1月	1,188,105,000	128.7	48,985,778,268	97.5	839,404,979	48,276,348,127	97.0
2月	2,190,428,500	57.5	51,176,206,768	94.6	1,519,182,466	49,795,530,593	97.3
3月	2,732,652,900	203.2	53,908,859,668	97.3	3,840,922,001	53,636,452,594	97.5
4月	53,039,300	49.5	53,961,898,968	97.2	528,488,494	54,164,941,088	97.5
5月	-	増	53,961,898,968	97.2	△ 232,102,123	53,932,838,965	97.3

(9) 地方消費税

単位：円、%

月別	調 定				収 入		
	当月分	前年度比	累計	前年度比	当月分	累計	前年度比
平成31(2019)年 4月	3,479,055,946	95.4	3,479,055,946	95.4	3,479,055,946	3,479,055,946	95.4
令和元(2019)年 5月	1,082,255,283	65.8	4,561,311,229	86.2	1,082,255,283	4,561,311,229	86.2
6月	3,651,557,972	95.7	8,212,869,201	90.2	3,651,557,972	8,212,869,201	90.2
7月	5,700,913,236	105.4	13,913,782,437	95.8	5,700,913,236	13,913,782,437	95.8
8月	139,573,123	増	14,053,355,560	96.8	139,573,123	14,053,355,560	96.8
9月	3,241,581,895	122.4	17,294,937,455	100.7	3,241,581,895	17,294,937,455	100.7
10月	2,862,123,762	82.5	20,157,061,217	97.7	2,862,123,762	20,157,061,217	97.7
11月	3,175,858,532	143.7	23,332,919,749	102.1	3,175,858,532	23,332,919,749	102.1
12月	2,400,301,558	70.7	25,733,221,307	98.1	2,400,301,558	25,733,221,307	98.1
令和2(2020)年 1月	2,866,524,839	74.8	28,599,746,146	95.1	2,866,524,839	28,599,746,146	95.1
2月	2,578,297,950	155.1	31,178,044,096	98.3	2,578,297,950	31,178,044,096	98.3
3月	3,227,539,515	108.2	34,405,583,611	99.1	3,227,539,515	34,405,583,611	99.1
4月	—	—	34,405,583,611	99.1	—	34,405,583,611	99.1
5月	—	—	34,405,583,611	99.1	—	34,405,583,611	99.1

(10) 不動産取得税

単位：円、%

月別	調 定				収 入		
	当月分	前年度比	累計	前年度比	当月分	累計	前年度比
平成31(2019)年 4月	489,780,200	104.0	489,780,200	104.0	175,698,200	175,698,200	110.4
令和元(2019)年 5月	370,388,000	60.7	860,168,200	79.5	386,511,300	562,209,500	90.1
6月	262,690,995	57.0	1,122,859,195	72.8	354,815,422	917,024,922	73.1
7月	1,006,454,600	86.7	2,129,313,795	78.8	690,013,706	1,607,038,628	81.1
8月	278,889,200	92.1	2,408,202,995	80.1	530,659,547	2,137,698,175	78.5
9月	296,566,400	99.0	2,704,769,395	81.8	319,832,265	2,457,530,440	81.1
10月	243,180,800	79.2	2,947,950,195	81.6	278,859,560	2,736,390,000	82.1
11月	243,302,900	85.1	3,191,253,095	81.9	213,703,177	2,950,093,177	80.1
12月	249,458,400	70.3	3,440,711,495	80.9	294,276,996	3,244,370,173	82.4
令和2(2020)年 1月	376,321,600	108.5	3,817,033,095	83.0	292,966,240	3,537,336,413	83.3
2月	330,420,200	151.4	4,147,453,295	86.1	309,522,144	3,846,858,557	83.9
3月	880,939,200	200.9	5,028,392,495	95.7	709,935,231	4,556,793,788	93.3
4月	△ 5,488,900	—	5,022,903,595	95.7	408,134,309	4,964,928,097	96.0
5月	△ 359,800	—	5,022,543,795	95.7	1,862,526	4,966,790,623	96.0

(11) 県たばこ税

単位：円、%

月別	調 定				収 入		
	当月分	前年度比	累計	前年度比	当月分	累計	前年度比
平成31(2019)年 4月	184,377,461	99.3	184,377,461	99.3	3,780	3,780	8.8
令和元(2019)年 5月	193,347,292	109.3	377,724,753	104.2	377,645,356	377,649,136	104.1
6月	195,808,849	102.3	573,533,602	103.5	80,428	377,729,564	104.1
7月	183,600,704	99.5	757,134,306	102.5	379,354,175	757,083,739	102.5
8月	197,855,782	106.4	954,990,088	103.3	55,378	757,139,117	81.9
9月	199,179,531	104.6	1,154,169,619	103.5	396,977,345	1,154,116,462	124.8
10月	198,805,570	83.2	1,352,975,189	100.0	198,846,152	1,352,962,614	99.8
11月	180,036,240	124.8	1,533,011,429	102.3	90,443	1,353,053,057	90.1
12月	178,346,129	100.8	1,711,357,558	102.2	180,063,031	1,533,116,088	102.0
令和2(2020)年 1月	192,687,324	94.3	1,904,044,882	101.3	370,756,957	1,903,873,045	101.5
2月	172,923,976	98.7	2,076,968,858	101.1	165,238	1,904,038,283	92.7
3月	171,503,134	101.2	2,248,471,992	101.1	344,372,229	2,248,410,512	109.5
4月	△ 2	減	2,248,471,990	101.1	96,652,528	2,345,063,040	105.5
5月	-	-	2,248,471,990	101.1	△ 96,591,247	2,248,471,793	101.1

(12) ゴルフ場利用税

単位：円、%

月別	調 定				収 入		
	当月分	前年度比	累計	前年度比	当月分	累計	前年度比
平成31(2019)年 4月	182,332,300	105.0	182,332,300	105.0	169,501,500	169,501,500	103.8
令和元(2019)年 5月	191,178,450	96.9	373,510,750	100.7	202,989,250	372,490,750	100.8
6月	222,358,300	97.9	595,869,050	99.7	220,635,000	593,125,750	99.4
7月	182,979,750	91.4	778,848,800	97.6	184,081,450	777,207,200	97.9
8月	175,172,950	99.1	954,021,750	97.9	175,889,650	953,096,850	97.9
9月	185,918,500	103.4	1,139,940,250	98.7	186,843,400	1,139,940,250	98.7
10月	189,365,150	101.1	1,329,305,400	99.1	188,395,850	1,328,336,100	99.0
11月	179,905,950	81.9	1,509,211,350	96.6	180,875,250	1,509,211,350	96.8
12月	217,826,100	98.6	1,727,037,450	96.9	217,826,100	1,727,037,450	96.9
令和2(2020)年 1月	195,465,350	96.9	1,922,502,800	96.9	195,465,350	1,922,502,800	96.9
2月	133,787,000	97.5	2,056,289,800	96.9	133,468,400	2,055,971,200	96.9
3月	136,049,900	128.5	2,192,339,700	98.4	132,075,500	2,188,046,700	98.3
4月	-	-	2,192,339,700	98.4	11,680,550	2,199,727,250	98.3
5月	-	-	2,192,339,700	98.4	△ 7,983,950	2,191,743,300	98.4

(13) 自動車取得税

単位：円、%

月別	調 定				収 入		
	当月分	前年度比	累計	前年度比	当月分	累計	前年度比
平成31(2019)年 4月	243,323,100	36.0	243,323,100	36.0	7,216,400	7,216,400	1.7
令和元(2019)年 5月	260,879,100	103.7	504,202,200	54.4	245,014,500	252,230,900	37.4
6月	288,914,500	97.7	793,116,700	64.9	264,714,400	516,945,300	59.2
7月	309,008,200	107.1	1,102,124,900	72.9	298,976,600	815,921,900	66.8
8月	267,697,900	106.8	1,369,822,800	77.8	300,640,400	1,116,562,300	75.8
9月	388,693,000	123.9	1,758,515,800	84.7	282,103,300	1,398,665,600	79.4
10月	△ 1,432,600	減	1,757,083,200	75.2	358,410,200	1,757,075,800	86.7
11月	△ 4,800	減	1,757,078,400	67.2	2,600	1,757,078,400	86.8
12月	△ 372,000	減	1,756,706,400	61.1	△ 372,000	1,756,706,400	86.7
令和2(2020)年 1月	△ 1,178,700	減	1,755,527,700	55.9	△ 1,225,100	1,755,481,300	86.7
2月	△ 1,300	減	1,755,526,400	50.9	△ 49,100	1,755,432,200	86.7
3月	-	減	1,755,526,400	45.7	94,200	1,755,526,400	50.9
4月	-	増	1,755,526,400	45.7	-	1,755,526,400	45.7
5月	-	増	1,755,526,400	45.7	-	1,755,526,400	45.7

(14) 自動車税 (環境性能割)

単位：円、%

月別	調 定				収 入		
	当月分	前年度比	累計	前年度比	当月分	累計	前年度比
平成31(2019)年 4月	-	-	-	-	-	-	-
令和元(2019)年 5月	-	-	-	-	-	-	-
6月	-	-	-	-	-	-	-
7月	-	-	-	-	-	-	-
8月	-	-	-	-	-	-	-
9月	-	-	-	-	-	-	-
10月	96,821,800	増	96,821,800	増	10,301,200	10,301,200	増
11月	138,913,500	増	235,735,300	増	108,346,100	118,647,300	増
12月	133,025,300	増	368,760,600	増	140,768,900	259,416,200	増
令和2(2020)年 1月	119,401,300	増	488,161,900	増	135,015,000	394,431,200	増
2月	144,413,400	増	632,575,300	増	119,523,100	513,954,300	増
3月	187,506,200	増	820,081,500	増	151,932,000	665,886,300	増
4月	△ 260,500	減	819,821,000	増	153,934,700	819,821,000	増
5月	△ 731,600	減	819,089,400	増	△ 731,600	819,089,400	増

(15) 軽油引取税

単位：円、%

月別	調 定				収 入		
	当月分	前年度比	累計	前年度比	当月分	累計	前年度比
平成31(2019)年 4月	1,923,615,759	96.0	1,923,615,759	96.0	61,803,881	61,803,881	87.5
令和元(2019)年 5月	1,835,802,663	101.5	3,759,418,422	98.6	862,068,563	923,872,444	92.8
6月	1,695,253,850	95.4	5,454,672,272	97.6	805,066,031	1,728,938,475	95.5
7月	1,791,843,018	97.8	7,246,515,290	97.6	1,899,062,276	3,628,000,751	95.2
8月	1,855,738,212	98.2	9,102,253,502	97.7	1,719,800,787	5,347,801,538	96.7
9月	1,725,670,789	96.6	10,827,924,291	97.6	1,895,331,250	7,243,132,788	98.8
10月	1,887,897,925	105.5	12,715,822,216	98.7	1,686,554,893	8,929,687,681	97.3
11月	1,823,863,716	95.6	14,539,685,932	98.3	1,858,268,640	10,787,956,321	97.8
12月	1,890,310,575	99.2	16,429,996,507	98.4	1,769,512,879	12,557,469,200	97.9
令和2(2020)年 1月	1,924,684,469	98.4	18,354,680,976	98.4	1,888,079,494	14,445,548,694	97.8
2月	1,666,124,208	96.1	20,020,805,184	98.2	1,836,602,901	16,282,151,595	98.1
3月	1,820,762,253	103.3	21,841,567,437	98.6	1,898,959,739	18,181,111,334	98.8
4月	-	-	21,841,567,437	98.6	1,705,191,698	19,886,303,032	98.5
5月	-	-	21,841,567,437	98.6	1,952,492,962	21,838,795,994	98.6

(16) 自動車税 (総額)

単位：円、%

月別	調 定				収 入		
	当月分	前年度比	累計	前年度比	当月分	累計	前年度比
平成31(2019)年 4月	200,279,800	100.3	200,279,800	100.3	10,534,000	10,534,000	213.1
令和元(2019)年 5月	35,211,780,900	99.4	35,412,060,700	99.4	17,597,569,000	17,608,103,000	99.6
6月	△ 13,267,337	-	35,398,793,363	99.4	12,423,480,375	30,031,583,375	100.2
7月	△ 6,780,800	-	35,392,012,563	99.4	2,222,421,199	32,254,004,574	99.9
8月	△ 51,246,200	-	35,340,766,363	99.4	1,508,670,489	33,762,675,063	99.6
9月	△ 20,348,252	-	35,320,418,111	99.5	726,845,186	34,489,520,249	99.5
10月	△ 145,433,317	-	35,174,984,794	99.2	136,318,241	34,625,838,490	99.5
11月	△ 132,389,238	-	35,042,595,556	98.9	87,483,601	34,713,322,091	99.6
12月	△ 98,442,000	-	34,944,153,556	98.7	19,372,500	34,732,694,591	99.5
令和2(2020)年 1月	△ 68,007,400	-	34,876,146,156	98.6	△ 23,586,131	34,709,108,460	99.5
2月	△ 46,011,500	-	34,830,134,656	98.5	△ 25,222,963	34,683,885,497	99.5
3月	△ 16,836,000	-	34,813,298,656	98.5	△ 21,936,864	34,661,948,633	98.5
4月	△ 2,398,165	-	34,810,900,491	98.5	16,146,718	34,678,095,351	98.6
5月	△ 2,962,510	-	34,807,937,981	98.5	7,683,318	34,685,778,669	98.6

ア 普通徴収分

単位：円、%

月別	調 定				収 入		
	当月分	前年度比	累計	前年度比	当月分	累計	前年度比
平成31(2019)年 4月	-	減	-	減	3,641,400	3,641,400	73.7
令和元(2019)年 5月	35,029,849,900	99.4	35,029,849,900	99.4	17,396,207,400	17,399,848,800	99.6
6月	△ 197,399,637	-	34,832,450,263	99.4	12,239,221,175	29,639,069,975	99.6
7月	△ 182,446,300	-	34,650,003,963	99.4	2,036,574,599	31,675,644,574	99.9
8月	△ 175,397,200	-	34,474,606,763	99.4	1,336,928,889	33,012,573,463	99.5
9月	△ 174,917,252	-	34,299,689,511	99.3	596,070,286	33,608,643,749	99.4
10月	△ 143,801,717	-	34,155,887,794	99.3	△ 1,891,459	33,606,752,290	99.3
11月	△ 131,983,638	-	34,023,904,156	99.3	87,878,401	33,694,630,691	99.4
12月	△ 97,375,500	-	33,926,528,656	99.2	20,439,000	33,715,069,691	99.3
令和2(2020)年 1月	△ 66,142,000	-	33,860,386,656	99.2	△ 21,720,731	33,693,348,960	99.3
2月	△ 45,019,900	-	33,815,366,756	99.2	△ 24,231,363	33,669,117,597	99.2
3月	△ 16,173,500	-	33,799,193,256	99.2	△ 21,274,364	33,647,843,233	99.2
4月	△ 2,386,265	-	33,796,806,991	99.2	16,158,618	33,664,001,851	99.3
5月	△ 2,951,510	-	33,793,855,481	99.2	7,694,318	33,671,696,169	99.3

イ 証紙徴収分

単位：円、%

月別	調 定				収 入		
	当月分	前年度比	累計	前年度比	当月分	累計	前年度比
平成31(2019)年 4月	200,279,800	100.7	200,279,800	100.7	6,892,600	6,892,600	増
令和元(2019)年 5月	181,931,000	98.7	382,210,800	99.7	201,361,600	208,254,200	104.7
6月	184,132,300	100.4	566,343,100	99.9	184,259,200	392,513,400	203.1
7月	175,665,500	110.4	742,008,600	102.2	185,846,600	578,360,000	102.7
8月	124,151,000	102.4	866,159,600	102.3	171,741,600	750,101,600	103.9
9月	154,569,000	120.7	1,020,728,600	104.7	130,774,900	880,876,500	104.1
10月	△ 1,631,600	減	1,019,097,000	95.2	138,209,700	1,019,086,200	107.0
11月	△ 405,600	減	1,018,691,400	88.7	△ 394,800	1,018,691,400	107.2
12月	△ 1,066,500	減	1,017,624,900	84.6	△ 1,066,500	1,017,624,900	107.1
令和2(2020)年 1月	△ 1,865,400	減	1,015,759,500	82.0	△ 1,865,400	1,015,759,500	107.0
2月	△ 991,600	減	1,014,767,900	80.5	△ 991,600	1,014,767,900	107.0
3月	△ 662,500	-	1,014,105,400	80.5	△ 662,500	1,014,105,400	80.5
4月	△ 11,900	-	1,014,093,500	80.5	△ 11,900	1,014,093,500	80.5
5月	△ 11,000	-	1,014,082,500	80.5	△ 11,000	1,014,082,500	80.5

(注) OSSによる申告納付分を含む。

(17) 自動車税 (種別割) (総額)

単位：円、%

月別	調 定				収 入		
	当月分	前年度比	累計	前年度比	当月分	累計	前年度比
平成31(2019)年 4月	-	-	-	-	-	-	-
令和元(2019)年 5月	-	-	-	-	-	-	-
6月	-	-	-	-	-	-	-
7月	-	-	-	-	-	-	-
8月	-	-	-	-	-	-	-
9月	-	-	-	-	-	-	-
10月	79,443,800	増	79,443,800	増	6,939,700	6,939,700	増
11月	84,947,100	増	164,390,900	増	84,132,200	91,071,900	増
12月	53,256,200	増	217,647,100	増	81,411,100	172,483,000	増
令和2(2020)年 1月	33,018,800	増	250,665,900	増	50,365,900	222,848,900	増
2月	19,463,700	増	270,129,600	増	30,316,400	253,165,300	増
3月	△ 482,600	減	269,647,000	増	16,458,100	269,623,400	増
4月	△ 53,700	減	269,593,300	増	△ 30,100	269,593,300	増
5月	△ 11,600	減	269,581,700	増	△ 11,600	269,581,700	増

ア 普通徴収分

単位：円、%

月別	調 定				収 入		
	当月分	前年度比	累計	前年度比	当月分	累計	前年度比
平成31(2019)年 4月	-	-	-	-	-	-	-
令和元(2019)年 5月	-	-	-	-	-	-	-
6月	-	-	-	-	-	-	-
7月	-	-	-	-	-	-	-
8月	-	-	-	-	-	-	-
9月	-	-	-	-	-	-	-
10月	-	-	-	-	-	-	-
11月	-	-	-	-	-	-	-
12月	7,200	増	7,200	増	7,200	7,200	増
令和2(2020)年 1月	24,400	増	31,600	増	9,300	16,500	増
2月	32,900	増	64,500	増	39,500	56,000	増
3月	38,400	増	102,900	増	31,100	87,100	増
4月	-	-	102,900	-	15,800	102,900	増
5月	-	-	102,900	-	-	102,900	増

イ 証紙徴収分

単位：円、%

月別	調 定				収 入		
	当月分	前年度比	累計	前年度比	当月分	累計	前年度比
平成31(2019)年 4月	-	-	-	-	-	-	-
令和元(2019)年 5月	-	-	-	-	-	-	-
6月	-	-	-	-	-	-	-
7月	-	-	-	-	-	-	-
8月	-	-	-	-	-	-	-
9月	-	-	-	-	-	-	-
10月	79,443,800	増	79,443,800	増	6,939,700	6,939,700	増
11月	84,947,100	増	164,390,900	増	84,132,200	91,071,900	増
12月	53,249,000	増	217,639,900	増	81,403,900	172,475,800	増
令和2(2020)年 1月	32,994,400	増	250,634,300	増	50,356,600	222,832,400	増
2月	19,430,800	増	270,065,100	増	30,276,900	253,109,300	増
3月	△ 521,000	減	269,544,100	増	16,427,000	269,536,300	増
4月	△ 53,700	減	269,490,400	増	△ 45,900	269,490,400	増
5月	△ 11,600	減	269,478,800	増	△ 11,600	269,478,800	増

(注) OSSによる申告納付分を含む。

(18) 鉱区税

単位：円、%

月別	調 定				収 入		
	当月分	前年度比	累計	前年度比	当月分	累計	前年度比
平成31(2019)年 4月	-	減	-	減	-	-	-
令和元(2019)年 5月	7,592,300	102.4	7,592,300	102.4	2,744,300	2,744,300	87.1
6月	122,900	81.9	7,715,200	102.0	4,782,000	7,526,300	102.9
7月	-	-	7,715,200	102.0	188,900	7,715,200	103.1
8月	-	-	7,715,200	102.0	-	7,715,200	103.1
9月	-	-	7,715,200	102.0	-	7,715,200	103.1
10月	-	-	7,715,200	102.0	-	7,715,200	103.1
11月	86,700	増	7,801,900	103.1	-	7,715,200	103.1
12月	67,000	増	7,868,900	104.0	104,200	7,819,400	104.5
令和2(2020)年 1月	-	-	7,868,900	104.0	49,500	7,868,900	105.2
2月	-	-	7,868,900	104.0	-	7,868,900	105.2
3月	-	-	7,868,900	104.0	-	7,868,900	105.2
4月	-	-	7,868,900	104.0	-	7,868,900	105.2
5月	-	-	7,868,900	104.0	-	7,868,900	105.2

(19) 狩猟税

単位：円、%

月別	調 定				収 入		
	当月分	前年 度比	累計	前年 度比	当月分	累計	前年 度比
平成31(2019)年 4月	-	-	-	-	-	-	-
令和元(2019)年 5月	-	-	-	-	-	-	-
6月	-	-	-	-	-	-	-
7月	-	-	-	-	-	-	-
8月	-	-	-	-	-	-	-
9月	14,852,800	96.1	14,852,800	96.1	14,888,500	14,888,500	96.3
10月	415,300	5.0	15,268,100	64.2	7,812,300	22,700,800	95.5
11月	8,427,000	999.9超	23,695,100	97.1	977,800	23,678,600	97.1
12月	340,000	102.9	24,035,100	97.1	356,500	24,035,100	97.1
令和2(2020)年 1月	79,600	138.2	24,114,700	97.2	79,600	24,114,700	97.2
2月	57,600	139.8	24,172,300	97.3	57,600	24,172,300	97.3
3月	16,500	増	24,188,800	97.4	16,500	24,188,800	97.4
4月	-	-	24,188,800	97.4	-	24,188,800	97.4
5月	-	-	24,188,800	97.4	-	24,188,800	97.4



4 県税決算額等累年比較

年度	当初予算額		最終予算額		調定額	
	金額	前年度比	金額	前年度比	金額	前年度比
昭和55(1980)年度	105,070,000,000	120.3	112,070,000,000	114.2	114,137,319,558	113.9
昭和56(1981)年度	118,350,000,000	112.6	115,400,000,000	103.0	118,116,348,964	103.5
昭和57(1982)年度	123,500,000,000	104.4	123,600,000,000	107.1	126,574,719,427	107.2
昭和58(1983)年度	126,720,000,000	102.6	128,452,000,000	103.9	131,669,485,370	104.0
昭和59(1984)年度	135,340,000,000	106.8	141,902,000,000	110.5	145,336,031,138	110.4
昭和60(1985)年度	150,340,000,000	111.1	154,640,000,000	109.0	158,407,776,191	109.0
昭和61(1986)年度	158,960,000,000	105.7	155,210,000,000	100.4	159,700,658,568	100.8
昭和62(1987)年度	158,350,000,000	99.6	171,250,000,000	110.3	175,492,112,239	109.9
昭和63(1988)年度	178,950,000,000	113.0	198,750,000,000	116.1	202,920,777,748	115.6
平成1(1989)年度	197,200,000,000	110.2	215,054,484,000	108.2	219,625,840,009	108.2
平成2(1990)年度	221,500,000,000	112.3	241,650,000,000	112.4	246,188,104,942	112.1
平成3(1991)年度	241,300,000,000	108.9	253,800,000,000	105.0	259,436,106,827	105.4
平成4(1992)年度	247,500,000,000	102.6	237,000,000,000	93.4	244,405,652,387	94.2
平成5(1993)年度	237,000,000,000	95.8	217,900,000,000	91.9	225,962,675,376	92.5
平成6(1994)年度	214,800,000,000	90.6	218,500,000,000	100.3	226,047,279,310	100.0
平成7(1995)年度	226,200,000,000	105.3	230,700,000,000	105.6	238,317,026,192	105.4
平成8(1996)年度	231,400,000,000	102.3	229,700,000,000	99.6	237,191,857,996	99.5
平成9(1997)年度	240,300,000,000	103.8	236,656,000,000	103.0	244,762,565,895	103.2
平成10(1998)年度	246,668,000,000	102.7	227,168,000,000	96.0	236,113,175,702	96.5
平成11(1999)年度	212,400,000,000	86.1	219,200,000,000	96.5	227,321,509,255	96.3
平成12(2000)年度	215,800,000,000	101.6	231,300,000,000	105.5	239,336,202,074	105.3
平成13(2001)年度	229,900,000,000	106.5	224,500,000,000	97.1	235,079,302,956	98.2
平成14(2002)年度	202,600,000,000	88.1	199,500,000,000	88.9	212,645,093,795	90.5
平成15(2003)年度	190,300,000,000	93.9	206,000,000,000	103.3	217,634,796,309	102.3
平成16(2004)年度	207,800,000,000	109.2	226,500,000,000	110.0	238,262,412,671	109.5
平成17(2005)年度	223,000,000,000	107.3	230,800,000,000	101.9	241,866,051,220	101.5
平成18(2006)年度	238,000,000,000	106.7	254,800,000,000	110.4	264,206,571,039	109.2
平成19(2007)年度	289,500,000,000	121.6	282,100,000,000	110.7	292,492,148,589	110.7
平成20(2008)年度	287,000,000,000	99.1	271,500,000,000	96.2	282,447,561,738	96.6
平成21(2009)年度	227,000,000,000	79.1	214,500,000,000	79.0	227,153,792,206	80.4
平成22(2010)年度	194,500,000,000	85.7	204,500,000,000	95.3	216,288,833,402	95.2
平成23(2011)年度	203,000,000,000	104.4	199,500,000,000	97.6	211,500,904,479	97.8
平成24(2012)年度	202,500,000,000	99.8	203,500,000,000	102.0	214,088,464,082	101.2
平成25(2013)年度	203,500,000,000	100.5	213,500,000,000	104.9	223,632,793,986	104.5
平成26(2014)年度	215,000,000,000	105.7	224,000,000,000	104.9	232,384,074,057	103.9
平成27(2015)年度	241,500,000,000	112.3	243,000,000,000	108.5	250,472,331,778	107.8
平成28(2016)年度	253,500,000,000	105.0	242,500,000,000	99.8	248,313,747,630	99.1
平成29(2017)年度	245,500,000,000	96.8	247,500,000,000	102.1	253,249,548,001	102.0
平成30(2018)年度	252,000,000,000	102.6	249,500,000,000	100.8	252,576,603,888	99.7
令和元(2019)年度	254,000,000,000	100.8	244,000,000,000	97.8	247,882,099,383	98.1

単位：円、%

収入額		過誤納金還付未済額	不納欠損額	収入未済額	収入歩合
金額	前年度比				
112,420,373,841	113.7	2,234,684	73,477,017	1,645,703,384	98.5
116,113,624,351	103.3	2,337,865	36,670,879	1,968,391,599	98.3
124,231,920,761	107.0	3,620,165	27,523,955	2,318,894,876	98.1
128,800,797,307	103.7	3,401,528	56,968,021	2,815,121,570	97.8
142,106,493,257	110.3	3,828,054	58,584,686	3,174,781,249	97.8
154,940,421,678	109.0	20,830,074	65,315,180	3,422,869,407	97.8
155,650,436,697	100.5	3,646,247	87,069,712	3,966,798,406	97.5
171,585,270,563	110.2	4,541,388	80,551,291	3,830,831,773	97.8
198,762,075,657	115.8	2,818,212	111,427,852	4,050,092,451	98.0
215,548,978,322	108.4	3,140,221	114,454,479	3,965,547,429	98.1
241,666,035,106	112.1	3,046,357	129,454,817	4,395,661,376	98.2
253,985,592,809	105.1	4,214,719	139,261,326	5,315,467,411	97.9
237,929,631,237	93.7	5,991,695	116,191,559	6,365,821,286	97.4
218,824,888,767	92.0	4,339,583	462,455,059	6,679,671,133	96.8
219,131,891,999	100.1	11,114,879	178,112,085	6,748,390,105	96.9
230,974,629,669	105.4	10,199,604	393,847,646	6,958,748,481	96.9
229,907,407,175	99.5	14,848,008	312,647,822	6,986,651,007	96.9
237,225,320,905	103.2	12,770,455	359,052,706	7,190,962,739	96.9
228,592,170,524	96.4	15,315,979	588,951,040	6,947,370,117	96.8
220,094,903,279	96.3	16,652,465	427,672,444	6,815,585,997	96.8
231,842,614,548	105.3	10,838,064	227,415,827	7,277,009,763	96.9
226,583,106,659	97.7	5,624,774	231,054,096	8,270,766,975	96.4
202,268,416,887	89.3	9,126,594	399,473,856	9,986,329,646	95.1
206,837,991,302	102.3	3,580,511	265,254,064	10,535,131,454	95.0
227,636,373,270	110.1	15,261,497	920,060,497	9,721,240,401	95.5
232,051,477,354	101.9	5,271,460	1,002,314,407	8,817,530,919	95.9
255,347,155,660	110.0	5,516,877	531,917,250	8,333,015,006	96.6
282,553,420,422	110.7	4,889,628	386,332,269	9,557,285,526	96.6
271,625,860,734	96.1	4,489,168	703,846,235	10,122,343,937	96.2
215,166,799,409	79.2	3,877,456	1,832,488,455	10,158,381,798	94.7
205,188,044,872	95.4	3,067,370	838,496,593	10,265,359,307	94.9
200,675,560,979	97.8	7,812,338	699,245,690	10,133,910,148	94.9
204,319,656,701	101.8	3,614,578	1,031,477,661	8,740,944,298	95.4
214,764,621,251	105.1	2,509,093	1,324,423,016	7,546,258,812	96.0
224,826,111,491	104.7	13,993,855	1,057,392,701	6,514,563,720	96.7
244,349,497,063	108.7	1,474,242	738,222,978	5,386,085,979	97.6
243,126,978,582	99.5	8,135,565	720,683,491	4,474,221,122	97.9
248,857,064,008	102.4	2,077,000	695,512,944	3,699,048,049	98.3
244,648,525,195	98.3	3,183,347	347,146,096	2,889,611,439	98.7

5 県税決算額累年比較（税目別）

税目	平成 28 年度 (2016)						平成 29 年度 (2017)					
	調定額	前年度比	構成比	収入額	前年度比	構成比	調定額	前年度比	構成比	収入額	前年度比	構成比
県 税	248,313,747,630	99.1	100.0	243,126,978,582	99.5	100.0	253,249,548,001	102.0	100.0	248,857,064,008	102.4	100.0
県 民 税	86,394,625,306	95.8	34.8	81,717,809,786	96.5	33.6	90,228,046,035	104.4	35.6	86,236,202,828	105.5	34.7
個 人	76,105,573,243	98.3	30.6	71,471,827,588	99.3	29.4	78,423,297,974	103.0	31.0	74,469,203,167	104.2	29.9
法 人	9,856,450,232	81.7	4.0	9,813,380,367	81.6	4.0	11,128,959,210	112.9	4.4	11,091,210,810	113.0	4.5
利 子 割	432,601,831	64.1	0.2	432,601,831	64.1	0.2	675,788,851	156.2	0.3	675,788,851	156.2	0.3
事 業 税	57,148,527,702	105.8	23.0	57,004,045,654	105.9	23.4	57,726,151,816	101.0	22.8	57,602,720,050	101.1	23.1
個 人	2,010,087,429	98.8	0.8	1,946,750,914	99.9	0.8	2,097,590,608	104.4	0.8	2,046,955,611	105.1	0.8
法 人	55,138,440,273	106.1	22.2	55,057,294,740	106.1	22.6	55,628,561,208	100.9	22.0	55,555,764,439	100.9	22.3
地 方 消 費 税	35,342,010,138	97.8	14.2	35,342,010,138	97.8	14.5	34,370,990,379	97.3	13.6	34,370,990,379	97.3	13.8
譲 渡 割	35,003,047,308	98.0	14.1	35,003,047,308	98.0	14.4	34,062,727,212	97.3	13.5	34,062,727,212	97.3	13.7
貨 物 割	338,962,830	82.3	0.1	338,962,830	82.3	0.1	308,263,167	90.9	0.1	308,263,167	90.9	0.1
不 動 産 取 得 税	5,056,278,865	92.4	2.0	4,946,958,023	93.1	2.0	6,099,833,560	120.6	2.4	6,011,464,127	121.5	2.4
県 た ば こ 税	2,411,204,447	96.7	1.0	2,411,204,447	96.7	1.0	2,268,878,495	94.1	0.9	2,268,878,495	94.1	0.9
ゴ ル フ 場 利 用 税	2,376,135,850	97.6	1.0	2,376,135,850	97.6	1.0	2,305,258,150	97.0	0.9	2,305,258,150	97.0	0.9
自 動 車 取 得 税	2,633,035,300	106.2	1.1	2,633,035,300	106.2	1.1	3,140,959,900	119.3	1.2	3,140,959,900	119.3	1.3
軽 油 引 取 税	21,730,894,909	99.8	8.8	21,724,199,309	99.8	8.9	21,855,594,171	100.6	8.6	21,849,718,995	100.6	8.8
自 動 車 税	35,185,747,648	99.1	14.2	34,936,535,475	99.4	14.4	35,220,282,130	100.1	13.9	35,037,626,584	100.3	14.1
自 動 車 税	35,185,747,648	99.1	13.7	34,936,535,475	99.4	13.9	35,220,282,130	99.9	13.4	35,037,626,584	100.1	13.6
環 境 性 能 割	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
種 別 割	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鉦 区 税	7,393,302	100.4	0.0	7,305,100	100.4	0.0	7,445,802	100.7	0.0	7,291,600	99.8	0.0
固 定 資 産 税	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
狩 猟 税	27,739,500	93.0	0.0	27,739,500	93.0	0.0	25,952,900	93.6	0.0	25,952,900	93.6	0.0

単位：円、%

平成 30 年度 (2018)						令和元年度 (2019)					
調定額	前年度比	構成比	収入額	前年度比	構成比	調定額	前年度比	構成比	収入額	前年度比	構成比
252,576,603,888	99.7	100.0	248,853,151,934	100.0	100.0	247,882,099,383	98.1	100.0	244,648,525,195	98.3	100.0
88,980,136,692	98.6	35.2	85,609,999,807	99.3	34.4	88,316,646,695	99.3	35.6	85,351,768,254	99.7	34.9
77,579,514,088	98.9	30.7	74,239,583,263	99.7	29.8	78,228,007,060	100.8	31.6	75,283,870,583	101.4	30.8
10,706,260,831	96.2	4.2	10,676,054,771	96.3	4.3	9,804,176,515	91.6	4.0	9,783,434,551	91.6	4.0
694,361,773	102.7	0.3	694,361,773	102.7	0.3	284,463,120	41.0	0.1	284,463,120	41.0	0.1
57,731,623,282	100.0	22.9	57,596,799,284	100.0	23.1	56,170,752,974	97.3	22.7	56,083,337,751	97.4	22.9
2,207,671,217	105.2	0.9	2,147,045,780	104.9	0.9	2,208,854,006	100.1	0.9	2,150,498,786	100.2	0.9
55,523,952,065	99.8	22.0	55,449,753,504	99.8	22.3	53,961,898,968	97.2	21.8	53,932,838,965	97.3	22.0
34,714,212,656	101.0	13.7	34,714,212,656	101.0	13.9	34,405,583,611	99.1	13.9	34,405,583,611	99.1	14.1
34,400,519,571	101.0	13.6	34,400,519,571	101.0	13.8	33,986,348,527	98.8	13.7	33,986,348,527	98.8	13.9
313,693,085	101.8	0.1	313,693,085	101.8	0.1	419,235,084	133.6	0.2	419,235,084	133.6	0.2
5,248,407,454	86.0	2.1	5,175,632,519	86.1	2.1	5,022,543,795	95.7	2.0	4,966,790,623	96.0	2.0
2,223,787,670	98.0	0.9	2,223,787,670	98.0	0.9	2,248,471,990	101.1	0.9	2,248,471,793	101.1	0.9
2,227,358,450	96.6	0.9	2,227,358,450	96.6	0.9	2,192,339,700	98.4	0.9	2,191,743,300	98.4	0.9
3,938,941,230	125.4	1.6	3,938,941,230	125.4	1.6	1,755,526,400	44.6	0.7	1,755,526,400	44.6	0.7
22,154,104,357	101.4	8.8	22,150,217,523	101.4	8.9	21,841,567,437	98.6	8.8	21,838,795,994	98.6	8.9
35,325,626,297	100.3	14.0	35,183,880,995	100.4	14.1	35,896,609,081	101.6	14.5	35,774,449,769	101.7	14.6
35,325,626,297	100.5	13.5	35,183,880,995	100.6	13.6	34,807,937,981	98.5	14.0	34,685,778,669	98.6	14.2
-	-	-	-	-	-	819,089,400	-	0.3	819,089,400	-	0.3
-	-	-	-	-	-	269,581,700	-	0.1	269,581,700	-	0.1
7,566,600	101.6	0.0	7,482,600	102.6	0.0	7,868,900	104.0	0.0	7,868,900	105.2	0.0
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
24,839,200	95.7	0.0	24,839,200	95.7	0.0	24,188,800	97.4	0.0	24,188,800	97.4	0.0

6 県税に係る税外収入実績

(1) 科目別

科 目	予算額	調定額	収入額
総 額	332,311,000	309,176,500	284,616,518
延 滞 金	263,532,000	206,504,709	206,626,362
過 少 申 告 加 算 金	5,601,000	7,077,314	6,202,800
不 申 告 加 算 金	1,595,000	5,190,078	5,017,854
重 加 算 金	58,782,000	89,860,799	66,225,902
過 料	1,000	—	—
滞 納 処 分 費	2,800,000	543,600	543,600

(2) 事務所別

事 務 所 名	延滞金			加算金		
	調定	収入	収入 歩合	調定	収入	収入 歩合
総 額	206,504,709	206,626,362	100.0	102,128,191	77,446,556	75.8
宇 都 宮	49,562,017	49,597,103	100.0	16,468,327	10,693,147	64.9
鹿 沼	13,182,101	13,183,301	100.0	14,124,060	11,115,695	78.7
真 岡	11,406,989	11,409,729	100.0	2,185,214	2,178,853	99.7
栃 木	34,238,415	34,246,525	100.0	25,887,335	14,572,395	56.3
矢 板	9,635,318	9,635,947	100.0	2,785,244	2,271,248	81.5
大 田 原	29,636,073	29,683,525	100.0	16,058,633	12,001,230	74.7
安 足	33,953,672	33,969,358	100.0	24,619,378	24,613,988	99.9
自 動 車	24,890,124	24,900,874	100.0	—	—	—

単位：円、%

過誤納額	不納欠損額	収入未済額	収入歩合
135,653	4,903,158	19,792,477	92.1
121,653	—	—	100.0
—	—	874,514	87.6
—	52,426	119,798	96.7
14,000	4,850,732	18,798,165	73.7
—	—	—	—
—	—	—	100.0

単位：円、%

過料			滞納処分費			雑入			計		
調定	収入	収入歩合	調定	収入	収入歩合	調定	収入	収入歩合	調定	収入	収入歩合
—	—	—	543,600	543,600	100.0	—	—	—	309,176,500	284,616,518	92.1
—	—	—	54,400	54,400	100.0	—	—	—	66,084,744	60,344,650	91.3
—	—	—	2,800	2,800	100.0	—	—	—	27,308,961	24,301,796	89.0
—	—	—	16,300	16,300	100.0	—	—	—	13,608,503	13,604,882	99.9
—	—	—	44,600	44,600	100.0	—	—	—	60,170,350	48,863,520	81.2
—	—	—	400	400	100.0	—	—	—	12,420,962	11,907,595	95.9
—	—	—	369,000	369,000	100.0	—	—	—	46,063,706	42,053,755	91.3
—	—	—	56,100	56,100	100.0	—	—	—	58,629,150	58,639,446	100.0
—	—	—	—	—	—	—	—	—	24,890,124	24,900,874	100.0

7 県税に係る税外収入徴収額累年比較

税 目	平成 24 年度 (2012)		平成 25 年度 (2013)		平成 26 年度 (2014)		平成 27 年度 (2015)	
	調定額	収入額	調定額	収入額	調定額	収入額	調定額	収入額
総 額	662,580,191	474,283,894	617,838,120	459,343,529	490,706,248	404,996,639	345,329,153	314,956,186
延 滞 金	414,510,921	414,840,875	400,577,789	400,829,835	325,420,461	325,561,142	271,025,311	271,107,554
過 少 申 告 加 算 金	17,488,285	5,519,184	20,104,843	6,918,622	9,043,475	6,060,541	6,604,309	3,758,540
不 申 告 加 算 金	76,876,495	7,096,659	60,194,566	1,347,463	28,625,094	8,956,984	5,605,970	3,635,870
重 加 算 金	153,312,190	46,434,876	136,608,122	49,894,809	126,776,018	63,576,772	61,241,363	35,602,022
過 料	—	—	—	—	—	—	—	—
滞 処 分 納 費	392,300	392,300	352,800	352,800	841,200	841,200	852,200	852,200

単位：円

平成 28 年度 (2016)		平成 29 年度 (2017)		平成 30 年度 (2018)		令和元年度 (2019)	
調定額	収入額	調定額	収入額	調定額	収入額	調定額	収入額
324,100,737	286,790,267	366,118,124	330,960,705	302,004,691	262,978,091	309,176,500	284,616,518
250,669,656	250,857,210	263,414,560	263,532,217	209,662,002	210,145,412	206,504,709	206,626,362
7,183,661	4,974,367	6,047,244	5,601,497	3,630,131	2,658,071	7,077,314	6,202,800
5,308,527	3,932,488	3,041,865	1,595,113	2,830,953	2,541,497	5,190,078	5,017,854
60,547,093	26,634,402	92,164,955	58,782,378	85,850,505	47,602,011	89,860,799	66,225,902
—	—	—	—	—	—	—	—
391,800	391,800	1,449,500	1,449,500	31,100	31,100	543,600	543,600

8 県税納期内収納率累年比較（現年度課税分）

単位：%

税目	平成 26 年度 (2014)		平成 27 年度 (2015)		平成 28 年度 (2016)		平成 29 年度 (2017)		平成 30 年度 (2018)		令和元年度 (2019)	
	件数	税額	件数	税額	件数	税額	件数	税額	件数	税額	件数	税額
県税計 (個人県民税及び地方消費税を除く。)	79.1	81.4	80.4	83.4	81.0	83.5	82.2	84.6	83.1	84.2	82.8	83.4
法人県民税	78.4	96.6	79.0	96.7	80.4	96.2	82.8	96.9	83.0	96.4	83.2	96.2
利子等に係る県民税	98.4	99.9	96.9	99.8	98.2	99.8	98.6	99.8	98.5	99.9	98.9	99.9
個人事業税	80.6	85.0	80.5	85.0	83.4	86.1	84.0	86.5	84.2	86.2	79.9	83.9
法人事業税	79.3	97.4	80.2	98.1	80.2	97.4	81.1	97.9	80.9	96.9	80.8	96.8
地方消費税	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
不動産取得税	83.5	89.2	84.5	92.5	86.2	90.1	86.2	93.4	85.6	91.7	86.0	93.0
県たばこ税	92.2	99.9	100.0	100.0	98.6	99.9	98.2	99.9	98.3	99.9	99.1	99.9
ゴルフ場利用税	91.6	94.2	92.5	95.4	94.6	97.1	96.9	97.8	95.8	97.6	96.1	97.5
自動車取得税	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
軽油引取税	75.9	38.5	77.1	40.0	77.8	43.5	78.2	42.7	79.1	43.3	78.4	42.6
自動車税	77.6	75.9	78.7	76.8	79.3	77.3	80.4	78.7	81.2	79.6	82.0	80.5
自動車税	76.0	75.0	77.1	76.0	77.7	76.5	78.9	77.8	79.8	78.8	81.0	79.9
環境性能割	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
種別割	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	99.9	99.9
鉦区税	96.4	96.6	98.6	98.4	94.5	93.9	99.5	99.1	98.0	97.4	99.9	99.2
狩猟税	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(注) 納期内収納率（件数）は、納期内収納額（件数）／調定額（件数）により算出している。

第 3 課 税 状 況

1 税目別納税義務者等累年比較

区分	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
		(2015)	(2016)	(2017)	(2018)	(2019)
個人県民税						
個人の県民税	人	999,968	1,009,370	1,019,133	1,026,795	1,035,106
県民税配当割	件	7,040	7,971	8,112	7,830	8,062
県民税株式等譲渡所得割	〳	483	413	522	445	469
県民税利子割 (特別徴収義務者)	人	214	214	214	216	216
法人県民税・事業税	社	46,448	46,653	46,748	46,940	46,869
個人事業税	人	12,061	12,850	13,064	13,256	13,252
第 1 種	〳	9,951	10,573	10,707	10,898	10,900
第 2 種	〳	9	12	12	8	9
第 3 種	〳	2,101	2,265	2,345	2,350	2,343
不動産取得税	件	25,841	27,207	28,789	27,283	26,593
土地	〳	17,402	18,405	19,777	18,459	17,492
家屋	〳	8,439	8,802	9,012	8,824	9,101
県たばこ税	人	8	9	9	8	9
ゴルフ場利用税	施設	132	128	125	123	120
自動車税(環境性能割)	台					19,785
自動車税(種別割)	台	970,756	966,963	967,169	968,038	965,850
鉦区税	鉦区	197	199	200	205	209
自動車取得税	台	72,028	73,187	74,359	95,820	41,003
軽油引取税 (特別徴収義務者)	人	212	213	211	210	212
狩猟税	人	3,279	3,131	3,293	3,272	3,292

2 個人県民税に関する調

(1) 個人の県民税

ア 納税義務者数

単位：人

事務所名	均等割のみの者	均等割と所得割の 合算額の者	分離課税分	計
総 数	110,189	905,888	19,029	1,035,106
宇 都 宮	19,630	253,949	16,010	289,589
鹿 沼	11,446	83,332	342	95,120
真 岡	8,618	65,590	320	74,528
栃 木	23,959	209,660	1,182	234,801
矢 板	10,541	73,832	261	84,634
大 田 原	23,838	98,719	418	122,975
安 足	12,157	120,806	496	133,459

イ 税額等

単位：人、円

事務所名	普通徴収分		特別徴収分		分離課税分		計	
	納税者数	税額	納税者数	税額	納税者数	税額	納税者数	税額
総 数	289,679	13,970,977,264	730,612	57,759,202,395	14,815	493,414,039	1,035,106	72,223,593,698
宇 都 宮	62,836	3,989,092,388	214,957	19,608,399,099	11,796	185,160,761	289,589	23,782,652,248
鹿 沼	33,147	1,247,109,000	61,631	4,428,173,700	342	27,707,460	95,120	5,702,990,160
真 岡	22,227	856,198,300	51,981	3,722,109,200	320	23,899,110	74,528	4,602,206,610
栃 木	63,651	3,259,906,296	169,968	13,340,513,604	1,182	135,989,286	234,801	16,736,409,186
矢 板	23,058	991,842,500	61,315	4,259,486,613	261	25,170,626	84,634	5,276,499,739
大 田 原	51,636	1,843,675,220	70,921	5,352,830,671	418	42,560,096	122,975	7,239,065,987
安 足	33,124	1,783,153,560	99,839	7,047,689,508	496	52,926,700	133,459	8,883,769,768

(2) 県民税配当割

単位：千円

区 分	課税標準額	税 額
上場株式等の配当等	16,267,341	813,245
投資信託でのその設定に係る受益権の募集が 公募により行われたものの収益の分配	572,358	28,583
特定投資法人の投資口の配当等	—	—
特定目的信託の社債的受益権の剰余金のうち 公募のもの	—	—
特定公社債の利子・特定口座外の割引債の償 還金	450,001	22,419
源泉徴収選択口座内配当等	23,916,815	962,681
合 計	41,206,515	1,826,928

(3) 県民税株式等譲渡所得割

単位：千円

区 分	課税標準額	税 額
特 定 株 式 等 譲 渡 所 得	34,395,828	1,269,061

3 法人県民税に関する調

区 分	均等割額		法 人 税 割 額					
	納税義務者数	調定額①	確定法人税割額		確定法人税割額に対応する前年度分の中間申告額		確定申告が翌年度になる中間申告額	
			事業年度数	税額②	事業年度数	税額③	事業年度数	税額④
総 数	49,594	2,559,202	46,558	7,195,428	8,561	2,589,313	8,558	2,320,186
普通法人	43,803	2,448,588	44,246	7,102,271	8,516	2,589,287	8,520	2,320,185
県内法人	35,332	817,110	35,682	1,218,491	4,471	381,941	4,562	372,225
分割法人	8,471	1,631,478	8,564	5,883,780	4,045	2,207,346	3,958	1,947,960
本店本県	1,334	78,440	1,362	1,044,500	424	338,545	402	346,546
本店他県	7,137	1,553,038	7,202	4,839,280	3,621	1,868,801	3,556	1,601,414
特別法人	589	41,570	601	80,860	—	—	—	—
公益法人等	1,028	21,582	1,101	11,727	—	—	—	—
寮等のみを 有する法人	545	38,464	—	—	—	—	—	—
人格なき社団等	187	4,137	188	529	—	—	—	—
清算法人	442	4,861	422	41	45	26	38	1

4 県民税利子割に関する調

(1) 特別徴収義務者数

単位：人、件

区 分	特別徴収義務者数	営業所数
総 数	216	884
銀 行 等	17	531
信 用 金 庫 等	16	90
農 林 中 央 金 庫 等	13	90
証 券 会 社	16	17
保 険 会 社 等	26	27
社 内 預 金 実 施 企 業	23	24
そ の 他	105	105

単位：千円、%

確定申告期限が翌年度になる見込納付額		既還付請求利子割額が過大である場合の納付額⑥	中間納付額の歳出還付額⑦	現事業年度分調定額②-③+④+⑤+⑥+⑦⑧	過事業年度分調定額⑨	調定額⑧+⑨⑩	合計（調定額）①+⑩	
事業年度数	税額⑤							前年度比
38	18,121	-	177,606	7,122,028	106,461	7,228,489	9,787,691	91.6
38	18,121	-	177,606	7,028,896	105,673	7,134,569	9,583,157	91.7
-	-	-	71,426	1,280,201	41,364	1,321,565	2,138,675	94.6
38	18,121	-	106,180	5,748,695	64,309	5,813,004	7,444,482	90.9
-	-	-	20,867	1,073,368	13,971	1,087,339	1,165,779	104.5
38	18,121	-	85,313	4,675,327	50,338	4,725,665	6,278,703	88.8
-	-	-	-	80,860	545	81,405	122,975	80.2
-	-	-	-	11,727	207	11,934	33,516	103.8
-	-	-	-	-	-	-	38,464	92.6
-	-	-	-	529	1	530	4,667	91.6
-	-	-	-	16	35	51	4,912	89.0

(2) 税額等

単位：千円

区 分	税額	課税支払額	非課税支払額
総 数	284,463	7,943,149	159,951
公 社 債 利 子 等	262,269	5,325,950	159,732
特定公社債以外の公社債の利子	774	15,516	3
銀 行 預 金 利 子	168,526	3,430,545	131,897
銀行以外の金融機関の預貯金利子	50,179	1,023,645	25,112
合同運用信託の収益の分配	71	1,469	101
郵 便 貯 金 の 利 子	3	154	1
そ の 他	42,716	854,620	2,620
私 募 公 社 債 等 運 用 投 資 信 託 等 の 収 益 の 分 配 等	339	6,775	-
金 融 類 似 商 品	21,854	2,610,396	219
そ の 他	1	28	-

5 個人事業税に関する調

(1) 業種別課税状況

区 分		所得金額	専従者控除額・各種控除額等		事業主控除額
			人員	控除額	
第一種事業		73,547,630,873	(4,365)	(8,455,043,239)	32,366,319,000
第二種事業				8,827,956,809	
5% 該当				(16,200,000)	
第三種事業				17,770,139	
3% 該当		(4,489,361,985)	12,209,185,497	6,509,557,000	
合 計		884,517,709	(54)	275,067,545	349,451,000
		103,697,169,721	(5,707)	21,329,979,990	39,250,702,000

(注) 控除額欄の () 内は専従者控除額が内書きで、人員欄の () 内には専従者数が計上されている。

(2) 分割個人

単位：人、千円

区 分	本県本店分				他県本店分		合計	
	課税人員 ①	課税標準額			課税人員 ③	分割を受けた 課税標準額 ④	課税人員 ①+③	課税標準額 ②+④
		本県分	他の都道府県分	計 ②				
総 数	9	38,026	66,813	104,839	29	110,421	38	215,260
第一種事業	7	30,731	25,960	56,691	16	43,749	23	100,440
第二種事業	—	—	—	—	—	—	—	—
第三種事業	2	7,295	40,853	48,148	13	66,672	15	114,820

単位：円、%

課税標準額	調定額	減額・減免額	差引調定額	
				前年度比
32,377,253,000	1,624,642,200	6,060,700	1,618,581,500	99.3
54,331,000	2,172,800	—	2,172,800	28.0
10,475,652,000	528,654,000	4,928,700	523,725,300	100.4
258,484,000	7,988,600	83,900	7,904,700	98.6
43,165,720,000	2,163,457,600	11,073,300	2,152,384,300	99.3

(3) 業種別所得金額

種 別	課 税 人 員			所
	所得税課税者	所得税失格者	計	所得税課税者
総 数	12,026	1,226	13,252	73,141,848
第一種事業	10,128	772	10,900	58,837,691
物品販売業	796	77	873	4,320,438
金銭貸付業	—	—	—	—
不動産業	3,391	73	3,464	24,336,346
製造業	645	57	702	3,461,271
運送倉庫業	433	46	479	2,032,668
請負業	4,096	416	4,512	20,866,720
印刷出版業	14	3	17	67,423
旅館業	23	2	25	110,077
料理飲食店業	436	61	497	2,073,738
代理業等	56	20	76	261,274
娯楽興行業	10	1	11	65,069
その他の事業	228	16	244	1,242,667
第二種事業	9	—	9	79,706
畜産業	8	—	8	74,150
水産業	1	—	1	5,556
薪炭製造業	—	—	—	—
第三種事業	1,889	454	2,343	14,224,451
医業等	459	29	488	3,965,020
法務業等	545	246	791	5,603,318
環境衛生業	350	67	417	1,596,334
あんま業等	105	14	119	528,376
その他の事業	430	98	528	2,531,403

(注) 本表は過年度分を除いたものであり、分割個人については、本店本県個人のみ計上している。

単位：人、千円

得 金 額		事業主控除額 ②	差引課税所得金額①－②
所得税失格者	計 ①		
5,934,483	79,076,331	37,813,993	41,262,338
2,974,818	61,812,509	31,077,510	30,734,999
275,815	4,596,253	2,458,495	2,137,758
—	—	—	—
293,463	24,629,809	9,864,641	14,765,168
214,717	3,675,988	1,992,312	1,683,676
173,009	2,205,677	1,366,871	838,806
1,609,903	22,476,623	12,934,286	9,542,337
12,770	80,193	48,817	31,376
8,281	118,358	70,325	48,033
217,248	2,290,986	1,399,259	891,727
109,153	370,427	215,809	154,618
3,397	68,466	31,900	36,566
57,062	1,299,729	694,795	604,934
—	79,706	25,375	54,331
—	74,150	22,475	51,675
—	5,556	2,900	2,656
—	—	—	—
2,959,665	17,184,116	6,711,108	10,473,008
136,204	4,101,224	1,400,219	2,701,005
2,022,611	7,625,929	2,274,813	5,351,116
250,669	1,847,003	1,183,934	663,069
56,966	585,342	340,751	244,591
493,215	3,024,618	1,511,391	1,513,227

(4) 所得階層別所得金額

区分	300万円以下のもの		300万円を超え 310万円以下のもの		310万円を超え 320万円以下のもの		320万円を超え 330万円以下のもの	
	人員	所得金額	人員	所得金額	人員	所得金額	人員	所得金額
総数	504	1,467,531	531	1,607,924	510	1,591,467	486	1,575,784
第一種事業	426	1,238,308	457	1,383,413	442	1,378,753	413	1,338,499
第二種事業	—	—	1	3,040	—	—	—	—
第三種事業	78	229,223	73	221,471	68	212,714	73	237,285
あんま業等以外	71	208,600	71	215,318	62	193,809	69	224,274
あんま業等	7	20,623	2	6,153	6	18,905	4	13,011

区分	370万円を超え 380万円以下のもの		380万円を超え 390万円以下のもの		390万円を超え 400万円以下のもの		400万円を超え 500万円以下のもの	
	人員	所得金額	人員	所得金額	人員	所得金額	人員	所得金額
総数	391	1,452,869	345	1,314,794	353	1,373,380	2,685	11,846,204
第一種事業	332	1,234,190	288	1,095,603	304	1,184,988	2,254	9,931,882
第二種事業	1	3,746	—	—	—	—	—	—
第三種事業	58	214,933	57	219,191	49	188,392	431	1,914,322
あんま業等以外	55	203,653	53	203,803	46	176,580	394	1,749,555
あんま業等	3	11,280	4	15,388	3	11,812	37	164,767

(注) 本表は過年度分を除いたものであり、分割個人については、本店本県個人のみ計上している。

単位：人、千円

330万円を超え 340万円以下のもの		340万円を超え 350万円以下のもの		350万円を超え 360万円以下のもの		360万円を超え 370万円以下のもの	
人員	所得金額	人員	所得金額	人員	所得金額	人員	所得金額
444	1,470,461	431	1,473,146	412	1,451,400	397	1,438,869
375	1,240,997	363	1,240,638	345	1,216,836	343	1,241,877
—	—	—	—	1	3,569	—	—
69	229,464	68	232,508	66	230,995	54	196,992
67	222,771	61	208,633	63	220,376	50	182,379
2	6,693	7	23,875	3	10,619	4	14,613

単位：人、千円

500万円を超え 600万円以下のもの		600万円を超え 700万円以下のもの		700万円を超え 1,000万円以下のもの		1,000万円を超える もの		合計	
人員	所得金額	人員	所得金額	人員	所得金額	人員	所得金額	人員	所得金額
1,717	9,224,213	1,100	6,941,372	1,531	12,337,514	1,415	22,509,403	13,252	79,076,331
1,428	7,653,331	909	5,722,247	1,232	9,879,809	989	14,831,138	10,900	61,812,509
1	5,556	—	—	1	9,262	4	54,533	9	79,706
288	1,565,326	191	1,219,125	298	2,448,443	422	7,623,732	2,343	17,184,116
276	1,500,682	186	1,190,034	284	2,332,917	416	7,565,390	2,224	16,598,774
12	64,644	5	29,091	14	115,526	6	58,342	119	585,342

6 法人事業税に関する調

(1) 税額等

区 分	現 事 業 年 度 分							
	確定額		確定事業税額に対応する 前年度分の中間申告額		確定申告が翌年度 になる中間申告額		確定申告期限が翌年 度になる見込納付額	
	事業年度数	税額 ①	事業年度数	税額 ②	事業年度数	税額 ③	事業年度数	税額 ④
総 額	46,884	52,582,494	8,337	19,416,257	8,337	19,006,693	38	108,657
所得課税分	43,983	18,324,834	6,407	5,808,867	6,369	5,650,609	26	44,702
普通法人	41,099	17,518,763	6,360	5,808,725	6,332	5,650,606	26	44,702
┌ 県内法人	34,638	7,501,091	3,946	2,333,010	3,981	2,273,417	—	—
└ 分割法人	6,461	10,017,672	2,414	3,475,715	2,351	3,377,189	26	44,702
その他の法人等	2,884	806,071	47	142	37	3	—	—
収入金課税分	835	2,655,754	334	1,715,138	395	1,765,222	—	—
外形対象法人分	2,066	31,601,906	1,596	11,892,252	1,573	11,590,862	12	63,955

(参考) 地方法人特別税

	現 事 業 年 度 分								
	確定額							確定地方法人特別税額 に対応する前年度分 の中間申告額	
	事業年度数		基準法人 所得（収 入）割額	税額		確定申告及び決定 のない中間申告		事業年度数	税額
	確定申告があったもの うち決定 したもの	確定申告があったもの ①		うち決定 したもの	事業年度数	税額 ②	事業年度数		
所得課税分 (外形対象法人分を除く)	43,281	77	18,108,857	7,744,989	—	90	43,536	6,662	2,494,284
収入金額課税分	858	—	2,424,140	781,675	—	4	49,769	334	294,003
外形対象法人分	1,948	1	4,295,355	15,743,261	—	80	988,673	1,596	6,426,156
合計	46,087	78	24,828,352	24,269,925	—	174	1,081,977	8,592	9,214,443

(参考) 特別法人事業税

	現 事 業 年 度 分								
	確定額							確定地方法人特別税額 に対応する前年度分 の中間申告額	
	事業年度数		基準法人 所得（収 入）割額	税額		確定申告及び決定 のない中間申告		事業年度数	税額
	確定申告があったもの うち決定 したもの	確定申告があったもの ①		うち決定 したもの	事業年度数	税額 ②	事業年度数		
所得課税分 (外形対象法人分を除く)	65	—	213	78	—	—	—	—	—
収入金額課税分	3	—	36	11	—	—	—	—	—
外形対象法人分	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	68	0	249	89	0	0	0	0	0

単位：千円、%

中間納付額の 歳出還付額 ⑤	調定額 ①-②+③+④+⑤ ⑥	過事業年度分		合計（調定額）⑥+⑦	
		所得（収入）金額	調定額 ⑦		前年度比
902,297	53,183,884	8,719,781	749,335	53,933,219	97.1
835,792	19,047,070	6,040,549	397,176	19,444,246	98.2
835,792	18,241,138	5,893,289	390,429	18,631,567	99.6
498,474	7,939,972	4,000,786	264,309	8,204,281	102.2
337,318	10,301,166	1,892,503	126,120	10,427,286	97.6
-	805,932	147,260	6,747	812,679	74.1
17,648	2,723,486	2,679,232	11,863	2,735,349	97.1
48,857	31,413,328	-	340,296	31,753,624	96.4

単位：千円

確定申告が翌年度 になる中間申告額						過事業年度分			合計 ⑦+⑧
確定申告期限が翌年度 となる見込納付額		中間納付額の還付額		調定額		基準法人所 得（収入） 割額	調定額	⑨	
事業年度数	税額 ④	事業年度数	税額 ⑤	前年度に 収入した もの ⑥	当該年度に 収入した もの ⑦				①+②-③+ ④+⑤+⑥
6,396	2,439,743	26	19,321	346,867	/	8,100,172	397,177	229,410	8,329,582
395	321,876	-	-	7,624	/	866,940	11,863	11,459	878,399
1,573	5,848,885	12	40,913	176,061	/	16,371,637	134,681	225,597	16,597,234
8,364	8,610,504	38	60,234	530,552	/	25,338,749	543,721	466,466	25,805,215

単位：千円

確定申告が翌年度 になる中間申告額						過事業年度分			合計 ⑦+⑧
確定申告期限が翌年度 となる見込納付額		中間納付額の還付額		調定額		基準法人所 得（収入） 割額	調定額	⑨	
事業年度数	税額 ④	事業年度数	税額 ⑤	前年度に 収入した もの ⑥	当該年度に 収入した もの ⑦				①+②-③+ ④+⑤+⑥
-	-	-	-	-	/	78	-	-	78
-	-	-	-	-	/	11	-	-	11
-	-	-	-	-	/	0	-	-	0
0	0	0	0	0	/	89	0	0	89

(2) 資本金別法人数

資本金別	分割法人						
	利益法人			欠損法人			小計
	2の県にまたがるもの	3以上の県にまたがるもの	計	2の県にまたがるもの	3以上の県にまたがるもの	計	
総数	470	241	711	478	100	578	1,289
300万円未満	37	5	42	49	6	55	97
300万円以上 1,000万円未満	120	19	139	185	20	205	344
1,000万円	110	41	151	126	23	149	300
1,000万円超 5,000万円未満	128	79	207	81	21	102	309
5,000万円以上 1億円未満	47	41	88	29	17	46	134
1億円	11	14	25	4	4	8	33
1億円超 10億円未満	16	25	41	3	5	8	49
10億円	-	-	-	-	-	-	-
10億円超 50億円未満	1	8	9	1	2	3	12
50億円	-	1	1	-	-	-	1
50億円超 100億円未満	-	3	3	-	2	2	5
100億円以上	-	5	5	-	-	-	5

(注) 分割法人については、本店本県法人のみ計上している。

(3) 所得階層別所得金額

区 分	欠損法人	年所得 400万円以下のもの		年所得 400万円超 800万円以下		年所得 800万円超 1,000万円以下	
	事業年度数	事業年度数	所得金額	事業年度数	所得金額	事業年度数	所得金額
総数	24,073	6,550	8,514,209	1,601	9,149,675	442	3,967,987
事業年度が年2回の法人	-	1	731	-	-	-	-
県内法人	-	1	731	-	-	-	-
分割法人	-	-	-	-	-	-	-
{ 軽減税率適用法人	-	-	-	-	-	-	-
{ その他	-	-	-	-	-	-	-
事業年度が年1回の法人	24,073	6,549	8,513,478	1,601	9,149,675	442	3,967,987
県内法人	23,480	6,389	8,243,245	1,536	8,774,006	425	3,815,069
分割法人	593	160	270,233	65	375,669	17	152,918
{ 軽減税率適用法人	516	146	251,082	53	306,956	16	143,538
{ その他	77	14	19,151	12	68,713	1	9,380

(注) 分割法人については、本店本県法人のみ計上している。

単位：社

県内法人			合計		
利益法人	欠損法人	計	利益法人	欠損法人	計
10,633	23,189	33,822	11,344	2,3767	35,111
1,430	3,130	4,560	1,472	3,185	4,657
5,540	14,530	20,070	5,679	14,735	20,414
2,093	3,799	5,892	2,244	3,948	6,192
1,266	1,452	2,718	1,473	1,554	3,027
232	230	462	320	276	596
37	25	62	62	33	95
29	21	50	70	29	99
1	-	1	1	-	1
5	1	6	14	4	18
-	-	-	1	-	1
-	1	1	3	3	6
-	-	-	5	-	5

単位：千円

年所得 1,000 万円超 5,000 万円以下		年所得 5,000 万円超 1 億円以下		年所得 1 億円超 10 億円以下		年所得 10 億円を 超えるもの		合 計	
事 業 年度数	所得金額	事 業 年度数	所得金額	事 業 年度数	所得金額	事 業 年度数	所得金額	事 業 年度数	所得金額
2,602	52,524,667	368	25,223,424	322	79,505,239	33	144,345,944	35,991	323,231,145
-	-	1	27,117	-	-	-	-	2	27,848
-	-	1	27,117	-	-	-	-	2	27,848
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2,602	52,524,667	367	25,196,307	322	79,505,239	33	144,345,944	35,989	323,203,297
2,374	46,844,685	279	19,109,999	190	42,588,881	6	14,083,157	34,679	143,459,042
228	5,679,982	88	6,086,308	132	36,916,358	27	130,262,787	1,310	179,744,255
172	4,103,591	53	3,623,117	53	13,610,205	3	4,768,786	1,012	26,807,275
56	1,576,391	35	2,463,191	79	23,306,153	24	125,494,001	298	152,936,980

(4) 業種別課税状況

業種	区分	非分割・本店本県法人		本店他県法人	
		税額	前年度比	税額	前年度比
農 業 ・ 林 業		107,150	100.9	134,242	88.9
漁 業 ・ 水 産 養 殖 業		360	81.1	-	-
鉱 業		23,231	78.3	8,387	272.9
建 設 業		2,041,702	100.0	1,540,337	101.4
製 造 業	食 料 品 製 造 業	644,957	120.2	1,311,151	104.6
	織 維 工 業	66,621	60.7	189,076	123.5
	木 材 ・ 家 具 ・ 装 備 品	140,869	111.5	12,852	33.9
	パ ル プ ・ 紙 ・ 紙 加 工 業	17,946	87.3	289,601	96.4
	出 版 ・ 印 刷 業	24,375	100.5	83,617	108.2
	化 学 工 業	195,420	84.5	3,129,558	105.5
	石 油 ・ 石 炭 製 品 製 造 業	25,120	97.3	72,952	98.4
	ゴ ム 製 品 製 造 業	267,915	253.6	922,290	105.8
	皮 革 ・ 毛 皮 製 造 業	5,376	76.8	1,553	136.3
	窯 業 ・ 土 石 製 造 業	122,431	121.9	201,018	90.7
	鉄 鋼 ・ 非 鉄 金 属 製 造 業	184,552	112.0	891,039	85.5
	金 属 製 品 製 造 業	573,948	107.4	868,671	104.8
	機 械 器 具 製 造 業	719,804	88.9	2,361,900	90.7
	電 気 機 械 器 具 製 造 業	307,310	98.4	1,353,740	82.5
	輸 送 用 機 械 器 具 製 造 業	280,445	88.9	3,557,194	87.4
	精 密 機 械 器 具 製 造 業	1,070,667	94.5	1,182,331	73.4
	そ の 他 の 製 造 業	1,171,110	107.0	2,164,951	96.2
	小 計	5,818,867	103.0	18,593,500	92.9
卸 売 業 ・ 小 売 業	卸 売 業	336,751	74.6	1,430,590	97.7
	デ パ ー ト ・ ス ー パ ー	289,679	89.1	869,477	95.9
	一 般 小 売 業	1,785,780	96.1	2,638,932	99.7
	小 計	2,412,212	91.5	4,938,999	98.4
金 融 ・ 保 険 業	金 融 業	1,397,902	103.3	588,980	90.6
	証 券 業 ・ 商 品 取 引 業	4,966	34.3	194,138	78.9
	保 險 業	28,529	82.3	1,193,336	94.7
	小 計	1,431,396	102.0	1,976,456	91.7
不 動 産 業		910,613	95.0	512,939	104.7
運 輸 ・ 通 信 業		513,084	113.0	2,250,338	101.5
電 気 ・ ガ ス ・ 水 道		257,194	56.9	1,567,054	94.8
サ ー ビ ス 業		2,468,157	97.5	3,408,691	107.6
そ の 他		1,057,050	107.8	1,961,256	106.1
合 計		17,041,016	98.8	36,892,203	96.5

(注) 単位未満を四捨五入しているため、合計と内訳の計とが一致しない場合がある。

単位：千円、%

計		
税額	前年度比	構成比
241,392	93.8	0.4
360	81.1	0.0
31,618	96.6	0.1
3,582,039	100.6	6.6
1,956,108	108.9	3.6
255,697	97.3	0.5
153,721	93.5	0.3
307,547	95.8	0.6
107,992	106.4	0.2
3,324,978	101.7	6.2
98,072	98.1	0.2
1,190,205	121.8	2.2
6,929	85.2	0.0
323,449	100.4	0.6
1,075,591	89.1	2.0
1,442,619	105.9	2.7
3,081,704	90.6	5.7
1,661,050	85.1	3.1
3,837,639	87.5	7.1
2,252,998	82.1	4.2
3,336,061	99.1	6.2
24,412,367	94.8	45.3
1,767,341	92.2	3.3
1,159,156	99.1	2.1
4,424,712	98.0	8.2
7,351,211	96.7	13.6
1,986,882	99.2	3.7
199,104	76.4	0.4
1,221,865	94.4	2.3
3,407,852	95.7	6.3
1,423,552	98.3	2.6
2,763,422	103.4	5.1
1,824,248	86.7	3.4
5,876,848	103.1	10.9
3,018,306	107.2	5.6
53,933,219	97.2	100.0

(5) 業種別課税状況累年比較

業種		区分	平成 26 年度 (2014)		平成 27 年度 (2015)	
			税額	前年度比	税額	前年度比
農 業 ・ 林 業			96,253	84.0	162,114	168.4
漁 業 ・ 水 産 養 殖 業			182	7.3	453	248.9
鉱 業			16,016	43.7	44,047	275.0
建 設 業			2,085,345	130.6	2,736,125	131.2
製 造 業	食 料 品 製 造 業		1,108,306	104.9	1,542,125	139.1
	織 維 工 業		215,742	109.9	177,957	82.5
	木 材 ・ 家 具 ・ 装 備 品		111,557	86.9	110,262	98.8
	パ ル プ ・ 紙 ・ 紙 加 工 業		196,372	70.9	266,176	135.5
	出 版 ・ 印 刷 業		69,418	127.5	79,139	114.0
	化 学 工 業		2,564,026	95.0	2,857,278	111.4
	石 油 ・ 石 炭 製 品 製 造 業		67,975	85.1	106,564	156.8
	ゴ ム 製 品 製 造 業		986,658	82.4	1,278,959	129.6
	皮 革 ・ 毛 皮 製 造 業		3,850	136.9	5,034	130.8
	窯 業 ・ 土 石 製 造 業		267,962	121.9	270,007	100.8
	鉄 鋼 ・ 非 鉄 金 属 製 造 業		697,273	133.0	897,458	128.7
	金 属 製 品 製 造 業		1,052,010	126.4	1,122,492	106.7
	機 械 器 具 製 造 業		2,417,310	152.1	2,391,424	98.9
	電 気 機 械 器 具 製 造 業		1,116,793	90.9	1,237,346	110.8
	輸 送 用 機 械 器 具 製 造 業		5,103,337	219.2	6,038,183	118.3
	精 密 機 械 器 具 製 造 業		2,991,324	108.6	2,637,846	88.2
	そ の 他 の 製 造 業		2,714,466	107.8	3,684,065	135.7
	小 計			21,684,387	122.6	24,702,324
卸 売 業 ・ 小 売 業	卸 売 業		1,550,700	98.9	2,130,832	137.4
	デ パ ー ト ・ ス ー パ ー		784,224	102.9	849,769	108.4
	一 般 小 売 業		3,648,756	107.5	3,769,429	103.3
	小 計		5,983,681	104.6	6,750,031	112.8
金 融 ・ 保 險 業	金 融 業		1,355,171	120.7	3,110,540	229.5
	証 券 業 ・ 商 品 取 引 業		243,541	154.8	233,747	96.0
	保 險 業		975,884	105.4	1,115,019	114.3
小 計			2,574,597	116.7	4,459,307	173.2
不 動 産 業			873,186	112.7	1,028,219	117.8
運 輸 ・ 通 信 業			2,340,406	99.0	2,863,854	122.4
電 気 ・ ガ ス ・ 水 道			2,816,075	108.4	2,968,770	105.4
サ ー ビ ス 業			3,985,170	114.5	4,376,021	109.8
そ の 他			1,622,634	101.2	1,814,758	111.8
合 計			44,077,938	115.4	51,906,028	117.8

単位：千円、%

平成 28 年度 (2016)		平成 29 年度 (2017)		平成 30 年度 (2018)		令和元年度 (2019)	
税額	前年度比	税額	前年度比	税額	前年度比	税額	前年度比
198,764	122.6	242,644	122.1	257,244	106.0	241,392	93.8
1,725	380.8	1,321	76.6	444	33.6	360	81.1
34,149	77.5	26,944	78.9	32,739	121.5	31,618	96.6
3,342,537	122.2	3,353,897	100.3	3,559,461	106.1	3,582,039	100.6
1,923,506	124.7	2,037,327	105.9	1,795,743	88.1	1,956,108	108.9
241,905	135.9	277,615	114.8	262,824	94.7	255,697	97.3
182,904	165.9	162,425	88.8	164,326	101.2	153,721	93.5
291,431	109.5	356,750	122.4	320,968	90.0	307,547	95.8
94,160	119.0	125,684	133.5	101,493	80.8	107,992	106.4
3,847,950	134.7	3,710,519	96.4	3,270,384	88.1	3,324,978	101.7
156,886	147.2	106,078	67.6	99,988	94.3	98,072	98.1
1,246,553	97.5	1,495,079	119.9	977,013	65.3	1,190,205	121.8
1,103	21.9	9,349	847.6	8,135	87.0	6,929	85.2
283,383	105.0	401,971	141.8	322,177	80.1	323,449	100.4
967,689	107.8	1,092,319	112.9	1,207,170	110.5	1,075,591	89.1
1,157,740	103.1	1,621,708	140.1	1,362,181	84.0	1,442,619	105.9
2,235,726	93.5	2,433,773	108.9	3,400,701	139.7	3,081,704	90.6
1,212,104	98.0	1,691,064	139.5	1,952,592	115.5	1,661,050	85.1
4,751,860	78.7	5,437,342	114.4	4,386,944	80.7	3,837,639	87.5
2,365,172	89.7	2,740,541	115.9	2,742,738	100.1	2,252,998	82.1
3,370,181	91.5	3,095,665	91.9	3,365,372	108.7	3,336,061	99.1
24,330,260	98.5	26,795,217	110.1	25,740,754	96.1	24,412,367	94.8
1,867,830	87.7	1,860,074	99.6	1,917,145	103.1	1,767,341	92.2
1,162,931	136.9	1,130,988	97.3	1,169,528	103.4	1,159,156	99.1
4,527,659	120.1	4,799,447	106.0	4,514,567	94.1	4,424,712	98.0
7,558,421	112.0	7,790,510	103.1	7,601,240	97.6	7,351,211	96.7
3,166,871	101.8	2,097,714	66.2	2,003,581	95.5	1,986,882	99.2
276,802	118.4	198,278	71.6	260,611	131.4	199,104	76.4
1,474,352	132.2	1,224,341	83.0	1,294,941	105.8	1,221,865	94.4
4,918,025	110.3	3,520,334	71.6	3,559,133	101.1	3,407,852	95.7
1,272,763	123.8	1,297,391	101.9	1,448,717	111.7	1,423,552	98.3
3,323,010	116.0	2,486,323	74.8	2,671,401	107.4	2,763,422	103.4
2,542,317	85.6	1,872,835	73.7	2,104,482	112.4	1,824,248	86.7
5,251,565	120.0	5,446,265	103.7	5,698,007	104.6	5,876,848	103.1
2,308,479	127.2	2,733,788	118.4	2,814,468	103.0	3,018,306	107.2
55,082,021	106.1	55,567,473	100.9	55,488,093	99.9	53,933,219	97.2

(6) 資本金別法人数調（業種別）

業 種		区 分							
		0	100万円以下	500万円以下	1,000万円以下	3,000万円以下	5,000万円以下	8,000万円以下	
農 業 ・ 林 業		8	112	306	103	34	13	6	
漁 業 ・ 水 産 養 殖 業		-	4	13	10	4	1	-	
鉱 業		-	2	23	19	12	5	2	
建 設 業		3	624	3,518	1,322	711	175	56	
製 造 業	食 料 品 製 造 業	3	60	326	191	70	39	13	
	織 維 工 業	-	21	216	144	48	11	6	
	木材・家具・装備品	-	19	299	140	50	23	4	
	パルプ・紙・紙加工業	-	3	36	28	21	16	4	
	出 版 ・ 印 刷 業	1	14	112	78	26	10	1	
	化 学 工 業	-	2	68	56	37	17	10	
	石油・石炭製品製造業	-	3	31	32	14	5	1	
	ゴ ム 製 品 製 造 業	-	2	21	23	6	6	2	
	皮 革 ・ 毛 皮 製 造 業	-	3	7	5	3	1	1	
	窯 業 ・ 土 石 製 造 業	-	3	89	54	17	15	4	
	鉄鋼・非鉄金属製造業	-	5	110	68	28	14	3	
	金 属 製 品 製 造 業	-	29	391	207	92	45	18	
	機 械 器 具 製 造 業	-	20	279	160	81	33	16	
	電 気 機 械 器 具 製 造 業	-	15	148	102	42	25	9	
	輸 送 用 機 械 器 具 製 造 業	-	17	99	57	19	12	8	
	精 密 機 械 器 具 製 造 業	-	10	79	53	23	7	4	
	そ の 他 の 製 造 業	3	59	509	342	114	68	40	
	小 計		7	285	2,820	1,740	691	347	144
	卸 売 業 ・ 小 売 業	卸 売 業	2	72	354	323	138	113	54
デパート・スーパー		7	106	587	257	79	66	19	
一 般 小 売 業		15	373	3,658	1,885	545	254	98	
小 計		24	551	4,599	2,465	762	433	171	
金 融 ・ 保 険 業	金 融 業	-	1	18	14	6	3	2	
	証 券 業 ・ 商 品 取 引 業	1	14	27	6	3	1	-	
	保 険 業	3	51	124	39	9	1	3	
	小 計	4	66	169	59	18	5	5	
不 動 産 業		94	409	1,688	683	177	57	22	
運 輸 ・ 通 信 業		3	96	444	475	295	86	49	
電 気 ・ ガ ス ・ 水 道		9	214	145	71	20	13	3	
サ ー ビ ス 業		528	1,947	5,145	2,371	962	456	162	
そ の 他		643	677	1,803	786	290	108	57	
合 計		1,323	4,987	20,673	10,104	3,976	1,699	677	

単位：社

1億円以下	5億円以下	10億円以下	50億円以下	100億円以下	500億円以下	500億円超	合計
11	5	-	1	-	-	-	599
-	-	-	-	-	-	-	32
1	-	-	1	-	-	-	65
71	45	7	46	21	27	6	6,632
33	16	1	21	5	13	-	791
6	3	-	3	1	-	3	462
4	3	-	4	1	-	-	547
9	8	3	3	2	2	1	136
10	3	1	2	1	1	2	262
26	20	1	12	13	21	2	285
3	4	-	2	1	-	-	96
5	6	2	2	-	5	1	81
-	-	-	-	-	-	-	20
10	2	2	7	1	3	1	208
9	10	2	6	3	3	4	265
34	21	2	11	10	5	3	868
30	18	8	20	14	19	4	702
27	23	4	19	13	22	12	461
9	14	4	12	8	11	8	278
17	13	2	5	5	6	2	226
74	59	8	30	16	18	3	1,343
306	223	40	159	94	129	46	7,031
84	94	17	51	11	12	2	1,327
58	33	4	27	7	7	-	1,257
209	127	26	56	18	25	7	7,296
351	254	47	134	36	44	9	9,880
2	3	2	15	1	13	17	97
1	3	3	3	3	2	3	70
6	1	-	3	1	8	23	272
9	7	5	21	5	23	43	439
52	14	5	12	2	3	2	3,220
78	45	14	27	5	7	7	1,631
6	6	2	-	2	-	4	495
323	174	46	78	30	15	6	12,243
85	79	8	36	13	12	4	4,601
1,293	852	174	515	208	260	127	46,868

7 不動産取得税に関する調

(1) 土地

区 分	課税対象			控除額等	
	件数	面積 (㎡)	価格 (千円)	件数	価格 (千円)
総 数	17,492	25,026,318	63,495,248	363	133,289
宅 地	12,308	7,229,672	50,366,374	42	71,645
上記以外の宅地比準土地	3,745	5,684,473	12,481,308	14	3,601
農 地	1,016	3,982,391	444,779	307	58,044
山 林	360	6,394,906	147,706	—	—
そ の 他	63	1,734,875	55,082	—	—

(2) 家屋

区 分	課税対象			控除額等	
	件数	面積 (㎡)	価格 (千円)	件数	価格 (千円)
総 数	9,101	3,388,443	121,805,848	2,795	29,649,867
原 始 取 得 分	3,819	1,086,403	91,799,029	2,759	29,392,872
(内訳) 木 造	2,277	348,243	29,738,394	1,889	19,367,352
非 木 造	1,542	738,160	62,060,635	870	10,025,520
承 継 取 得 分	5,282	2,302,040	30,006,819	36	256,994

差引課税標準額 (千円)	調定額 (千円)	減免等税額 (千円)	差引調定額 (千円)	前年度比
63,361,959	1,899,816	311,609	1,588,207	94.8%
50,294,729	1,508,102	284,255	1,223,847	92.9%
12,477,707	374,110	27,279	346,831	102.6%
386,735	11,547	47	11,500	113.4%
147,706	4,410	29	4,381	71.6%
55,082	1,649	—	1,649	52.2%

差引課税標準額 (千円)	調定額 (千円)	減免等税額 (千円)	差引調定額 (千円)	前年度比
92,155,981	3,408,138	30,295	3,377,843	96.2%
62,406,156	2,385,680	24,192	2,361,488	101.7%
10,371,042	359,806	18,184	341,622	107.3%
52,035,115	2,025,874	6,008	2,019,866	100.8%
29,749,825	1,022,458	6,103	1,016,355	85.5%

8 地方消費税に関する調

(1) 調定額

単位：千円、%

区 分	平成 28 年度 (2016)	前年度比	平成 29 年度 (2017)	前年度比	平成 30 年度 (2018)	前年度比	令和元年度 (2019)	前年度比
譲 渡 割	35,003,047	98.0	34,062,727	97.3	34,400,520	101.0	33,986,349	98.8
貨 物 割	338,963	82.3	308,263	90.9	313,693	101.8	419,235	133.6
合 計	35,342,010	97.8	34,370,990	97.3	34,714,213	101.0	34,405,584	99.1

(2) 清算金

単位：千円、%

区 分	平成 28 年度 (2016)	前年度比	平成 29 年度 (2017)	前年度比	平成 30 年度 (2018)	前年度比	令和元年度 (2019)	前年度比
清算金収入額	69,897,787	89.7	74,012,858	105.9	76,514,831	103.4	72,370,941	94.6
清算金支出額	34,006,031	96.7	33,739,659	99.2	34,078,949	101.0	32,594,511	95.6

9 県たばこ税に関する調

区 分		旧3級品の紙巻たばこを 除く製造たばこ	旧3級品の紙巻たばこ	計
課 税 標 準 量		2,403,493,002 本	38,573,600 本	2,442,066,602 本
税 額		2,235,248,458 円	25,304,278 円	2,260,552,736 円
課 税 免 除	本 数	- 本	- 本	- 本
	税 額	- 円	- 円	- 円
返 還 控 除	本 数	13,237,576 本	118,080 本	13,355,656 本
	税 額	12,297,505 円	77,458 円	12,374,963 円
	補てん金額	- 円	- 円	- 円
差 引	本 数	2,390,255,426 本	38,455,520 本	2,428,710,946 本
	税 額	2,222,950,953 円	25,226,820 円	2,248,177,773 円
還 付 申 告	本 数	- 本	- 本	- 本
	税 額	- 円	- 円	- 円
更 正・決 定	本 数	- 本	- 本	- 本
	税 額	- 円	- 円	- 円
特 例 納 付	本 数	- 本	- 本	1,166,625 本
	税 額	- 円	- 円	294,217 円
合 計	本 数	2,390,255,426 本	38,455,520 本	2,429,877,571 本
	税 額	2,222,950,953 円	25,226,820 円	2,248,471,990 円
件 数	申告納付	/		92 件
	更正・決定			- 件
	特例納付			661 件
	計			753 件

10 ゴルフ場利用税に関する調

(1) 施設数等

単位：人、千円

区 分	施設数	総利用人員	課税利用人数	調定額
総 数	120	4,831,171	3,792,063	2,192,340
18ホールを超えるもの	34	1,916,415	1,520,822	865,635
1,200円	—	—	—	—
1,100円以上 1,200円未満	—	—	—	—
1,000円以上 1,100円未満	—	—	—	—
800円超 1,000円未満	1	30,202	22,543	17,881
800円	1	94,417	83,227	60,175
600円以上 800円未満	32	1,791,796	1,415,052	787,579
400円以上 600円未満	—	—	—	—
400円未満	—	—	—	—
18ホール	84	2,882,288	2,245,491	1,319,760
1,200円	1	11,888	7,943	8,350
1,100円以上 1,200円未満	2	41,096	30,447	25,976
1,000円以上 1,100円未満	—	—	—	—
800円超 1,000円未満	4	132,849	117,712	94,221
800円	8	283,370	225,803	155,396
600円以上 800円未満	69	2,408,259	1,859,374	1,034,601
400円以上 600円未満	—	—	—	—
400円未満	—	4,826	4,212	1,216
18ホール未満 9ホールを超えるもの	—	—	—	—
9ホール	2	32,468	25,750	6,945
500円以上	—	—	—	—
400円以上 500円未満	—	—	—	—
300円以上 400円未満	2	32,468	25,750	6,945
300円未満	—	—	—	—

(2) 課税状況

単位：人、千円

事務所名	施設数	総利用人員	課税利用人員	調定額
総 数	120	4,831,171	3,792,063	2,192,340
宇 都 宮	8	324,546	265,455	160,207
鹿 沼	22	870,340	662,169	373,339
真 岡	13	520,287	405,812	222,639
栃 木	24	1,196,848	955,487	561,003
矢 板	21	804,696	646,627	369,005
大 田 原	18	472,727	364,363	207,629
安 足	14	641,727	492,150	298,518

(注) 総利用人員は、課税利用人員に非課税人員を足した人数。

1.1 自動車取得税に関する調

(1) 新 車

区 分	新規登録、新規 検査又は届出台数 ①	非課税、課税免除、 減免及び免税点 以下台数 ②	②のうち身体障 害者等に係る 減免台数	課税台数 ①-② ③
総 数	47,549	13,838	412	33,711
自 動 車	30,434	12,298	346	18,136
乗 用 車	26,483	11,227	281	15,256
{ 普 通 車	3,586	2,013	27	1,573
{ 小 型 車	22,897	9,214	254	13,683
ト ラ ッ ク	3,324	911	-	2,413
{ けん引・被けん引・貨客兼用以外	1,615	292	-	1,323
{ けん引車	88	-	-	88
{ 被けん引車	204	35	-	169
{ 貨客兼用車	1,417	584	-	833
バ ス	86	34	-	52
三 輪 小 型 車	-	-	-	-
特 種 用 途 車	541	126	65	415
軽 自 動 車	17,115	1,540	66	15,575
四 輪 乗 用	13,723	1,040	63	12,683
四 輪 ト ラ ッ ク	3,392	500	3	2,892
三 輪 ト ラ ッ ク	-	-	-	-

(2) 中 古 車

区 分	新規登録、新規 検査又は届出台数 ①	移 転 登 録 台 数 ②	自動車検査証(軽自 動車届出済証)の記 入に係るもの ③	計 ① + ② + ③ ④
総 数	13,768	67,427	9,474	90,669
自 動 車	8,995	39,577	2,313	50,885
乗 用 車	6,898	34,493	1,725	43,116
{ 普 通 車	1,553	7,765	388	9,706
{ 小 型 車	5,345	26,728	1,337	33,410
ト ラ ッ ク	1,759	4,497	260	6,516
{ けん引・被けん引・貨客兼用以外	1,137	2,907	168	4,212
{ けん引車	64	163	9	236
{ 被けん引車	88	226	13	327
{ 貨客兼用車	470	1,201	70	1,741
バ ス	131	80	7	218
三 輪 小 型 車	-	1	-	1
特 種 用 途 車	207	506	321	1,034
軽 自 動 車	4,773	27,850	7,161	39,784
四 輪 乗 用	3,878	22,623	5,817	32,318
四 輪 ト ラ ッ ク	895	5,225	1,343	7,463
三 輪 ト ラ ッ ク	-	2	1	3

単位：台、千円

③の取得価額 ④	④のうちバリアフリー特例に係る控除額 ⑤	④のうちASV特例に係る控除額 ⑥	③の課税標準額 ④ - (⑤ + ⑥)	調 定 額
74,968,258	1,000	1,272,250	73,695,008	1,559,153
54,186,474	1,000	1,272,250	52,913,224	1,251,724
38,721,776	1,000	-	38,720,776	1,042,949
7,453,986	-	-	7,453,986	211,472
31,267,790	1,000	-	31,266,790	831,477
12,225,424	-	666,750	11,558,674	161,089
8,686,679	-	666,750	8,019,929	106,110
1,196,036	-	-	1,196,036	16,641
537,388	-	-	537,388	12,422
1,805,321	-	-	1,805,321	25,916
523,610	-	119,000	404,610	7,004
-	-	-	-	-
2,715,664	-	486,500	2,229,164	40,682
20,781,784	-	-	20,781,784	307,429
17,773,460	-	-	17,773,460	252,992
3,008,324	-	-	3,008,324	54,437
-	-	-	-	-

単位：台、千円

非課税、課税免除、減免及び免税点以下台数 ⑤	⑤のうち身体障害者等に係る減免台数	課 税 台 数 ④ - ⑤ ⑥	⑥の取得価額 ⑦	⑦のうち低燃費車特例に係る控除額 ⑧	⑥の課税標準額 ⑦ - ⑧	調 定 額
83,377	43	7,292	8,193,710	1,260,100	6,933,610	196,373
44,918	41	5,967	7,368,128	1,027,550	6,340,578	184,483
37,627	38	5,489	6,395,334	1,017,600	5,377,734	161,078
8,430	8	1,276	1,982,390	228,200	1,754,190	52,552
29,197	30	4,213	4,412,944	789,400	3,623,544	108,526
6,108	-	408	770,685	9,700	760,985	18,937
3,960	-	252	486,161	700	485,461	12,022
210	-	26	74,495	-	74,495	1,790
284	-	43	119,939	-	119,939	2,696
1,654	-	87	90,090	9,000	81,090	2,429
187	-	31	134,685	250	134,435	2,874
1	-	-	-	-	-	-
995	3	39	67,424	-	67,424	1,594
38,459	2	1,325	825,582	232,550	593,032	11,890
31,076	2	1,242	777,991	222,750	555,241	11,137
7,380	-	83	47,591	9,800	37,791	753
3	-	-	-	-	-	-

1.2 自動車税（環境性能割）に関する調

(1) 新 車

区 分	新規登録、新規 検査又は届出台数 ①	非課税、課税免除、 減免及び免税点 以下台数 ②	②のうち身体障 害者等に係る 減免台数	課税台数 ①-② ③
総 数	30,835	14,499	276	16,336
乗 用 車	26,987	12,442	206	14,545
{ 普 通 車	3,246	1,765	20	1,481
{ 小 型 車	23,741	10,677	186	13,064
ト ラ ッ ク	3,179	1,699	-	1,480
{ けん引・被けん引・貨客兼用以外	1,489	773	-	716
{ けん引車	71	23	-	48
{ 被けん引車	185	17	-	168
{ 貨客兼用車	1,434	886	-	548
バ ス	86	32	-	54
三 輪 小 型 車	-	-	-	-
特 種 用 途 車	583	326	70	257

(2) 中 古 車

区 分	新規登録、新規 検査又は届出台数 ①	移 転 登 録 台 数 ②	自動車検査証の記 入に係るもの ③	計 ① + ② + ③ ④
総 数	9,971	44,323	2,555	56,849
乗 用 車	7,812	39,060	1,953	48,825
{ 普 通 車	1,675	8,376	419	10,470
{ 小 型 車	6,137	30,684	1,534	38,355
ト ラ ッ ク	1,829	4,675	270	6,774
{ けん引・被けん引・貨客兼用以外	1,159	2,962	171	4,292
{ けん引車	50	127	7	184
{ 被けん引車	99	254	15	368
{ 貨客兼用車	521	1,332	77	1,930
バ ス	120	73	6	199
三 輪 小 型 車	-	1	-	1
特 種 用 途 車	210	514	326	1,050

単位：台、千円

③の取得価額 ④	④のうちバリアフリー特例に係る控除額 ⑤	④のうちASV特例に係る控除額 ⑥	③の課税標準額 ④ - (⑤ + ⑥)	調 定 額
46,935,337	101,000	1,510,250	45,324,087	743,120
36,562,745	1,000	17,500	36,544,245	631,224
6,928,720	-	17,500	6,911,220	137,389
29,634,025	1,000	-	29,633,025	493,835
7,683,919	-	1,058,750	6,625,169	80,977
5,366,322	-	1,044,750	4,321,572	40,484
632,280	-	-	632,280	6,998
636,579	-	-	636,579	14,476
1,048,738	-	14,000	1,034,738	19,019
659,565	100,000	64,750	494,815	9,388
-	-	-	-	-
2,029,108	-	369,250	1,659,858	21,531

単位：台、千円

非課税、課税免除、減免及び免税点以下台数 ⑤	⑤のうち身体障害者等に係る減免台数	課 税 台 数 ④ - ⑤ ⑥	⑥の取得価額	⑥の課税標準額	調 定 額
53,400	18	3,449	4,392,608	4,392,608	75,969
45,757	13	3,068	3,684,839	3,684,839	66,558
9,738	5	732	1,279,547	1,279,547	25,247
36,019	8	2,336	2,405,292	2,405,292	41,311
6,485	-	289	491,492	491,492	6,365
4,107	-	185	327,681	327,681	3,667
172	-	12	44,789	44,789	488
340	-	28	56,656	56,656	1,261
1,866	-	64	62,366	62,366	949
167	-	32	112,835	112,835	1,747
1	-	-	-	-	-
990	5	60	103,442	103,442	1,299

1 3 軽油引取税に関する調

(1) 課税状況

単位：人、リットル、円

特 別 徴 収 分	特別徴収義務者数	212
	総引渡数量 ①	1,184,926,282
	課税対象とならない数量 ②	499,635,884
	差引 ① - ② ③	685,290,398
	欠減量 ④	6,703,912
	課税標準量 ③ - ④ ⑤	678,586,486
申告納付・普通徴収分課税標準量 ⑥		1,714,285
合計 ⑤+⑥		680,300,771
税 額		21,837,653,837

(注) 総引渡数量欄及び課税対象とならない数量欄は、法第144条の2第1項に規定する特約業者の元売業者からの引取り及び元売業者の他の元売業者からの引取りに係る数量を除外したものである。

(2) 軽油引取税課税標準累年比較

単位：リットル

事務所名	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)
総 数	675,424,236	676,764,057	680,651,075	690,053,124	680,300,771
栃 木	675,424,236	676,764,057	680,651,075	690,053,124	680,300,771

(3) 免税軽油使用者数及び免税証による控除数量

単位：人、キロリットル

区 分	免税軽油使用者数	控除数量
船 舶	25	87
鉄道用車両または軌道用車両	3	773
農 業 等	14,206	15,500
林 業 等	53	2,229
セメント製品製造業 (生コンクリート製造業を除く)	31	668
鉱物の掘採事業	68	21,173
とび・土工工事業で総務省令で定めるもの	3	143
倉 庫 業	9	118
貨物利用運送事業	1	6
鉄道貨物積卸業	1	2
廃棄物処理事業	3	208
木材加工業で総務省令で定めるもの	52	894
木材市場業で総務省令で定めるもの	12	117
堆肥製造業で総務省令で定めるもの	4	461
索 道 事 業	4	185
合 計	14,475	42,564

1.4 自動車税（種別割）に関する調

区 分	賦課期日現在					
	登録台数	実台数	非課税台数	課税免除・ 減免台数	課税台数	調定額
平成 25 年度 (2013)	1,063,873	1,016,332	6,516	23,427	986,389	36,241,690
平成 26 年度 (2014)	1,059,420	1,010,652	6,513	23,920	980,219	35,827,465
平成 27 年度 (2015)	1,051,757	1,001,349	6,468	24,125	970,756	35,481,508
平成 28 年度 (2016)	1,049,557	997,905	6,497	24,445	966,963	35,189,350
平成 29 年度 (2017)	1,050,835	998,219	6,503	24,547	967,169	35,305,998
平成 30 年度 (2018)	1,051,703	998,602	6,031	24,533	968,038	35,532,998
令和元年度 (2019)	1,049,662	996,351	6,040	24,461	965,850	35,335,628
乗 用 車	893,846	850,445	1,915	20,797	827,733	32,456,775
営 業 用	1,930	1,925	—	—	1,925	19,611
自 家 用	891,916	848,520	1,915	20,797	825,808	32,437,164
ト ラ ッ ク	128,503	120,334	1,511	218	118,605	2,334,794
バ ス	4,589	4,432	283	504	3,645	129,626
一般乗合用	598	597	—	—	597	12,163
そ の 他	1,346	1,344	—	—	1,344	53,004
自 家 用	2,645	2,491	283	504	1,704	64,459
三 輪 車	390	21	—	—	21	145
特 種 用 途 車	22,334	21,119	2,331	2,942	15,846	414,288

単位：台、千円

年度末現在					
登録台数	非課税台数	課税免除・ 減免台数	左のうち身体障害 者等に係るもの	課税台数	調定額
1,059,420	6,513	23,968	21,758	980,171	35,842,271
1,051,757	6,468	24,171	21,945	970,710	35,401,300
1,049,557	6,497	24,492	22,195	966,916	35,133,389
1,050,835	6,503	24,591	22,289	967,125	34,923,162
1,051,703	6,031	24,582	22,271	967,989	35,048,544
1,049,662	6,040	24,512	22,186	965,799	35,203,468
1,045,761	5,984	24,181	21,910	962,247	34,973,618
889,714	1,898	20,537	19,651	823,858	32,103,196
1,926	—	—	—	1,917	19,253
887,788	1,898	20,537	19,651	821,941	32,083,943
128,601	1,456	213	100	118,754	2,332,852
4,557	277	501	—	3,624	127,246
604	—	—	—	603	12,091
1,338	—	—	—	1,336	52,270
2,615	277	501	—	1,685	62,885
409	—	—	—	21	145
22,480	2,353	2,930	2,159	15,990	410,179

15 鉱区税に関する調

区 分	総 鉱 区		非 課 税 鉱 区		課 税 対 象 鉱 区		調 定 額
	件 数	面積又は延長	件 数	面積又は延長	件 数	面積又は延長	
砂 鉱 区 以 外	208	百アール 22,274	—	百アール —	217	百アール 24,006	千円 7,867
採 掘 鉱 区	184	17,347	—	—	185	17,560	6,966
石油及び天然ガス	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他	184	17,347	—	—	185	17,560	6,966
試 掘 鉱 区	24	4,927	—	—	32	6,446	901
石油及び天然ガス	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他	24	4,927	—	—	32	6,446	901
砂 鉱 区	1	千メートル 3	—	千メートル —	1	千メートル 3	2

16 狩猟税に関する調

単位：人、円

事務所名	課税人員											
	第1種銃猟		網猟・わな猟		第2種銃猟 (空気銃)	放鳥獣 猟区 (税率 1/4)	放鳥獣 猟区 以外 (税率 3/4)	有害鳥獣捕獲許可に基づく許可捕獲者 (税率1/2)				
	所得割 あり	所得割 なし	所得割 あり	所得割 なし				第1種銃猟		網猟・わな猟		第2種 銃猟 (空気銃)
					所得割 あり	所得割 なし	所得割 あり	所得割 なし				
総 数	721	47	199	17	40	—	—	41	4	131	18	5
宇都宮 (県外)	447	27	34	1	17	—	—	—	—	—	—	—
宇都宮 (県内)	74	4	22	2	7	—	—	24	1	69	—	2
鹿 沼	23	—	22	—	3	—	—	—	—	—	—	—
真 岡	9	1	20	4	2	—	—	9	3	61	16	2
栃 木	83	5	16	3	4	—	—	—	—	—	—	—
矢 板	18	—	26	2	—	—	—	8	—	1	—	1
大田原	20	6	30	4	4	—	—	—	—	—	—	—
安 足	47	4	29	1	3	—	—	—	—	—	2	—

事務所名	課税人員					課税免除人員						人員	調定額
	有害鳥獣捕獲許可に基づく許可捕獲者の従事者（税率1/2）					対象鳥獣捕獲員			認定鳥獣捕獲等事業者の従事者				
	第1種銃猟		網猟・わな猟		第2種銃猟 (空気銃)	第1種銃猟	網猟・わな猟	第2種銃猟	第1種銃猟	網猟・わな猟	第2種銃猟	計	計
	所得割あり	所得割なし	所得割あり	所得割なし									
総数	734	49	575	67	17	291	315	7	8	6	—	3,292	24,188,800
宇都宮 (県外)	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	527	8,058,500
宇都宮 (県内)	66	2	26	—	—	6	1	—	—	—	—	306	2,644,300
鹿沼	264	11	199	15	9	60	53	—	—	—	—	659	3,682,400
真岡	48	15	32	21	4	9	15	1	—	—	—	272	1,420,300
栃木	40	1	26	4	—	55	52	4	6	4	—	303	2,045,100
矢板	56	2	56	4	2	106	124	—	2	2	—	410	1,309,600
大田原	153	14	54	10	1	47	60	2	—	—	—	405	2,268,700
安足	106	4	182	13	1	8	10	—	—	—	—	410	2,759,900

17 固定資産税に関する調

納税者数	決定価格	課税標準額	市町村において課税すべき課税標準額	県において課税すべき課税標準額	調定額
—	—	—	—	—	—

18 県税の課税免除及び不均一課税に関する調

単位：千円

区分	過疎法	地域再生法	合計
計	2,128	721	2,849
個人事業税	—	—	—
法人事業税	2,128	721	2,849
不動産取得税	—	—	—
固定資産税	—	—	—

(注) 本調は、各条例に基づく課税免除及び不均一課税による減収額について計上している。

19 県税に関する争訟に関する調

(1) 不服申立てに関する調

区 分	要処理件数			処理済件数						翌年度への繰越件数		
	前年度からの繰越	本年度発生	合計	却下	棄却	一部取消	全部取消	取下	合計	国税決定の繰越に伴うもの	その他	合計
合 計	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	1	1
賦 課	個人事業税	非自主分	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		自主分	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
徴 収	不動産取得税	そ の 他	-	1	1	-	-	-	-	-	1	1
		そ の 他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
徴 収	滞 納 処 分	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
徴 収	そ の 他	1	-	1	-	1	1	-	1	-	-	-
上 記 以 外		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(2) 訴訟に関する調

区 分	前年度末係属件数	本年度発生件数	合計	年度内の完結状況						年度末係属件数		
				取下	却下	勝訴	一部敗訴	敗訴	合計	1 審	2 審	3 審
合 計	1	-	1	-	1	-	-	-	1	-	-	-
賦 課	個人事業税	非自主分	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		自主分	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
徴 収	不動産取得税	そ の 他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		そ の 他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
徴 収	滞 納 処 分	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
徴 収	そ の 他	1	-	1	-	1	1	-	1	-	-	-
上 記 以 外		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

第 4 滞 納 状 況

1 滞納処理状況

税 目	調 定 ①		納期内納付 (入) ②					滞 納 (①-②) ③			
	件数	税額	件数	左のうち 証紙徴収	税額	左のうち 証紙徴収	収 納 率	件数	左のうち 徴収猶予	税額	左のうち 徴収猶予
	件	千円	件	件	千円	千円	%	件	件	千円	千円
総 数	1,270,656	138,344,497	1,048,991	2,665	115,715,154	24,188	83.6	221,665	422	22,629,342	12,456,450
現 年 度 分	1,265,542	138,078,553	1,048,991	2,665	115,715,154	24,188	83.8	216,551	421	22,363,398	12,453,050
法人県民税	63,103	9,787,691	52,507	-	9,411,014	-	96.2	10,596	-	376,676	-
個人事業税	26,195	2,152,384	20,932	-	1,805,870	-	83.9	5,263	-	346,513	-
法人事業税	32,465	53,933,219	26,224	-	52,213,058	-	96.8	6,241	-	1,720,160	-
不動産取得税	23,216	4,966,050	19,970	-	4,616,124	-	93.0	3,246	14	349,925	7,360
自動車取得税	41,011	1,755,526	41,011	-	1,755,526	-	100.0	-	-	-	-
軽油引取税	2,391	21,837,653	1,875	-	9,302,593	-	42.6	516	407	12,535,060	12,445,689
自動車税	1,004,384	34,704,036	813,998	-	27,725,050	-	79.9	190,386	-	6,978,985	-
普通徴収	963,095	33,689,953	772,709	-	26,710,968	-	79.3	190,386	-	6,978,985	-
証紙徴収	41,289	1,014,082	41,289	-	1,014,082	-	100.0	-	-	-	-
自動車税 環境性能割	19,785	819,089	19,785	-	819,089	-	100.0	-	-	-	-
自動車税 種別割	33,393	269,581	33,391	-	269,572	-	100.0	2	-	9	-
普通徴収	16	102	14	-	93	-	91.2	2	-	9	-
証紙徴収	33,377	269,478	33,377	-	269,478	-	100.0	-	-	-	-
その他の税	19,599	7,853,321	19,298	2,665	7,797,254	24,188	99.3	301	-	56,066	-
滞 納 繰 越 分	5,114	265,944	-	-	-	-	-	5,114	1	265,944	3,400

(注) 本表には個人県民税(均等割、所得割)及び地方消費税は含まれていない。
 単位未満を四捨五入しているため、総数と内訳の計とが一致しない場合がある。
 自動車税証紙徴収・自動車税種別割証紙徴収は、OSSによる申告納付分を含む。

税 目	滞納額③のうち整理済額							
	任意徴収④				差押徴収			
	件 数	左のうち 徴収猶予	税 額	左のうち 徴収猶予	任意納税⑤		滞納処分徴収⑥	
					件数	税額	件数	税額
件	件	千円	千円	件	千円	件	千円	
総 数	211,873	411	22,158,901	12,447,013	2,001	101,142	1,595	79,861
現 年 度 分	211,089	410	22,105,270	12,443,613	1,633	71,045	1,327	64,779
法人県民税	10,105	-	363,135	-	36	874	54	1,625
個人事業税	4,901	-	313,228	-	42	3,227	67	7,970
法人事業税	6,098	-	1,702,250	-	5	573	11	1,377
不動産取得税	2,969	7	315,622	281	27	7,044	28	4,311
自動車取得税	-	-	-	-	-	-	-	-
軽油引取税	515	403	12,532,801	12,443,331	-	-	-	-
自動車税	186,204	-	6,825,834	-	1,523	59,125	1,164	46,612
普通徴収	186,204	-	6,825,834	-	1,523	59,125	1,164	46,612
証紙徴収	-	-	-	-	-	-	-	-
自動車税 環境性能割	-	-	-	-	-	-	-	-
自動車税 種別割	2	-	9	-	-	-	-	-
普通徴収	2	-	9	-	-	-	-	-
証紙徴収	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の税	295	-	52,388	-	-	200	3	2,881
滞納繰越分	784	1	53,630	3,400	368	30,096	268	15,082

収 入 計 ⑦ (②+④+⑤+⑥)		過 誤 納 ⑧		不 納 欠 損 ⑨		収 入 未 済 (①-⑦+⑧-⑨)	
件数	税額	件数	税額	件数	税額	件数	税額
件	千円	件	千円	件	千円	件	千円
1,264,460	138,055,059	34	3,172	850	32,001	5,380	260,608
1,263,040	137,956,250	32	2,892	54	2,394	2,480	122,800
62,702	9,776,650	19	400	18	500	402	10,940
25,942	2,130,297	1	15	-	-	254	22,102
32,338	53,917,259	11	1,673	6	1,345	132	16,288
22,994	4,943,103	1	36	2	28	221	22,955
41,011	1,755,526	-	-	-	-	-	-
2,390	21,835,394	-	40	-	-	1	2,300
1,002,889	34,656,623	-	726	28	520	1,467	47,618
961,600	33,642,541	-	726	28	520	1,467	47,618
41,289	1,014,082	-	-	-	-	-	-
19,785	819,089	-	-	-	-	-	-
33,393	269,581	-	-	-	-	-	-
16	102	-	-	-	-	-	-
33,377	269,478	-	-	-	-	-	-
19,596	7,852,724	-	-	-	-	3	596
1,420	98,809	2	280	796	29,607	2,900	137,807

2 県税滞納繰越額累年比較

(1) 税目別

税目	平成 26 年度 (2014)		平成 27 年度 (2015)	
	税額	前年度比	税額	前年度比
総額	6,514,563,720	86.3	5,386,085,979	82.7
県民税	5,687,778,772	91.9	4,847,374,388	85.2
個人	5,644,699,412	92.3	4,811,756,056	85.2
法人	43,079,360	59.3	35,618,332	82.7
利子割	—	—	—	—
事業税	163,336,804	55.5	124,287,464	76.1
個人	103,832,907	85.8	63,516,429	61.2
法人	59,503,897	34.3	60,771,035	102.1
不動産取得税	186,140,639	57.3	142,911,235	76.8
県たばこ税	—	—	—	—
ゴルフ場利用税	1,407,860	31.1	—	—
自動車取得税	—	—	—	—
軽油引取税	98,672,331	89.4	6,769,600	6.9
自動車税	376,798,171	73.0	264,500,427	70.2
鉦区税	42,000	—	88,202	210.0
狩猟税	—	—	—	—
旧法（軽油引取税）	387,143	0.4	154,663	39.9

(2) 事務所別

事務所名	平成 26 年度 (2014)		平成 27 年度 (2015)	
	税額	前年度比	税額	前年度比
総額	6,514,563,720	86.3	5,386,085,979	82.7
宇都宮	1,779,167,590	90.6	1,497,121,247	84.1
鹿沼	571,237,490	78.4	443,206,634	77.6
真岡	414,532,987	93.7	377,172,729	91.0
栃木	1,554,672,081	85.7	1,275,495,351	82.0
矢板	413,179,712	94.3	334,139,609	80.9
大田原	653,988,068	83.3	563,455,615	86.2
安足	750,987,621	87.5	630,994,367	84.0
自動車	376,798,171	73.0	264,500,427	70.2

単位：円、%

平成 28 年度 (2016)		平成 29 年度 (2017)		平成 30 年度 (2018)		令和元年度 (2019)	
税額	前年度比	税額	前年度比	税額	前年度比	税額	前年度比
4,474,221,122	83.1	3,699,048,049	82.7	3,176,288,474	85.9	2,889,611,439	91.0
4,083,215,533	84.2	3,427,367,358	83.9	2,911,052,542	84.9	2,647,392,713	90.9
4,048,476,723	84.1	3,405,228,927	84.1	2,893,018,127	85.0	2,629,002,749	90.9
34,738,810	97.5	22,138,431	63.7	18,034,415	81.5	18,389,964	102.0
—	—	—	—	—	—	—	—
119,058,673	95.8	77,992,982	65.5	97,335,774	124.8	83,741,900	86.0
43,106,714	67.9	40,909,017	94.9	56,480,606	138.1	56,051,418	99.2
75,951,959	125.0	37,083,965	48.8	40,855,168	110.2	27,690,482	67.8
91,931,660	64.3	66,857,054	72.7	58,759,295	87.9	48,185,612	82.0
—	—	—	—	—	—	197	皆増
—	—	—	—	—	—	596,400	皆増
—	—	—	—	—	—	—	—
6,695,600	98.9	3,449,576	51.5	3,913,600	113.5	2,812,120	71.9
173,076,791	65.4	123,231,079	71.2	105,227,263	85.4	106,882,497	101.6
88,202	100.0	150,000	170.1	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
154,663	100.0	—	—	—	—	—	—

単位：円、%

平成 28 年度 (2016)		平成 29 年度 (2017)		平成 30 年度 (2018)		令和元年度 (2019)	
税額	前年度比	税額	前年度比	税額	前年度比	税額	前年度比
4,474,221,122	83.1	3,699,048,049	82.7	3,176,288,474	85.9	2,889,611,439	91.0
1,171,097,433	78.2	882,644,000	75.4	747,379,405	84.7	674,669,189	90.3
365,447,246	82.5	321,249,365	87.9	286,882,395	89.3	266,379,957	92.9
316,588,938	83.9	248,460,956	78.5	215,477,210	86.7	201,737,625	93.6
1,167,417,350	91.5	1,059,077,702	90.7	923,570,243	87.2	829,954,635	89.9
266,482,581	79.8	222,600,716	83.5	170,369,497	76.5	157,861,370	92.7
488,864,818	86.8	440,304,148	90.1	381,285,588	86.6	298,397,570	78.3
525,245,965	83.2	401,480,083	76.4	346,096,873	86.2	353,728,596	102.2
173,076,791	65.4	123,231,079	71.2	105,227,263	85.4	106,882,497	101.6

第 5 納稅貯蓄組合・口座振替

1 納税貯蓄組合種類別組合数及び組合員数

(1) 年別

区分	地域組合		勤務先別組合		業種別組合	
	組合数	組合員数	組合数	組合員数	組合数	組合員数
平成 10 (1998) .5.31 現在	625	11,158	78	3,944	66	1,349
平成 11 (1999) .5.31 現在	588	10,408	76	3,535	63	1,267
平成 12 (2000) .5.31 現在	360	5,518	54	3,263	43	990
平成 13 (2001) .5.31 現在	312	3,715	43	2,264	41	895
平成 14 (2002) .5.31 現在	209	2,480	33	2,191	24	513
平成 15 (2003) .5.31 現在	179	1,869	31	1,843	22	489
平成 16 (2004) .5.31 現在	145	1,503	27	1,385	20	410
平成 17 (2005) .5.31 現在	108	1,036	21	781	18	393
平成 18 (2006) .5.31 現在	86	805	13	432	15	312
平成 19 (2007) .5.31 現在	73	714	11	375	13	248
平成 20 (2008) .5.31 現在	62	623	11	357	13	238
平成 21 (2009) .5.31 現在	51	552	10	235	12	234
平成 22 (2010) .5.31 現在	45	517	9	205	10	139
平成 23 (2011) .5.31 現在	39	391	7	106	5	68
平成 24 (2012) .5.31 現在	31	284	7	102	4	68
平成 25 (2013) .5.31 現在	26	265	7	95	4	67
平成 26 (2014) .5.31 現在	24	257	6	88	3	24
平成 27 (2015) .5.31 現在	20	236	6	86	3	17
平成 28 (2016) .5.31 現在	18	221	5	82	3	17
平成 29 (2017) .5.31 現在	15	204	5	81	3	17
平成 30 (2018) .5.31 現在	11	63	4	76	2	14
令和元 (2019) .5.31 現在	9	53	4	70	2	14
令和 2 (2020) .5.31 現在	4	30	3	48	2	14

(2) 事務所別

事務所名	地域組合		勤務先別組合		業種別組合	
	組合数	組合員数	組合数	組合員数	組合数	組合員数
総 数	4	30	3	48	2	14
宇 都 宮	1	13	2	47	—	—
鹿 沼	—	—	—	—	—	—
真 岡	—	—	—	—	—	—
栃 木	—	—	—	—	—	—
矢 板	—	—	—	—	—	—
大 田 原	3	17	—	—	1	6
安 足	—	—	1	1	1	8

単位：人

窓口組合		その他の組合		計	
組合数	組合員数	組合数	組合員数	組合数	組合員数
103	10,102	43	1,461	915	28,014
101	9,941	39	1,169	867	26,320
68	5,710	26	626	551	16,107
62	5,384	23	562	481	12,820
51	4,975	20	505	337	10,664
41	4,417	17	398	290	9,016
37	3,739	16	380	245	7,417
28	3,199	13	298	188	5,707
25	2,727	11	344	150	4,620
22	1,898	10	315	129	3,550
20	1,749	10	222	116	3,189
19	1,693	9	214	101	2,928
17	1,598	9	200	90	2,659
18	1,571	8	197	77	2,333
16	1,486	5	124	63	2,064
16	1,426	5	123	58	1,976
15	1,244	4	64	52	1,677
14	1,209	2	62	45	1,610
13	1,132	2	58	41	1,510
13	1,101	2	57	38	1,460
13	814	2	56	32	1,023
12	774	2	60	29	971
12	506	2	43	23	641

単位：人

窓口組合		その他の組合		計	
組合数	組合員数	組合数	組合員数	組合数	組合員数
12	506	2	43	23	641
1	23	1	4	5	87
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
10	161	-	-	10	161
1	322	1	39	2	361
-	-	-	-	4	23
-	-	-	-	2	9

2 口座振替を通じて行われた納税に関する調

区 分	収入額 ①	口座振替による納税			②／①
		件数	税額 ②	前年度比	
個 人 事 業 税	2,130,297,191	6,549	751,615,900	96.2	35.3
自 動 車 税	34,656,623,535	104,149	3,702,850,800	108.9	10.7
計	36,786,920,726	110,698	4,454,466,700	106.5	12.1

(注) 収入額は、現年度課税分に係るものである。

単位：円、%

②の納付場所による区分			
銀行	信用金庫	農業協同組合	その他
584,779,500	81,046,000	76,153,700	9,636,700
2,886,186,300	251,895,600	491,083,300	73,685,600
3,470,965,800	332,941,600	567,237,000	83,322,300

第6 交付金等に関する調

1 市町村交付金一覧

市町村名	個人県民税徴収取扱費交付金		利子割交付金		地方消費税交付金		ゴルフ場利用税交付金	
	交付額	前年度比	交付額	前年度比	交付額	前年度比	交付額	前年度比
総額	3,222,014,731	99.4	173,477,000	40.6	36,450,624,000	94.6	1,513,296,761	97.1
市計	2,798,960,530	99.4	154,097,000	40.6	31,941,536,000	94.6	1,213,783,539	98.0
町計	423,054,201	99.4	19,380,000	40.4	4,509,088,000	94.6	299,513,222	93.6
宇都宮市	834,654,219	102.4	54,262,000	40.6	9,760,342,000	94.6	114,054,565	96.8
足利市	227,590,073	99.9	11,843,000	40.6	2,726,058,000	94.6	57,897,315	94.7
栃木市	261,043,496	100.7	12,851,000	40.7	2,876,557,000	94.6	338,844,450	97.5
佐野市	193,580,198	100.5	9,412,000	40.8	2,203,619,000	94.6	148,682,870	100.4
鹿沼市	162,937,208	84.0	7,891,000	40.4	1,821,317,000	94.6	178,764,988	99.6
日光市	139,004,047	95.9	6,156,000	40.2	1,546,651,000	94.6	70,649,508	100.7
小山市	272,390,870	98.9	15,059,000	40.8	3,069,508,000	94.6	25,150,020	97.9
真岡市	130,072,471	100.0	6,486,000	41.1	1,467,252,000	94.6	27,658,084	97.4
大田原市	116,689,257	102.3	5,714,000	40.6	1,399,212,000	94.6	60,676,141	94.5
矢板市	54,292,768	99.8	2,558,000	40.2	606,793,000	94.6	30,487,197	98.9
那須塩原市	196,700,187	100.1	9,765,000	40.7	2,143,042,000	94.6	35,926,970	98.2
さくら市	73,056,380	99.3	3,715,000	41.1	788,647,000	94.6	82,952,288	95.5
那須烏山市	41,221,515	101.5	1,857,000	40.3	478,128,000	94.6	41,458,030	100.5
下野市	95,727,841	98.9	6,528,000	40.6	1,054,410,000	94.6	581,113	96.6
上三川町	51,761,934	99.0	2,828,000	40.9	604,893,000	94.6	-	-
益子町	36,876,400	95.9	1,639,000	40.3	383,761,000	94.6	53,433,878	100.5
茂木町	20,247,568	101.4	828,000	39.8	220,937,000	94.6	41,063,997	94.1
市貝町	18,740,074	99.4	934,000	40.6	212,869,000	94.6	22,049,021	74.2
芳賀町	24,882,151	101.4	1,149,000	40.8	474,109,000	94.6	8,442,420	107.1
壬生町	63,432,505	102.0	3,374,000	40.7	698,166,000	94.6	26,597,780	98.6
野木町	40,759,400	97.4	2,251,000	39.8	435,821,000	94.6	-	-
塩谷町	18,887,866	100.2	768,000	40.4	193,323,000	94.6	25,984,636	88.3
高根沢町	53,984,463	102.6	2,909,000	40.2	504,811,000	94.6	26,991,346	94.1
那須町	68,027,307	97.7	1,664,000	40.3	484,550,000	94.6	53,104,704	98.2
那珂川町	25,454,533	96.5	1,036,000	40.1	295,848,000	94.6	41,845,440	90.3

単位：円、%

自動車取得税交付金		自動車税環境性能割交付金		配当割交付金		株式等譲渡所得割交付金		合計	
交付額	前年度比	交付額	前年度比	交付額	前年度比	交付額	前年度比	交付額	前年度比
1,157,560,049	44.3	364,199,000	皆増	1,087,820,000	119.8	753,549,000	92.0	44,722,540,541	93.0
959,567,577	44.3	301,915,000	皆増	966,297,000	119.8	669,427,000	92.0	39,005,583,646	93.1
197,992,472	44.3	62,284,000	皆増	121,523,000	119.2	84,122,000	91.7	5,716,956,895	92.2
203,053,070	44.2	63,892,000	皆増	340,070,000	119.7	235,429,000	91.8	11,605,756,854	93.7
76,250,598	44.1	23,991,000	皆増	74,244,000	119.7	51,412,000	91.9	3,249,285,986	93.1
95,862,721	44.3	30,162,000	皆増	80,610,000	120.0	55,868,000	92.2	3,751,798,667	93.2
66,231,616	44.1	20,839,000	皆増	59,082,000	120.4	40,991,000	92.6	2,742,437,684	93.4
63,622,796	44.2	20,017,000	皆増	49,475,000	119.3	34,268,000	92.0	2,338,292,992	92.0
66,010,571	44.3	20,770,000	皆増	38,549,000	118.6	26,649,000	91.3	1,914,439,126	92.2
86,244,023	44.3	27,137,000	皆増	94,475,000	120.2	65,494,000	92.3	3,655,457,913	93.1
65,795,415	44.1	20,701,000	皆増	40,774,000	121.3	28,350,000	93.3	1,787,088,970	92.2
53,729,541	44.3	16,905,000	皆増	35,826,000	119.7	24,810,000	91.9	1,713,561,939	92.6
21,888,222	43.9	6,885,000	皆増	16,006,000	118.3	11,053,000	90.9	749,963,187	92.7
67,701,795	44.9	21,302,000	皆増	61,273,000	120.1	42,488,000	92.4	2,578,198,952	93.1
32,609,400	44.1	10,259,000	皆増	23,339,000	121.2	16,210,000	92.9	1,030,788,068	92.5
22,008,552	45.3	6,924,000	皆増	11,628,000	118.8	8,037,000	91.2	611,262,097	92.7
38,559,257	44.2	12,131,000	皆増	40,946,000	119.8	28,368,000	92.1	1,277,251,211	92.5
22,767,464	44.2	7,163,000	皆増	17,759,000	120.6	12,327,000	92.7	719,499,398	92.4
14,289,194	44.1	4,495,000	皆増	10,271,000	118.8	7,103,000	91.4	511,868,472	93.0
12,610,348	44.3	3,967,000	皆増	5,176,000	117.2	3,566,000	90.0	308,395,913	91.8
11,510,522	44.3	3,620,000	皆増	5,862,000	119.8	4,059,000	91.7	279,643,617	89.9
21,917,152	44.8	6,895,000	皆増	7,221,000	120.7	5,014,000	92.9	549,629,723	92.1
24,667,216	44.2	7,760,000	皆増	21,177,000	120.1	14,684,000	92.3	859,858,501	93.0
16,111,726	44.2	5,069,000	皆増	14,069,000	117.3	9,691,000	90.0	523,772,126	92.3
10,324,169	44.1	3,247,000	皆増	4,827,000	119.6	3,347,000	92.3	260,708,671	91.3
22,034,548	44.4	6,931,000	皆増	18,235,000	118.7	12,620,000	91.7	648,516,357	92.5
25,839,150	44.1	8,129,000	皆増	10,435,000	119.1	7,227,000	91.9	658,976,161	92.1
15,920,983	44.5	5,008,000	皆増	6,491,000	118.4	4,484,000	91.0	396,087,956	91.2

2 個人県民税徴収取扱費交付金

単位：円

市町村名	1期(5月)	2期(8月)	3期(11月)	4期(2月)	計
総 額	790,596,065	796,205,169	842,581,490	792,632,007	3,222,014,731
市 計	685,496,319	688,933,092	735,476,006	689,055,113	2,798,960,530
町 計	105,099,746	107,272,077	107,105,484	103,576,894	423,054,201
宇 都 宮 市	202,795,962	201,183,773	221,247,109	209,427,375	834,654,219
足 利 市	55,499,581	57,566,924	59,361,332	55,162,236	227,590,073
栃 木 市	63,900,161	63,672,868	70,404,478	63,065,989	261,043,496
佐 野 市	48,054,205	45,348,123	53,502,826	46,675,044	193,580,198
鹿 沼 市	40,402,176	37,913,506	45,515,435	39,106,091	162,937,208
日 光 市	34,845,036	36,321,640	34,045,138	33,792,233	139,004,047
小 山 市	66,374,017	71,614,666	68,050,440	66,351,747	272,390,870
真 岡 市	33,095,887	32,153,418	31,757,328	33,065,838	130,072,471
大 田 原 市	27,800,652	28,672,948	31,296,595	28,919,062	116,689,257
矢 板 市	13,225,298	14,131,369	13,692,003	13,244,098	54,292,768
那 須 塩 原 市	47,745,740	48,170,681	52,097,035	48,686,731	196,700,187
さ くら 市	16,676,355	18,650,315	19,471,502	18,258,208	73,056,380
那 須 烏 山 市	10,974,003	9,914,661	10,403,848	9,929,003	41,221,515
下 野 市	24,107,246	23,618,200	24,630,937	23,371,458	95,727,841
上 三 川 町	12,951,442	12,479,129	13,341,826	12,989,537	51,761,934
益 子 町	9,375,825	9,331,227	9,264,285	8,905,063	36,876,400
茂 木 町	5,197,767	4,921,689	5,313,610	4,814,502	20,247,568
市 貝 町	4,535,947	4,828,613	4,731,486	4,644,028	18,740,074
芳 賀 町	5,998,796	6,898,154	5,843,289	6,141,912	24,882,151
壬 生 町	15,712,683	15,131,240	16,754,874	15,833,708	63,432,505
野 木 町	10,166,414	10,388,252	10,257,574	9,947,160	40,759,400
塩 谷 町	4,834,567	4,808,294	4,405,999	4,839,006	18,887,866
高 根 沢 町	13,036,426	14,647,566	13,592,352	12,708,119	53,984,463
那 須 町	16,612,317	17,731,983	17,018,233	16,664,774	68,027,307
那 珂 川 町	6,677,562	6,105,930	6,581,956	6,089,085	25,454,533

3 利子割交付金

単位：円

市町村名	8月	12月	3月	計
総額	75,736,000	68,095,000	29,646,000	173,477,000
市計	67,260,000	60,496,000	26,341,000	154,097,000
町計	8,476,000	7,599,000	3,305,000	19,380,000
宇都宮市	23,719,000	21,277,000	9,266,000	54,262,000
足利市	5,174,000	4,646,000	2,023,000	11,843,000
栃木市	5,604,000	5,049,000	2,198,000	12,851,000
佐野市	4,095,000	3,704,000	1,613,000	9,412,000
鹿沼市	3,446,000	3,097,000	1,348,000	7,891,000
日光市	2,700,000	2,408,000	1,048,000	6,156,000
小山市	6,563,000	5,919,000	2,577,000	15,059,000
真岡市	2,809,000	2,562,000	1,115,000	6,486,000
大田原市	2,496,000	2,242,000	976,000	5,714,000
矢板市	1,124,000	999,000	435,000	2,558,000
那須塩原市	4,254,000	3,839,000	1,672,000	9,765,000
さくら市	1,612,000	1,465,000	638,000	3,715,000
那須烏山市	815,000	726,000	316,000	1,857,000
下野市	2,849,000	2,563,000	1,116,000	6,528,000
上三川町	1,229,000	1,114,000	485,000	2,828,000
益子町	718,000	642,000	279,000	1,639,000
茂木町	366,000	322,000	140,000	828,000
市貝町	409,000	366,000	159,000	934,000
芳賀町	499,000	453,000	197,000	1,149,000
壬生町	1,470,000	1,327,000	577,000	3,374,000
野木町	995,000	875,000	381,000	2,251,000
塩谷町	335,000	302,000	131,000	768,000
高根沢町	1,273,000	1,140,000	496,000	2,909,000
那須町	727,000	653,000	284,000	1,664,000
那珂川町	455,000	405,000	176,000	1,036,000

4 地方消費税交付金

単位：円

市町村名	6月	9月	12月	3月	計
総 額	9,483,471,000	11,805,688,000	5,050,423,000	10,111,042,000	36,450,624,000
市 計	8,310,327,000	10,345,269,000	4,425,684,000	8,860,256,000	31,941,536,000
町 計	1,173,144,000	1,460,419,000	624,739,000	1,250,786,000	4,509,088,000
宇 都 宮 市	2,539,372,000	3,161,222,000	1,352,270,000	2,707,478,000	9,760,342,000
足 利 市	709,248,000	882,915,000	377,724,000	756,171,000	2,726,058,000
栃 木 市	748,405,000	931,654,000	398,589,000	797,909,000	2,876,557,000
佐 野 市	573,322,000	713,713,000	305,320,000	611,264,000	2,203,619,000
鹿 沼 市	473,857,000	589,892,000	252,351,000	505,217,000	1,821,317,000
日 光 市	402,397,000	500,933,000	214,294,000	429,027,000	1,546,651,000
小 山 市	798,603,000	994,156,000	425,301,000	851,448,000	3,069,508,000
真 岡 市	381,739,000	475,216,000	203,296,000	407,001,000	1,467,252,000
大 田 原 市	364,037,000	453,180,000	193,866,000	388,129,000	1,399,212,000
矢 板 市	157,871,000	196,528,000	84,078,000	168,316,000	606,793,000
那 須 塩 原 市	557,562,000	694,088,000	296,939,000	594,453,000	2,143,042,000
さ くら 市	205,186,000	255,422,000	109,288,000	218,751,000	788,647,000
那 須 烏 山 市	124,397,000	154,853,000	66,256,000	132,622,000	478,128,000
下 野 市	274,331,000	341,497,000	146,112,000	292,470,000	1,054,410,000
上 三 川 町	157,376,000	195,919,000	83,797,000	167,801,000	604,893,000
益 子 町	99,846,000	124,286,000	53,191,000	106,438,000	383,761,000
茂 木 町	57,483,000	71,554,000	30,621,000	61,279,000	220,937,000
市 貝 町	55,383,000	68,944,000	29,495,000	59,047,000	212,869,000
芳 賀 町	123,344,000	153,586,000	65,607,000	131,572,000	474,109,000
壬 生 町	181,645,000	226,117,000	96,751,000	193,653,000	698,166,000
野 木 町	113,390,000	141,150,000	60,398,000	120,883,000	435,821,000
塩 谷 町	50,299,000	62,611,000	26,793,000	53,620,000	193,323,000
高 根 沢 町	131,340,000	163,493,000	69,962,000	140,016,000	504,811,000
那 須 町	126,066,000	156,941,000	67,126,000	134,417,000	484,550,000
那 珂 川 町	76,972,000	95,818,000	40,998,000	82,060,000	295,848,000

5 ゴルフ場利用税交付金

単位：円

市町村名	8月	12月	3月	計
総額	619,311,564	511,251,656	382,733,541	1,513,296,761
市計	500,174,018	406,293,858	307,315,663	1,213,783,539
町計	119,137,546	104,957,798	75,417,878	299,513,222
宇都宮市	46,756,677	37,541,332	29,756,556	114,054,565
足利市	23,996,035	18,503,520	15,397,760	57,897,315
栃木市	143,298,155	112,168,630	83,377,665	338,844,450
佐野市	61,483,170	48,544,440	38,655,260	148,682,870
鹿沼市	74,789,340	57,404,619	46,571,029	178,764,988
日光市	27,384,105	25,901,204	17,364,199	70,649,508
小山市	10,471,510	8,395,660	6,282,850	25,150,020
真岡市	11,504,246	8,861,730	7,292,108	27,658,084
大田原市	24,435,646	20,536,099	15,704,396	60,676,141
矢板市	11,821,873	10,697,873	7,967,451	30,487,197
那須塩原市	13,547,080	14,589,336	7,790,554	35,926,970
さくら市	34,174,180	28,573,119	20,204,989	82,952,288
那須烏山市	16,274,583	14,380,299	10,803,148	41,458,030
下野市	237,418	195,997	147,698	581,113
上三川町	-	-	-	-
益子町	21,702,673	17,722,708	14,008,497	53,433,878
茂木町	16,504,570	13,717,778	10,841,649	41,063,997
市貝町	8,794,659	7,067,556	6,186,806	22,049,021
芳賀町	3,079,230	3,045,630	2,317,560	8,442,420
壬生町	11,092,479	8,712,793	6,792,508	26,597,780
野木町	-	-	-	-
塩谷町	10,355,058	9,320,383	6,309,195	25,984,636
高根沢町	11,041,472	8,881,573	7,068,301	26,991,346
那須町	19,815,355	22,208,677	11,080,672	53,104,704
那珂川町	16,752,050	14,280,700	10,812,690	41,845,440

6 自動車取得税交付金

単位：円

市町村名	道路の総延長	道路の総面積	8月	12月	3月	計
総額	20,271,070	115,544,458	721,990,000	435,570,049	—	1,157,560,049
市計	16,237,839	93,329,839	598,502,000	361,065,577	—	959,567,577
町計	4,033,231	22,214,619	123,488,000	74,504,472	—	197,992,472
宇都宮市	2,830,080	17,918,597	126,649,000	76,404,070	—	203,053,070
足利市	1,185,442	6,750,103	47,559,000	28,691,598	—	76,250,598
栃木市	1,832,183	9,753,261	59,792,000	36,070,721	—	95,862,721
佐野市	1,109,573	6,356,171	41,310,000	24,921,616	—	66,231,616
鹿沼市	1,208,029	6,366,975	39,683,000	23,939,796	—	63,622,796
日光市	1,217,199	6,578,987	41,172,000	24,838,571	—	66,010,571
小山市	1,356,195	7,897,118	53,792,000	32,452,023	—	86,244,023
真岡市	1,260,349	6,782,374	41,038,000	24,757,415	—	65,795,415
大田原市	953,202	5,612,823	33,512,000	20,217,541	—	53,729,541
矢板市	373,070	2,324,970	13,652,000	8,236,222	—	21,888,222
那須塩原市	1,205,942	7,269,361	42,227,000	25,474,795	—	67,701,795
さくら市	597,706	3,410,617	20,339,000	12,270,400	—	32,609,400
那須烏山市	394,773	2,271,417	13,727,000	8,281,552	—	22,008,552
下野市	714,096	4,037,065	24,050,000	14,509,257	—	38,559,257
上三川町	419,089	2,319,844	14,200,000	8,567,464	—	22,767,464
益子町	271,849	1,453,931	8,912,000	5,377,194	—	14,289,194
茂木町	297,930	1,561,367	7,865,000	4,745,348	—	12,610,348
市貝町	230,435	1,327,798	7,179,000	4,331,522	—	11,510,522
芳賀町	499,349	2,867,228	13,670,000	8,247,152	—	21,917,152
壬生町	473,911	2,520,449	15,385,000	9,282,216	—	24,667,216
野木町	287,120	1,784,916	10,049,000	6,062,726	—	16,111,726
塩谷町	240,852	1,303,012	6,439,000	3,885,169	—	10,324,169
高根沢町	419,186	2,224,195	13,743,000	8,291,548	—	22,034,548
那須町	594,238	3,292,298	16,116,000	9,723,150	—	25,839,150
那珂川町	299,272	1,559,581	9,930,000	5,990,983	—	15,920,983

(注1) 道路の総延長及び総面積は、補正前のものである。

7 自動車税環境性能割交付金

単位：円

市町村名	道路の総延長	道路の総面積	8月	12月	3月	計
総 額	20,271,070	115,544,458	—	105,231,000	258,968,000	364,199,000
市 計	16,237,839	93,329,839	—	87,236,000	214,679,000	301,915,000
町 計	4,033,231	22,214,619	—	17,995,000	44,289,000	62,284,000
宇 都 宮 市	2,830,080	17,918,597	—	18,462,000	45,430,000	63,892,000
足 利 市	1,185,442	6,750,103	—	6,932,000	17,059,000	23,991,000
栃 木 市	1,832,183	9,753,261	—	8,715,000	21,447,000	30,162,000
佐 野 市	1,109,573	6,356,171	—	6,021,000	14,818,000	20,839,000
鹿 沼 市	1,208,029	6,366,975	—	5,784,000	14,233,000	20,017,000
日 光 市	1,217,199	6,578,987	—	6,002,000	14,768,000	20,770,000
小 山 市	1,356,195	7,897,118	—	7,841,000	19,296,000	27,137,000
真 岡 市	1,260,349	6,782,374	—	5,981,000	14,720,000	20,701,000
大 田 原 市	953,202	5,612,823	—	4,885,000	12,020,000	16,905,000
矢 板 市	373,070	2,324,970	—	1,989,000	4,896,000	6,885,000
那須塩原市	1,205,942	7,269,361	—	6,155,000	15,147,000	21,302,000
さくら市	597,706	3,410,617	—	2,964,000	7,295,000	10,259,000
那須烏山市	394,773	2,271,417	—	2,000,000	4,924,000	6,924,000
下 野 市	714,096	4,037,065	—	3,505,000	8,626,000	12,131,000
上 三 川 町	419,089	2,319,844	—	2,070,000	5,093,000	7,163,000
益 子 町	271,849	1,453,931	—	1,299,000	3,196,000	4,495,000
茂 木 町	297,930	1,561,367	—	1,146,000	2,821,000	3,967,000
市 貝 町	230,435	1,327,798	—	1,045,000	2,575,000	3,620,000
芳 賀 町	499,349	2,867,228	—	1,992,000	4,903,000	6,895,000
壬 生 町	473,911	2,520,449	—	2,242,000	5,518,000	7,760,000
野 木 町	287,120	1,784,916	—	1,465,000	3,604,000	5,069,000
塩 谷 町	240,852	1,303,012	—	938,000	2,309,000	3,247,000
高 根 沢 町	419,186	2,224,195	—	2,002,000	4,929,000	6,931,000
那 須 町	594,238	3,292,298	—	2,349,000	5,780,000	8,129,000
那 珂 川 町	299,272	1,559,581	—	1,447,000	3,561,000	5,008,000

(注1) 道路の総延長及び総面積は、補正前のものである。

8 配当割交付金

単位：円

市町村名	8月	12月	3月	計
総額	280,314,000	55,482,000	752,024,000	1,087,820,000
市計	248,932,000	49,292,000	668,073,000	966,297,000
町計	31,382,000	6,190,000	83,951,000	121,523,000
宇都宮市	87,780,000	17,337,000	234,953,000	340,070,000
足利市	19,150,000	3,786,000	51,308,000	74,244,000
栃木市	20,741,000	4,114,000	55,755,000	80,610,000
佐野市	15,156,000	3,018,000	40,908,000	59,082,000
鹿沼市	12,754,000	2,523,000	34,198,000	49,475,000
日光市	9,992,000	1,962,000	26,595,000	38,549,000
小山市	24,290,000	4,823,000	65,362,000	94,475,000
真岡市	10,395,000	2,087,000	28,292,000	40,774,000
大田原市	9,240,000	1,827,000	24,759,000	35,826,000
矢板市	4,161,000	814,000	11,031,000	16,006,000
那須塩原市	15,743,000	3,128,000	42,402,000	61,273,000
さくら市	5,968,000	1,193,000	16,178,000	23,339,000
那須烏山市	3,016,000	591,000	8,021,000	11,628,000
下野市	10,546,000	2,089,000	28,311,000	40,946,000
上三川町	4,550,000	907,000	12,302,000	17,759,000
益子町	2,659,000	523,000	7,089,000	10,271,000
茂木町	1,355,000	262,000	3,559,000	5,176,000
市貝町	1,514,000	298,000	4,050,000	5,862,000
芳賀町	1,848,000	369,000	5,004,000	7,221,000
壬生町	5,442,000	1,081,000	14,654,000	21,177,000
野木町	3,685,000	713,000	9,671,000	14,069,000
塩谷町	1,241,000	246,000	3,340,000	4,827,000
高根沢町	4,712,000	929,000	12,594,000	18,235,000
那須町	2,690,000	532,000	7,213,000	10,435,000
那珂川町	1,686,000	330,000	4,475,000	6,491,000

9 株式等譲渡所得割交付金

単位：円

市町村名	3月	計
総額	753,549,000	753,549,000
市計	669,427,000	669,427,000
町計	84,122,000	84,122,000
宇都宮市	235,429,000	235,429,000
足利市	51,412,000	51,412,000
栃木市	55,868,000	55,868,000
佐野市	40,991,000	40,991,000
鹿沼市	34,268,000	34,268,000
日光市	26,649,000	26,649,000
小山市	65,494,000	65,494,000
真岡市	28,350,000	28,350,000
大田原市	24,810,000	24,810,000
矢板市	11,053,000	11,053,000
那須塩原市	42,488,000	42,488,000
さくら市	16,210,000	16,210,000
那須烏山市	8,037,000	8,037,000
下野市	28,368,000	28,368,000
上三川町	12,327,000	12,327,000
益子町	7,103,000	7,103,000
茂木町	3,566,000	3,566,000
市貝町	4,059,000	4,059,000
芳賀町	5,014,000	5,014,000
壬生町	14,684,000	14,684,000
野木町	9,691,000	9,691,000
塩谷町	3,347,000	3,347,000
高根沢町	12,620,000	12,620,000
那須町	7,227,000	7,227,000
那珂川町	4,484,000	4,484,000

10 特別徴収義務者等交付金

	調定額 (平成30(2018)年度)		交付金算出基礎		交付率	交付金		交付額 前年度比	
	件数	税額(千円)	件数	納入額(千円)		対象人員	交付額(円)		
ゴルフ場利用税	1,486	2,227,358	125	2,174,850	1.7/100	125	36,971,920	96.4	
軽油 引取 税	納期内納入分	1,849	22,094,972	147	9,536,478	2.5/100	147	238,411,590	102.7
	徴収猶予期 間内納入分			38	12,491,152	2.5/100	38	312,278,730	101.0
	計	1,849	22,094,972	171	22,027,630		171	550,690,320	101.8
合計	3,335	24,322,330	296	24,202,480		296	587,662,240	101.4	

(注) 軽油引取税における件数は、納期内納入分と徴収猶予期間内納入分の重複による実件数である。

第 7 徵 稅 費

1 徴税費に関する調

区 分	平成 27 年度決算 (2015)		平成 28 年度決算 (2016)	
	金額等	構成比	金額等	構成比
県 税 ・ 予 算 額 (7)	243,000,000	—	242,500,000	—
県 税 ・ 調 定 額 (イ)	250,472,332	—	248,313,748	—
県 税 ・ 収 入 額 (ウ)	244,349,497	—	243,126,979	—
徴 税 費 (エ)	6,732,207	100.0	6,599,404	100.0
人 件 費	2,292,922	34.1	2,286,800	34.7
職 員 給 当	1,166,303	—	1,154,356	—
諸 手 当	714,896	—	710,932	—
超 過 勤 務 手 当	64,508	—	64,986	—
特 殊 勤 務 手 当	36,825	—	37,454	—
そ の 他 の 手 当	613,563	—	608,492	—
そ の 他 の 人 件 費	411,723	—	421,512	—
旅 費	3,795	0.1	4,415	0.1
需 用 費	554,318	8.2	404,962	6.1
通 信 運 搬 費	95,794	—	92,559	—
備 品 費	583	—	487	—
そ の 他	457,941	—	311,916	—
徴 収 取 扱 費 等	3,881,172	57.7	3,903,227	59.1
県 民 税 徴 収 取 扱 費	3,149,357	—	3,185,825	—
特 別 徴 収 義 務 者 に 対 す る 交 付 金	602,504	—	578,807	—
そ の 他	129,311	—	138,595	—
徴 税 職 員 数 ・ 定 員	305	—	304	—
徴 税 職 員 数 ・ 現 員 (オ)	305	—	304	—
県 税 に 対 す る 徴 税 費 の 割 合 ・ 対 予 算 額 (エ)/(7)	2.8	—	2.7	—
県 税 に 対 す る 徴 税 費 の 割 合 ・ 対 調 定 額 (エ)/(イ)	2.7	—	2.7	—
県 税 に 対 す る 徴 税 費 の 割 合 ・ 対 収 入 額 (エ)/(ウ)	2.8	—	2.7	—
徴 税 職 員 1 人 当 た り 徴 税 額 (ウ)/(オ)	801,146	—	799,760	—
徴 税 職 員 1 人 当 た り 徴 税 費 (エ)/(オ)	22,073	—	21,709	—
人 件 費 (旅 費 を 含 む。)	7,530	—	7,537	—
物 件 費 (徴 収 取 扱 費 等 を 含 む。)	14,543	—	14,172	—

単位：千円、人、%

平成 29 年度決算 (2017)		平成 30 年度決算 (2018)		令和元年度決算 (2019)	
金額等	構成比	金額等	構成比	金額等	構成比
247,500,000	—	249,500,000	—	244,000,000	—
253,249,548	—	252,576,604	—	247,882,099	—
248,857,064	—	248,853,151	—	244,648,525	—
6,707,075	100.0	6,773,156	100.0	6,871,700	100.0
2,261,353	33.7	2,295,918	33.9	2,322,338	33.8
1,141,021	—	1,158,481	—	1,171,875	—
699,865	—	717,279	—	732,985	—
58,716	—	56,772	—	62,477	—
38,080	—	38,840	—	39,631	—
603,069	—	621,667	—	630,877	—
420,467	—	420,158	—	417,478	—
4,468	0.1	4,408	0.1	4,040	0.1
557,719	8.3	500,404	7.4	585,964	8.5
94,072	—	88,586	—	88,942	—
450	—	286	—	1,884	—
463,197	—	411,532	—	495,138	—
3,883,535	57.9	3,972,426	58.6	3,959,358	57.6
3,160,058	—	3,241,032	—	3,222,015	—
579,107	—	579,525	—	587,662	—
144,370	—	151,869	—	149,681	—
304	—	312	—	315	—
304	—	312	—	315	—
2.7	—	2.7	—	2.8	—
2.6	—	2.7	—	2.8	—
2.7	—	2.7	—	2.8	—
818,609	—	797,606	—	776,662	—
22,063	—	21,709	—	21,815	—
7,453	—	7,373	—	7,385	—
14,609	—	14,336	—	14,430	—

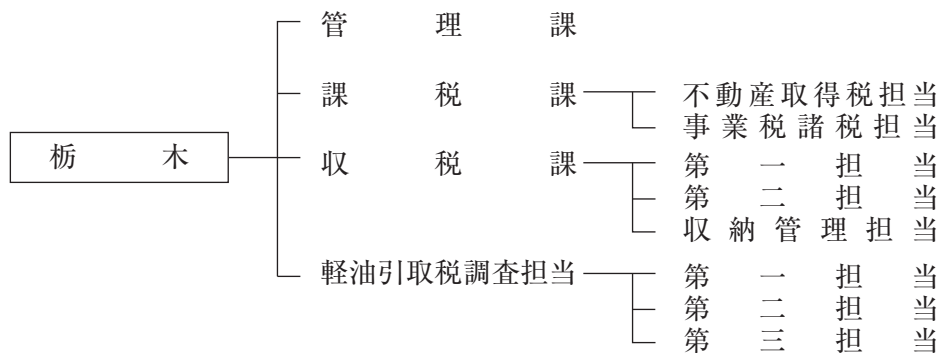
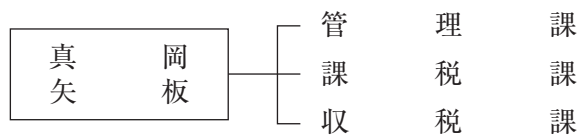
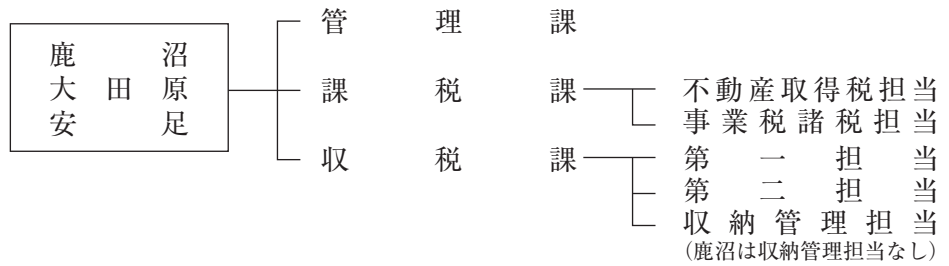
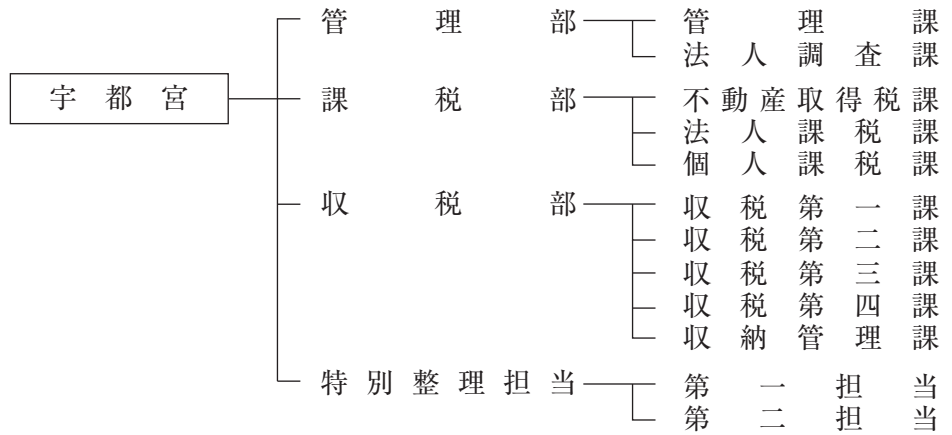
第 8 税務機構及び職員等

1 税務機構一覽（令和2（2020）年4月1日現在）

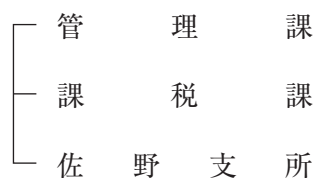
(1) 本 庁



(2) 県税事務所



(3) 自動車税事務所



2 分掌事務（令和2（2020）年4月1日現在）

(1) 本庁税務課

- 1 県税の賦課徴収に関する総合企画及び調整に関すること。
- 2 県税事務所及び自動車税事務所の統轄に関すること。
- 3 県税の調査及び検査に関すること。
- 4 県税の犯則取締りに関すること。
- 5 納税奨励及び納税貯蓄組合に関すること。
- 6 その他税務に関すること。

(2) 県税事務所

ア 宇都宮県税事務所

管理部

管理課

- 1 公印の保管に関すること。
- 2 職員の服務に関すること。
- 3 文書の收受、発送、編集及び保存に関すること。
- 4 予算、決算及び会計に関すること。
- 5 県有財産の維持管理に関すること。
- 6 証券及び物品の出納保管並びに受託証券の再委託に関すること。
- 7 所内の取締りに関すること。
- 8 各部課担当の連絡調整に関すること。
- 9 災害対策基本法施行令第33条の規定による災害時における緊急輸送車両の確認に関すること。
- 10 1から9に掲げるもののほか、他部課担当の主管に属しない事務に関すること。

法人調査課

- 1 法人の事業税に係る課税標準の調査（地方税法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人及び同法第72条の41第1項に規定する法人（連結申告法人及び同法第72条の24の適用を受ける法人を除く。）に係る調査に限る。）に関すること。

課税部

不動産取得税課

- 1 不動産取得税及び固定資産税（以下「不動産取得税等」という。）に係る徴収金の賦課に関すること。
- 2 不動産取得税等に係る課税標準の調査に関すること。
- 3 不動産取得税等に係る納税管理人に関すること。
- 4 不動産取得税等に係る犯則の取締りに関すること。

法人課税課

- 1 法人の県民税、利子等に係る県民税、特定配当等に係る県民税、特定株式等譲渡所得金額に係る県民税及び法人の事業税（以下「法人県民税等」という。）に係る徴収金の賦課に関すること。
- 2 法人県民税等に係る課税標準の調査に関すること（法人調査課の所掌する事務を除く。）。
- 3 法人県民税等に係る納税管理人に関すること。
- 4 法人県民税等に係る犯則の取締りに関すること。
- 5 地方消費税に関すること。
- 6 税理士法第50条の規定による臨時の税務書類の作成等の許可に関すること。

個人課税課

- 1 個人の事業税、県たばこ税、ゴルフ場利用税、鉦区税及び狩猟税（以下「個人事業税等」という。）に係る徴収金の賦課に関すること。

- 2 個人事業税等に係る課税標準の調査に関する事。
- 3 個人事業税等に係る納税管理人に関する事。
- 4 個人事業税等に係る犯則の取締りに関する事。
- 5 ゴルフ場利用税に係る特別徴収義務者の指定及び登録に関する事。
- 6 軽油引取税に係る免税軽油使用者証及び免税証の交付に関する事。

収税部

収税第一課、収税第二課、収税第三課及び収税第四課

- 1 県税に係る徴収金の徴収及び滞納処分に関する事。
- 2 県税に係る徴収金の徴収猶予（地方税法第 15 条の規定による徴収猶予に限る。）に関する事。
- 3 県税に係る徴収金の換価の猶予及び滞納処分の停止に関する事。
- 4 県税に係る徴収金の引継ぎ及び引受け並びに囑託及び受託に関する事。
- 5 県税に係る徴収金の不納欠損処分に関する事。
- 6 延滞金の減免に関する事。
- 7 個人住民税の徴収の促進に関する事（特別整理担当の所掌する事務を除く。）。
- 8 個人住民税その他市町村税の徴収に係る市町村への支援に関する事（特別整理担当の所掌する事務を除く。）。
- 9 7 及び 8 に掲げるもののほか、個人住民税に関する事（特別整理担当の所掌する事務を除く。）。

収納管理課

- 1 県税に係る徴収金の収納管理に関する事。
- 2 県税に係る徴収金の所内収納に関する事。
- 3 県税に係る徴収金の督促状の発付に関する事。
- 4 県税に係る徴収金に関する還付金等の還付又は充当に関する事。
- 5 県税に係る徴収金の徴収猶予（地方税法第 15 条の規定による徴収猶予を除く。）に関する事。
- 6 納税証明に関する事。
- 7 納税貯蓄組合及び口座振替納税に関する事。
- 8 納税奨励に関する事。
- 9 収入報告に関する事。

特別整理担当

- 1 個人住民税の徴収の促進に関する事（滞納額が高額な事案又は徴収が困難な事案に限る。）。
- 2 個人住民税その他市町村税の徴収に係る市町村への支援に関する事（滞納額が高額な事案又は徴収が困難な事案に限る。）。
- 3 1 及び 2 に掲げるもののほか、個人住民税に関する事（滞納額が高額な事案又は徴収が困難な事案に限る。）。
- 4 特別滞納事案に係る徴収及び滞納処分に関する事。
- 5 特別滞納事案に係る徴収猶予（地方税法第 15 条の規定による徴収猶予に限る。）に関する事。
- 6 特別滞納事案に係る換価の猶予及び滞納処分の停止に関する事。
- 7 特別滞納事案に係る延滞金の減免に関する事。
- 8 特別滞納事案に係る犯則の取締りに関する事。

イ 鹿沼県税事務所、真岡県税事務所、栃木県税事務所、矢板県税事務所、大田原県税事務所及び安足県税事務所

管理課

- 1 宇都宮県税事務所管理部管理課に掲げる事務

課税課

- 1 宇都宮県税事務所管理部法人調査課に掲げる事務
- 2 宇都宮県税事務所課税部不動産取得税課に掲げる事務

- 3 宇都宮県税事務所課税部法人課税課の1から4までに掲げる事務（利子等に係る県民税、特定配当等に係る県民税及び特定株式等譲渡所得金額に係る県民税に係るものを除く。）及び6に掲げる事務
- 4 宇都宮県税事務所課税部個人課税課の1から4までに掲げる事務（県たばこ税及び鉾区税に係るものを除く。）及び5に掲げる事務並びに6に掲げる事務（栃木県税事務所を除く。）

収税課

- 1 宇都宮県税事務所収税部収税第一課、収税第二課、収税第三課及び収税第四課に掲げる事務
- 2 宇都宮県税事務所収税部収納管理課に掲げる事務
- 3 収入証紙の売りさばきに関すること（鹿沼県税事務所及び真岡県税事務所に限る。）。

軽油引取税調査担当

- 1 軽油引取税に係る徴収金の賦課に関すること。
- 2 軽油引取税に係る課税標準の調査に関すること。
- 3 軽油引取税に係る特別徴収義務者の指定及び登録に関すること。
- 4 軽油引取税に係る免税軽油使用者証及び免税証に関すること。
- 5 軽油引取税に係る製造等の承認に関すること。
- 6 軽油引取税に係る犯則の取締りに関すること。

(3) 自動車税事務所

管 理 課

- 1 公印の保管に関すること。
- 2 職員の服務に関すること。
- 3 文書の收受、発送、編集及び保存に関すること。
- 4 予算、決算及び会計に関すること。
- 5 証券及び物品の出納及び保管並びに受託証券の再委託に関すること。
- 6 所内の取締りに関すること。
- 7 自動車税の種別割（以下「種別割」という。）（普通徴収に係るものに限る。16において同じ。）に係る徴収金の賦課及び徴収に関すること。
- 8 自動車税に係る徴収金の収納管理に関すること。
- 9 種別割の納税管理人に関すること。
- 10 自動車税に係る徴収金の不納欠損処分に関すること。
- 11 種別割に係る徴収金のに関する還付金等の還付及び充当に関すること。
- 12 種別割に係る徴収金の嘱託及び引継ぎに関すること。
- 13 延滞金の減免に関すること。
- 14 自動車税に係る徴収金の徴収猶予に関すること。
- 15 自動車税に係る徴収金の督促状の発付に関すること。
- 16 納税証明に関すること。
- 17 前各号に掲げるもののほか、課税課の主管に属しない事務に関すること。

課 税 課

- 1 自動車税の環境性能割及び種別割（証紙徴収に係るものに限る。第3号において同じ。）に係る徴収金の賦課及び徴収に関すること。
- 2 自動車税の課税標準の調査に関すること。
- 3 自動車税の環境性能割及び種別割に係る徴収金に関する還付金等の還付及び充当に関すること。
- 4 自動車税の犯則の取締りに関すること。

佐 野 支 所

- 1 自動車税の賦課及び徴収に関すること。
- 2 納税証明に関すること。

3 税務関係事務の委任（令和2（2020）年4月1日現在）

県税の賦課徴収に関する事務は、栃木県県税条例第5条第1項の規定により、次に掲げる事務を除き、全て課税地を所管する県税事務所長（利子等に係る県民税、特定配当等に係る県民税、特定株式等譲渡所得金額に係る県民税、地方消費税、県たばこ税及び鉾区税については宇都宮県税事務所長、軽油引取税については栃木県税事務所長、自動車取得税及び自動車税については自動車税事務所長）に委任されている。

- 1 地方税法第8条第1項（課税権の帰属等について関係地方団体の長の意見が異なる場合の措置）の規定による決定を求める旨の申出に関すること。
- 2 栃木県県税条例第133条第1項の規定による固定資産税の減免に関すること。
- 3 栃木県県税条例第11条第2項の規定による課税地の指定に関すること。
- 4 栃木県県税条例第13条第1項の規定による広範囲にわたる災害等による期限の延長に関すること。
- 5 地方税法第742条（大規模の償却資産の指定等）の規定による大規模の償却資産の指定等及び地方税法第743条（大規模の償却資産の価格等の決定等）の規定による大規模の償却資産の価格等の決定等に関すること。

4 知事部局職員の定数に占める税務関係職員数の割合

単位:人、%

区分	知事部局職員	税務関係職員								知事部局職員数に占める税務職員数の割合
		税務課			県税（自動車税）事務所				合計	
		徴税吏員	公仕	計	徴税吏員	嘱託	公仕	計		
昭和 62 (1987) .3.31	5,718	24	－	24	314	－	11	325	349	6.1
昭和 63 (1988) .3.31	5,757	25	－	25	314	－	9	323	348	6.0
平成 1 (1989) .3.31	5,780	26	－	26	313	－	9	322	348	6.0
平成 2 (1990) .3.31	5,780	27	－	27	311	－	9	320	347	6.0
平成 3 (1991) .3.31	5,780	28	－	28	299	－	9	308	336	5.8
平成 4 (1992) .3.31	5,780	28	－	28	299	－	8	307	335	5.8
平成 5 (1993) .3.31	5,780	28	－	28	297	－	8	305	333	5.8
平成 6 (1994) .3.31	5,780	28	－	28	297	－	8	305	333	5.8
平成 7 (1995) .3.31	5,780	31	－	31	293	－	5	298	329	5.7
平成 8 (1996) .3.31	5,780	31	－	31	293	－	5	298	329	5.7
平成 9 (1997) .3.31	5,780	31	－	31	293	－	5	298	329	5.7
平成 10 (1998) .3.31	5,780	31	－	31	290	－	5	295	326	5.6
平成 11 (1999) .3.31	5,780	31	－	31	290	－	3	293	324	5.6
平成 12 (2000) .3.31	6,051	31	－	31	287	－	3	290	321	5.3
平成 13 (2001) .3.31	6,051	30	－	30	275	－	3	278	308	5.1
平成 14 (2002) .3.31	6,051	30	－	30	276	－	3	279	309	5.1
平成 15 (2003) .3.31	6,051	30	－	30	276	－	3	279	309	5.1
平成 16 (2004) .3.31	6,051	30	－	30	276	－	3	279	309	5.1
平成 17 (2005) .3.31	6,049	30	－	30	276	－	3	279	309	5.1
平成 18 (2006) .3.31	6,049	30	－	30	280	－	3	282	312	5.2
平成 19 (2007) .3.31	6,049	30	－	30	280	－	2	282	312	5.2
平成 20 (2008) .3.31	6,049	30	－	30	280	－	2	282	312	5.2
平成 21 (2009) .3.31	6,049	29	－	29	280	－	2	282	311	5.1
平成 22 (2010) .3.31	6,049	29	－	29	274	－	2	276	305	5.0
平成 23 (2011) .3.31	6,049	28	－	28	274	－	2	276	304	5.0
平成 24 (2012) .3.31	6,079	28	－	28	266	－	2	268	296	4.9
平成 25 (2013) .3.31	6,079	28	－	28	277	－	2	279	307	5.1
平成 26 (2014) .3.31	6,079	28	－	28	275	－	2	277	305	5.0
平成 27 (2015) .3.31	6,079	29	－	29	276	－	2	278	307	5.1
平成 28 (2016) .3.31	6,079	30	－	30	273	－	2	275	305	5.0
平成 29 (2017) .3.31	5,683	31	－	31	271	－	2	273	304	5.3
平成 30 (2018) .3.31	5,683	31	－	31	271	－	2	273	304	5.3
平成 31 (2019) .3.31	5,563	32	－	32	278	－	2	280	312	5.6
令和 2 (2020) .3.31	5,563	32	－	32	282	－	1	283	315	5.7

5 税務関係職員の配置状況

(令和2(2020)年4月1日現在) 単位：人

事務所名	税務職員		公 仕		合 計	
	定員	現員	定員	現員	定員	現員
総 数	278	302	1	1	279	303
県 税 事 務 所	229	246	1	1	230	247
宇 都 宮	61	64	—	—	61	64
鹿 沼	23	26	—	—	23	26
真 岡	21	23	—	—	21	23
栃 木	47	49	—	—	47	49
矢 板	19	22	—	—	19	22
大 田 原	30	31	1	1	31	32
安 足	28	31	—	—	28	31
自 動 車 税 事 務 所	23	25	—	—	23	25
税 務 課	26	31	—	—	26	31

6 税務職員課別配置状況

(令和2(2020)年4月1日現在) 単位：人

事務所名	所長	総括 所長補佐	管理部課	課税部課	収税部課	特別整理 担当	軽油引取税 調査担当	計
県 税 事 務 所	<1> 7	[1] 7	(1) 26	[1](6) 77	[1](10) 109	[1](2) 7	1 13	<1>[5](19) 246
宇 都 宮	<1> 1	[1] 1	(1) 11	[1] 20	[1](4) 24	[1](2) 7		<1> [4] (6) 64
鹿 沼	1	1	2	(1) 9	(1) 13			(2) 26
真 岡	1	1	3	(1) 7	(1) 11			(2) 23
栃 木	1	1	2	(1) 13	(1) 19		1 13	[1] (3) 49
矢 板	1	1	2	(1) 7	(1) 11			(2) 22
大 田 原	1	1	3	(1) 10	(1) 16			(2) 31
安 足	1	1	3	(1) 11	(1) 15			(2) 31
自 動 車 税 事 務 所	所長 1	総括 所長補佐 1	管理課 9	課税課 8	佐野支所 6			25
税 務 課	課長 1	総括 課長補佐 [1] 2	企画担当 5	課税・収税担当 9		税務電算担当 14		31
計	<1> 9	[2] 10				[4] (19) 283		<1> [6] (19) 302

- (注) 1 < > 内の数値は、参事を兼務している者の人数である。
 2 [] 内の数値は、主幹または主幹を兼務している者の人数である。
 3 () 内の数値は、スタッフ補佐である者又はスタッフ補佐を兼任している者の人数である。
 4 税務課課税・収税担当のスタッフ補佐には、総括課長補佐と兼務するグループリーダー1名を除く。
 5 宇都宮県税事務所の管理部は、次長(総括所長補佐)と兼務する部長1名を除く。
 6 鹿沼・真岡・栃木・矢板・大田原・安足県税事務所及び自動車税事務所の管理課は、総括所長補佐と兼務する課長1名を除く。

7 税務職員年齢別調

(令和2(2020)年4月1日現在) 単位:人、%

年齢	宇都宮	鹿沼	真岡	栃木	矢板	大田原	安足	自動車	税務課	合計	構成比
18										-	-
19										-	-
20										-	-
21				1						-	1
22	1	(1) 2	(1) 1	(1) 3		(3) 3	(1) 1	(1) 3		(8) 14	
23	(3) 5	(1) 2	(1) 2	2	(1) 1	(1) 2	(1) 2	(1) 4		(9) 20	
24	(2) 4	1	(1) 1	3	(2) 4	1	(2) 3	(1) 1		(8) 18	
25	2	1		1		(1) 2			3	(1) 9	
26					(1) 1		2		(1) 4	(2) 7	
27	(1) 1		(1) 1			1		(1) 1	(1) 4	(4) 8	
28	1			1					(1) 3	(1) 5	
29	(2) 2		(1) 1						2	(3) 5	28.8
30								1	1	-	2
31	(1) 2				1				1	(1) 4	
32	(1) 1			(1) 2			1		(1) 1	(3) 5	
33	1			1	1	1	(1) 1			(1) 5	
34	(1) 1							(1) 1		(2) 2	
35	2			1		(1) 1		1		(1) 5	
36	(1) 1			(2) 2		(1) 1				(4) 4	
37	(1) 1			1						(2) 4	
38				(1) 1	1		(1) 2			(1) 2	
39					1					-	1
40	(2) 3			(1) 1						(3) 4	
41				(1) 1					1	(1) 3	
42	1	(1) 2				(1) 1			1	(2) 5	
43	(1) 2	(1) 3		(1) 1						(3) 6	
44	1	(1) 1	1	1		(1) 2		1	3	(2) 10	
45	(1) 1		(2) 3		1	1	1	1	1	(4) 10	
46	(2) 2	(1) 2		3	(1) 1	1	1		1	(4) 10	
47	(1) 2	(1) 1		(1) 1	(1) 1	(2) 2		2	1	(6) 9	
48	1	1	(1) 2	(1) 3	(2) 2		(1) 2	1		(5) 12	
49	1			(1) 3	(1) 1		1			(2) 7	25.2
50	(1) 3			1	(1) 1	(1) 1	(1) 1	(1) 1		(5) 8	
51	1	(1) 1					(1) 1		1	(2) 4	
52	(1) 3	2		1		(1) 2	(1) 1	1		(3) 10	
53	(1) 2	(1) 1	1	(2) 4		2	2			(4) 12	
54	(1) 3	(1) 2	3	(1) 3	1	1	1		1	(3) 15	
55	4		3		2	1	(1) 2	2	(1) 1	(2) 15	
56	4	2	(1) 1	1	1	2		1		(1) 12	
57	(1) 2		1	2	1	(1) 1		1	1	(2) 9	
58	(1) 1			1			1	(1) 1		(2) 4	
59	1	1	1	(1) 1		1		1		(1) 6	31.5
60		1		1						-	2
61										-	-
62								1		-	1
63						1	2			-	3
64	1		1	1			1			-	4
計	(26) 64	(10) 26	(9) 23	(15) 49	(10) 22	(14) 31	(11) 31	(8) 25	(5) 31	(108) 302	100.0
平均年齢	41.9	43.5	45.2	42.2	40.7	41.7	42.6	40.1	35.2	41.5	

(注) () 書きは女性数(内書き)

第 9 税 制

1 令和2(2020)年度に適用される税率等一覧

税 目	納税義務者	課税標準等	税 率	納 期 等
県 民 税	1 個人			(賦課期日) 1月1日 (納 期) 市町村税の納期と同じ(通常6月、8月、10月及び1月において、市町村の条例で定める。)
	(1) 県内に住所を有する個人	均等割 所得割 (前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額)	均等割 2,200円※ 所得割 課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額の合計額の4/100 ※うち700円は「とちぎの元気な森づくり県民税」として、平成20(2008)年度から加算 ※うち500円は東日本大震災復興基本法第2条に定める基本理念に基づき、地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源を確保することを目的として平成26(2014)年度から加算	(賦課徴収) 市町村が、市町村民税の賦課徴収と併せて行う。 (徴収方法) 普通徴収 特別徴収 (事業専従者控除) 青色申告…給与支給額 その他…50万円(配偶者の場合は86万円)又は不動産所得、事業所得若しくは山林所得の金額を事業専従者の数に1を加えた数で除して得た金額のいずれか低い額 (所得控除) 雑損控除…(損失額-所得×1/10)と{(損失額のうち災害関連支出の金額)-5万円}とのいずれか多い金額 医療費控除 ①医療費-(所得×5/100又は10万円のいずれか低い金額)(限度額200万円) ②(対象医薬品の購入金額)-12,000円(限度額88,000円)※①、②のいずれか 社会保険料控除…全額 小規模企業共済等掛金控除…全額 生命保険料控除 ①平成24(2012)年1月1日以後に締結した保険契約等(新契約) 一般生命保険、介護医療保険、個人年金保険のそれぞれにつき支払った保険料が12,000円以下…全額 12,000円超 32,000円以下… 払込保険料×1/2+6,000円 32,000円超 56,000円以下… 払込保険料×1/4+14,000円 56,000円超…28,000円 ※それぞれの適用限度額は28,000円 ②平成23(2011)年12月31日以前に締結した保険契約等(旧契約) 一般生命保険、個人年金保険のそれぞれにつき支払った保険料が15,000円以下…全額 15,000円超 40,000円以下… 払込保険料×1/2+7,500円 40,000円超 70,000円以下… 払込保険料×1/4+17,500円 70,000円超…35,000円 ※それぞれの適用限度額は35,000円 ※①の新契約と②の旧契約の両方について保険料の控除の適用を受ける場合、それぞれの保険料の適用限度額は28,000円 ※各種保険料の控除を合計した適用限度額は70,000円 地震保険料控除 ①地震保険料だけの場合 50,000円以下…支払保険料×1/2
	(2) 県内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で当該事務所、事業所又は家屋敷を有する市町村内に住所を有しない者	均等割		

税 目	納税義務者	課税標準等	税 率	納 期 等
				<p>50,000円超…25,000円</p> <p>②長期損害保険料だけの場合 (平成18(2006)年12月31日までに契約締結したもの) 5,000円以下…全額 5,000円超 15,000円以下 …支払保険料×1/2 + 2,500円</p> <p>15,000円超…10,000円</p> <p>③地震保険料と長期損害保険料とがある場合 ①と②でそれぞれ計算した金額の合計額(限度額25,000円)</p> <p>障害者控除…各障害者につき26万円(特別障害者30万円、同一生計配偶者又は扶養親族が特別障害者で、かつ同居している場合は53万円)</p> <p>寡婦(寡夫)控除…26万円(前年合計所得金額が500万円以下で、扶養親族である子を有する寡婦については30万円)</p> <p>勤労学生控除…26万円</p> <p>配偶者控除…最高33万円(老人同一生計配偶者最高38万円)</p> <p>配偶者特別控除…最高33万円</p> <p>扶養控除…各扶養親族につき33万円(特定扶養親族45万円、老人扶養親族38万円、同居老人扶養親族45万円)</p> <p>基礎控除…33万円(寄附金税額控除)</p> <p>地方公共団体への寄附金 ①(寄附金-2,000円)×4% ②(寄附金-2,000円)×(90%-0~45%×1.021)×0.4 ②は、所得割の2割を限度</p> <p>住所地の都道府県共同募金会及び日本赤十字社支部並びに条例で指定した寄附金 (寄附金-2,000円)×4% ※控除額計算の対象となる寄附金は、総所得金額等の30%まで</p>
	(3) 上場株式等の配当等の支払を受ける個人で県内に住所を有するもの	上場株式等の配当等の額	上場株式等の配当等の額の5/100	特別徴収 前月分を毎月10日まで ※源泉徴収選択口座内配当等に係る配当割は前年分を毎年1月10日まで
	(4) 特定口座内(源泉徴収有りを選択したものに限る)の上場株式等の譲渡益の支払を受ける個人で県内に住所を有するもの	特定口座内(源泉徴収有りを選択したものに限る)の上場株式等の譲渡所得金額	特定口座内(源泉徴収有りを選択したものに限る)の上場株式等の譲渡所得金額の5/100	特別徴収 前年分を毎年1月10日まで

税 目	納税義務者	課税標準等	税 率	納 期 等
	<p>2 法人 (1) 県内に事務所又は事業所を有する法人</p> <p>(2) 県内に寮、宿泊所、クラブその他これらに類する施設を有する法人事務所及び業務所、事業所、寮等は法人又は団体又は管理者の定めのあるもの</p>	<p>均等割 資本金等の額※ 法人税割 法人税額</p> <p>均等割 資本金等の額※ ※資本金等の額 = 資本金等の額に規定する資本金等の額(法人税法第2条16号に規定する資本金等の額。連結法人にあっては法人税法第2条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額)に、無償増資の額を加算し、無償減資又は資本準備金等を取り崩し等充てた額を控除した額を加算後の「資本金」と「資本準備金」の合計額を「資本金」と「資本準備金」の合計額を均等割の税率を区分の基準とする。(保険業法に規定する相互会社にあっては、純資産額。)</p>	<p>法人税割 法人税額の40/100(1.8/100) 中小法人等については3.2/100(1.0/100)</p> <p>注。() 書きの税率は令和元(2019)年10月1日以後開始事業年度から適用</p> <p>均等割 1 資本金等の額が50億円を超える法人 年額 856,000 ※円 2 資本金等の額が10億円を超え50億円以下である法人 年額 577,800 ※円 3 資本金等の額が1億円を超え10億円以下である法人 年額 139,100 ※円 4 資本金等の額が1千万円を超え1億円以下である法人 年額 53,500 ※円 5 上記以外の法人(資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1千万円以下であるもの等) 年額 21,400 ※円</p> <p>※均等割の7%相当額は「とちぎの元気な森づくり県民税」として平成20(2008)年4月1日以後開始事業年度分から加算</p>	<p>申告納付 1 事業年度終了後2月以内(確定申告納付) 2 事業年度が6月を超える場合は、6月を経過した日から2月以内(予定申告納付、中間申告納付)</p>
	<p>3 利子等の支払を受ける者 ※平成28(2016)年1月1日以後は、納税義務者から利子等の支払を受ける法人を除く。</p>	<p>支払を受けるべき利子等の額</p>	<p>利子等の額の5/100</p>	<p>特別徴収 前月分を毎月10日まで(非課税貯蓄制度) 障害者等に対する少額貯蓄、少額公社債利子、郵便貯金非課税制度…それぞれ350万円まで 勤労者財産形成住宅貯蓄、財産形成年金貯蓄非課税制度…合計550万円まで</p>
<p>事 業 税</p>	<p>1 個人 第1種事業、第2種事業及び第3種事業を行う個人</p>	<p>1 前年中の事業所得 2 年の途中において事業を廃止した場合は、1の所得のほか、その年の1月1日から事業廃止の日までの所得</p>	<p>1 第1種事業 課税所得金額の5/100 2 第2種事業 課税所得金額の4/100 3 第3種事業(4に掲げるものを除く。)課税所得金額の5/100 4 第3種事業のうち、あん摩、マッサージ又は指圧、はり、きゅう、柔道整復その他の医業に類する事業(両眼の視力を喪失した者及び両眼の視力が0.06以下である者が行うものを除く。)及び装蹄師業課税所得金額の3/100</p>	<p>普通徴収 (納 期) 第1期 8月16日～8月31日 第2期 11月16日～11月30日 (事業主控除) 年290万円 (事業専従者控除) 青色申告…給与支給額 その他…50万円(配偶者の場合は86万円)又は事業の所得の金額を、事業専従者の数に1を加えた数で除して得た金額のいずれか低い額</p>

税 目	納税義務者	課税標準等	税 率	納 期 等
事業税 地方法人特別税 及び特別法人事業税	2 法人 (1) 送配電事業、ガス供給業、保険業、貿易保険業を行う法人 (2) 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の電気供給業（送配電事業を除く）を行う法人 (3) 資本金の額又は出資金の額が1億円超の電気供給業（送配電事業を除く）を行う法人 注. (2)、(3)は令和2(2020)年4月1日以後開始事業年度から適用 (4) 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の普通法人 (5) 資本金の額又は出資金の額が1億円超の普通法人 (6) 特別法人	1 事業税 (1) 各事業年度の収入金額 (2) 収入割（各事業年度の収入金額）所得割（各事業年度の所得） (3) 収入割 付加価値割（各事業年度の付加価値額＝収益配分額（報酬給与額＋純支払利子＋純支払賃借料）±単年度損益） 資本割（各事業年度の資本金等の額※） ※資本金等の額については、「県民税2法人課税標準等欄」参照 (4) 各事業年度の所得 (5) 所得割 付加価値割 資本割 (6) 各事業年度の所得 2 地方法人特別税 及び特別法人事業税の税額 (所得割・収入割)	1 事業税 (1) 収入金額の0.9/100(1.0/100) (2) 収入割 0.75/100 所得割 1.85/100 (3) 収入割 0.75/100 付加価値割 0.37/100 資本割 0.15/100 (4) I 所得のうち年400万円以下の金額の3.4/100 (3.5/100) II 所得のうち年400万円を超え800万円以下の金額の5.1/100 (5.3/100) III 所得のうち年800万円を超える金額の6.7/100 (7.0/100) IV 3以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上のものに係る所得の6.7/100(7.0/100) (5) 付加価値割 1.2/100 資本割 0.5/100 所得割 年400万円以下の金額… 0.3/100 (0.4/100) 年400万円超800万円以下の金額…0.5/100 (0.7/100) 年800万円超の金額… 0.7/100 (1.0/100) 軽減税率不適用法人… 0.7/100 (1.0/100) (6) I 所得のうち年400万円以下の金額の3.4/100 (3.5/100) II 所得のうち年400万円を超える金額の4.6/100 (4.9/100) III 3以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上のものに係る所得の4.6/100 (4.9/100) IV 組合員50万人以上で売上が年1,000億円以上である協同組合などの所得のうち年10億円を超える金額の5.5/100 (5.7/100) 注. () 書きの税率は令和元 (2019)年10月1日以後開始事業年度から適用 2 地方法人特別税 (1) 所得金額課税法人 43.2/100 (2) 収入金額課税法人 43.2/100 (3) 外形標準課税法人 414.2/100 注. 令和元 (2019)年9月30日までに開始する事業年度に適用 3 特別法人事業税 (1) 所得金額課税普通法人 37.0/100 (2) 所得金額課税特別法人 34.5/100 (3) 収入金額課税法人 30.0/100 (4) 電気供給業（送配電部門を除く）を行う法人収入金額の40.0/100 (5) 外形標準課税法人 260.0/100 注. 令和元 (2019)年10月1日以後開始事業年度から適用 (4) は令和2年 (2020)年4月1日以後開始事業年度から適用	申告納付 1 事業年度終了後2月以内（確定申告納付） 2 事業年度が6月を超える場合は、6月を経過した日から2月以内（予定申告納付、中間申告納付）

税 目	納税義務者	課税標準等	税 率	納 期 等
地方消費税	(1) 譲渡割 課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れを行った個人事業者及び法人 (2) 貨物割 課税貨物を保税地域から引き取る者	消費税法第45条第1項第4号に掲げる消費税額 消費税法第47条第1項第2号に掲げる課税標準額に対する消費税額又は同法第50条第2項の規定により徴収すべき消費税額	78分の22	(賦課徴収) 当分の間、国が消費税の賦課徴収と併せて行う。 申告納付 譲渡割 消費税の申告納付の例により申告については税務署長に、納付については国に行う。 貨物割 消費税の申告納付の例により申告については税関長に、納付については国に行う。
不動産取得税	不動産の取得者	不動産の価格 ○控除 1 住宅の建築（新築された住宅でまだ人の居住の用に供されたことのないものの購入を含み、地方税法施行令第37条の16に定めるものに限る。）をした場合…1戸につき1,200万円 ※長期優良住宅である住宅の新築、又は長期優良住宅である新築未使用住宅の購入が、平成21(2009)年6月4日から令和4(2022)年3月31日までの間に行われた場合は1戸につき1,300万円 2 既存住宅（新築された住宅でまだ人の居住の用に供されたことのないもの以外の住宅で地方税法施行令第37条の18に定めるものに限る。以下同じ。）を取得した場合…1戸につき、当該住宅が新築された時において施行されていた地方税法第73条の14第1項の規定により控除するものとされていた額 3 宅地及び宅地比準土地を平成18(2006)年1月1日から令和3(2021)年3月31日までの間に取得した場合には、課税標準を価格の2分の1とする。	土地及び住宅 価格3/100 住宅以外の家屋 価格4/100 ○特例適用住宅用土地に係る減額 1 土地を取得した日から3年以内（土地取得の日から3年以内に特例適用住宅（地方税法施行令第39条の2の3第1項に規定する住宅をいう。以下同じ。）が新築されることが困難である場合として政令で定める場合においては4年以内）にその土地の上に特例適用住宅が新築された場合や土地を取得した者が、当該土地を取得した日前1年の期間内に当該土地の上に特例適用住宅を新築していた場合は、150万円又は新築住宅の床面積（1戸につき200平方メートルまで）の土地の価格（宅地及び宅地比準土地の場合は課税標準の特例後の価格）のうちいずれか高い方の額に税率を乗じて得た額を税額から減額する。 2 土地を取得した者が当該土地を取得した日から1年以内（取得した日前1年の期間内）に当該土地の上にある自己の居住の用に供する既存住宅を取得した（取得していた）場合も1と同様に減額する。	普通徴収 (納 期) 納税通知書に定める日 ○免税点 1 土地 10万円未満 2 家屋 建築 1戸 23万円未満 その他 1戸 12万円未満
県たばこ税	製造たばこの製造者、特定販売業者及び卸売販売業者（以下「卸売販売業者等」という。）	卸売販売業者等が小売販売業者に売渡しをし、又は消費等をした製造たばこの本数	1,000本につき930円 (令和2(2020)年10月1日～1,000円)	申告納付 前月分を毎月末日まで（一定の要件により特例の適用がある。）

税 目	納税義務者	課税標準等	税 率	納 期 等
ゴルフ場利用税	ゴルフ場の利用者	ホール数、利用料金等	1級1人1日につき 1,200円 2 〃 1,100円 3 〃 1,000円 4 〃 900円 5 〃 800円 6 〃 700円 7 〃 600円 8 〃 500円 9 〃 400円 10 〃 300円 18歳未満、70歳以上の者、障害者、学生等及び国民体育大会での利用については非課税 65歳以上の者、早朝等の利用については上記税率の1/2	特別徴収 前月分を毎月15日まで
軽油引取税	特約業者、元売業者からの軽油の引取り（特約業者の元売業者からの引取り及び元売業者の他の元売業者からの引取りを除く。）で当該引取りに係る軽油の現実の納入を伴うものを行う者	引取りに係る軽油の数量 ○欠減量の控除 1 特約業者からの引取りの場合 数量の1/100 2 元売業者からの引取りの場合 数量の0.3/100	1キロリットルにつき 32,100円	特別徴収 申告納付 1 前月分を毎月末日まで 2 消費又は譲渡の日から30日以内 3 輸入の時まで ○課税免除 1 農業を営む者が耕うん整地用機械の動力源の用途に供する軽油の引取り等（免税証の交付又は知事の承認がある場合に限る。） 2 既に軽油引取税が課された軽油に係る引取り等（知事の承認がある場合に限る。）
自動車税	(1) 環境性能割 自動車の取得者	自動車の取得価額	取得車両の環境性能に応じて変動 1 自家用自動車…最大で取得価額の3/100 2 営業用自動車…最大で取得価額の2/100	現金による申告納付 (納期) 1 新規登録、新規検査又は使用の届出がされる自動車の取得にあつては、登録、検査又は届出の時 2 その他の自動車の取得にあつては、その日から15日以内 ○免税点 50万円以下の取得価額
	(2) 種別割 自動車の所有者 自動車の売買があつた場合において、売主が当該自動車の所有権を留保しているときは買主	乗用車 排気量 トラック 最大積載量 貨客兼用車 排気量及び最大積載量 バス 乗車定員	1 令和元(2019)年10月1日以後に初回新規登録を受けた自家用乗用車及び営業用乗用車	普通徴収 (賦課期日) 4月1日 (納期) 5月16日～5月31日 賦課期日後に納税義務が発生したものは納税通知書に定める日

税 目	納税義務者	課税標準等	税 率	納 期 等																																						
				<p>証紙徴収 新規登録申請のあった自動車で、賦課期日後翌年2月末日までの間に納税義務の発生したもの</p> <p>○課税免除</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 消防専用自動車及び救急専用自動車 2 専ら公用又は公共の用に供するもので知事が課税を適当でないと認める自動車 3 学校教育法による幼稚園、児童福祉法による保育所又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律による幼保連携型認定こども園を設置する者が所有し、専ら児童の輸送の用に供する自動車 																																						
			<p>(営業用) (自家用) 電気自動車又は総排気量(ロータリーエンジン車にあっては、単室容積にローター数を乗じて得た容積に1.5を乗じて得た容積。以下同じ。)1ℓ以下のもの</p> <table border="0"> <tr> <td>7,500円</td> <td>25,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">総排気量1ℓ超1.5ℓ以下</td> </tr> <tr> <td>8,500円</td> <td>30,500円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">ℓ 1.5ℓ超2ℓ以下</td> </tr> <tr> <td>9,500円</td> <td>36,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">ℓ 2ℓ超2.5ℓ以下</td> </tr> <tr> <td>13,800円</td> <td>43,500円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">ℓ 2.5ℓ超3ℓ以下</td> </tr> <tr> <td>15,700円</td> <td>50,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">ℓ 3ℓ超3.5ℓ以下</td> </tr> <tr> <td>17,900円</td> <td>57,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">ℓ 3.5ℓ超4ℓ以下</td> </tr> <tr> <td>20,500円</td> <td>65,500円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">ℓ 4ℓ超4.5ℓ以下</td> </tr> <tr> <td>23,600円</td> <td>75,500円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">ℓ 4.5ℓ超6ℓ以下</td> </tr> <tr> <td>27,200円</td> <td>87,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">ℓ 6ℓ超</td> </tr> <tr> <td>40,700円</td> <td>110,000円</td> </tr> </table> <p>2 令和元(2019)年9月30日までに初回新規登録を受けた自家用乗用車</p>	7,500円	25,000円	総排気量1ℓ超1.5ℓ以下		8,500円	30,500円	ℓ 1.5ℓ超2ℓ以下		9,500円	36,000円	ℓ 2ℓ超2.5ℓ以下		13,800円	43,500円	ℓ 2.5ℓ超3ℓ以下		15,700円	50,000円	ℓ 3ℓ超3.5ℓ以下		17,900円	57,000円	ℓ 3.5ℓ超4ℓ以下		20,500円	65,500円	ℓ 4ℓ超4.5ℓ以下		23,600円	75,500円	ℓ 4.5ℓ超6ℓ以下		27,200円	87,000円	ℓ 6ℓ超		40,700円	110,000円	
7,500円	25,000円																																									
総排気量1ℓ超1.5ℓ以下																																										
8,500円	30,500円																																									
ℓ 1.5ℓ超2ℓ以下																																										
9,500円	36,000円																																									
ℓ 2ℓ超2.5ℓ以下																																										
13,800円	43,500円																																									
ℓ 2.5ℓ超3ℓ以下																																										
15,700円	50,000円																																									
ℓ 3ℓ超3.5ℓ以下																																										
17,900円	57,000円																																									
ℓ 3.5ℓ超4ℓ以下																																										
20,500円	65,500円																																									
ℓ 4ℓ超4.5ℓ以下																																										
23,600円	75,500円																																									
ℓ 4.5ℓ超6ℓ以下																																										
27,200円	87,000円																																									
ℓ 6ℓ超																																										
40,700円	110,000円																																									

税 目	納税義務者	課税標準等	税 率	納 期 等
			電気自動車又は総排気量 (ロータリーエンジン車に あっては、単室容積にロー ター数を乗じて得た容積に 1.5 を乗じて得た容積。以下 同じ。) 1ℓ以下のもの 29,500 円 総排気量 1ℓ超 1.5ℓ以下 34,500 円 ♪ 1.5ℓ超 2ℓ以下 39,500 円 ♪ 2ℓ超 2.5ℓ以下 45,000 円 ♪ 2.5ℓ超 3ℓ以下 51,000 円 ♪ 3ℓ超 3.5ℓ以下 58,000 円 ♪ 3.5ℓ超 4ℓ以下 66,500 円 ♪ 4ℓ超 4.5ℓ以下 76,500 円 ♪ 4.5ℓ超 6ℓ以下 88,000 円 ♪ 6ℓ超 111,000 円 3 トラック (営業用) (自家用) 最大積載量 1 トン以下 6,500 円 8,000 円 ♪ 1 トン超 2 トン以下 9,000 円 11,500 円 ♪ 2 トン超 3 トン以下 12,000 円 16,000 円 ♪ 3 トン超 4 トン以下 15,000 円 20,500 円 ♪ 4 トン超 5 トン以下 18,500 円 25,500 円 ♪ 5 トン超 6 トン以下 22,000 円 30,000 円 ♪ 6 トン超 7 トン以下 25,500 円 35,000 円 ♪ 7 トン超 8 トン以下 29,500 円 40,500 円 最大積載量 8 トン超 8 トンを超え 8 トンを超え 1 トンまでご 1 トンまでご とに 29,500 円 とに 40,500 円 に 4,700 円を に 6,300 円を 加算した額 加算した額 貨客兼用車 (ライトバン) などで乗車定員が 4 人以上 のものは、トラックの税額 に次の額を加算した額 電気自動車又は総排気量 1 ℓ以下のもの 3,700 円 5,200 円 総排気量 1 ℓ超 1.5 ℓ以下 4,700 円 6,300 円 ♪ 1.5 ℓ超	

税 目	納税義務者	課税標準等	税 率	納 期 等
			6,300円 8,000円 小型けん引車	
			7,500円 10,200円 普通けん引車	
			15,100円 20,600円 小型被けん引車	
			3,900円 5,300円 普通被けん引車	
			最大積載量8トン以下の被けん引車	
			7,500円 10,200円 〃 8トン超の被けん引車	
			8トンを超え 8トンを超え 1トンまでご 1トンまでご とに7,500円 とに10,200円 に3,800円を に5,100円を 加算した額 加算した額	
			4 バス (営業用)	
			一般乗合用のもの その他 乗車定員30人以下	
			12,000円 26,500円 〃 30人超40人以下	
			14,500円 32,000円 〃 40人超50人以下	
			17,500円 38,000円 〃 50人超60人以下	
			20,000円 44,000円 〃 60人超70人以下	
			22,500円 50,500円 〃 70人超80人以下	
			25,500円 57,000円 〃 80人超	
			29,000円 64,000円 (自家用)	
			乗車定員30人以下	
			33,000円 〃 30人超40人以下	
			41,000円 〃 40人超50人以下	
			49,000円 〃 50人超60人以下	
			57,000円 〃 60人超70人以下	
			65,500円 〃 70人超80人以下	
			74,000円 〃 80人超	
			83,000円	
			5 三輪の小型自動車 (営業用) (自家用)	
			4,500円 6,000円	
			6 特種用途車 (営業用) (自家用)	
			小型自動車であるもの	
			9,000円 11,500円	
			普通自動車であるもの	
			18,500円 25,500円	

税 目	納税義務者	課税標準等	税 率	納 期 等
			<p>令和元（2019）年10月1日以後に初回新規登録を受けたキャンピング車（自家用）電気自動車又は総排気量1ℓ以下のもの</p> <p>20,000円 総排気量1ℓ超1.5ℓ以下 24,400円 ♪ 1.5ℓ超2ℓ以下 28,800円 ♪ 2ℓ超2.5ℓ以下 34,800円 ♪ 2.5ℓ超3ℓ以下 40,000円 ♪ 3ℓ超3.5ℓ以下 45,600円 ♪ 3.5ℓ超4ℓ以下 52,400円 ♪ 4ℓ超4.5ℓ以下 60,400円 ♪ 4.5ℓ超6ℓ以下 69,600円 ♪ 6ℓ超 88,000円</p> <p>令和元（2019）年9月30日以前に初回新規登録を受けたキャンピング車（自家用）電気自動車又は総排気量1ℓ以下のもの</p> <p>23,600円 総排気量1ℓ超1.5ℓ以下 27,600円 ♪ 1.5ℓ超2ℓ以下 31,600円 ♪ 2ℓ超2.5ℓ以下 36,000円 ♪ 2.5ℓ超3ℓ以下 40,800円 ♪ 3ℓ超3.5ℓ以下 46,400円 ♪ 3.5ℓ超4ℓ以下 53,200円 ♪ 4ℓ超4.5ℓ以下 61,200円 ♪ 4.5ℓ超6ℓ以下 70,400円 ♪ 6ℓ超 88,800円</p>	
鉦 区 税	鉦業権者	鉦区の面積	<p>1 砂鉦を目的としない鉦区 試掘鉦区 面積百アールごとに 年 200円 採掘鉦区 ♪ 年 400円</p> <p>2 砂鉦を目的とする鉦区 河床以外 面積百アールごとに 年 200円 河床（県税条例附則第21条に係るもの） 延長千メートルごとに 年 600円</p> <p>3 石油又は可燃性天然ガスを目的とする鉦区 1に規定する税率の3分の2</p>	<p>普通徴収 (賦課期日) 4月1日 (納期) 5月16日～31日 賦課期日後に納税義務が発生したものは納税通知書に定める日</p>

税 目	納税義務者	課税標準等	税 率	納 期 等
固定資産税	大規模償却資産の所有者	大規模償却資産の価格（地方税法第349条の2又は第349条の3の規定によって固定資産税の課税標準となるべき額）のうち、地方税法第349条の4及び第349条の5の規定によって当該大規模償却資産が所在する市町村が課することができる固定資産税の課税標準となるべき金額を超える部分の金額	価格の1.4/100	普通徴収（賦課期日） 1月1日 （納期） 第1期 4月 第2期 7月 第3期 12月 第4期 翌年2月
狩 猟 税	狩猟者の登録を受ける者	狩猟者の登録	1 第1種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で2に規定する者以外の者 16,500円 2 第1種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、当該年度の個人県民税の所得割額を納付することを要しないもののうち、同一生計配偶者又は扶養親族に該当する者（農業、水産業又は林業に従事している者を除く。）以外の者 11,000円 3 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で4に規定する者以外の者 8,200円 4 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、当該年度の個人県民税の所得割額を納付することを要しないもののうち、同一生計配偶者又は扶養親族に該当する者（農業、水産業又は林業に従事している者を除く。）以外の者 5,500円 5 第2種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 5,500円 第1種銃猟免許を持つ者が第1種銃及び第2種銃を使用する場合には第2種銃猟免許に係る税率については免除 放鳥獣猟区のみに係る狩猟者の登録については上記税率の4分の1、放鳥獣猟区のみに係る狩猟者の登録を受けている者が受ける放鳥獣猟区及び放鳥獣猟区以外の場所に係る狩猟者の登録については上記の税率の4分の3 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律に規定する対象鳥獣捕獲員に係る狩猟者の登録については、全額課税免除 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する認定鳥獣捕獲等事業者の従事者に係る狩猟者の登録については全額課税免除 狩猟者登録を申請した日前1年以内に、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第1項の許可を受けてその許可に係る捕獲等に従事した者等に係る狩猟者の登録については、上記の税率の2分の1	証紙徴収（証紙徴収により難しい場合は普通徴収） （賦課期日及び納期） 狩猟者の登録を受ける日。ただし、普通徴収の場合の納期は、納税通知書に定めるところによる。

2 県税税率等の変遷

税 目		年 度		昭和 25	26	27	28	29	30	31
				(1950)	(1951)	(1952)	(1953)	(1954)	(1955)	(1956)
県 民 税	個 人							(創設) 均等割 年 100 円 所得割 5%		所得割 5.5%
	法 人							均等割 年 600 円 法人税割 法人税額の 5%	法人税割 5.4%	
事 業 税	個 人	税 率	第 1 種事業 12% 第 2 種事業 8% (特別所得税) 第 1 種業務 6.4% 第 2 種業務 8%				(特別所得税) 助産婦業等 4%	第 1 種事業 8% 第 2 種事業及び第 3 種事業 6% 第 3 種事業のうち 助産婦業等 4%		
		そ の 他	免税点 25,000 円		基礎控除 38,000 円	基礎控除 5 万円	基礎控除 7 万円	基礎控除 10 万円	基礎控除 12 万円	
	法 人	税 率	普通法人 12% 特別法人 8% 収入金課税法人 1.6%				普通法人 50 万円以下 10% 50 万円超 12% 収入金課税法人 1.5%			
	そ の 他		申告納付 制度採用				生命保険業を収入 金課税とする。	損害保険業 を収入金課 税とする。		
不 動 産 取 得 税								(創設) 税 率 3 % 新築住宅控除 100 万円 新築住宅用土地の 税額控除 1.8 万円		
県 た ば こ 消 費 税								(創設) 税率 $\frac{5}{115}$		税率 8%
娯 楽 施 設 利 用 税 { 地方税とし ての入場 税を含む。}		(入場税) 第 1 種の場所 100% 第 2 種の場所 40% その他の場所 40% 第 3 種の施設 100%			(入場税) 税率を従 前の 1/2 に引き下 げた。			入場税を国税に移 譲し、第 3 種の施 設の利用に対し て娯楽施設利用 税を課することに した。		

32 (1957)	33 (1958)	34 (1959)	35 (1960)	36 (1961)	37 (1962)	38 (1963)	39 (1964)
所得割 6%	所得割 7.5%	所得割 8%			所得割 150万円以下の金額 2% 150万円を超える金額 4%		
第1種事業 課税所得 50万円以下 6% 課税所得 50万円超 10%					第1種事業 5% 第2種事業 4% 第3種事業 5% 第3種事業のうち 助産婦業等 3%		
		基礎控除 200,000円			基礎控除を廃し、事業主控除 及び事業専従者控除を新設 (事業主控除) 20万円 (事業専従者控除) 青色申告 8万円 その他 5万円		事業主控除 22万円
普通法人 50万円以下 8% 100万円以下 10% 100万円超及び 清算所得 12%		普通法人 50万円以下 7% 100万円以下 8% 200万円以下 10% 200万円超及び 清算所得 12% 特別法人 50万円以下 7% 50万円超 8%			普通法人 100万円以下 6% 200万円以下 9% 200万円超及び清算所得 12% 特別法人 100万円以下 6% 100万円超及び清算所得 8%		普通法人 150万円以下 6% 300万円以下 9% 300万円超及び清算 所得 12% 特別法人 150万円以下 6% 150万円超及び清算 所得 8%
							(免税点) 土地 5万円 家屋新築 15万円 その他の家屋 8万円 (控除) 新築住宅控除 150万円 新築住宅用土地の 税額控除 4.5万円
					税率 9%		
ゴルフ場に対し定額課税を採用した。 1人1日 200円				1 料金課税の税率 ゴルフ場 30% その他 15% 2 ゴルフ場の定額課税の税率 1人1日 400円	料金課税の税率 ゴルフ場 30% その他 10%		

税 目		年 度				
		昭和 40 (1965)	41 (1966)	42 (1967)	43 (1968)	44 (1969)
県	個 人					
	法 人	法人税割 5.5%	法人税割 5.8%	均等割 資本又は出資金額が 1千万円を超える法人及び 保険業法による相互会社 年 1,000 円 その他の法人 年 600 円		
事 業 税	個 税 率					
	そ の 他	(事業主控除) 24 万円	(事業主控除) 25 万円 (事業専従者控除) 青色申告 10 万円 その他 6 万円	(事業主控除) 27 万円 (事業専従者控除) 青色申告 12 万円 その他 8 万円	(事業専従者控除) 青色申告 17 万円 その他 11 万円	(事業専従者控除) 青色申告 給与支給額 その他 15 万円
	法 税 率					
	人 そ の 他					
不 動 産 取 得 税						
県たばこ消費税				税 率 10.3 %		
娯 楽 施 設 利 用 税			ゴルフ場の定額課税 の税率 1 人 1 日 600 円			

45 (1970)	46 (1971)	47 (1972)	48 (1973)	49 (1974)	50 (1975)
法人税割 5.6%				法人税割 5.2%	
(事業主控除) 32万円	(事業主控除) 36万円	(事業主控除) 60万円 (事業専従者控除) その他 165,000円	(事業主控除) 80万円 (事業専従者控除) 白色申告 17万円	(事業主控除) 150万円 (事業専従者控除) 白色申告 192,500円	(事業主控除) 180万円 (事業専従者控除) 白色申告 275,000円
				普通法人 300万円以下 6% 600万円以下 9% 600万円超及び清算 所得 12% 特別法人 300万円以下 6% 300万円超及び清算 所得 8%	普通法人 350万円以下 6% 700万円以下 9% 700万円超及び清算 所得 12% 特別法人 350万円以下 6% 350万円超及び清算 所得 8% (昭和50(1975).5.1 以降に終了する事業年 度分から適用)
			(免税点) 土地 10万円 家屋新築 23万円 その他の家屋 12万円 (控除) 新築住宅控除 230万円		
ボーリング 場、たまつ き場、まあ じゃん場、 射的場、ば ちんこ場、 スマート ボール場に 対し定額課 税を採用し た。		1 ゴルフ場及びゴ ルフ場に類する施 設の定額課税の税 率 1人1日 600円 2 料金課税の税率 10%	ゴルフ場及びゴルフ 場に類する施設の定 額課税の税率 1人1日 800円		

税 目		年 度	昭和 51 (1976)	52 (1977)																	
県	個 人		均等割 年 300 円																		
	法 人		資本又は出資金額が1億円超の法人、保険業法による相互会社及び法人税額が年400万円を超える法人について、法人税割を6.2%とする超過課税を実施 均等割 <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>1</td> <td>資本又は出資金額が1億円超の法人及び保険業法による相互会社</td> <td>年額 6,000 円</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>資本又は出資金額が1千万円超1億円以下の法人</td> <td>年額 3,000 円</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>その他の法人等</td> <td>年額 1,800 円</td> </tr> </table>	1	資本又は出資金額が1億円超の法人及び保険業法による相互会社	年額 6,000 円	2	資本又は出資金額が1千万円超1億円以下の法人	年額 3,000 円	3	その他の法人等	年額 1,800 円	均等割 <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>1</td> <td>資本又は出資金額が1億円超の法人及び保険業法による相互会社</td> <td>年額 2 万円</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>資本又は出資金額が1千万円超1億円以下の法人</td> <td>年額 6,000 円</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>その他の法人等</td> <td>年額 2,000 円</td> </tr> </table>	1	資本又は出資金額が1億円超の法人及び保険業法による相互会社	年額 2 万円	2	資本又は出資金額が1千万円超1億円以下の法人	年額 6,000 円	3	その他の法人等
1	資本又は出資金額が1億円超の法人及び保険業法による相互会社	年額 6,000 円																			
2	資本又は出資金額が1千万円超1億円以下の法人	年額 3,000 円																			
3	その他の法人等	年額 1,800 円																			
1	資本又は出資金額が1億円超の法人及び保険業法による相互会社	年額 2 万円																			
2	資本又は出資金額が1千万円超1億円以下の法人	年額 6,000 円																			
3	その他の法人等	年額 2,000 円																			
事業	個 人	税 率																			
	人	そ の 他	(事業主控除) 200 万円 (事業専従者控除) 白色申告 40 万円	(事業主控除) 220 万円																	
税	法 人	税 率																			
	人	そ の 他																			
不動産取得税			(控除) 新築住宅控除 350 万円 (昭和51(1976)年1月1日以後の取得から適用)																		
県たばこ消費税																					
娯楽施設利用税				ゴルフ場及びゴルフ場に類する施設の定額課税の税率 1 人 1 日 1,000 円																	

	53 (1978)	54 (1979)	55 (1980)	56 (1981)	57 (1982)
			均等割 年 500 円		
均等割	<ul style="list-style-type: none"> 1 資本又は出資金額（保険業法に規定する相互会社にあつては純資産額。以下同じ。）が50億円超の法人 年額 20万円 2 資本又は出資金額が10億円超50億円以下の法人 年額 10万円 3 資本又は出資金額が1億円超10億円以下の法人 年額 2万円 4 資本又は出資金額が1千万円超1億円以下の法人 年額 6,000円 5 その他の法人等 年額 2,000円 		法人税割 5% (超過課税…法人税割6%)均等割の適用基準が資本又は出資金額から資本等の金額に改められた。		
			(控除) 既存住宅控除 既存住宅が新築された時において控除するものとされていた新築住宅控除額 既存住宅用土地の税額控除 45,000円	税率 4%(昭和61(1986)年6月30日までの住宅の取得にあつては3%) 新築住宅控除 420万円 住宅用土地の税額控除 税額の1/4 (昭和56(1981)年7月1日から施行)	

税 目		年 度		
		昭和 58 (1983)	59 (1984)	60 (1985)
県	個 人			均等割 年 700 円
	民 法 人	均等割 <ul style="list-style-type: none"> 1 資本等の金額が 50 億円を超える法人 年額 30 万円 2 資本等の金額が 10 億円を超え 50 億円以下である法人 年額 20 万円 3 資本等の金額が 1 億円を超え 10 億円以下である法人 年額 4 万円 4 資本等の金額が 1 千万円を超え 1 億円以下である法人 年額 12,000 円 5 その他の法人 年額 4,000 円 	均等割 <ul style="list-style-type: none"> 1 資本等の金額が 50 億円を超える法人 年額 75 万円 2 資本等の金額が 10 億円を超え 50 億円以下である法人 年額 50 万円 3 資本等の金額が 1 億円を超え 10 億円以下である法人 年額 10 万円 4 資本等の金額が 1 千万円を超え 1 億円以下である法人 年額 3 万円 5 その他の法人 年額 1 万円 	
税	利 子 割			
事 業 税	個 税 率			
	人	そ の 他		(事業主控除) 240 万円 (事業専従者控除) 白色申告 45 万円 新聞業、新聞送達業、出版業、教育映画製作業、新聞広告掲載取扱業、教科書供給業及び一般放送事業に係る非課税措置の廃止
	法 税 率			
	人	そ の 他		新聞業、新聞送達業、出版業、教育映画製作業、新聞広告掲載取扱業、教科書供給業及び一般放送事業に係る非課税措置の廃止
不 動 産 取 得 税				(控除) 新築住宅控除 450 万円 (昭和60(1985)年7月1日から施行)
県たばこ消費税				税率 従価割 8.1% 従量割 1,000 本につき 200 円
娯 楽 施 設 利 用 税		ゴルフ場及びゴルフ場に類する施設の定額課税の税率 1 人 1 日 1,100 円		

61 (1986)	62 (1987)	63 (1988)
		所得割 130万円以下の金額 2% 130万円を超える金額 3% 260万円を超える金額 4%
		(創設) 税率 5%
		(事業専従者控除) 白色申告 配偶者である事業専従者 60万円 その他の事業専従者 45万円
税率 住宅の取得に係る特例税率 (3%)の適用期限を平成1(1989) 年6月30日まで延長		
税率 従量割 昭和61(1986)年5月1日 から昭和62(1987)年3月31日ま での間に売り渡し等が行われた 場合は、1,000本につき360円	税率 従量割 (昭和61(1986)年5月1日 から)昭和62(1987)年12月31日 までの間に売り渡し等が行われた 場合は、1,000本につき360円	税率 従量割 (昭和61(1986)年5月1日から)平 成1(1989)年3月31日までの間に売り渡 し等が行われた場合は、1,000本につき 360円

税 目		年 度		平成元 (1989)	2 (1990)	3 (1991)
県	個 人	所得割		500万円以下の金額 2%		500万円を超える金額 4%
	法 人	所得割				550万円以下の金額 2% 550万円を超える金額 4%
民 税	法 人	超過課税				資本又は出資金額が1億円超の法人、保険業法による相互会社及び法人税額が年800万円超の法人 法人税割 5.8% (平成3(1991)年5月1日から平成8(1996)年4月30日までに終了する各事業年度分に適用)
	利 子 割					
事 業 税	個 人	税 率				
		そ の 他			(事業主控除) 白色申告 配偶者である事業専従者 80万円 その他の事業専従者 47万円	
	法 人	税 率	特別法人 組合員が50万人以上売上が年1,000億円以上である協同組合などの所得のうち年10億円を超える金額 9%			
		そ の 他				
不 動 産 取 得 税		新築住宅控除 1,000万円 税率 住宅の取得に係る特例税率(3%)の適用期限を平成4(1992)年6月30日まで延長				
県 た ば こ 税		名称を県たばこ消費税から県たばこ税に改め、課税方式を従量税方式に一本化した。 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 536円 その他 1,000本につき 1,129円				
ゴ ル フ 場 利 用 税		名称を娯楽施設利用税からゴルフ場利用税に改め、課税対象施設をゴルフ場に限定した。 1人1日 300円から 1,200円				

4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)
			所得割 700万円以下の金額 2% 700万円を超える金額 4%
		均等割 1 資本等の金額が50億円を超える法人 年額80万円 2 資本等の金額が10億円を超え50億円 以下である法人 年額54万円 3 資本等の金額が1億円を超え10億円 以下である法人 年額13万円 4 資本等の金額が1千万円を超え1億円 以下である法人 年額5万円 5 その他の法人 年額2万円	
	(事業主控除) 270万円		
税率 住宅の取得に係る特例 税率(3%)の適用期限 を平成7(1995)年6月 30日まで延長			税率 住宅の取得に係る特例 税率(3%)の適用期限 を平成10(1998)年6月 30日まで延長

年度		平成 8 (1996)	9 (1997)	10 (1998)
税目				
県民税	個人	均等割 年 1,000 円	所得割 700 万円以下の金額 2% 700 万円を超える金額 3%	
	法人	超過課税 資本又は出資金額が 1 億円超の法人、保険業法による相互会社及び法人税額が年 1,000 万円超の法人 法人税割 5.8% (平成 8(1996)年 5 月 1 日から平成 13(2001)年 4 月 30 日までに終了する各事業年度分に適用)		
	利子割			
事業税	個人	税率		
	その他	(事業専従者控除) 白色申告 配偶者である事業専従者 86 万円 その他の事業専従者 50 万円		
	法人	税率		普通法人 400 万円以下 5.6% 800 万円以下 8.4% 800 万円超及び清算所得 11% 特別法人 400 万円以下 5.6% 400 万円超及び清算所得 7.5% 平成 10(1998)年 4 月 1 日以後に開始する事業年度分から適用
税人	その他			
地方消費税			(創設) 税率 消費税額の 25%	
不動産取得税			新築住宅控除 1,200 万円 (平成 9(1997)年 4 月 1 日以後の取得から適用)	税率 住宅の取得に係る特例税率 (3%) の適用期限を平成 13(2001)年 6 月 30 日まで延長
県たばこ税			旧 3 級品の紙巻たばこ 1,000 本につき 329 円 その他 1,000 本につき 692 円	
ゴルフ場利用税				

11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)	14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)
				(創設) 配当割 5% (平成20(2008)年3月31日まで3%) 株式等譲渡所得割 5% (平成19(2007)年12月31日まで3%)	
		超過課税 資本又は出資金額が1億円超の法人、保険業法による相互会社及び法人税額が年1,000万円超の法人 法人税割5.8% (平成13(2001)年5月1日から平成18(2006)年4月30日までに終了する各事業年度分に適用)			
(事業主控除) 290万円					
普通法人 400万円以下 5% 800万円以下 7.3% 800万円超及び清算所得 9.6% 特別法人 400万円以下 5% 400万円超及び清算所得 6.6% 平成11(1999)年4月1日以後に開始する事業年度分から適用					資本金1億円超の外形標準課税対象法人 付加価値割 0.48% 資本割 0.2% 所得割 400万円以下 3.8% 800万円以下 5.5% 800万円超及び清算所得 7.2% 平成16(2004)年4月1日以後に開始する事業年度分から適用
		税率 住宅の取得に係る特例税率(3%)の適用期限を平成16(2004)年6月30日まで延長		税率 住宅の取得に係る特例税率(3%)を廃止し、平成18(2006)年3月31日までに限り、一律3%とする特例措置を新たに創設	
旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 413円 その他 1,000本につき 868円				旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 461円 その他 1,000本につき 969円 平成15(2003)年7月1日以後から適用	

年度		平成 17 (2005)	18 (2006)	19 (2007)
税目				
県 民 税	個人			所得割 4 % 配当割 5 % (平成 21(2009)年 3 月 31 日まで 3%) 株式等譲渡所得割 5 % (平成 20(2008)年 12 月 31 日まで 3%)
	法人		超過課税 資本金の額又は出資金の額が 1 億円超の法人、保険業法に よる相互会社及び法人税額が年 1,000 万円超の法人 法人税割 5.8 % (平成 18(2006)年 5 月 1 日から 平成 23(2011)年 4 月 30 日ま でに終了する各事業年度分に適用)	
	利子割 税率			
事 業 税	個人 税率			
	個人 その他			課税対象者等から助産師業を除外 (平成 18(2006)年所得分から適用)
	法人 税率			
個人 その他	分割基準 1 非製造業（鉄道事業・軌道事業、 ガス供給業、倉庫業及び電気供 給業を除く。） 課税標準額の 2 分の 1 を事務所又は 事業所の数により、2 分の 1 を従業 者の数により関係都道府県に分割。 2 資本金 1 億円以上の法人 本社管理部門の従業者の数を 2 分 の 1 に割り落とす措置の廃止。 (平成 17(2005)年 4 月 1 日以後に 開始する事業年度分から適用)			
地方消費税				
不動産取得税			税率 住宅取得及び土地の取得に係 る特別税率（3%）の適用期限 を平成 21(2009)年 3 月 31 日ま で延長（経過措置として住宅以 外の家屋の取得に係る特例税 率（3.5%）を平成 20(2008)年 3 月 31 日まで適用)	
県たばこ税			旧 3 級品の紙巻たばこ 1,000 本につき 511 円 その他 1,000 本につき 1,074 円 平成 18(2006)年 7 月 1 日以後か ら適用	
ゴルフ場利用税				

20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)
配当割 5% (平成22(2010)年12月31日まで3%) 株式等譲渡所得割 5% (平成22(2010)年12月31日まで3%) 均等割 年700円加算 ※「とちぎの元気な森づくり 県民税」として (平成20(2008)年度から平成29(2017)年度分まで)	配当割 5% (平成23(2011)年12月31日まで3%) 株式等譲渡所得割 5% (平成23(2011)年12月31日まで3%)		配当割 5% (平成25(2013)年12月31日まで3%) 株式等譲渡所得割 5% (平成25(2013)年12月31日まで3%)
均等割 従前の均等割額に7%加算 ※「とちぎの元気な森づくり 県民税」として (平成20(2008)年度4月1日から 平成30(2018)年度3月31日ま の間に開始する各事業年度分 に適用)			超過課税 資本金の額又は出資金の 額が1億円超の法人、保険業 法による相互会社及び法人 税額が年1,000万円超の法人 法人税割5.8% (平成23(2011)年5月1日 から平成28(2016)年4月30 日までに終了する各事業年 度分に適用)
1 資本金1億円以下の普通法人 400万円以下 2.7% 800万円以下 4.0% 800万円超及び清算所得 5.3% 2 資本金1億円超の外形標 準課税法人 400万円以下 1.5% 800万円以下 2.2% 800万円超及び清算所得 2.9% 3 特別法人 400万円以下 2.7% 400万円超及び清算所得 3.6% 4 収入金額課税法人 0.7% (平成20(2008)年10月1日 以後に開始する事業年度 から適用)			
認定長期優良住宅の新築住 宅控除 1,300万円 施行日から平成22(2010)年 3月31日まで(施行日は、平成 21(2009)年6月4日)	税率 住宅及び土地の取得に係る 特例税率(3%)の適用期限 を平成24(2012)年3月31日 まで延長 控除 認定長期優良住宅の新築 住宅控除 1,300万円 平成24(2012)年3月31日 まで延長		控除 東日本大震災で被災した 不動産の代替で平成33 (2021)年3月31日までに 取得した場合の不動産の 控除
		旧3級品の紙巻きたばこ 1,000本につき716円 その他 1,000本につき1,504円 平成22(2010)年10月1日 以降から適用	

税 目		年 度	平成 24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)
県 民 税	個人	税率		配当割 5% (平成 25(2013)年 12 月 31 日まで 3%) 株式等譲渡所得割 5% (平成 25(2013)年 12 月 31 日まで 3%)	均等割 年 500 円加算 ※東日本大震災復興基本法による (平成 26(2014)年度から、令和 5(2023)年度まで)
		その他			
	法人	税率			資本金の額又は出資金の額が 1 億円超の法人、保険業法による相互会社及び法人税額が年 1,000 万円超の法人 法人税割 4.0% その他の法人 法人税割 3.2% (平成 26(2014)年 10 月 1 日以後に開始する事業年度分から適用)
	利子割				
事 業 税	個人	税率			
		その他			
	法人	税率			1 資本金 1 億円以下の普通法人 400 万円以下 3.4% 800 万円以下 5.1% 800 万円超 6.7% 2 資本金 1 億円超の外形標準課税法人 400 万円以下 2.2% 800 万円以下 3.2% 800 万円超 4.3% 3 特別法人 400 万円以下 3.4% 400 万円超 4.6% 4 収入金額課税法人 0.9% (平成 26(2014)年 10 月 1 日以後に開始する事業年度分から適用)
	個人	その他			
地方消費税					税率 消費税額の 17/63
不動産取得税		税率 住宅及び土地の取得に係る特例税率(3%)の適用期限を平成 27(2015)年 3 月 31 日まで延長 控除 認定長期優良住宅の新築住宅控除 1,300 万円を平成 26(2014)年 3 月 31 日まで延長			控除 認定長期優良住宅の新築住宅控除 1,300 万円を平成 28(2016)年 3 月 31 日まで延長
県たばこ税				旧 3 級品の紙巻たばこ 1,000 本につき 411 円 その他 1,000 本につき 860 円 平成 25(2013)年 4 月 1 日以降から適用	
ゴルフ場利用税					

27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)
納税義務者から利子等の支払を受ける法人を除く (平成28(2016)年1月1日以後、支払を受けるものから)		
1 資本金1億円以下の普通法人 400万円以下 3.4% 800万円以下 5.1% 800万円超 6.7% 2 資本金1億円超の外形標準課税法人 400万円以下 1.6% 800万円以下 2.3% 800万円超 3.1% 付加価値割 0.7% 資本割 0.3% 3 特別法人 400万円以下 3.4% 400万円超 4.6% 4 収入金額課税法人 0.9% (平成27(2015)年4月1日以後に開始する事業年度分から適用)	1 資本金1億円以下の普通法人 400万円以下 3.4% 800万円以下 5.1% 800万円超 6.7% 2 資本金1億円超の外形標準課税法人 400万円以下 0.3% 800万円以下 0.5% 800万円超 0.7% 付加価値割 1.2% 資本割 0.5% 3 特別法人 400万円以下 3.4% 400万円超 4.6% 4 収入金額課税法人 0.9% (平成28(2016)年4月1日以後に開始する事業年度分から適用)	
税率 住宅及び土地の取得に係る特例税率(3%)の適用期限を平成30(2018)年3月31日まで延長	控除 認定長期優良住宅の新築住宅控除1,300万円を平成30(2018)年3月31日まで延長	
	旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 481円 その他 1,000本につき 860円 平成28(2016)年4月1日以降から適用	旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 551円 その他 1,000本につき 860円 平成29(2017)年4月1日以降から適用

税 目		年 度
		30 (2018)
県 民 税	個 人	
	法 人	
	利 子 割	
事 業 税	個 人	税 率
		そ の 他
	法 人	税 率
		そ の 他
地 方 消 費 税		
不 動 産 取 得 税		税率 住宅及び土地の取得に係る特例税率（3%）の適用期限を令和3（2021）年3月31日まで延長 控除 認定長期優良住宅の新築住宅控除 1,300万円を令和2（2020）年3月31日まで延長
県 た ば こ 税		旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 656円 平成30（2018）年4月1日以降適用 その他 1,000本につき 930円 平成30（2018）年10月1日以降適用
ゴルフ場利用税		

税 目		年 度	
		令和元 (2019)	
民 税	個 人		
	法 人	資本金の額又は出資金の額が1億円超の法人、保険業法による相互会社及び法人税額が年1,000万円超の法人 法人税割1.8% その他の法人 法人税割1.0% (令和元(2019)年10月1日以後に開始する事業年度分から適用)	
	利 子 割		
事 業 税	個 人	税 率	
		そ の 他	
	法 人	税 率	1 資本金1億円以下の普通法人 400万円以下 3.5% 800万円以下 5.3% 800万円超 7.0% 2 資本金1億円超の外形標準課税法人 400万円以下 0.4% 800万円以下 0.7% 800万円超 1.0% 3 特別法人 400万円以下 3.5% 400万円超 4.9% 4 収入金額課税法人 1.0% (令和元(2019)年10月1日以後に開始する事業年度分から適用)
		そ の 他	
そ の 他 の 税		1 地方法人特別税の廃止 2 特別法人事業税 外形標準課税法人 260.0/100 普通法人(外形標準課税法人を除く) 37.0/100 特別法人 34.5/100 収入金額課税法人 30.0/100 (令和元(2019)年10月1日以後に開始する事業年度から適用)	
地 方 消 費 税		税率 消費税額の22/78	
不 動 産 取 得 税			
県 た ば こ 税		旧3級品の紙巻たばこの税率を廃止 製造たばこ 1,000本につき 930円 令和元(2019)年10月1日以降適用	
ゴ ル フ 場 利 用 税			

年度 税目	昭和25 (1950)	26 (1951)	27 (1952)	28 (1953)	29 (1954)	30 (1955)	31 (1956)
料理飲食等 消費税 (遊興飲食税)	芸者等の花代 100% カフェー、バー等 40% 上記以外の飲食 20% 宿泊 20%		カフェー バー等 20% 上記以外 の飲食 10% 宿泊10% (非課税) 大衆食堂 等 1人1回 100円 1品価格 50円		(非課税) 大衆飲食店 1人1回120円 甘味喫茶店 1人1回100円 大衆旅館 1人1泊700円	芸者等の花代30% カフェー、バー等 15% 上記以外の飲食 1人1回500円以下 5% 1人1回500円超 10% 宿 泊 1人1泊1,000円以下 5% 1人1泊1,000円超 10% (免税点) 飲食店 1人1回 200円 食券食堂 1品価格 100円 (基礎控除) 宿 泊 1人1泊 500円 ○公給領取証制度の採用	
自動車税	普通自動車 自家用 年額 15,000円 営業用 年額 10,000円 トラック及びバス 年額 10,000円 小型四輪車 自家用 年額 4,500円 その他 年額 3,000円 三輪車 年額 2,000円 二輪車 年額 1,000円 軽自動車 年額 500円		普通自動車 自家用 30,000円 営業用 14,000円 トラック 14,000円 バス 観光用 25,000円 その他 14,000円 小型四輪車 自家用 7,000円 営業用 4,200円 三輪車 2,800円 二輪車 1,400円 軽自動車 700円	普通自動車 自家用 軸距120インチ以下 36,000円 軸距120インチ超 60,000円 営業用 軸距120インチ以下 15,000円 軸距120インチ超 30,000円 トラック 自家用 揮発油 15,000円 その他 23,000円 営業用 揮発油 14,000円 その他 21,000円 バス 観光用 揮発油 30,000円 その他 45,000円 その他のバス 揮発油 14,000円 その他 21,000円 小型自動車 四輪自家用 16,000円 営業用 8,000円 三輪自家用 4,300円 営業用 3,300円 二輪 2,500円 軽自動車 1,500円		「揮発油を燃料とする自動車」以外の税率を「揮発油とする自動車」の標準税率まで引き下げた。	
自動車取得税							
軽油引取税							(創設) 税率 1キロリットル 6,000円
その他の税	附加価値税創設実施は昭和27(1952)年1月1日からとされた。 漁業権税 賃貸料の10% 鉦区税 砂鉦試堀 30円 以外採堀 60円 砂鉦河床1町 30円 砂鉦河床以外 1,000坪 30円 狩猟者税 3,600円		附加価値税の実施は昭和28(1953)年1月1日からに延期された。漁業権税は廃止された。	附加価値税の実施は昭和29(1954)年1月1日からに延期された。狩猟者税 1,800円 狩猟を業とする者 その他の者 3,600円	附加価値税は廃止された。	大規模償却資産に対する固定資産税の特例が創設された。	

32 (1957)	33 (1958)	34 (1959)	35 (1960)	36 (1961)	37 (1962)	38 (1963)
芸者の花代カフェー、 バー等 15% 上記以外の飲食 10% (免税点) 飲食店 1人1回 300円 食券食堂1品の価格 150円 宿泊 1人1泊 800円				(免税点) 飲食店 1人1回 500円 食券食堂 1品の価格 250円 宿泊 1人1泊 1,000円 ○名称を料理飲食 等消費税に変更し た。	遊興、飲食等で3千円を 超えるもの 15% 遊興、飲食等で3千円 以下のもの及び宿泊 10% (基礎控除) 宿泊 1人1泊 800円	
	二輪小型自動 車及び軽自動 車を市町村税 の軽自動車税 とする。			普通自動車 自家用 軸距 3.048m 以下 36,000円 軸距 3.048m 超 60,000円 営業用 軸距 3.048m 以下 15,000円 軸距 3.048m 超 30,000円 トラック 15,000円 バス 観光用 30,000円 その他 14,000円 小型四輪車 自家用 16,000円 営業用 8,000円 三輪車 3,800円	小型四輪車の税率 を次のとおり細分 した。 総排気量 1ℓ以下 自家用 12,000円 営業用 6,000円 総排気量 1ℓ超 1.5ℓ以下 自家用 14,000円 営業用 7,000円 総排気量 1.5ℓ超 自家用 16,000円 営業用 8,000円	
税率 1キロリットル 8,000円		税率 1キロリットル 10,400円		税率 1キロリットル 12,500円		
	狩猟者税の税 率の区分が改 正された。	鉦区税 砂鉦以外 試掘 100アール 90円 採掘 100アール 180円 砂鉦 河床 1,000メートル 270円 河床以外 100アール 90円				狩猟免許制度の改 正に伴い狩猟者税 が狩猟免許税に改 められるとともに、 目的税として入猟 税が創設された。

年 度 税 目	昭和 39 (1964)	40 (1965)	41 (1966)	42 (1967)	43 (1968)	44 (1969)
料 理 飲 食 等 消 費 税			(免税点) 飲食店 1人1回 600円 食券食堂 1品の価格 300円 宿 泊 1人1泊 1,200円			遊興、飲食又はその他の 利用行為及び宿泊の 料金に対して10% (免税点) 飲食店 1人1回 800円 食券食堂 1品の価格 400円 仕出し 1人前 800円 宿 泊 1人1泊 1,600円
自 動 車 税		普通自動車 自家用 軸距 3.048m 以下 54,000円 軸距 3.048m 超 90,000円 営業用 軸距 3.048m 以下 22,500円 軸距 3.048m 超 45,000円 小型四輪車 自家用 総排気量 1ℓ 以下 18,000円 総排気量 1ℓ 超 1.5ℓ 以下 21,000円 総排気量 1.5ℓ 超 24,000円 バ ス 観 光 用 45,000円 新車登録等の自動車 に対する自動車税に ついて証紙徴収制度 を設ける。		小型四輪車 自家用 ロータリー・ エンジンのもの 21,000円		小型四輪車 電動機を原動機とす るもの 自家用 18,000円 営業用 6,000円 ロータリー・エンジ ンのもの 自家用 21,000円 営業用 7,000円
自動車取得税					(創設) 税率 3% (免税点) 10万円	(免税点) 15万円
軽油引取税	税率 1キロリットル 15,000円					
その他の税		鉦区税 砂鉦 100アール 90円	鉦区税 石油又は可 燃性天然ガ スを目的と するもの 試掘 100アール 60円 採掘 100アール 120円			

45 (1970)	46 (1971)	47 (1972)	48 (1973)	49 (1974)
	(免税点) 飲食店 1人1回 900円 食券食堂 1品の価格 450円 仕出し 1人前 900円 宿泊 1人1泊 1,800円 (基礎控除) 1人1泊 1,000円		(免税点) 飲食店 1人1回 1,200円 食券食堂 1品の価格 600円 仕出し 1人前 1,200円 宿泊 1人1泊 2,400円	(基礎控除) 1人1泊 1,500円
小型四輪車 ローターリー・エンジンのもの 自家用 0.491ℓ × 2個 21,000円 0.655ℓ × 2個 24,000円 営業用 0.491ℓ × 2個 7,000円 0.655ℓ × 2個 8,000円	小型四輪車 ローターリー・エンジンのもの 自家用 0.572ℓ 以下 × 2個 21,000円 0.572ℓ 超 × 2個 24,000円 営業用 0.572ℓ 以下 × 2個 7,000円 0.572ℓ 超 × 2個 8,000円	バス 一般乗合用のもの 14,000円 その他 30,000円		
			低公害車 税率 1%	(免税点) 30万円 (税率) 自家用車 5% 軽自動車及び営業車 3% 低公害車 自家用車 4% 軽自動車及び営業車 2%
	狩猟免許税 甲種、乙種狩猟免許を受ける者 4,500円 甲種、乙種狩猟免許を受ける者で当該年度の道府県民税の所得割額を納付することを要しない者 2,000円 丙種狩猟免許を受ける者 1,500円			

年 度 税 目	昭和 50 (1975)	51 (1976)	52 (1977)
料理飲食等 消費 税	(免税点) 飲食店 1人1回 1,700円 食券食堂 1品の価格 850円 仕出し 1人前 1,700円 宿 泊 1人1泊 3,400円 (10月1日から適用)		(免税点) 飲食店 1人1回 2,000円 食券食堂 1品の価格 1,000円 仕出し 1人前 2,000円 宿 泊 1人1泊 4,000円 (10月1日から施行)
自動車 税		普通自動車 営業用 { 軸距 3.048m 以下 年額 26,000円 { 軸距 3.048m 超 " 52,000円 自家用 { 軸距 3.048m 以下 " 70,000円 { 軸距 3.048m 超 " 117,000円 四輪以上の小型自動車 営業用 { 総排気量 1ℓ 以下 " 7,000円 { 総排気量 1ℓ 超 1.5ℓ " 8,000円 { 以下 " 9,000円 { 総排気量 1.5ℓ 超 " 23,500円 自家用 { 総排気量 1ℓ 以下 " 27,500円 { 総排気量 1ℓ 超 1.5ℓ " 31,500円 { 以下 " 31,500円 トラック 営業用 " 17,500円 自家用 " 20,000円 バス 営業用 { 一般乗合用のもの " 14,000円 { 一般乗合以外のもの " 34,500円 自家用 " 39,000円 三輪の小型自動車 営業用 " 4,400円 自家用 " 5,000円	
自動車取得 税	(税率) 低公害車及び電気自動車 自家用車 3% 軽自動車及び営業車 1% (4月1日以後の取得分 から適用)	(免税点) 30万円 (税率) 低公害車 自家用車 4% 軽自動車及び営業用車 2% 電気自動車 自家用車 3% 軽自動車及び営業用車 1% (4月1日から8月31日までの取得分に適用)	(税率) 低公害車 自家用車 4.75% 軽自動車及び営業用車 2.75%
軽油引取 税		税 率 1キロリットルにつき 19,500円	
その他の 税			鉱区税 砂鉱以外 試掘 100 アール 180円 採掘 100 アール 360円 (石油、可燃性天然ガスを目的とするものは上記の2/3) 砂鉱 河床以外 100 アール 180円 河床延長 1,000メートル 540円 狩猟免許税 甲種、乙種狩猟免許 を受ける者 9,000円 甲種、乙種狩猟免許 を受ける者で、当該 年度の道府県民税の 所得割を納付するこ とを要しないもの 4,000円 丙種狩猟免許を受ける者 3,000円 入猟税 甲種、乙種狩猟免許を受け る者 6,000円 丙種狩猟免許を受ける者 2,000円

53 (1978)	54 (1979)	55 (1980)	56 (1981)
(基礎控除) 宿 泊 1人1泊 2,000円 (10月1日から施行)			
	乗用車 普通自動車 営業用 { 総排気量 3ℓ 以下 年額 24,000円 { 総排気量 3ℓ 超 6ℓ 以下 " 26,000円 { 総排気量 6ℓ 超 " 52,000円 自家用 { 総排気量 3ℓ 以下 " 71,000円 { 総排気量 3ℓ 超 6ℓ 以下 " 77,000円 { 総排気量 6ℓ 超 " 129,000円 四輪以上の小型自動車 営業用 { 総排気量 1ℓ 以下 " 7,000円 { 総排気量 1ℓ 超 1.5ℓ 以下 " 8,000円 { 総排気量 1.5ℓ 超 " 9,000円 自家用 { 総排気量 1ℓ 以下 " 25,500円 { 総排気量 1ℓ 超 1.5ℓ 以下 " 30,000円 { 総排気量 1.5ℓ 超 " 34,500円 トラック 営業用 " 17,500円 自家用 " 22,000円 バス 営業用 { 一般乗合用のもの " 14,000円 { 一般乗合用のもの以外のもの " 36,000円 自家用 " 42,500円 三輪の小型自動車 営業用 " 4,400円 自家用 " 5,500円		
	税率 1キロリットルにつき 24,300円		
	狩猟免許制度の改正に伴い狩猟免許税が狩猟者登録税に改められるとともに、放鳥獣猟区に係る狩猟者登録税の税率の軽減（一般の場合 1/2）及び入猟税の非課税措置が設けられた。	狩猟者登録税 甲種、乙種狩猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、当該年度の道府県民税の所得割額を納付することを要しないもののうち、控除対象配偶者又は扶養親族に該当する者（農業、水産業又は林業に従事している者を除く。） 9,000円	

年度 税目	昭和 57 (1982)	58 (1983)	59 (1984)																																																																				
特別地方 消費税	(免税点) 飲食店 1人1回 2,500円 仕出し 1人前 2,500円 宿泊 1人1泊 5,000円 (昭和58(1983)年 1月1日から施行)	(基礎控除) 宿泊1人1泊 2,500円 (昭和59(1984)年1月1日から施行)																																																																					
自動車税			乗用車 普通自動車 <table border="0"> <tr> <td rowspan="3">営業用</td> <td rowspan="3">{</td> <td>総排気量 3ℓ 以下</td> <td>年額</td> <td>25,000円</td> </tr> <tr> <td>総排気量 3ℓ 超 6ℓ 以下</td> <td>〃</td> <td>27,000円</td> </tr> <tr> <td>総排気量 6ℓ 超</td> <td>〃</td> <td>54,500円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">自家用</td> <td rowspan="3">{</td> <td>総排気量 3ℓ 以下</td> <td>〃</td> <td>81,500円</td> </tr> <tr> <td>総排気量 3ℓ 超 6ℓ 以下</td> <td>〃</td> <td>88,500円</td> </tr> <tr> <td>総排気量 6ℓ 超</td> <td>〃</td> <td>148,500円</td> </tr> </table> 四輪以上の小型自動車 <table border="0"> <tr> <td rowspan="3">営業用</td> <td rowspan="3">{</td> <td>総排気量 1ℓ 以下</td> <td>〃</td> <td>7,500円</td> </tr> <tr> <td>総排気量 1ℓ 超 1.5ℓ 以下</td> <td>〃</td> <td>8,500円</td> </tr> <tr> <td>総排気量 1.5ℓ 超</td> <td>〃</td> <td>9,500円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">自家用</td> <td rowspan="3">{</td> <td>総排気量 1ℓ 以下</td> <td>〃</td> <td>29,500円</td> </tr> <tr> <td>総排気量 1ℓ 超 1.5ℓ 以下</td> <td>〃</td> <td>34,500円</td> </tr> <tr> <td>総排気量 1.5ℓ 超</td> <td>〃</td> <td>39,500円</td> </tr> </table> トラック <table border="0"> <tr> <td>営業用</td> <td>〃</td> <td>18,500円</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>〃</td> <td>22,500円</td> </tr> </table> バス <table border="0"> <tr> <td rowspan="2">営業用</td> <td rowspan="2">{</td> <td>一般乗合のもの</td> <td>〃</td> <td>14,500円</td> </tr> <tr> <td>一般乗合用のもの以外のもの</td> <td>〃</td> <td>38,000円</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td></td> <td>〃</td> <td>49,000円</td> </tr> </table> 三輪の小型自動車 <table border="0"> <tr> <td>営業用</td> <td>〃</td> <td>4,500円</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>〃</td> <td>6,000円</td> </tr> </table>	営業用	{	総排気量 3ℓ 以下	年額	25,000円	総排気量 3ℓ 超 6ℓ 以下	〃	27,000円	総排気量 6ℓ 超	〃	54,500円	自家用	{	総排気量 3ℓ 以下	〃	81,500円	総排気量 3ℓ 超 6ℓ 以下	〃	88,500円	総排気量 6ℓ 超	〃	148,500円	営業用	{	総排気量 1ℓ 以下	〃	7,500円	総排気量 1ℓ 超 1.5ℓ 以下	〃	8,500円	総排気量 1.5ℓ 超	〃	9,500円	自家用	{	総排気量 1ℓ 以下	〃	29,500円	総排気量 1ℓ 超 1.5ℓ 以下	〃	34,500円	総排気量 1.5ℓ 超	〃	39,500円	営業用	〃	18,500円	自家用	〃	22,500円	営業用	{	一般乗合のもの	〃	14,500円	一般乗合用のもの以外のもの	〃	38,000円	自家用		〃	49,000円	営業用	〃	4,500円	自家用	〃	6,000円
営業用	{	総排気量 3ℓ 以下	年額			25,000円																																																																	
		総排気量 3ℓ 超 6ℓ 以下	〃			27,000円																																																																	
		総排気量 6ℓ 超	〃	54,500円																																																																			
自家用	{	総排気量 3ℓ 以下	〃	81,500円																																																																			
		総排気量 3ℓ 超 6ℓ 以下	〃	88,500円																																																																			
		総排気量 6ℓ 超	〃	148,500円																																																																			
営業用	{	総排気量 1ℓ 以下	〃	7,500円																																																																			
		総排気量 1ℓ 超 1.5ℓ 以下	〃	8,500円																																																																			
		総排気量 1.5ℓ 超	〃	9,500円																																																																			
自家用	{	総排気量 1ℓ 以下	〃	29,500円																																																																			
		総排気量 1ℓ 超 1.5ℓ 以下	〃	34,500円																																																																			
		総排気量 1.5ℓ 超	〃	39,500円																																																																			
営業用	〃	18,500円																																																																					
自家用	〃	22,500円																																																																					
営業用	{	一般乗合のもの	〃	14,500円																																																																			
		一般乗合用のもの以外のもの	〃	38,000円																																																																			
自家用		〃	49,000円																																																																				
営業用	〃	4,500円																																																																					
自家用	〃	6,000円																																																																					
自動車 取得税																																																																							
軽油引取税																																																																							
その他の税		鉱区税 砂鉱以外 試掘 100アール 200円 採掘 100アール 400円 (石油、可燃性天然ガスを目的とするものは上記の2/3) 砂 鉱 河床以外 100アール 200円 河床延長 1000メートル 600円 狩猟免許税 甲種、乙種狩猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 10,000円 甲種、乙種狩猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、当該年度の道府県民税の所得割額を納付することを要しないもののうち、控除対象配偶者又は扶養親族に該当する者(農業、水産業又は林業に従事している者を除く。)以外の者 4,500円 丙種狩猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 3,300円 入猟税 甲種、乙種狩猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 6,500円 丙種狩猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 2,200円																																																																					

60 (1950)	61 (1986)	62 (1987)	63 (1988)
	<p>メタノール自動車 昭和 59(1984)年度改正 前の本則税率とする。 (昭和 61(1986)年度分 及び昭和 62(1987)年度分 に限り適用)</p>	<p>昭和 63(1988)年排出ガス規 制適合車 昭和 59(1984)年度改正前 の本則税率とする。 (昭和 62(1987)年度分及 び昭和 63(1988)年度分に限 り適用)</p>	<p>メタノール自動車及び平成元(1989)年排出ガス規制適合車 昭和 59(1984)年度改正前の本則税率とする。 (昭和 63(1988)年度分及び平成 1(1989)年度分限り適 用)</p>
	<p>メタノール自動車 自家用自動車 3% 軽自動車及び営業用車 1% (昭和 61(1986)年 4月 1 日から昭和 63(1988)年 3月 31日までの取得分に適用)</p>	<p>昭和 63(1988)年排出ガス規制 適合車 昭和 62(1987)年 4月 1日から昭 和 63(1988)年 11月 30日までの取得分 0.25%控除 昭和 62(1987)年 12月 1日から平成元(1989)年 4月 30日までの取得分 0.125%控除</p>	<p>メタノール自動車 自家用自動車 3% 軽自動車及び営業用車 1% (平成元(1989)年 4月 1日から平成 2(1990)年 3月 31日までの取得分に適用) 平成元(1989)年排出ガス規制適合車 昭和 63(1988)年 4月 1日から平成元(1989)年 9月 30日までの取得分 0.25%控除 平成元(1989)年 10月 1日から平成 2(1990)年 2月 28日までの取得分 0.125%控除</p>

年 度	平成元 (1989)	2 (1990)																																														
特 別 地 方 税	<p>名称を料理飲食等消費税から特別地方消費税に改め、公給領収証制度、基礎控除制度及び奉仕料控除制度を廃止した。</p> <p>(税率) 3%</p> <p>(免税点) 料理店等 1人1回 5,000円 食券食堂 1品の価格 1,000円 仕出し 1人前 5,000円 宿泊 1人1泊 10,000円</p>																																															
自 動 車 税	<p>乗用車について普通自動車と小型自動車の区分を廃止し、総排気量が2ℓを超えるものの税率を次のとおり細分した。</p> <table border="0"> <tr> <td rowspan="6">営業用</td> <td>総排気量 2ℓ超 2.5ℓ以下</td> <td>年額</td> <td>13,800円</td> </tr> <tr> <td>総排気量 2.5ℓ超 3ℓ以下</td> <td>〃</td> <td>15,700円</td> </tr> <tr> <td>総排気量 3ℓ超 3.5ℓ以下</td> <td>〃</td> <td>17,900円</td> </tr> <tr> <td>総排気量 3.5ℓ超 4ℓ以下</td> <td>〃</td> <td>20,500円</td> </tr> <tr> <td>総排気量 4ℓ超 4.5ℓ以下</td> <td>〃</td> <td>23,600円</td> </tr> <tr> <td>総排気量 4.5ℓ超 6ℓ以下</td> <td>〃</td> <td>27,200円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>総排気量 6ℓ超</td> <td>〃</td> <td>40,700円</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">自家用</td> <td>総排気量 2ℓ超 2.5ℓ以下</td> <td>年額</td> <td>45,000円</td> </tr> <tr> <td>総排気量 2.5ℓ超 3ℓ以下</td> <td>〃</td> <td>51,000円</td> </tr> <tr> <td>総排気量 3ℓ超 3.5ℓ以下</td> <td>〃</td> <td>58,000円</td> </tr> <tr> <td>総排気量 3.5ℓ超 4ℓ以下</td> <td>〃</td> <td>66,500円</td> </tr> <tr> <td>総排気量 4ℓ超 4.5ℓ以下</td> <td>〃</td> <td>76,500円</td> </tr> <tr> <td>総排気量 4.5ℓ超 6ℓ以下</td> <td>〃</td> <td>88,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>総排気量 6ℓ超</td> <td>〃</td> <td>111,000円</td> </tr> </table> <p>メタノール自動車及び平成元年排出ガス規制適合車に係る税率の特例処置の軽減税率を改めた。</p> <p>平成2(1990)年排出ガス規制適合車について、平成元(1989)年度分及び平成2(1990)年度分に関し、軽減税率を適用することとした。</p>	営業用	総排気量 2ℓ超 2.5ℓ以下	年額	13,800円	総排気量 2.5ℓ超 3ℓ以下	〃	15,700円	総排気量 3ℓ超 3.5ℓ以下	〃	17,900円	総排気量 3.5ℓ超 4ℓ以下	〃	20,500円	総排気量 4ℓ超 4.5ℓ以下	〃	23,600円	総排気量 4.5ℓ超 6ℓ以下	〃	27,200円		総排気量 6ℓ超	〃	40,700円	自家用	総排気量 2ℓ超 2.5ℓ以下	年額	45,000円	総排気量 2.5ℓ超 3ℓ以下	〃	51,000円	総排気量 3ℓ超 3.5ℓ以下	〃	58,000円	総排気量 3.5ℓ超 4ℓ以下	〃	66,500円	総排気量 4ℓ超 4.5ℓ以下	〃	76,500円	総排気量 4.5ℓ超 6ℓ以下	〃	88,000円		総排気量 6ℓ超	〃	111,000円	<p>メタノール自動車について、平成2(1990)年度分及び平成3(1991)年度分に関し、軽減税率を適用することとした。</p> <p>昭和54年排出ガス規制車を廃止して一定の期間内にこれに代わるものとして取得した昭和63(1988)年・平成元(1989)年排出ガス規制適合車について、平成2(1990)年度分及び平成3(1991)年度分の自動車税に関し、軽減税率を適用することとした。</p>
営業用	総排気量 2ℓ超 2.5ℓ以下		年額	13,800円																																												
	総排気量 2.5ℓ超 3ℓ以下		〃	15,700円																																												
	総排気量 3ℓ超 3.5ℓ以下		〃	17,900円																																												
	総排気量 3.5ℓ超 4ℓ以下		〃	20,500円																																												
	総排気量 4ℓ超 4.5ℓ以下		〃	23,600円																																												
	総排気量 4.5ℓ超 6ℓ以下	〃	27,200円																																													
	総排気量 6ℓ超	〃	40,700円																																													
自家用	総排気量 2ℓ超 2.5ℓ以下	年額	45,000円																																													
	総排気量 2.5ℓ超 3ℓ以下	〃	51,000円																																													
	総排気量 3ℓ超 3.5ℓ以下	〃	58,000円																																													
	総排気量 3.5ℓ超 4ℓ以下	〃	66,500円																																													
	総排気量 4ℓ超 4.5ℓ以下	〃	76,500円																																													
	総排気量 4.5ℓ超 6ℓ以下	〃	88,000円																																													
	総排気量 6ℓ超	〃	111,000円																																													
自動車取得税	<p>平成2年排出ガス規制適合車 平成元(1989)年4月1日から平成2(1990)年9月30日までの取得分 0.25%控除</p> <p>平成2(1990)年10月1日から平成3(1991)年2月28日までの取得分 0.125%控除</p>	<p>(免税点) 50万円</p> <p>(税率) メタノール自動車 自家用自動車 3% 軽自動車及び営業車 1% (平成2(1990)年4月1日から平成4(1992)年4月30日までの取得分に関し適用) 昭和54(1979)年排出ガス規制車を廃止して一定の期間内にこれに代わるものとして取得した昭和63(1988)年・平成元(1989)年排出ガス規制適合車 平成2(1990)年4月1日から平成4(1992)年3月31日までの取得分 1%控除</p>																																														
軽油引取税	<p>混和等の承認制度の採用 みなし引取課税制度の創設 (10月1日から施行)</p>																																															
その他の税																																																

3 (1991)	4 (1992)
(免税点) 料理店等 1人1回 7,500円 仕出し 1人前 7,500円 宿泊 1人1泊 15,000円 食券食堂に係る免税点の特例の廃止 (7月1日から施行)	
電気自動車について、平成3(1991)年度分及び平成4(1992)年度分に限り、軽減税率を適用することとした。	メタノール自動車及びハイブリッド自動車について、平成4(1992)年度分及び平成5(1993)年度分に限り、軽減税率を適用することとした。 昭和54(1979)年排出ガス規制適合車を廃車して一定の期間内にこれに代わるものとして取得した昭和63(1988)年、平成元(1989)年、2(1990)年、4(1992)年、5(1993)年又は6(1994)年排出ガス規制適合車について、平成4(1992)年度分及び平成5(1993)年度分に限り、軽減税率を適用することとした。
電気自動車 自家用自動車 3% 軽自動車及び営業用車 1% (平成5(1993)年3月31日までの取得分に適用) 制動装置保安基準に適合しない一定の大型車を廃車してこれに代わるものとして取得した同基準適合車 平成3(1991)年4月1日から平成5(1993)年3月31日までの取得分 0.3%控除 ビギーバック輸送用トラック 平成3(1991)年4月1日から平成5(1993)年3月31日までの取得分 0.3%控除	メタノール自動車及びハイブリッド自動車 自家用自動車 3% 軽自動車及び営業用車 1% (平成4(1992)年4月1日から平成6(1994)年3月31日までの取得分に適用) 昭和54(1979)年排出ガス規制適合車を廃車して一定の期間内にこれに代わるものとして取得した昭和63(1988)年、平成元(1989)年、2(1990)年、4(1992)年、5(1993)年又は6(1994)年排出ガス規制適合車 平成4(1992)年4月1日から平成6(1994)年3月31日までの取得分 1%控除 平成5(1993)年排出ガス規制適合車 平成4(1992)年4月1日から平成5(1993)年3月31日までの取得分 1%控除

年度 税目	平成5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)
特別地方消費税			
自動車税	電気自動車及び天然ガス自動車について、平成5(1993)年度分及び平成6(1994)年度分に限り、軽減税率を適用することとした。	メタノール自動車及びハイブリッド自動車について、平成6(1994)年度分及び平成7(1995)年度分に限り、軽減税率を適用することとした。 (平成6(1994)年度末の改正により、7(1995)年度分の軽減税率の適用はなくなった。)	
自動車取得税	電気自動車及び天然ガス自動車 自家用自動車 3% 軽自動車及び営業用車 1% (平成5(1993)年4月1日から平成7(1995)年3月31日までの取得分に適用) 平成6(1994)年排出ガス規制適合車 平成5(1993)年4月1日から平成6(1994)年9月30日までの取得分 1%控除 平成6(1994)年10月1日から平成7(1995)年2月28日までの取得分 0.1%控除 一定の中小企業が取得する流通効率化事業の用に供する自動車 平成5(1993)年4月1日から平成7(1995)年3月31日までの取得分 0.3%控除	メタノール自動車及びハイブリッド自動車 自家用自動車 3% 軽自動車及び営業用車 1% (平成4(1992)年4月1日から平成8(1996)年3月31日までの取得分に適用) 制動装置保安基準に適合しない一定の自動車を廃車してこれに代わるものとして取得した同基準適合車 平成6(1994)年4月1日から平成7(1995)年8月31日までの取得分 0.3%控除	電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車及びハイブリッド自動車 自家用自動車 2.8% 軽自動車及び営業用車 0.8% (平成7(1995)年4月1日から平成9(1997)年3月31日までの取得分に適用)
軽油引取税	税率 1キロリットルにつき 32,100円 (平成5(1993)年12月1日から)		
その他の税			

8 (1996)	9 (1997)	10 (1998)
<p>電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車及びハイブリッド自動車 自家用自動車 2.6% 軽自動車及び営業用車 0.6% (平成 8(1996)年 4月 1日から平成 9(1997)年 3月 31日までの取得分に適用)</p> <p>平成 9(1997)年排出ガス規制適合車 平成 8(1996)年 4月 1日から平成 9(1997)年 9月 30日までの取得分 1%控除 平成 9(1997)年 10月 1日から平成 10(1998)年 12月 31日までの取得分 0.1%控除</p>	<p>電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車及びハイブリッド自動車 自家用自動車 2.6% 軽自動車及び営業用車 1% (平成 9(1997)年 4月 1日から平成 11(1999)年 3月 31日までの取得分に適用)</p> <p>平成 10(1998)年排出ガス規制適合車 平成 9(1997)年 4月 1日から平成 10(1998)年 9月 30日までの取得分 1%控除 平成 10(1998)年 10月 1日から平成 11(1999)年 2月 28日までの取得分 0.1%控除</p>	<p>ハイブリッド自動車 自家用自動車 3.0% 自家用トラック・バス 2.6% 軽自動車及び営業用車 1.0% 軽自動車及び営業用車(トラック) 0.6% (平成 10(1998)年 4月 1日から平成 12(2000)年 3月 31日までの取得分に適用)</p> <p>平成 11(1999)年排出ガス規制適合車 平成 10(1998)年 4月 1日から平成 11(1999)年 9月 30日までの取得分 1%控除 平成 11(1999)年 10月 1日から平成 12(2000)年 2月 28日までの取得分 0.1%控除</p>
		<p>免税軽油の引取り等に係る報告義務制度の新設 (10月 1日から施行)</p>

年度 税目	平成 11 (1999)	12 (2000)	13 (2001)
特別地方消費税	平成 12(2000)年 3月 31日をもって廃止		
自動車税			
自動車取得税	<p>低公害車（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車及びハイブリッド自動車（バス、トラック）） 2.7%軽減</p> <p>ハイブリッド車（バス、トラックを除く） 2.2%軽減 （平成 11(1999)年 4月 1日から平成 13(2001)年 3月 31日までの取得分に適用）</p> <p>低燃費自動車 取得価額から 30 万円を控除 （平成 11(1999)年 4月 1日から平成 13(2001)年 3月 31日までの取得分に適用）</p> <p>平成 12(2000)年排出ガス規制適合車 平成 11(1999)年 4月 1日から平成 12(2000)年 9月 30日までの取得分 1%軽減</p> <p>平成 12(2000)年 10月 1日から平成 13(2001)年 2月 28日までの取得分 0.1%軽減</p>	<p>平成 13 (2001)年排出ガス規制適合車 平成 12(2000)年 4月 1日から平成 13 (2001)年 9月 30日までの取得分 1%軽減</p> <p>平成 13(2001)年 10月 1日から平成 14 (2002)年 2月 28日までの取得分 0.1%軽減</p>	<p>低公害車（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車及びハイブリッド自動車（バス、トラック）） 2.7%軽減</p> <p>ハイブリッド自動車（バス、トラックを除く） 2.2%軽減 （平成 13(2001)年 4月 1日から平成 15(2003)年 3月 31日までの取得分に適用）</p> <p>低燃費車かつ平成 12(2000)年排出ガス基準より 25%以上性能の良い自動車 取得価額から 30 万円を控除 （平成 13(2001)年 4月 1日から平成 14(2002)年 3月 31日までの取得分に適用）</p> <p>平成 14 (2002)年排出ガス規制適合車 平成 13(2001)年 4月 1日から平成 14(2002)年 9月 30日までの取得分 1%軽減</p> <p>平成 14(2002)年 10月 1日から平成 15(2003)年 2月 28日までの取得分 0.1%軽減</p> <p>改正 NOx 法対策地域外廃車代替特例 改正 NOx 法対策地域外で一定の排出基準に適合しない自動車（乗用車を除く）の廃車代替 0.5%軽減 （平成 13(2001)年 4月 1日から平成 15(2003)年 3月 31日までの取得分に適用）</p>
軽油引取税			
狩 獵 税			
その他の税			

14 (2002)	15 (2003)	16 (2004)
	(1996)	
<p>グリーン税制 軽課（平成13(2001)年度取得分については平成14(2002)、15(2003)年度、平成14(2002)年度取得分については平成15(2003)、16(2004)年度分の自動車税に適用） 低公害車（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車） 概ね50%を軽課 低燃費車かつ平成12(2000)年排出ガス基準より75%以上性能の良い自動車 概ね50%を軽課 低燃費車かつ平成12(2000)年排出ガス基準より50%以上性能の良い自動車 概ね25%を軽課 低燃費車かつ平成12(2000)年排出ガス基準より25%以上性能の良い自動車 概ね13%を軽課 重課（低公害車、一般乗合用バスおよび被けん引車を除く。） 新車新規登録から11年を経過したディーゼル車 概ね10%を重課 新車新規登録から13年を経過したガソリン車等 概ね10%を重課</p>		<p>グリーン税制 軽課（平成15(2003)年度取得分について適用） 低公害車（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車） 概ね50%を軽課 低燃費自動車かつ平成12年排出ガス基準より75%以上性能の良い自動車 概ね50%を軽課 重課（低公害車、一般乗合用バス、被けん引車を除く。） 新車新規登録から11年を経過したディーゼル車 概ね10%を重課 新車新規登録から13年を経過したガソリン車等 概ね10%を重課</p>
<p>低燃費車かつ平成12(2000)年排出ガス基準より25%以上性能の良い自動車 取得価額から30万円を控除（平成14(2002)年4月1日から平成15(2003)年3月31日までの取得分に適用） 平成15(2003)年排出ガス規制適合車 平成14(2002)年4月1日から平成15(2003)年9月30日までの取得分 1%軽減 平成15(2003)年10月1日から平成16(2004)年2月29日までの取得分 0.1%軽減</p>	<p>低公害車（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車及びハイブリッド自動車（バス、トラック）） 2.7%軽減 ハイブリッド自動車（バス、トラックを除く） 2.2%軽減 （平成15(2003)年4月1日から平成17(2005)年3月31日までの取得分に適用） 低燃費かつ平成12(2000)年排出ガス基準より75%以上性能の良い自動車 取得価額から30万円を控除（平成15(2003)年4月1日から平成16(2004)年3月31日までの取得分に適用） 平成16(2004)年排出ガス規制適合車 1%軽減 （平成15(2003)年4月1日から平成16(2004)年9月30日までの取得分に適用） 超低粒子状物質排出ディーゼル認定車 1.5%軽減 （平成15(2003)年4月1日から平成17(2005)年3月31日までの取得分に適用）</p>	<p>燃費基準+5%達成車かつ平成17(2005)年排出ガス基準より75%以上性能の良い自動車 取得価格から30万円を控除 燃費基準+5%達成車かつ平成17(2005)年排出ガス基準より50%以上性能の良い自動車 取得価額から20万円を控除 燃費基準達成車かつ平成17(2005)年排出ガス基準より75%以上性能の良い自動車 取得価額から20万円を控除 （平成16(2004)年4月1日から平成18(2006)年3月31日までの取得分に適用） 平成17(2005)年排出ガス規制適合車（ディーゼル車に限る。） 乗用車以外の自動車 2%軽減 乗用車 1%軽減 （平成16(2004)年4月1日から平成17(2005)年9月30日までの取得分に適用）</p>
		<p>不正軽油に関する罰則の強化 補完的納税義務の新設 免税軽油使用者証等の返納命令の新設 (6月1日から施行)</p>
		<p>狩猟者登録税及び入猟税が統合され、新たに目的税として狩猟税が創設された。</p>
	<p>狩猟者登録税及び入猟税 狩猟者免許名称が以下のとおり改正された。 (旧免許名称) (新免許名称) 甲種狩猟免許→網・わな猟免許 乙種狩猟免許→第1種銃猟免許 丙種狩猟免許→第2種銃猟免許</p>	

年度 税目	平成 17 (2005)	18 (2006)
自動車税	<p>グリーン税制 軽課（平成 16（2004）年度取得分については平成 17（2005）年度、平成 17（2005）年度取得分については平成 18（2006）年度分の自動車税に適用） 低公害車（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車） 概ね 50% を軽課 燃費基準 + 5% 達成車かつ平成 17（2005）年排出ガス基準より 75% 以上性能の良い自動車 概ね 50% を軽課 燃費基準 + 5% 達成車かつ平成 17（2005）年排出ガス基準より 50% 以上性能の良い自動車 概ね 25% を軽課 燃費基準達成車かつ平成 17（2005）年排出ガス基準より 75% 以上性能の良い自動車 概ね 25% を軽課</p> <p>重課（低公害車、一般乗合用バス、被けん引車を除く。） 新車新規登録から 11 年を経過したディーゼル車 概ね 10% を重課 新車新規登録から 13 年を経過したガソリン車等 概ね 10% を重課</p>	
自動車取得税	<p>低公害車（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車及びハイブリッド自動車（バス、トラック）） 2.7% 軽減 ハイブリッド自動車（バス、トラックを除く） 2.2% 軽減 （平成 17（2005）年 4 月 1 日から平成 19（2007）年 3 月 31 日までの取得分に適用）</p> <p>平成 17（2005）年排出ガス規制適合車（ディーゼル車に限る。） 乗用車以外の自動車 1.0% 軽減 （平成 17（2005）年 10 月 1 日から平成 18（2006）年 3 月 31 日までの取得分に適用）</p>	<p>燃費基準 + 20% 達成車かつ平成 17（2005）年排出ガス基準より 75% 以上性能の良い自動車 取得価額から 30 万円を控除</p> <p>燃費基準 + 10% 達成車かつ平成 17（2005）年排出ガス基準より 75% 以上性能の良い自動車 取得価額から 15 万円を控除 （平成 18（2006）年 4 月 1 日から平成 20（2008）年 3 月 31 日までの取得分に適用）</p> <p>環境性能に優れた大型ディーゼル自動車 車両総重量が 3.5 t を超えるディーゼルのトラック・バス等であって、平成 27（2015）年度燃費基準達成車のうち 平成 17（2005）年排出ガス基準に適合し、かつ、同基準値よりも 10% 以上 NO_x 又は PM の排出量が少ない自動車 2% 軽減 平成 17（2005）年排出ガス基準適合車 1% 軽減 （平成 18（2006）年 4 月 1 日から平成 20（2008）年 3 月 31 日までの取得分に適用）</p>
軽油引取税		不正軽油に関する罰則の強化 供給者罰則の新設（6 月 1 日から施行）
狩 獵 税		
その他の税		

19 (2007)	20 (2008)
<p>グリーン税制 軽課（平成 18（2006）年度取得分については平成 19（2007）年度、平成 19（2007）年度取得分については平成 20（2008）年度分の自動車税に適用） 低公害車（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車） 概ね 50%を軽課 燃費基準 + 20%達成車かつ平成 17(2005)年排出ガス基準より 75%以上性能の良い自動車 概ね 50%を軽課 燃費基準 + 10%達成車かつ平成 17(2005)年排出ガス基準より 75%以上性能の良い自動車 概ね 25%を軽課 重課（低公害車、一般乗合用バス、被けん引車を除く。） 新車新規登録から 11 年を経過したディーゼル車 概ね 10%を重課 新車新規登録から 13 年を経過したガソリン車等 概ね 10%を重課</p>	
<p>低公害車（電気自動車、天然ガス自動車及びハイブリッド自動車（バス、トラック）） 2.7%軽減 天然ガス自動車については排出ガス要件、ハイブリッド自動車（バス、トラック）については排出ガス要件及び燃費要件が付加された。 （平成 19(2007)年 4 月 1 日から平成 21(2009)年 3 月 31 日までの取得分に適用） ハイブリッド自動車（バス、トラックを除く） 平成 19(2007)年 4 月 1 日から平成 20（2008）年 3 月 31 日までの取得分 2.0%軽減 平成 20(2008)年 4 月 1 日から平成 21（2009）年 3 月 31 日までの取得分 1.8%軽減 排出ガス要件及び燃費要件が付加された。</p>	<p>自家用自動車（軽自動車を除く。）の税率 3% （平成 20(2008)年 4 月 1 日から平成 20(2008)年 4 月 30 日までの取得分に適用） 低燃費車及び大型ディーゼル自動車に係る特例措置の期限延長 （平成 20(2008)年 4 月 1 日から平成 20(2008)年 4 月 30 日までの取得分に適用） 燃費基準 + 25%達成車かつ平成 17(2005)年排出ガス基準より 75%以上性能の良い自動車 取得価額から 30 万円を控除 燃費基準 + 15%達成車かつ平成 17(2005)年排出ガス基準より 75%以上性能の良い自動車 取得価額から 15 万円を控除 （平成 20(2008)年 5 月 1 日から平成 22(2010)年 3 月 31 日までの取得分に適用） 環境性能に優れた大型ディーゼル自動車 車両総重量が 3.5 t を超えるディーゼルトラック・バス等であって、平成 21(2009)年重量車排出ガス規制（ポスト新長期規制）に適合し、かつ、平成 27（2015）年度重量車燃費基準達成車 2%軽減 車両総重量 3.5 t 超 12 t 以下 （平成 20(2008)年 5 月 1 日から平成 22(2010)年 3 月 31 日までの取得分に適用） 車両総重量 12 t 超 平成 20(2008)年 5 月 1 日から平成 21(2009)年 9 月 30 日までの取得分 2%軽減 平成 21(2009)年 10 月 1 日から平成 22(2010)年 3 月 31 日までの取得分 1%軽減 クリーンディーゼル乗用車 平成 21(2009)年排出ガス規制（ポスト新長期規制）に適合 平成 20(2008)年 5 月 1 日から平成 21(2009)年 9 月 30 日までの取得分 1%軽減 平成 21(2009)年 10 月 1 日から平成 22(2010)年 3 月 31 日までの取得分 0.5%軽減</p>
<p>網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、県民の所得額を納付することを要しないもののうち、一定の被扶養者以外のもの 5,500 円 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で上記に掲げる者以外のもの 8,200 円 （平成 19(2007)年 4 月 16 日から適用）</p>	<p>鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特定措置に関する法律に規定する対象鳥獣捕獲員に係る狩猟者の登録については、税率が 2 分の 1（平成 20(2008)年 4 月 1 日から平成 25(2013)年 3 月 31 日までの登録に適用）</p>
	<p>1 地方法人特別税 外形標準課税法人 148/100 普通法人（外形標準課税法人を除く） 81/100 特別法人（協同組合、信用金庫、医療法人等） 81/100 収入金課税法人（電気・ガス供給業、保険業） 81/100 ※平成 20(2008)年 10 月 1 日以後に開始する事業年度から適用 2 地方法人特別譲与税 都道府県から国へ払い込まれた地方法人特別税の税収を人口（1/2）及び従業者数（1/2）の譲与基準で国から年 4 回譲与される。 ※平成 21(2009)年度から譲与される。</p>

税 目	年 度	平成 21 (2009)
自 動 車 税		<p>グリーン税制 軽課（平成 20(2008)年度取得分については平成 21(2009)年度、平成 21(2009)年度取得分については平成 22(2010)年度分の自動車税に適用） 電気自動車、天然ガス自動車 （車両総重量 3.5 t 以下で平成 17(2005)年排出ガス基準値より 75%以上 NOx を低減させた自動車、車両総重量 3.5 t 超で平成 17(2005)年排出ガス 基準値より 10%以上 NOx を低減させた自動車） 燃費基準 + 25%達成車かつ平成 17(2005)年排出ガス基準値より 75%以上性能のよい自動車 概ね 50%を軽課 燃費基準 + 15%達成車かつ平成 17(2005)年排出ガス基準値より 75%以上性能のよい自動車 概ね 25%軽減</p> <p>重課（低公害車、一般乗合用バス、被けん引車を除く。） 新車新規登録から 11 年を経過したディーゼル車 概ね 10%を重課 新車新規登録から 13 年を経過したガソリン車等 概ね 10%を重課</p>
自動車取得税		<p>新車に係る軽減措置 電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、天然ガス自動車（※）、ハイブリッド自動車（※）、クリーンディーゼル自動車（※） 非課税 乗用車等（軽自動車含む）で平成 17(2005)年排出ガス基準 75%低減達成かつ平成 22(2010)年度燃費基準 + 25%達成 車両総重量が 3.5 t を超えるディーゼルトラック・バス等であって平成 21(2009)年排出ガス規制適合かつ平成 27(2015)年度燃費基準達成 税率を 75%軽減 乗用車等（軽自動車含む）で平成 17(2005)年排出ガス基準 75%低減達成かつ平成 22(2010)年度燃費基準 + 15%達成 車両総重量が 3.5 t を超えるディーゼルトラック・バス等であって平成 17(2005)年排出ガス基準 + 10%低減かつ平成 27(2015)年度燃費基準達成 税率を 50%軽減 （平成 21(2009)年 4 月 1 日～平成 24(2012)年 3 月 31 日までの取得分に適用）</p> <p>中古車に係る軽減措置 電気自動車、天然ガス自動車（※）、ハイブリッド自動車（バス・トラック）（※） 税率から 2.7%軽減 ハイブリッド自動車（乗用車）（※） 税率から 1.6%軽減 プラグインハイブリッド自動車 税率から 2.4%軽減 （平成 21(2009)年 4 月 1 日～平成 24(2012)年 3 月 31 日までの取得分に適用） 乗用車等（軽自動車含む）で平成 17(2005)年排出ガス基準 75%低減達成かつ平成 22(2010)年度燃費基準 + 25%達成 取得価額から 30 万円を控除 乗用車等（軽自動車含む）で平成 17(2005)年排出ガス基準 75%低減達成かつ平成 22(2010)年度燃費基準 + 15%達成 取得価額から 15 万円を控除 （平成 20(2008)年 5 月 1 日～平成 22(2010)年 3 月 31 日までの取得分に適用） 車両総重量が 3.5 t を超えるディーゼルトラック・バス等であって、平成 21(2009)年排出ガス規制適合かつ平成 27(2015)年度燃費基準達成 車両総重量 3.5 t 超 12t 以下 2%軽減 （平成 20(2008)年 5 月 1 日～平成 22(2010)年 3 月 31 日までの取得分に適用） 車両総重量 12t 超 平成 20(2008)年 5 月 1 日から平成 21(2009)年 9 月 30 日までの取得分 2%軽減 平成 21(2009)年 10 月 1 日から平成 22(2010)年 3 月 31 日までの取得分 1%軽減 クリーンディーゼル乗用車 平成 21(2009)年排出ガス規制に適合 平成 20(2008)年 5 月 1 日から平成 21(2009)年 9 月 30 日までの取得分 1%軽減 平成 21(2009)年 10 月 1 日から平成 22(2010)年 3 月 31 日までの取得分 0.5%軽減 ※は一定の要件を満たすもの</p>
軽油引取税		
狩 猟 税		
その他の税		

グリーン税制

軽課（平成 21(2009)年度取得分については平成 22(2010)年度、平成 22(2010)年度取得分については平成 23(2011)年度分の自動車税に適用)

電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、天然ガス自動車（車両総重量 3.5 t 以下で平成 17(2005)年排出ガス基準値より 75%以上 NOx を低減させた自動車、車両総重量 3.5 t 超で平成 17(2005)年排出ガス基準値より 10%以上 NOx を低減させた自動車）

燃費基準 + 25%達成車かつ平成 17(2005)年排出ガス基準値より 75%以上性能のよい自動車 概ね 50%を軽課

燃費基準 + 15%達成車かつ平成 17(2005)年排出ガス基準値より 75%以上性能のよい自動車 概ね 25%を軽課（平成 22(2010)年度まで）

重課（低公害車、一般乗合用バス、被けん引車を除く。）

新車新規登録から 11年を経過したディーゼル車 概ね 10%を重課

新車新規登録から 13年を経過したガソリン車 概ね 10%を重課

新車に係る軽減措置（平成 21(2009)年度の措置に追加されたもの）

車両総重量が 2.5 t 超 3.5 t 以下のディーゼルトラック・バス等であって平成 21(2009)年排出ガス規制適合かつ平成 27(2015)年度燃費基準達成

車両総重量が 3.5 t 超 12t 以下のディーゼルトラック・バス等であって平成 22(2010)年排出ガス規制適合かつ平成 27(2015)年度燃費基準達成

車両総重量が 12 t を超えるディーゼルトラック・バス等であって平成 21(2009)年排出ガス規制適合かつ平成 27(2015)年度燃費基準達成

車両総重量が 2.5 t 超 3.5 t 以下のトラック・バス等であって平成 17(2005)年排出ガス基準 75%低減かつ平成 27(2015)年度燃費基準達成 税率を 75%軽減

車両総重量が 2.5 t 超 3.5 t 以下のトラック・バス等であって平成 17(2005)年排出ガス規制 50%低減かつ平成 27(2015)年度燃費基準達成 税率を 50%軽減

（全て平成 22(2010)年 4月 1日から平成 24(2012)年 3月 31日取得分に適用）

中古車に係る軽減措置（平成 21(2009)年度の措置に追加されたもの）

車両総重量が 2.5 t 超 3.5 t 以下のトラック・バス等であって平成 17(2005)年排出ガス基準 75%低減かつ平成 27(2015)年度燃費基準達成 取得価額から 30万円を控除

（平成 22(2010)年 4月 1日～平成 24(2012)年 3月 31日までの取得分に適用）

車両総重量が 2.5 t 超 3.5 t 以下のトラック・バス等であって平成 17(2005)年排出ガス規制 50%低減かつ平成 27(2015)年度燃費基準達成 取得価額から 15万円を控除

（平成 22(2010)年 4月 1日～平成 24(2012)年 3月 31日までの取得分に適用）

車両総重量が 2.5 t 超 3.5 t 以下のディーゼルトラック・バス等であって平成 21(2009)年排出ガス規制適合かつ平成 27(2015)年度燃費基準達成 税率から 1.0%軽減

（平成 22(2010)年 4月 1日～平成 22(2010)年 8月 31日までの取得分に適用）

車両総重量が 3.5 t 超 12t 以下のディーゼルトラック・バス等であって平成 22(2010)年排出ガス規制適合かつ平成 27(2015)年度燃費基準達成 税率から 2.0%軽減

（平成 22(2010)年 4月 1日から平成 22(2010)年 9月 30日までの取得分に適用）

（平成 22(2010)年 10月 1日から平成 23(2011)年 8月 31日までの取得分に適用）

車両総重量が 12 t を超えるディーゼルトラック・バス等であって平成 21(2009)年排出ガス規制適合かつ平成 27(2015)年度燃費基準達成 税率から 1.0%軽減

（平成 22(2010)年 10月 1日から平成 23(2011)年 8月 31日までの取得分に適用）

クリーンディーゼル乗用車

平成 21(2009)年排出ガス規制に適合 0.5%軽減

（平成 21(2009)年 10月 1日から平成 22(2010)年 8月 31日までの取得分に適用）

年度 税目	平成 23 (2011)	24 (2012)																																																																																								
自動車税		<p>グリーン化特例 軽課 平成 24(2012)年度取得分については平成 25(2013)年度、平成 25(2013)年度取得分については平成 26(2014)年度分の自動車税に適用 電気自動車、燃料電池車、プラグインハイブリッド自動車、天然ガス自動車（平成 21(2009)年排出ガス基準適合かつ同基準より 10%以上 NO_x（窒素酸化物）を低減させた自動車） 「平成 27(2015)年度燃費基準 + 10%以上達成車(平成 22(2010)年度燃費基準 + 38%以上達成車)」かつ平成 17(2005)年排出ガス基準値より 75%以上性能のよい自動車 概ね 50%軽減 「平成 27(2015)年度燃費基準達成車(平成 22(2010)年度燃費基準 + 25%達成車)」かつ平成 17(2005)年排出ガス基準値より 75%以上性能のよい自動車 概ね 25%軽減 ※平成 22(2010)年度燃費基準については、平成 27(2015)年度燃費値を算定していない自動車の場合に限り適用される。</p> <p>重課 新車新規登録から 11 年を経過したディーゼル車 概ね 10%重課 新車新規登録から 13 年を経過したガソリン車 概ね 10%重課 ※電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ガソリンハイブリッド自動車、一般乗合用バス、被けん引車を除く。</p>																																																																																								
自動車取得税		<p>●環境負荷の小さい自動車（下記表に該当するエコカー）について自動車取得税を軽減する特例措置 該当車種及び軽減内容について(平成 24(2012)年 4 月 1 日から平成 27(2015)年 3 月 31 日までに取得した自動車に適用)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">車種</th> <th rowspan="2">燃料</th> <th colspan="2">要件</th> <th>新車</th> <th>中古車</th> </tr> <tr> <th>排出ガス基準</th> <th>燃費基準</th> <th>軽減内容</th> <th>取得価額からの控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気自動車(燃料電池自動車を含む)</td> <td>電気</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>非課税</td> <td>45万円</td> </tr> <tr> <td>天然ガス自動車</td> <td>天然ガス</td> <td>平成 21(2009)年排出ガス基準適合かつ同基準から NO_x (窒素酸化物) 10%以上低減</td> <td>-</td> <td>非課税</td> <td>45万円</td> </tr> <tr> <td>プラグインハイブリッド自動車</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>非課税</td> <td>45万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">乗用車、バス・トラック(車両総重量 2.5 t 以下・ハイブリッド自動車を含む)</td> <td>軽油</td> <td>平成 21(2009)年排出ガス基準適合</td> <td>-</td> <td>非課税</td> <td>45万円</td> </tr> <tr> <td>ガソリン</td> <td>平成 17(2005)年排出ガス基準適合かつ同基準から NO_x 75%以上低減(☆☆☆☆)</td> <td>平成 27(2015)年度燃費基準 + 20%達成 平成 22(2010)年度燃費基準 + 50%達成(注 1) 平成 27(2015)年度燃費基準 + 10%達成 平成 22(2010)年度燃費基準 + 38%達成(注 1) 平成 27(2015)年度燃費基準達成 平成 22(2010)年度燃費基準 + 25%達成(注 1)</td> <td>非課税 75%軽減 50%軽減</td> <td>45万円 30万円 15万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">バス・トラック(車両総重量 2.5 t 超 3.5 t 以下・中量車・ハイブリッド自動車を含む)</td> <td rowspan="2">ガソリン</td> <td>平成 17(2005)年排出ガス基準適合かつ同基準から NO_x 75%以上低減(☆☆☆☆)</td> <td>平成 27(2015)年度燃費基準 + 10%達成 平成 27(2015)年度燃費基準 + 5%達成 平成 27(2015)年度燃費基準達成</td> <td>非課税 75%軽減 50%軽減</td> <td>45万円 30万円 15万円</td> </tr> <tr> <td>平成 17(2005)年排出ガス基準適合かつ同基準から NO_x 50%以上低減(☆☆☆☆)</td> <td>平成 27(2015)年度燃費基準 + 10%達成 平成 27(2015)年度燃費基準 + 5%達成</td> <td>75%軽減 50%軽減</td> <td>30万円 15万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">バス・トラック(車両総重量 2.5 t 超 3.5 t 以下・中量車・ハイブリッド自動車を含む)</td> <td rowspan="2">軽油</td> <td>平成 21(2009)年排出ガス基準適合かつ同基準から NO_x・PM(粒子状物質) 10%以上低減</td> <td>平成 27(2015)年度燃費基準 + 10%達成 平成 27(2015)年度燃費基準 + 5%達成</td> <td>非課税 75%軽減 50%軽減</td> <td>- - -</td> </tr> <tr> <td>平成 21(2009)年排出ガス基準適合</td> <td>平成 27(2015)年度燃費基準 + 10%達成 平成 27(2015)年度燃費基準 + 5%達成</td> <td>75%軽減 50%軽減</td> <td>- -</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">バス・トラック(車両総重量 3.5 t 超・重量車・ハイブリッド自動車を含む)</td> <td rowspan="2">軽油</td> <td>平成 21(2009)年排出ガス基準適合かつ同基準から NO_x・PM 10%以上低減</td> <td>平成 27(2015)年度燃費基準 + 10%達成 平成 27(2015)年度燃費基準 + 5%達成</td> <td>非課税 75%軽減 50%軽減</td> <td>45万円(注 2) 30万円(注 2) 15万円(注 2)</td> </tr> <tr> <td>平成 21(2009)年排出ガス基準適合</td> <td>平成 27(2015)年度燃費基準 + 10%達成 平成 27(2015)年度燃費基準 + 5%達成</td> <td>75%軽減 50%軽減</td> <td>30万円(注 2) 15万円(注 2)</td> </tr> </tbody> </table> <p>注 1 平成 22(2010)年度燃費基準については、平成 27(2015)年度燃費値を算定していない自動車の場合に限り適用される。 注 2 ハイブリッド自動車に限り適用される。</p> <p>●バリアフリー対応バス・タクシー、先進安全自動車について自動車取得税を軽減する特例措置 該当車種及び軽減内容について(平成 24(2012)年 4 月 1 日から平成 27(2015)年 3 月 31 日までに取得した自動車に適用)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">車種</th> <th>新車新規登録 取得価額からの控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">ノンステップバス</td> <td>1,000 万円控除</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">リフト付きバス</td> <td>乗車定員 30 人以上</td> <td>650 万円控除</td> </tr> <tr> <td>乗車定員 30 人未満</td> <td>200 万円控除</td> </tr> <tr> <td colspan="2">ユニバーサルデザインタクシー</td> <td>100 万円控除</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">衝突被害 軽減ブレーキ搭載車</td> <td>トラック (8 t 超 22 t 以下)</td> <td rowspan="3">350 万円控除</td> </tr> <tr> <td>トラック (22 t 超)</td> </tr> <tr> <td>トラクタ (13 t 超)</td> </tr> </tbody> </table> <p>注 3 22 t のトラック及び 13 t 超のトラクタについては平成 26(2014)年 10 月 31 日までの取得に適用</p>	車種	燃料	要件		新車	中古車	排出ガス基準	燃費基準	軽減内容	取得価額からの控除額	電気自動車(燃料電池自動車を含む)	電気	-	-	非課税	45万円	天然ガス自動車	天然ガス	平成 21(2009)年排出ガス基準適合かつ同基準から NO _x (窒素酸化物) 10%以上低減	-	非課税	45万円	プラグインハイブリッド自動車	-	-	-	非課税	45万円	乗用車、バス・トラック(車両総重量 2.5 t 以下・ハイブリッド自動車を含む)	軽油	平成 21(2009)年排出ガス基準適合	-	非課税	45万円	ガソリン	平成 17(2005)年排出ガス基準適合かつ同基準から NO _x 75%以上低減(☆☆☆☆)	平成 27(2015)年度燃費基準 + 20%達成 平成 22(2010)年度燃費基準 + 50%達成(注 1) 平成 27(2015)年度燃費基準 + 10%達成 平成 22(2010)年度燃費基準 + 38%達成(注 1) 平成 27(2015)年度燃費基準達成 平成 22(2010)年度燃費基準 + 25%達成(注 1)	非課税 75%軽減 50%軽減	45万円 30万円 15万円	バス・トラック(車両総重量 2.5 t 超 3.5 t 以下・中量車・ハイブリッド自動車を含む)	ガソリン	平成 17(2005)年排出ガス基準適合かつ同基準から NO _x 75%以上低減(☆☆☆☆)	平成 27(2015)年度燃費基準 + 10%達成 平成 27(2015)年度燃費基準 + 5%達成 平成 27(2015)年度燃費基準達成	非課税 75%軽減 50%軽減	45万円 30万円 15万円	平成 17(2005)年排出ガス基準適合かつ同基準から NO _x 50%以上低減(☆☆☆☆)	平成 27(2015)年度燃費基準 + 10%達成 平成 27(2015)年度燃費基準 + 5%達成	75%軽減 50%軽減	30万円 15万円	バス・トラック(車両総重量 2.5 t 超 3.5 t 以下・中量車・ハイブリッド自動車を含む)	軽油	平成 21(2009)年排出ガス基準適合かつ同基準から NO _x ・PM(粒子状物質) 10%以上低減	平成 27(2015)年度燃費基準 + 10%達成 平成 27(2015)年度燃費基準 + 5%達成	非課税 75%軽減 50%軽減	- - -	平成 21(2009)年排出ガス基準適合	平成 27(2015)年度燃費基準 + 10%達成 平成 27(2015)年度燃費基準 + 5%達成	75%軽減 50%軽減	- -	バス・トラック(車両総重量 3.5 t 超・重量車・ハイブリッド自動車を含む)	軽油	平成 21(2009)年排出ガス基準適合かつ同基準から NO _x ・PM 10%以上低減	平成 27(2015)年度燃費基準 + 10%達成 平成 27(2015)年度燃費基準 + 5%達成	非課税 75%軽減 50%軽減	45万円(注 2) 30万円(注 2) 15万円(注 2)	平成 21(2009)年排出ガス基準適合	平成 27(2015)年度燃費基準 + 10%達成 平成 27(2015)年度燃費基準 + 5%達成	75%軽減 50%軽減	30万円(注 2) 15万円(注 2)	車種		新車新規登録 取得価額からの控除額	ノンステップバス		1,000 万円控除	リフト付きバス	乗車定員 30 人以上	650 万円控除	乗車定員 30 人未満	200 万円控除	ユニバーサルデザインタクシー		100 万円控除	衝突被害 軽減ブレーキ搭載車	トラック (8 t 超 22 t 以下)	350 万円控除	トラック (22 t 超)	トラクタ (13 t 超)
車種	燃料	要件			新車	中古車																																																																																				
		排出ガス基準	燃費基準	軽減内容	取得価額からの控除額																																																																																					
電気自動車(燃料電池自動車を含む)	電気	-	-	非課税	45万円																																																																																					
天然ガス自動車	天然ガス	平成 21(2009)年排出ガス基準適合かつ同基準から NO _x (窒素酸化物) 10%以上低減	-	非課税	45万円																																																																																					
プラグインハイブリッド自動車	-	-	-	非課税	45万円																																																																																					
乗用車、バス・トラック(車両総重量 2.5 t 以下・ハイブリッド自動車を含む)	軽油	平成 21(2009)年排出ガス基準適合	-	非課税	45万円																																																																																					
	ガソリン	平成 17(2005)年排出ガス基準適合かつ同基準から NO _x 75%以上低減(☆☆☆☆)	平成 27(2015)年度燃費基準 + 20%達成 平成 22(2010)年度燃費基準 + 50%達成(注 1) 平成 27(2015)年度燃費基準 + 10%達成 平成 22(2010)年度燃費基準 + 38%達成(注 1) 平成 27(2015)年度燃費基準達成 平成 22(2010)年度燃費基準 + 25%達成(注 1)	非課税 75%軽減 50%軽減	45万円 30万円 15万円																																																																																					
バス・トラック(車両総重量 2.5 t 超 3.5 t 以下・中量車・ハイブリッド自動車を含む)	ガソリン	平成 17(2005)年排出ガス基準適合かつ同基準から NO _x 75%以上低減(☆☆☆☆)	平成 27(2015)年度燃費基準 + 10%達成 平成 27(2015)年度燃費基準 + 5%達成 平成 27(2015)年度燃費基準達成	非課税 75%軽減 50%軽減	45万円 30万円 15万円																																																																																					
		平成 17(2005)年排出ガス基準適合かつ同基準から NO _x 50%以上低減(☆☆☆☆)	平成 27(2015)年度燃費基準 + 10%達成 平成 27(2015)年度燃費基準 + 5%達成	75%軽減 50%軽減	30万円 15万円																																																																																					
バス・トラック(車両総重量 2.5 t 超 3.5 t 以下・中量車・ハイブリッド自動車を含む)	軽油	平成 21(2009)年排出ガス基準適合かつ同基準から NO _x ・PM(粒子状物質) 10%以上低減	平成 27(2015)年度燃費基準 + 10%達成 平成 27(2015)年度燃費基準 + 5%達成	非課税 75%軽減 50%軽減	- - -																																																																																					
		平成 21(2009)年排出ガス基準適合	平成 27(2015)年度燃費基準 + 10%達成 平成 27(2015)年度燃費基準 + 5%達成	75%軽減 50%軽減	- -																																																																																					
バス・トラック(車両総重量 3.5 t 超・重量車・ハイブリッド自動車を含む)	軽油	平成 21(2009)年排出ガス基準適合かつ同基準から NO _x ・PM 10%以上低減	平成 27(2015)年度燃費基準 + 10%達成 平成 27(2015)年度燃費基準 + 5%達成	非課税 75%軽減 50%軽減	45万円(注 2) 30万円(注 2) 15万円(注 2)																																																																																					
		平成 21(2009)年排出ガス基準適合	平成 27(2015)年度燃費基準 + 10%達成 平成 27(2015)年度燃費基準 + 5%達成	75%軽減 50%軽減	30万円(注 2) 15万円(注 2)																																																																																					
車種		新車新規登録 取得価額からの控除額																																																																																								
ノンステップバス		1,000 万円控除																																																																																								
リフト付きバス	乗車定員 30 人以上	650 万円控除																																																																																								
	乗車定員 30 人未満	200 万円控除																																																																																								
ユニバーサルデザインタクシー		100 万円控除																																																																																								
衝突被害 軽減ブレーキ搭載車	トラック (8 t 超 22 t 以下)	350 万円控除																																																																																								
	トラック (22 t 超)																																																																																									
	トラクタ (13 t 超)																																																																																									
軽油引取税	不正軽油に関する罰則の強化																																																																																									
狩猟税																																																																																										
その他の税																																																																																										

●バリアフリー対応バス・タクシー、先進安全自動車について自動車取得税を軽減する特例措置

該当車種及び軽減内容について（平成 24(2012)年 4 月 1 日から平成 27(2015)年 3 月 31 日までに取得した自動車に適用）

車種		新車新規登録
		取得価額からの控除額
ノンステップバス		1,000 万円控除
リフト付きバス	乗車定員 30 人以上	650 万円控除
	乗車定員 30 人未満	200 万円控除
ユニバーサルデザインタクシー		100 万円控除
衝突被害 軽減ブレーキ搭載車	トラック（8 t 超 22 t 以下）	350 万円控除
	トラック（22 t 超） トラクタ（13 t 超）	
	乗車定員 10 人以上で立席のないバス等（5 t 超 12 t 以下）	
	乗車定員 10 人以上で立席のないバス等（12 t 超）	

注 1 22 t のトラック及び 13 t 超のトラクタについては平成 26(2014)年 10 月 31 日までの取得に適用

注 2 車輛総重量 5 t 超 12 t 以下のバス等及び 12 t 超のバス等については、平成 25(2013)年 4 月 1 日以降の取得に適用

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特定措置に関する法律に規定する対象鳥獣捕獲員に係る狩猟者の登録について、税率を 2 分の 1 とする特例措置の適用期限を平成 28(2016)年 3 月 31 日まで延長

税目	年度	平成 26 (2014)																																																																																						
自動車税	軽課	グリーン化特例 平成 26(2014)年度取得分について平成 27(2015)年度自動車税に適用 電気自動車、燃料電池車、プラグインハイブリッド自動車、クリーンディーゼル車、天然ガス自動車（平成 21(2009)年排出ガス基準適合かつ同基準より 10%以上 NOx（窒素酸化物）を低減させた自動車） 「平成 27(2015)年度燃費基準 + 20%以上達成車（平成 32(2020)年度燃費基準達成車）」かつ平成 17(2005)年排出ガス基準値より 75%以上性能のよい自動車 概ね 75%軽課 「平成 27(2015)年度燃費基準 + 20%以上達成車（平成 32(2020)年度燃費基準未達成車）」かつ平成 17(2005)年排出ガス基準値より 75%以上性能のよい自動車 「平成 27(2015)年度燃費基準 + 10%以上達成車」かつ平成 17(2005)年排出ガス基準値より 75%以上性能のよい自動車 概ね 50%軽課																																																																																						
	重課	新車新規登録から 11 年を経過したディーゼル車 概ね 15%重課 新車新規登録から 13 年を経過したガソリン車 概ね 15%重課 ※電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ガソリンハイブリッド自動車、一般乗合用バス、被けん引車を除く。 ※バス、トラック及びキャンピング車を除く特種用途自動車の重課率は概ね 10%																																																																																						
自動車取得税	●税率	営業用の普通車、軽自動車 2% 自家用車の普通車 3%																																																																																						
	●環境負担の小さい自動車（下記表に該当するエコカー）について自動車取得税を軽減する特例措置 該当車種及び軽減内容について（平成 24(2012)年 4 月 1 日から平成 26(2014)年 3 月 31 日までに取得した自動車に適用）																																																																																							
		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">車種</th> <th rowspan="2">燃料</th> <th colspan="2">要件</th> <th rowspan="2">新車 軽減内容</th> <th rowspan="2">中古車 取得価額からの控除額</th> </tr> <tr> <th>排出ガス基準</th> <th>燃費基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気自動車（燃料電池自動車を含む）</td> <td>電気</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>非課税</td> <td>45 万円</td> </tr> <tr> <td>天然ガス自動車</td> <td>天然ガス</td> <td>平成 21(2009)年排出ガス基準適合かつ同基準から NOx（窒素酸化物）10%以上低減</td> <td>-</td> <td>非課税</td> <td>45 万円</td> </tr> <tr> <td>プラグインハイブリッド自動車</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>非課税</td> <td>45 万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">乗用車、バス・トラック（車両総重量 2.5 t 以下・ハイブリッド自動車を含む）</td> <td rowspan="3">ガソリン</td> <td>平成 21(2009)年排出ガス基準適合</td> <td>-</td> <td>非課税</td> <td>45 万円</td> </tr> <tr> <td>平成 17(2005)年排出ガス基準適合かつ同基準から NOx 75%以上低減（☆☆☆）</td> <td>平成 27(2015)年度燃費基準 + 20%達成 平成 22(2010)年度燃費基準 + 50%達成（注 1）</td> <td>非課税</td> <td>45 万円</td> </tr> <tr> <td>平成 17(2005)年排出ガス基準適合かつ同基準から NOx 75%以上低減（☆☆☆）</td> <td>平成 27(2015)年度燃費基準 + 10%達成 平成 22(2010)年度燃費基準 + 38%達成（注 1）</td> <td>80%軽減</td> <td>30 万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">バス・トラック（車両総重量 2.5t 超 3.5t 以下・中量車・ハイブリッド自動車含む）</td> <td rowspan="4">ガソリン</td> <td>平成 17(2005)年排出ガス基準適合かつ同基準から NOx 75%以上低減（☆☆☆）</td> <td>平成 27(2015)年度燃費基準 + 10%達成</td> <td>非課税</td> <td>45 万円</td> </tr> <tr> <td>平成 17(2005)年排出ガス基準適合かつ同基準から NOx 75%以上低減（☆☆☆）</td> <td>平成 27(2015)年度燃費基準 + 5%達成</td> <td>80%軽減</td> <td>30 万円</td> </tr> <tr> <td>平成 17(2005)年排出ガス基準適合かつ同基準から NOx 50%以上低減（☆☆）</td> <td>平成 27(2015)年度燃費基準 + 10%達成</td> <td>80%軽減</td> <td>30 万円</td> </tr> <tr> <td>平成 17(2005)年排出ガス基準適合かつ同基準から NOx 50%以上低減（☆☆）</td> <td>平成 27(2015)年度燃費基準 + 5%達成</td> <td>60%軽減</td> <td>15 万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">バス・トラック（車両総重量 2.5t 超 3.5t 以下・中量車・ハイブリッド自動車含む）</td> <td rowspan="2">軽油</td> <td>平成 21(2009)年排出ガス基準適合かつ同基準から NOx・PM（粒子状物質）10%以上低減</td> <td>平成 27(2015)年度燃費基準 + 10%達成</td> <td>非課税</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>平成 21(2009)年排出ガス基準適合</td> <td>平成 27(2015)年度燃費基準 + 5%達成</td> <td>80%軽減</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">バス・トラック（車両総重量 3.5t 超・重量車・ハイブリッド自動車含む）</td> <td rowspan="4">軽油</td> <td>平成 21(2009)年排出ガス基準適合かつ同基準から NOx・PM10%以上低減</td> <td>平成 27(2015)年度燃費基準 + 10%達成</td> <td>非課税</td> <td>45 万円（注 2）</td> </tr> <tr> <td>平成 21(2009)年排出ガス基準適合かつ同基準から NOx・PM10%以上低減</td> <td>平成 27(2015)年度燃費基準 + 5%達成</td> <td>80%軽減</td> <td>30 万円（注 2）</td> </tr> <tr> <td>平成 21(2009)年排出ガス基準適合かつ同基準から NOx・PM10%以上低減</td> <td>平成 27(2015)年度燃費基準 + 10%達成</td> <td>60%軽減</td> <td>15 万円（注 2）</td> </tr> <tr> <td>平成 21(2009)年排出ガス基準適合</td> <td>平成 27(2015)年度燃費基準 + 5%達成</td> <td>80%軽減</td> <td>30 万円（注 2）</td> </tr> </tbody> </table>	車種	燃料	要件		新車 軽減内容	中古車 取得価額からの控除額	排出ガス基準	燃費基準	電気自動車（燃料電池自動車を含む）	電気	-	-	非課税	45 万円	天然ガス自動車	天然ガス	平成 21(2009)年排出ガス基準適合かつ同基準から NOx（窒素酸化物）10%以上低減	-	非課税	45 万円	プラグインハイブリッド自動車	-	-	-	非課税	45 万円	乗用車、バス・トラック（車両総重量 2.5 t 以下・ハイブリッド自動車を含む）	ガソリン	平成 21(2009)年排出ガス基準適合	-	非課税	45 万円	平成 17(2005)年排出ガス基準適合かつ同基準から NOx 75%以上低減（☆☆☆）	平成 27(2015)年度燃費基準 + 20%達成 平成 22(2010)年度燃費基準 + 50%達成（注 1）	非課税	45 万円	平成 17(2005)年排出ガス基準適合かつ同基準から NOx 75%以上低減（☆☆☆）	平成 27(2015)年度燃費基準 + 10%達成 平成 22(2010)年度燃費基準 + 38%達成（注 1）	80%軽減	30 万円	バス・トラック（車両総重量 2.5t 超 3.5t 以下・中量車・ハイブリッド自動車含む）	ガソリン	平成 17(2005)年排出ガス基準適合かつ同基準から NOx 75%以上低減（☆☆☆）	平成 27(2015)年度燃費基準 + 10%達成	非課税	45 万円	平成 17(2005)年排出ガス基準適合かつ同基準から NOx 75%以上低減（☆☆☆）	平成 27(2015)年度燃費基準 + 5%達成	80%軽減	30 万円	平成 17(2005)年排出ガス基準適合かつ同基準から NOx 50%以上低減（☆☆）	平成 27(2015)年度燃費基準 + 10%達成	80%軽減	30 万円	平成 17(2005)年排出ガス基準適合かつ同基準から NOx 50%以上低減（☆☆）	平成 27(2015)年度燃費基準 + 5%達成	60%軽減	15 万円	バス・トラック（車両総重量 2.5t 超 3.5t 以下・中量車・ハイブリッド自動車含む）	軽油	平成 21(2009)年排出ガス基準適合かつ同基準から NOx・PM（粒子状物質）10%以上低減	平成 27(2015)年度燃費基準 + 10%達成	非課税	-	平成 21(2009)年排出ガス基準適合	平成 27(2015)年度燃費基準 + 5%達成	80%軽減	-	バス・トラック（車両総重量 3.5t 超・重量車・ハイブリッド自動車含む）	軽油	平成 21(2009)年排出ガス基準適合かつ同基準から NOx・PM10%以上低減	平成 27(2015)年度燃費基準 + 10%達成	非課税	45 万円（注 2）	平成 21(2009)年排出ガス基準適合かつ同基準から NOx・PM10%以上低減	平成 27(2015)年度燃費基準 + 5%達成	80%軽減	30 万円（注 2）	平成 21(2009)年排出ガス基準適合かつ同基準から NOx・PM10%以上低減	平成 27(2015)年度燃費基準 + 10%達成	60%軽減	15 万円（注 2）	平成 21(2009)年排出ガス基準適合	平成 27(2015)年度燃費基準 + 5%達成	80%軽減	30 万円（注 2）
	車種	燃料			要件				新車 軽減内容	中古車 取得価額からの控除額																																																																														
			排出ガス基準	燃費基準																																																																																				
	電気自動車（燃料電池自動車を含む）	電気	-	-	非課税	45 万円																																																																																		
	天然ガス自動車	天然ガス	平成 21(2009)年排出ガス基準適合かつ同基準から NOx（窒素酸化物）10%以上低減	-	非課税	45 万円																																																																																		
	プラグインハイブリッド自動車	-	-	-	非課税	45 万円																																																																																		
	乗用車、バス・トラック（車両総重量 2.5 t 以下・ハイブリッド自動車を含む）	ガソリン	平成 21(2009)年排出ガス基準適合	-	非課税	45 万円																																																																																		
			平成 17(2005)年排出ガス基準適合かつ同基準から NOx 75%以上低減（☆☆☆）	平成 27(2015)年度燃費基準 + 20%達成 平成 22(2010)年度燃費基準 + 50%達成（注 1）	非課税	45 万円																																																																																		
平成 17(2005)年排出ガス基準適合かつ同基準から NOx 75%以上低減（☆☆☆）			平成 27(2015)年度燃費基準 + 10%達成 平成 22(2010)年度燃費基準 + 38%達成（注 1）	80%軽減	30 万円																																																																																			
バス・トラック（車両総重量 2.5t 超 3.5t 以下・中量車・ハイブリッド自動車含む）	ガソリン	平成 17(2005)年排出ガス基準適合かつ同基準から NOx 75%以上低減（☆☆☆）	平成 27(2015)年度燃費基準 + 10%達成	非課税	45 万円																																																																																			
		平成 17(2005)年排出ガス基準適合かつ同基準から NOx 75%以上低減（☆☆☆）	平成 27(2015)年度燃費基準 + 5%達成	80%軽減	30 万円																																																																																			
		平成 17(2005)年排出ガス基準適合かつ同基準から NOx 50%以上低減（☆☆）	平成 27(2015)年度燃費基準 + 10%達成	80%軽減	30 万円																																																																																			
		平成 17(2005)年排出ガス基準適合かつ同基準から NOx 50%以上低減（☆☆）	平成 27(2015)年度燃費基準 + 5%達成	60%軽減	15 万円																																																																																			
バス・トラック（車両総重量 2.5t 超 3.5t 以下・中量車・ハイブリッド自動車含む）	軽油	平成 21(2009)年排出ガス基準適合かつ同基準から NOx・PM（粒子状物質）10%以上低減	平成 27(2015)年度燃費基準 + 10%達成	非課税	-																																																																																			
		平成 21(2009)年排出ガス基準適合	平成 27(2015)年度燃費基準 + 5%達成	80%軽減	-																																																																																			
バス・トラック（車両総重量 3.5t 超・重量車・ハイブリッド自動車含む）	軽油	平成 21(2009)年排出ガス基準適合かつ同基準から NOx・PM10%以上低減	平成 27(2015)年度燃費基準 + 10%達成	非課税	45 万円（注 2）																																																																																			
		平成 21(2009)年排出ガス基準適合かつ同基準から NOx・PM10%以上低減	平成 27(2015)年度燃費基準 + 5%達成	80%軽減	30 万円（注 2）																																																																																			
		平成 21(2009)年排出ガス基準適合かつ同基準から NOx・PM10%以上低減	平成 27(2015)年度燃費基準 + 10%達成	60%軽減	15 万円（注 2）																																																																																			
		平成 21(2009)年排出ガス基準適合	平成 27(2015)年度燃費基準 + 5%達成	80%軽減	30 万円（注 2）																																																																																			
	注 1 平成 22(2010)年度燃費基準については、平成 27(2015)年度燃費値を算定していない自動車の場合に限り適用される。																																																																																							
	注 2 ハイブリッド自動車に限り適用される。																																																																																							
軽油引取税																																																																																								
狩猟税																																																																																								
その他の税	地方法人特別税 外形標準課税法人 67.4/100、普通法人（外形標準課税法人を除く） 43.2/100、収入金課税法人 43.2/100 （平成 26(2014)年 10 月 1 日以後に開始する事業年度から適用）																																																																																							

27
(2015)

グリーン化特例
軽課

平成 27(2015)年度取得分について平成 28(2016)年度自動車税に適用

- 環境負荷の小さい自動車(下記表に該当するエコカー)について自動車取得税を軽減する特例措置
該当車種及び軽減内容について(平成 27(2015)年 4 月 1 日から平成 29(2017)年 3 月 31 日までに取得した自動車に適用)

○乗用車

車種	燃料	要件		新車 軽減内容	中古車 取得価額からの控除額
		排出ガス基準	燃費基準		
電気自動車、燃料電池車	電気	-	-	非課税	4 5 万円控除
天然ガス	天然ガス	平成 21(2009)年排出ガス基準適合かつ同基準から NOx(窒素酸化物)10%以上低減	-		
プラグインハイブリッド車	-	-	-		
低排出ガスディーゼル乗用車 (クリーンディーゼル車)	軽油	-	-		
ガソリンハイブリッド車 ガソリン車	ガソリン	平成 17(2005)年排出ガス基準適合かつ同基準から NOx 75%低減達成(☆☆☆☆)	H 32(2020)年度燃費基準+20%達成(H 22(2010)年度燃費基準+80%達成)	8 0 %軽減	3 5 万円控除
			H 32(2020)年度燃費基準+10%達成(H 22(2010)年度燃費基準+65%達成)	6 0 %軽減	2 5 万円控除
			H 32(2020)年度燃費基準達成(H 22(2010)年度燃費基準+50%達成)	4 0 %軽減	1 5 万円控除
			H 27(2015)年度燃費基準+10%達成(H 22(2010)年度燃費基準+38%達成)	2 0 %軽減	5 万円控除

○車両総重量 2.5 t 以下のバス・トラック

車種	燃料	要件		新車 軽減内容	中古車 取得価額からの控除額
		排出ガス基準	燃費基準		
電気自動車、燃料電池車	電気	-	-	非課税	4 5 万円控除
天然ガス	天然ガス	ポスト新長期規制から NOx 10%低減	-		
プラグインハイブリッド車	-	-	-		
ガソリンハイブリッド車 ガソリン車	ガソリン	平成 17(2005)年排出ガス基準適合かつ同基準から NOx 75%低減達成(☆☆☆☆)	H 27(2015)年度燃費基準+25%達成 H 27(2015)年度燃費基準+20%達成 H 27(2015)年度燃費基準+15%達成 H 27(2015)年度燃費基準+10%達成		

○車両総重量 2.5 t 超～3.5 t 以下のバス・トラック

車種	燃料	要件		新車 軽減内容	中古車 取得価額からの控除額
		排出ガス基準	燃費基準		
電気自動車、燃料電池車	電気	-	-	非課税	4 5 万円控除
天然ガス	天然ガス	ポスト新長期規制から NOx 10%低減	-		
プラグインハイブリッド車	-	-	-		
ガソリンハイブリッド車 ガソリン車	ガソリン	平成 17(2005)年排出ガス基準適合かつ同基準から NOx 75%低減達成(☆☆☆☆)	H 27(2015)年度燃費基準+15%達成		
			H 27(2015)年度燃費基準+10%達成	6 0 %軽減	2 5 万円控除
			H 27(2015)年度燃費基準+5%達成	4 0 %軽減	1 5 万円控除
			H 27(2015)年度燃費基準達成	非課税	
ディーゼルハイブリッド車 ディーゼル車	軽油	平成 21(2009)年排出ガス規制から NOx かつ PM 10%低減	H 27(2015)年度燃費基準+15%達成	8 0 %軽減	
			H 27(2015)年度燃費基準+10%達成	6 0 %軽減	
			H 27(2015)年度燃費基準+5%達成	4 0 %軽減	
			H 27(2015)年度燃費基準達成	非課税	
ディーゼルハイブリッド車 ディーゼル車	軽油	平成 21(2009)年排出ガス規制適合	H 27(2015)年度燃費基準+15%達成	8 0 %軽減	
			H 27(2015)年度燃費基準+10%達成	6 0 %軽減	
			H 27(2015)年度燃費基準+5%達成	4 0 %軽減	
			H 27(2015)年度燃費基準達成	非課税	

○車両総重量 3.5 t 超のバス・トラック

車種	燃料	要件		新車 軽減内容	中古車 取得価額からの控除額
		排出ガス基準	燃費基準		
電気自動車、燃料電池車	電気	-	-	非課税	4 5 万円控除
天然ガス	天然ガス	ポスト新長期規制から NOx 10%低減	-		
プラグインハイブリッド車	-	-	-		
ディーゼルハイブリッド車 ディーゼル車	軽油	平成 21(2009)年排出ガス規制から NOx かつ PM 10%低減	H 27(2015)年度燃費基準+15%達成		
			H 27(2015)年度燃費基準+10%達成	6 0 %軽減	2 5 万円控除
			H 27(2015)年度燃費基準+5%達成	4 0 %軽減	1 5 万円控除
			H 27(2015)年度燃費基準達成	非課税	
ディーゼルハイブリッド車 ディーゼル車	軽油	平成 21(2009)年排出ガス規制適合	H 27(2015)年度燃費基準+15%達成	8 0 %軽減	
			H 27(2015)年度燃費基準+10%達成	6 0 %軽減	
			H 27(2015)年度燃費基準+5%達成	4 0 %軽減	
			H 27(2015)年度燃費基準達成	非課税	

注1 平成 22(2010)年度燃費基準については、平成 27(2015)年度燃費値を算定していない自動車の場合に限り適用される。

- バリアフリー対応バス・タクシーの自動車取得税軽減に係る特例措置
平成 27(2015)年 4 月 1 日から平成 29(2017)年 3 月 31 日までに新車新規登録した自動車に適用(延長)
- 先進安全自動車に係る自動車取得税の軽減に係る特例措置

対象装置 ・衝突被害軽減ブレーキ ・車両安定性制御装置	
特例の内容	
1装置装着	取得価額から 350 万円控除
両装置装着	取得価額から 525 万円控除
対象自動車	
車種	車両総重量
トラック	3.5 t 超 22 t 以下
バス	5 t 超 12 t 以下
対象期間	
平成 27(2015)年 4 月 1 日から 平成 29(2017)年 3 月 31 日	

- ※ けん引車(トラクタ)及びけん引車(トレーラー)を除く。
- ※ 車両総重量 20 t 超 22 t 以下のトラックについて1装置装着の特例期間は平成 28(2016)年 10 月 31 日まで。
- ※ 平成 28(2016)年 11 月 1 日以後は両装置装着に限り、取得価額から 350 万円控除。
- ※ 車両総重量 5 t 以下のバスに係る特例措置の対象装置は、衝突被害軽減ブレーキに限る。

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(以下「鳥獣保護管理法」という。)第 56 条に規定する対象鳥獣捕獲員に係る狩猟者の登録については、課税免除(平成 27(2015)年 4 月 1 日から平成 31(2019)年 3 月 31 日までの登録に適用)

鳥獣保護管理法第 18 条の 5 第 2 項第 1 号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者に係る狩猟者の登録については、課税免除(平成 27(2015)年 5 月 29 日から平成 31(2019)年 3 月 31 日までの登録に適用)

狩猟者登録を申請する日前 1 年以内に、鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止等の目的で、鳥獣保護管理法第 9 条第 1 項の許可を受けてその許可に係る捕獲に従事した者に係る狩猟者の登録については、税率を 2 分の 1(平成 27(2015)年 4 月 1 日から平成 31(2019)年 3 月 31 日までの登録に適用)

狩猟者登録を申請する日前 1 年以内に、鳥獣保護管理法第 9 条第 8 項に規定する従事者(認定鳥獣捕獲等事業者に係るものを除く。)として、従事者証の交付を受けて特定捕獲等期間に許可捕獲等を行った者に係る狩猟者の登録については、税率を 2 分の 1(平成 27(2015)年 4 月 1 日から平成 31(2019)年 3 月 31 日までの登録に適用)

地方法人特別税

外形標準課税法人 93.5/100、普通法人(外形標準課税法人を除く) 43.2/100、収入金課税法人 43.2/100
(平成 27(2015)年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から適用)

税目 \ 年度	平成 28 (2016)
自動車税	<p>グリーン化特例 軽課 平成 28(2016)年度取得分について、平成 29(2017)年度の自動車税に適用 電気自動車、燃料電池車、プラグインハイブリッド自動車、天然ガス自動車（平成 21(2009)年排出ガス基準適合かつ同基準から NO_x（窒素酸化物）を 10%以上低減させた自動車）、クリーンディーゼル乗用車（平成 21(2009)年排出ガス基準適合自動車） 「平成 32(2020)年度燃費基準 +10%以上達成車」かつ平成 17(2005)年排出ガス基準値より 75%以上性能のよい自動車 概ね 75%軽課 「平成 27(2015)年度燃費基準 +20%以上達成車」かつ平成 17(2005)年排出ガス基準値より 75%以上性能のよい自動車 概ね 50%軽課</p>
自動車取得税	
軽油引取税	
狩猟税	
その他の税	

税目	年度	平成 29 (2017)																																																																																						
自動車税		<p>グリーン化特例 軽課 平成 29(2017)年度取得分について、平成 30(2018)年度の自動車税に適用 電気自動車、燃料電池車、プラグインハイブリッド自動車、天然ガス自動車（平成 30(2018)年排出ガス基準適合または平成 21(2009)年排出ガス基準から NO_x（窒素酸化物）を 10%以上低減させた自動車）、クリーンディーゼル乗用車（平成 30(2018)年排出ガス基準適合または平成 21(2009)年排出ガス基準適合自動車） 「平成 32(2020)年度燃費基準 +30%以上達成車」かつ平成 17(2005)年排出ガス基準値より 75%以上または平成 30(2018)年排出ガス基準値より 50%以上性能のよい自動車 概ね 75%軽課 「平成 32(2020)年度燃費基準 +10%以上達成車」かつ平成 17(2005)年排出ガス基準値より 75%以上または平成 30(2018)年排出ガス基準値より 50%以上性能のよい自動車 概ね 50%軽課</p>																																																																																						
		<p>○税率 営業用の普通車、軽自動車 2% 自家用車の普通車 3%</p> <p>○環境負荷の小さい自動車（下記表示該当するエコカー）について自動車取得税を軽減する特例措置 該当車種及び軽減内容について（平成 29(2017)年 4 月 1 日から平成 30(2018)年 3 月 31 日までに取得した自動車に適用）</p> <p>新車</p> <p>○乗用車</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>排ガス要件</th> <th>燃費要件</th> <th>軽減率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気自動車、燃料電池車</td> <td></td> <td></td> <td rowspan="4">非課税</td> </tr> <tr> <td>天然ガス車(平成30(2018)年排ガス基準適合又はポスト新長期規則からNOx10%低減)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>プラグインハイブリッド車</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>グリーンディーゼル車(平成30(2018)年排ガス基準適合又は平成21(2009)年排ガス規制適合)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ガソリンハイブリッド車 ガソリン車 LPGハイブリッド車 LPG車</td> <td>平成17(2005)年排出ガス基準 75%低減達成 又は平成30(2018)年排出ガス基準 50%低減達成(☆☆☆☆)</td> <td>平成32(2020)年度燃費基準 + 30%達成 平成32(2020)年度燃費基準 + 20%達成 平成32(2020)年度燃費基準 + 10%達成 平成32(2020)年度燃費基準達成 平成27(2015)年度燃費基準 + 10%達成</td> <td>60%軽減 40%軽減 20%軽減</td> </tr> </tbody> </table> <p>○車両総重量 2.5t 以下のバス・トラック</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>排ガス要件</th> <th>燃費要件</th> <th>軽減率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気自動車、燃料電池車</td> <td></td> <td></td> <td rowspan="4">非課税</td> </tr> <tr> <td>天然ガス車(平成30(2018)年排ガス基準適合又はポスト新長期規則からNOx10%低減)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>プラグインハイブリッド車</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ガソリンハイブリッド車 ガソリン車</td> <td>平成17(2005)年排出ガス基準 75%低減達成 又は平成30(2018)年排出ガス基準 50%低減達成(☆☆☆☆)</td> <td>平成27(2015)年度燃費基準 + 25%達成 平成27(2015)年度燃費基準 + 20%達成 平成27(2015)年度燃費基準 + 15%達成 平成27(2015)年度燃費基準 + 10%達成 平成27(2015)年度燃費基準 + 5%達成</td> <td>80%軽減 60%軽減 40%軽減 20%軽減</td> </tr> </tbody> </table> <p>○車両総重量 2.5t 超～ 3.5t 以下のバス・トラック</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>排ガス要件</th> <th>燃費要件</th> <th>軽減率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気自動車、燃料電池車</td> <td></td> <td></td> <td rowspan="4">非課税</td> </tr> <tr> <td>天然ガス車(平成30(2018)年排ガス基準適合又はポスト新長期規則からNOx10%低減)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>プラグインハイブリッド車</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ガソリンハイブリッド車 ガソリン車</td> <td>平成17(2005)年排出ガス基準 75%低減達成 又は平成30(2018)年排出ガス基準 50%低減達成(☆☆☆☆)</td> <td>平成27(2015)年度燃費基準 + 15%達成 平成27(2015)年度燃費基準 + 10%達成 平成27(2015)年度燃費基準 + 5%達成 平成27(2015)年度燃費基準達成</td> <td>75%軽減 50%軽減 25%軽減</td> </tr> <tr> <td></td> <td>平成17(2005)年排出ガス基準 50%低減達成 又は平成30(2018)年排出ガス基準 25%低減達成(☆☆☆☆)</td> <td>平成27(2015)年度燃費基準 + 15%達成 平成27(2015)年度燃費基準 + 10%達成 平成27(2015)年度燃費基準 + 5%達成</td> <td>75%軽減 50%軽減 25%軽減</td> </tr> <tr> <td>ディーゼルハイブリッド車 ディーゼル車</td> <td>平成30(2018)年規制適合又は 平成21(2009)年排ガス規制から NO_xかつPM10%低減</td> <td>平成27(2015)年度燃費基準 + 15%達成 平成27(2015)年度燃費基準 + 10%達成 平成27(2015)年度燃費基準 + 5%達成 平成27(2015)年度燃費基準達成</td> <td>非課税 75%軽減 50%軽減 25%軽減</td> </tr> <tr> <td></td> <td>平成21(2009)年排ガス規制適合</td> <td>平成27(2015)年度燃費基準 + 15%達成 平成27(2015)年度燃費基準 + 10%達成 平成27(2015)年度燃費基準 + 5%達成</td> <td>75%軽減 50%軽減 25%軽減</td> </tr> </tbody> </table> <p>○車両総重量 3.5t 超のバス・トラック</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>排ガス要件</th> <th>燃費要件</th> <th>軽減率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気自動車、燃料電池車</td> <td></td> <td></td> <td rowspan="4">非課税</td> </tr> <tr> <td>天然ガス車(平成30(2018)年排ガス基準適合又はポスト新長期規則からNOx10%低減)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>プラグインハイブリッド車</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ディーゼルハイブリッド車 ディーゼル車</td> <td>平成28(2016)年規制適合又は 平成21(2009)年排ガス規制から NO_xかつPM10%低減</td> <td>平成27(2015)年度燃費基準 + 15%達成 平成27(2015)年度燃費基準 + 10%達成 平成27(2015)年度燃費基準 + 5%達成 平成27(2015)年度燃費基準達成</td> <td>75%軽減 50%軽減 25%軽減</td> </tr> </tbody> </table>		排ガス要件	燃費要件	軽減率	電気自動車、燃料電池車			非課税	天然ガス車(平成30(2018)年排ガス基準適合又はポスト新長期規則からNOx10%低減)			プラグインハイブリッド車			グリーンディーゼル車(平成30(2018)年排ガス基準適合又は平成21(2009)年排ガス規制適合)			ガソリンハイブリッド車 ガソリン車 LPGハイブリッド車 LPG車	平成17(2005)年排出ガス基準 75%低減達成 又は平成30(2018)年排出ガス基準 50%低減達成(☆☆☆☆)	平成32(2020)年度燃費基準 + 30%達成 平成32(2020)年度燃費基準 + 20%達成 平成32(2020)年度燃費基準 + 10%達成 平成32(2020)年度燃費基準達成 平成27(2015)年度燃費基準 + 10%達成	60%軽減 40%軽減 20%軽減		排ガス要件	燃費要件	軽減率	電気自動車、燃料電池車			非課税	天然ガス車(平成30(2018)年排ガス基準適合又はポスト新長期規則からNOx10%低減)			プラグインハイブリッド車			ガソリンハイブリッド車 ガソリン車	平成17(2005)年排出ガス基準 75%低減達成 又は平成30(2018)年排出ガス基準 50%低減達成(☆☆☆☆)	平成27(2015)年度燃費基準 + 25%達成 平成27(2015)年度燃費基準 + 20%達成 平成27(2015)年度燃費基準 + 15%達成 平成27(2015)年度燃費基準 + 10%達成 平成27(2015)年度燃費基準 + 5%達成	80%軽減 60%軽減 40%軽減 20%軽減		排ガス要件	燃費要件	軽減率	電気自動車、燃料電池車			非課税	天然ガス車(平成30(2018)年排ガス基準適合又はポスト新長期規則からNOx10%低減)			プラグインハイブリッド車			ガソリンハイブリッド車 ガソリン車	平成17(2005)年排出ガス基準 75%低減達成 又は平成30(2018)年排出ガス基準 50%低減達成(☆☆☆☆)	平成27(2015)年度燃費基準 + 15%達成 平成27(2015)年度燃費基準 + 10%達成 平成27(2015)年度燃費基準 + 5%達成 平成27(2015)年度燃費基準達成	75%軽減 50%軽減 25%軽減		平成17(2005)年排出ガス基準 50%低減達成 又は平成30(2018)年排出ガス基準 25%低減達成(☆☆☆☆)	平成27(2015)年度燃費基準 + 15%達成 平成27(2015)年度燃費基準 + 10%達成 平成27(2015)年度燃費基準 + 5%達成	75%軽減 50%軽減 25%軽減	ディーゼルハイブリッド車 ディーゼル車	平成30(2018)年規制適合又は 平成21(2009)年排ガス規制から NO _x かつPM10%低減	平成27(2015)年度燃費基準 + 15%達成 平成27(2015)年度燃費基準 + 10%達成 平成27(2015)年度燃費基準 + 5%達成 平成27(2015)年度燃費基準達成	非課税 75%軽減 50%軽減 25%軽減		平成21(2009)年排ガス規制適合	平成27(2015)年度燃費基準 + 15%達成 平成27(2015)年度燃費基準 + 10%達成 平成27(2015)年度燃費基準 + 5%達成	75%軽減 50%軽減 25%軽減		排ガス要件	燃費要件	軽減率	電気自動車、燃料電池車			非課税	天然ガス車(平成30(2018)年排ガス基準適合又はポスト新長期規則からNOx10%低減)			プラグインハイブリッド車			ディーゼルハイブリッド車 ディーゼル車	平成28(2016)年規制適合又は 平成21(2009)年排ガス規制から NO _x かつPM10%低減	平成27(2015)年度燃費基準 + 15%達成 平成27(2015)年度燃費基準 + 10%達成 平成27(2015)年度燃費基準 + 5%達成 平成27(2015)年度燃費基準達成
	排ガス要件	燃費要件	軽減率																																																																																					
電気自動車、燃料電池車			非課税																																																																																					
天然ガス車(平成30(2018)年排ガス基準適合又はポスト新長期規則からNOx10%低減)																																																																																								
プラグインハイブリッド車																																																																																								
グリーンディーゼル車(平成30(2018)年排ガス基準適合又は平成21(2009)年排ガス規制適合)																																																																																								
ガソリンハイブリッド車 ガソリン車 LPGハイブリッド車 LPG車	平成17(2005)年排出ガス基準 75%低減達成 又は平成30(2018)年排出ガス基準 50%低減達成(☆☆☆☆)	平成32(2020)年度燃費基準 + 30%達成 平成32(2020)年度燃費基準 + 20%達成 平成32(2020)年度燃費基準 + 10%達成 平成32(2020)年度燃費基準達成 平成27(2015)年度燃費基準 + 10%達成	60%軽減 40%軽減 20%軽減																																																																																					
	排ガス要件	燃費要件	軽減率																																																																																					
電気自動車、燃料電池車			非課税																																																																																					
天然ガス車(平成30(2018)年排ガス基準適合又はポスト新長期規則からNOx10%低減)																																																																																								
プラグインハイブリッド車																																																																																								
ガソリンハイブリッド車 ガソリン車	平成17(2005)年排出ガス基準 75%低減達成 又は平成30(2018)年排出ガス基準 50%低減達成(☆☆☆☆)	平成27(2015)年度燃費基準 + 25%達成 平成27(2015)年度燃費基準 + 20%達成 平成27(2015)年度燃費基準 + 15%達成 平成27(2015)年度燃費基準 + 10%達成 平成27(2015)年度燃費基準 + 5%達成		80%軽減 60%軽減 40%軽減 20%軽減																																																																																				
	排ガス要件	燃費要件	軽減率																																																																																					
電気自動車、燃料電池車			非課税																																																																																					
天然ガス車(平成30(2018)年排ガス基準適合又はポスト新長期規則からNOx10%低減)																																																																																								
プラグインハイブリッド車																																																																																								
ガソリンハイブリッド車 ガソリン車	平成17(2005)年排出ガス基準 75%低減達成 又は平成30(2018)年排出ガス基準 50%低減達成(☆☆☆☆)	平成27(2015)年度燃費基準 + 15%達成 平成27(2015)年度燃費基準 + 10%達成 平成27(2015)年度燃費基準 + 5%達成 平成27(2015)年度燃費基準達成		75%軽減 50%軽減 25%軽減																																																																																				
	平成17(2005)年排出ガス基準 50%低減達成 又は平成30(2018)年排出ガス基準 25%低減達成(☆☆☆☆)	平成27(2015)年度燃費基準 + 15%達成 平成27(2015)年度燃費基準 + 10%達成 平成27(2015)年度燃費基準 + 5%達成	75%軽減 50%軽減 25%軽減																																																																																					
ディーゼルハイブリッド車 ディーゼル車	平成30(2018)年規制適合又は 平成21(2009)年排ガス規制から NO _x かつPM10%低減	平成27(2015)年度燃費基準 + 15%達成 平成27(2015)年度燃費基準 + 10%達成 平成27(2015)年度燃費基準 + 5%達成 平成27(2015)年度燃費基準達成	非課税 75%軽減 50%軽減 25%軽減																																																																																					
	平成21(2009)年排ガス規制適合	平成27(2015)年度燃費基準 + 15%達成 平成27(2015)年度燃費基準 + 10%達成 平成27(2015)年度燃費基準 + 5%達成	75%軽減 50%軽減 25%軽減																																																																																					
	排ガス要件	燃費要件	軽減率																																																																																					
電気自動車、燃料電池車			非課税																																																																																					
天然ガス車(平成30(2018)年排ガス基準適合又はポスト新長期規則からNOx10%低減)																																																																																								
プラグインハイブリッド車																																																																																								
ディーゼルハイブリッド車 ディーゼル車	平成28(2016)年規制適合又は 平成21(2009)年排ガス規制から NO _x かつPM10%低減	平成27(2015)年度燃費基準 + 15%達成 平成27(2015)年度燃費基準 + 10%達成 平成27(2015)年度燃費基準 + 5%達成 平成27(2015)年度燃費基準達成		75%軽減 50%軽減 25%軽減																																																																																				
自動車取得税																																																																																								

中古車

○乗用車

	排ガス要件	燃費要件	軽減率
電気自動車、燃料電池車			45万円控除
天然ガス車(平成30(2018)年排ガス基準適合又はポスト新長期規則からNOx10%低減)			
プラグインハイブリッド車			
クリーンディーゼル車(平成30(2018)年排ガス基準適合又は平成21(2009)年排ガス規制適合)			
ガソリンハイブリッド車 ガソリン車 LPGハイブリッド車 LPG車	平成17(2005)年排出ガス基準 75%低減達成 又は平成30(2018)年排出ガス基準 50%低減達成(☆☆☆☆)	平成32(2020)年度燃費基準+30%達成 (平成22(2010)年度燃費基準+95%達成) 平成32(2020)年度燃費基準+20%達成 (平成22(2010)年度燃費基準+80%達成) 平成32(2020)年度燃費基準+10%達成 (平成22(2010)年度燃費基準+65%達成) 平成32(2020)年度燃費基準達成 (平成22(2010)年度燃費基準+50%達成) 平成27(2015)年度燃費基準+10%達成※ (平成22(2010)年度燃費基準+38%達成)※	25万円控除 15万円控除 5万円控除

※平成27(2015)燃費基準+10%達成車はガソリンハイブリッド車、ガソリン車に限る

○車両総重量 2.5t 以下のバス・トラック

	排ガス要件	燃費要件	軽減率
電気自動車、燃料電池車			45万円控除
天然ガス車(平成30(2018)年排ガス基準適合又はポスト新長期規則からNOx10%低減)			
プラグインハイブリッド車			
ガソリンハイブリッド車 ガソリン車	平成17(2005)年排出ガス基準 75%低減達成 又は平成30(2018)年排出ガス基準 50%低減達成(☆☆☆☆)	平成27(2015)年度燃費基準+25%達成 (平成22(2010)年度燃費基準+57%達成) 平成27(2015)年度燃費基準+20%達成 (平成22(2010)年度燃費基準+50%達成) 平成27(2015)年度燃費基準+15%達成 (平成22(2010)年度燃費基準+44%達成) 平成27(2015)年度燃費基準+10%達成 (平成22(2010)年度燃費基準+38%達成) 平成27(2015)年度燃費基準+5%達成 (平成22(2010)年度燃費基準+32%達成)	

○車両総重量 2.5t 超～3.5t 以下のバス・トラック

	排ガス要件	燃費要件	軽減率
電気自動車、燃料電池車			45万円控除
天然ガス車(平成30(2018)年排ガス基準適合又はポスト新長期規則からNOx10%低減)			
プラグインハイブリッド車			
ガソリンハイブリッド車 ガソリン車	平成17(2005)年排出ガス基準 75%低減達成 又は平成30(2018)年排出ガス基準 50%低減達成(☆☆☆☆) 平成17(2005)年排出ガス基準 50%低減達成 又は平成30(2018)年排出ガス基準 25%低減達成(☆☆☆☆)	平成27(2015)年度燃費基準+15%達成 平成27(2015)年度燃費基準+10%達成 平成27(2015)年度燃費基準+5%達成 平成27(2015)年度燃費基準達成 平成27(2015)年度燃費基準+15%達成 平成27(2015)年度燃費基準+10%達成 平成27(2015)年度燃費基準+5%達成	

○車両総重量 3.5t 超のバス・トラック

	排ガス要件	燃費要件	軽減率
電気自動車、燃料電池車			45万円控除
天然ガス車(平成30(2018)年排ガス基準適合又はポスト新長期規則からNOx10%低減)			
プラグインハイブリッド車			
ディーゼルハイブリッド車 ディーゼル車	平成28(2016)年規制適合又は 平成21(2009)年排ガス規制から NOxかつPM10%低減	平成27(2015)年度燃費基準+15%達成 平成27(2015)年度燃費基準+10%達成 平成27(2015)年度燃費基準+5%達成 平成27(2015)年度燃費基準達成	

ASV 特例

対象装置

- ・衝突被害軽減ブレーキ
- ・車両安定性制御装置

特例の内容	
1装置装着	取得価額から350万円控除
両装置装着	取得価額から525万円控除

対象自動車		対象期間
車種	車両総重量	
トラック	3.5t超22t以下	平成29(2017)年4月1日から平成31(2019)年3月31日
バス	5t超12t以下	

※けん引車（トラクタ）及び被けん引車（トレーラー）を除く。

※車両総重量 20t 超 22t 以下のトラックは、両装置装着に限り平成 30(2018)年 10 月 31 日まで取得価額から 350 万円控除。

※車両総重量 8t 超 20t 以下のトラックは、特例期間が平成 30(2018)年 10 月 31 日まで。

平成 30(2018)年 11 月 1 日以降は両装置装着に限り、取得価額から 350 万円控除。

※車両総重量 5t 以下のバスに係る特例措置の対象装置は、衝突被害軽減ブレーキに限る。

車線逸脱警報装置装着車

対象自動車		対象期間	控除額
車種	車両総重量		
バス	12t超	平成29(2017)年4月1日から平成31(2019)年3月31日	取得価額から175万円控除

軽油引取税

狩 猟 税

その他の税

税目	年度	平成 30 (2018)																													
自動車税	グリーン化特例 軽課 平成 30 (2018) 年度取得分について、平成 31 (2019) 年度の自動車税に適用 電気自動車、燃料電池車、プラグインハイブリッド自動車、天然ガス自動車 (平成 30 年排出ガス基準適合または平成 21 年排出ガス基準から NO _x (窒素酸化物) を 10% 以上低減させた自動車)、クリーンディーゼル乗用車 (平成 30 年排出ガス基準適合または平成 21 年排出ガス基準適合自動車) 「令和 2 年度燃費基準 +30% 以上達成車」かつ平成 17 年排出ガス基準値より 75% 以上または平成 30 年排出ガス基準値より 50% 以上性能のよい自動車 概ね 75% 軽課 「令和 2 年度燃費基準 +10% 以上達成車」かつ平成 17 年排出ガス基準値より 75% 以上または平成 30 年排出ガス基準値より 50% 以上性能のよい自動車 概ね 50% 軽課																														
	○税率 営業用の普通車、軽自動車 2% 自家用車の普通車 3%																														
自動車取得税	○環境負荷の小さい自動車 (下記表示該当するエコカー) について自動車取得税を軽減する特例措置 該当車種及び軽減内容について (平成 30(2018)年 4 月 1 日から平成 31(2019)年 3 月 31 日までに取得した自動車に適用)																														
	新車																														
	○乗用車																														
		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>排ガス要件</th> <th>燃費要件</th> <th>軽減率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気自動車、燃料電池車</td> <td></td> <td></td> <td rowspan="4">非課税</td> </tr> <tr> <td>天然ガス車(平成30年排ガス基準適合又はポスト新長期規則からNOx10%低減)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>プラグインハイブリッド車</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>グリーンディーゼル車(平成30年排ガス基準適合又は平成21年排ガス規制適合)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ガソリンハイブリッド車 ガソリン車 LPG車</td> <td>平成17年排出ガス基準 75%低減達成 又は平成30年排出ガス基準 50%低減達成(☆☆☆☆)</td> <td>平成 32 年度燃費基準 + 40% 達成 平成 32 年度燃費基準 + 30% 達成 平成 32 年度燃費基準 + 20% 達成 平成 32 年度燃費基準 + 10% 達成 平成 32 年度燃費基準達成</td> <td>80%軽減 60%軽減 40%軽減 20%軽減</td> </tr> </tbody> </table>		排ガス要件	燃費要件	軽減率	電気自動車、燃料電池車			非課税	天然ガス車(平成30年排ガス基準適合又はポスト新長期規則からNOx10%低減)			プラグインハイブリッド車			グリーンディーゼル車(平成30年排ガス基準適合又は平成21年排ガス規制適合)			ガソリンハイブリッド車 ガソリン車 LPG車	平成17年排出ガス基準 75%低減達成 又は平成30年排出ガス基準 50%低減達成(☆☆☆☆)	平成 32 年度燃費基準 + 40% 達成 平成 32 年度燃費基準 + 30% 達成 平成 32 年度燃費基準 + 20% 達成 平成 32 年度燃費基準 + 10% 達成 平成 32 年度燃費基準達成	80%軽減 60%軽減 40%軽減 20%軽減								
		排ガス要件	燃費要件	軽減率																											
	電気自動車、燃料電池車			非課税																											
	天然ガス車(平成30年排ガス基準適合又はポスト新長期規則からNOx10%低減)																														
	プラグインハイブリッド車																														
	グリーンディーゼル車(平成30年排ガス基準適合又は平成21年排ガス規制適合)																														
	ガソリンハイブリッド車 ガソリン車 LPG車	平成17年排出ガス基準 75%低減達成 又は平成30年排出ガス基準 50%低減達成(☆☆☆☆)	平成 32 年度燃費基準 + 40% 達成 平成 32 年度燃費基準 + 30% 達成 平成 32 年度燃費基準 + 20% 達成 平成 32 年度燃費基準 + 10% 達成 平成 32 年度燃費基準達成	80%軽減 60%軽減 40%軽減 20%軽減																											
○車両総重量 2.5t 以下のバス・トラック																															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>排ガス要件</th> <th>燃費要件</th> <th>軽減率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気自動車、燃料電池車</td> <td></td> <td></td> <td rowspan="4">非課税</td> </tr> <tr> <td>天然ガス車(平成30年排ガス基準適合又はポスト新長期規則からNOx10%低減)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>プラグインハイブリッド車</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ガソリンハイブリッド車 ガソリン車</td> <td>平成17年排出ガス基準 75%低減達成 又は平成30年排出ガス基準 50%低減達成(☆☆☆☆)</td> <td>平成 27 年度燃費基準 + 25% 達成 平成 27 年度燃費基準 + 20% 達成 平成 27 年度燃費基準 + 15% 達成 平成 27 年度燃費基準 + 10% 達成 平成 27 年度燃費基準 + 5% 達成</td> <td>80%軽減 60%軽減 40%軽減 20%軽減</td> </tr> </tbody> </table>		排ガス要件	燃費要件	軽減率	電気自動車、燃料電池車			非課税	天然ガス車(平成30年排ガス基準適合又はポスト新長期規則からNOx10%低減)			プラグインハイブリッド車			ガソリンハイブリッド車 ガソリン車	平成17年排出ガス基準 75%低減達成 又は平成30年排出ガス基準 50%低減達成(☆☆☆☆)	平成 27 年度燃費基準 + 25% 達成 平成 27 年度燃費基準 + 20% 達成 平成 27 年度燃費基準 + 15% 達成 平成 27 年度燃費基準 + 10% 達成 平成 27 年度燃費基準 + 5% 達成	80%軽減 60%軽減 40%軽減 20%軽減												
	排ガス要件	燃費要件	軽減率																												
電気自動車、燃料電池車			非課税																												
天然ガス車(平成30年排ガス基準適合又はポスト新長期規則からNOx10%低減)																															
プラグインハイブリッド車																															
ガソリンハイブリッド車 ガソリン車	平成17年排出ガス基準 75%低減達成 又は平成30年排出ガス基準 50%低減達成(☆☆☆☆)	平成 27 年度燃費基準 + 25% 達成 平成 27 年度燃費基準 + 20% 達成 平成 27 年度燃費基準 + 15% 達成 平成 27 年度燃費基準 + 10% 達成 平成 27 年度燃費基準 + 5% 達成		80%軽減 60%軽減 40%軽減 20%軽減																											
○車両総重量 2.5t 超～3.5t 以下のバス・トラック																															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>排ガス要件</th> <th>燃費要件</th> <th>軽減率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気自動車、燃料電池車</td> <td></td> <td></td> <td rowspan="4">非課税</td> </tr> <tr> <td>天然ガス車(平成30年排ガス基準適合又はポスト新長期規則からNOx10%低減)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>プラグインハイブリッド車</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ガソリンハイブリッド車 ガソリン車</td> <td>平成17年排出ガス基準 75%低減達成 又は平成30年排出ガス基準 50%低減達成(☆☆☆☆)</td> <td>平成 27 年度燃費基準 + 15% 達成 平成 27 年度燃費基準 + 10% 達成 平成 27 年度燃費基準 + 5% 達成 平成 27 年度燃費基準達成</td> <td>75%軽減 50%軽減 25%軽減</td> </tr> <tr> <td>ディーゼルハイブリッド車 ディーゼル車</td> <td>平成17年排出ガス基準 50%低減達成 又は平成30年排出ガス基準 25%低減達成(☆☆☆☆)</td> <td>平成 27 年度燃費基準 + 15% 達成 平成 27 年度燃費基準 + 10% 達成 平成 27 年度燃費基準 + 5% 達成</td> <td>75%軽減 50%軽減 25%軽減</td> </tr> <tr> <td></td> <td>平成30年規制適合又は 平成21年排ガス規制から NOxかつPM10%低減</td> <td>平成 27 年度燃費基準 + 15% 達成 平成 27 年度燃費基準 + 10% 達成 平成 27 年度燃費基準 + 5% 達成 平成 27 年度燃費基準達成</td> <td>非課税 75%軽減 50%軽減 25%軽減</td> </tr> <tr> <td></td> <td>平成21年排ガス規制適合</td> <td>平成 27 年度燃費基準 + 15% 達成 平成 27 年度燃費基準 + 10% 達成 平成 27 年度燃費基準 + 5% 達成</td> <td>75%軽減 50%軽減 25%軽減</td> </tr> </tbody> </table>		排ガス要件	燃費要件	軽減率	電気自動車、燃料電池車			非課税	天然ガス車(平成30年排ガス基準適合又はポスト新長期規則からNOx10%低減)			プラグインハイブリッド車			ガソリンハイブリッド車 ガソリン車	平成17年排出ガス基準 75%低減達成 又は平成30年排出ガス基準 50%低減達成(☆☆☆☆)	平成 27 年度燃費基準 + 15% 達成 平成 27 年度燃費基準 + 10% 達成 平成 27 年度燃費基準 + 5% 達成 平成 27 年度燃費基準達成	75%軽減 50%軽減 25%軽減	ディーゼルハイブリッド車 ディーゼル車	平成17年排出ガス基準 50%低減達成 又は平成30年排出ガス基準 25%低減達成(☆☆☆☆)	平成 27 年度燃費基準 + 15% 達成 平成 27 年度燃費基準 + 10% 達成 平成 27 年度燃費基準 + 5% 達成	75%軽減 50%軽減 25%軽減		平成30年規制適合又は 平成21年排ガス規制から NOxかつPM10%低減	平成 27 年度燃費基準 + 15% 達成 平成 27 年度燃費基準 + 10% 達成 平成 27 年度燃費基準 + 5% 達成 平成 27 年度燃費基準達成	非課税 75%軽減 50%軽減 25%軽減		平成21年排ガス規制適合	平成 27 年度燃費基準 + 15% 達成 平成 27 年度燃費基準 + 10% 達成 平成 27 年度燃費基準 + 5% 達成	75%軽減 50%軽減 25%軽減
	排ガス要件	燃費要件	軽減率																												
電気自動車、燃料電池車			非課税																												
天然ガス車(平成30年排ガス基準適合又はポスト新長期規則からNOx10%低減)																															
プラグインハイブリッド車																															
ガソリンハイブリッド車 ガソリン車	平成17年排出ガス基準 75%低減達成 又は平成30年排出ガス基準 50%低減達成(☆☆☆☆)	平成 27 年度燃費基準 + 15% 達成 平成 27 年度燃費基準 + 10% 達成 平成 27 年度燃費基準 + 5% 達成 平成 27 年度燃費基準達成		75%軽減 50%軽減 25%軽減																											
ディーゼルハイブリッド車 ディーゼル車	平成17年排出ガス基準 50%低減達成 又は平成30年排出ガス基準 25%低減達成(☆☆☆☆)	平成 27 年度燃費基準 + 15% 達成 平成 27 年度燃費基準 + 10% 達成 平成 27 年度燃費基準 + 5% 達成	75%軽減 50%軽減 25%軽減																												
	平成30年規制適合又は 平成21年排ガス規制から NOxかつPM10%低減	平成 27 年度燃費基準 + 15% 達成 平成 27 年度燃費基準 + 10% 達成 平成 27 年度燃費基準 + 5% 達成 平成 27 年度燃費基準達成	非課税 75%軽減 50%軽減 25%軽減																												
	平成21年排ガス規制適合	平成 27 年度燃費基準 + 15% 達成 平成 27 年度燃費基準 + 10% 達成 平成 27 年度燃費基準 + 5% 達成	75%軽減 50%軽減 25%軽減																												
○車両総重量 3.5t 超のバス・トラック																															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>排ガス要件</th> <th>燃費要件</th> <th>軽減率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気自動車、燃料電池車</td> <td></td> <td></td> <td rowspan="4">非課税</td> </tr> <tr> <td>天然ガス車(平成30年排ガス基準適合又はポスト新長期規則からNOx10%低減)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>プラグインハイブリッド車</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ディーゼルハイブリッド車 ディーゼル車</td> <td>平成28年規制適合又は 平成21年排ガス規制から NOxかつPM10%低減</td> <td>平成 27 年度燃費基準 + 15% 達成 平成 27 年度燃費基準 + 10% 達成 平成 27 年度燃費基準 + 5% 達成 平成 27 年度燃費基準達成</td> <td>75%軽減 50%軽減 25%軽減</td> </tr> </tbody> </table>		排ガス要件	燃費要件	軽減率	電気自動車、燃料電池車			非課税	天然ガス車(平成30年排ガス基準適合又はポスト新長期規則からNOx10%低減)			プラグインハイブリッド車			ディーゼルハイブリッド車 ディーゼル車	平成28年規制適合又は 平成21年排ガス規制から NOxかつPM10%低減	平成 27 年度燃費基準 + 15% 達成 平成 27 年度燃費基準 + 10% 達成 平成 27 年度燃費基準 + 5% 達成 平成 27 年度燃費基準達成	75%軽減 50%軽減 25%軽減												
	排ガス要件	燃費要件	軽減率																												
電気自動車、燃料電池車			非課税																												
天然ガス車(平成30年排ガス基準適合又はポスト新長期規則からNOx10%低減)																															
プラグインハイブリッド車																															
ディーゼルハイブリッド車 ディーゼル車	平成28年規制適合又は 平成21年排ガス規制から NOxかつPM10%低減	平成 27 年度燃費基準 + 15% 達成 平成 27 年度燃費基準 + 10% 達成 平成 27 年度燃費基準 + 5% 達成 平成 27 年度燃費基準達成		75%軽減 50%軽減 25%軽減																											

中古車

○乗用車

	排ガス要件	燃費要件	軽減率
電気自動車、燃料電池車			45万円控除
天然ガス車(平成30年排ガス基準適合又はポスト新長期規則からNOx10%低減)			
プラグインハイブリッド車			
グリーンディーゼル車(平成30年排ガス基準適合又は平成21年排ガス規制適合)			
ガソリンハイブリッド車 ガソリン車 LPG車	平成17年排出ガス基準 75%低減達成 又は平成30年排出ガス基準 50%低減達成(☆☆☆☆)	平成32年度燃費基準+40%達成 平成32年度燃費基準+30%達成 平成32年度燃費基準+20%達成 平成32年度燃費基準達成+10%達成 平成32年度燃費基準達成	35万円控除 25万円控除 15万円控除 5万円控除

○車両総重量 2.5t 以下のバス・トラック

	排ガス要件	燃費要件	軽減率
電気自動車、燃料電池車			45万円控除
天然ガス車(平成30年排ガス基準適合又はポスト新長期規則からNOx10%低減)			
プラグインハイブリッド車			
ガソリンハイブリッド車 ガソリン車	平成17年排出ガス基準 75%低減達成 又は平成30年排出ガス基準 50%低減達成(☆☆☆☆)	平成27年度燃費基準+25%達成 平成27年度燃費基準+20%達成 平成27年度燃費基準+15%達成 平成27年度燃費基準+10%達成 平成27年度燃費基準+5%達成	

○車両総重量 2.5t 超～3.5t 以下のバス・トラック

	排ガス要件	燃費要件	軽減率
電気自動車、燃料電池車			45万円控除
天然ガス車(平成30年排ガス基準適合又はポスト新長期規則からNOx10%低減)			
プラグインハイブリッド車			
ガソリンハイブリッド車 ガソリン車	平成17年排出ガス基準 75%低減達成 又は平成30年排出ガス基準 50%低減達成(☆☆☆☆)	平成27年度燃費基準+15%達成 平成27年度燃費基準+10%達成 平成27年度燃費基準+5%達成 平成27年度燃費基準達成	
	平成17年排出ガス基準 50%低減達成 又は平成30年排出ガス基準 25%低減達成(☆☆☆☆)	平成27年度燃費基準+15%達成 平成27年度燃費基準+10%達成 平成27年度燃費基準+5%達成	35万円控除 25万円控除 15万円控除

○車両総重量 3.5t 超のバス・トラック

	排ガス要件	燃費要件	軽減率
電気自動車、燃料電池車			45万円控除
天然ガス車(平成30年排ガス基準適合又はポスト新長期規則からNOx10%低減)			
プラグインハイブリッド車			
ディーゼルハイブリッド車 ディーゼル車	平成28年規制適合又は 平成21年排ガス規制から NOxかつPM10%低減	平成27年度燃費基準+15%達成 平成27年度燃費基準+10%達成 平成27年度燃費基準+5%達成 平成27年度燃費基準達成	

ASV 特例
対象装置
・衝突被害軽減ブレーキ
・車両安定性制御装置

特例の内容	
1 装置装着	取得価額から350万円控除
両装置装着	取得価額から525万円控除

対象自動車		対象期間
車種	車両総重量	
トラック	3.5t超22t以下	平成29(2017)年4月1日から平成31(2019)年3月31日
バス	5t超12t以下	

※けん引車（トラクタ）及び被けん引車（トレーラー）を除く。
 ※車両総重量 20t 超 22t 以下のトラックは、両装置装着に限り平成 30(2018)年 10 月 31 日まで取得価額から 350 万円控除。
 ※車両総重量 8t 超 20t 以下のトラックは、特例期間が平成 30(2018)年 10 月 31 日まで。
 平成 30(2018)年 11 月 1 日以降は両装置装着に限り、取得価額から 350 万円控除。
 ※車両総重量 5t 以下のバスに係る特例措置の対象装置は、衝突被害軽減ブレーキに限る。

車線逸脱警報装置装着車

対象自動車		対象期間	控除額
車種	車両総重量		
バス	12t超	平成29(2017)年4月1日から平成31(2019)年3月31日	取得価額から175万円控除

軽油引取税

狩 猟 税

その他の税

年度 税目	令和元 (2019)
自動車税	<p>グリーン化特例</p> <p>軽課 平成 31 (2019) 年度取得分について、令和 2 (2020) 年度の自動車税 (種別割) に適用 電気自動車、燃料電池車、プラグインハイブリッド自動車、天然ガス自動車 (平成 30 年排出ガス基準適合または平成 21 年排出ガス基準から NO_x (窒素酸化物) を 10% 以上低減させた自動車)、クリーンディーゼル乗用車 (平成 30 年排出ガス基準適合または平成 21 年排出ガス基準適合自動車) 「令和 2 年度燃費基準 +30% 以上達成車」かつ平成 17 年排出ガス基準値より 75% 以上または平成 30 年排出ガス基準値より 50% 以上性能のよい自動車 概ね 75% 軽課 「令和 2 年度燃費基準 +10% 以上達成車」かつ平成 17 年排出ガス基準値より 75% 以上または平成 30 年排出ガス基準値より 50% 以上性能のよい自動車 概ね 50% 軽課</p> <p>重課 新車新規登録から 11 年を経過したディーゼル車 概ね 15% 重課 新車新規登録から 13 年を経過したガソリン車・LPG 車 概ね 15% 重課 ※電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ガソリンハイブリッド自動車、一般乗合用バス、被けん引車を除く。 ※バス、トラック及びキャンピング車を除く特種用途自動車の重課率は概ね 10%</p> <p>(種別割) ○令和元 (2019) 年 10 月 1 日以降に新車登録された自動車を対象。 ○恒久減税 令和元 (2019) 年 10 月 1 日以降に新車新規登録を受けた自家用乗用車について、排気量に応じて税率が 1,000 ~ 4,500 円引き下げとなった。</p> <p>(環境性能割) ○令和元 (2019) 年 10 月 1 日以降に新規登録等された自動車を対象。 ○税率 営業用の普通車 燃費性能等に応じて 0 ~ 2 % 自家用の普通車 燃費性能等に応じて 0 ~ 3 % ○臨時的軽減特例 令和元 (2019) 年 10 月 1 日から令和 3 (2021) 年 3 月 31 日までに取得した自家用の乗用車について、税率を 1 % 分引き下げ。</p>

○乗用車(臨時的軽減前)

	排ガス要件	燃費要件	税率	
			自家用	営業用
電気自動車、燃料電池車			0%	
天然ガス車(平成30年排ガス基準適合又は平成21年排ガス規制適合)				
プラグインハイブリッド車				
クリーンディーゼル車(平成30年排ガス基準適合又は平成21年排ガス規制適合)				
ガソリンハイブリッド車 ガソリン車 LPG車	平成17年排出ガス基準 75%低減達成 又は平成30年排出ガス基準 50%低減達成(☆☆☆)	R2年度燃費基準+40%達成		
		R2年度燃費基準+30%達成		
		R2年度燃費基準+20%達成		
		R2年度燃費基準+10%達成	1.0%	0.0%
		R2年度燃費基準達成	2.0%	0.5%
		H27年度燃費基準+10%達成	3.0%	1.0%
上記該当なし			3.0%	2.0%

○車両総重量2.5t以下のバス・トラック

	排ガス要件	燃費要件	税率	
			自家用	営業用
電気自動車、燃料電池車			0%	
天然ガス車(平成30年排ガス基準適合又は平成21年排ガス規制適合)				
プラグインハイブリッド車				
ガソリンハイブリッド車 ガソリン車	平成17年排出ガス基準 75%低減達成 又は平成30年排出ガス基準 50%低減達成(☆☆☆)	H27年度燃費基準+25%達成		
		H27年度燃費基準+20%達成		
		H27年度燃費基準+15%達成	1.0%	0.5%
		H27年度燃費基準+10%達成	2.0%	1.0%
上記該当なし			3.0%	2.0%

○車両総重量2.5t超～3.5t以下のバス・トラック

	排ガス要件	燃費要件	税率	
			自家用	営業用
電気自動車、燃料電池車			0%	
天然ガス車(平成30年排ガス基準適合又は平成21年排ガス規制適合)				
プラグインハイブリッド車				
ガソリンハイブリッド車 ガソリン車	平成17年排出ガス基準 75%低減達成 又は平成30年排出ガス基準 50%低減達成(☆☆☆)	H27年度燃費基準+15%達成		
		H27年度燃費基準+10%達成		
		H27年度燃費基準+5%達成	1.0%	0.5%
		H27年度燃費基準達成	2.0%	1.0%
	平成17年排出ガス基準 50%低減達成 又は平成30年排出ガス基準 25%低減達成(☆☆☆)	H27年度燃費基準+15%達成		0%
		H27年度燃費基準+10%達成	1.0%	0.5%
ディーゼルハイブリッド車 ディーゼル車	平成30年規制適合又は 平成21年排ガス規制から NOxかつPM10%低減	H27年度燃費基準+15%達成		
		H27年度燃費基準+10%達成		
		H27年度燃費基準+5%達成	1.0%	0.5%
		H27年度燃費基準達成	2.0%	1.0%
	平成21年排ガス規制適合	H27年度燃費基準+15%達成		0%
		H27年度燃費基準+10%達成	1.0%	0.5%
		H27年度燃費基準+5%達成	2.0%	1.0%
上記該当なし			3.0%	2.0%

○車両総重量3.5t超のバス・トラック

	排ガス要件	燃費要件	税率	
			自家用	営業用
電気自動車、燃料電池車			0%	
天然ガス車(平成30年排ガス基準適合又は平成21年排ガス規制適合)				
プラグインハイブリッド車				
ディーゼルハイブリッド車 ディーゼル車	平成28年基準適合又は 平成21年排ガス規制から NOxかつPM10%低減	H27年度燃費基準+15%達成		
		H27年度燃費基準+10%達成		
		H27年度燃費基準+5%達成	1.0%	0.5%
		H27年度燃費基準達成	2.0%	1.0%
	平成21年排ガス規制適合	H27年度燃費基準+15%達成		0%
		H27年度燃費基準+10%達成	1.0%	0.5%
		H27年度燃費基準+5%達成	2.0%	1.0%
上記該当なし			3.0%	2.0%

ASV 特例				
対象車両	車両総重量	対象装置		
トラック	3.5トン超22トン以下	① 衝突被害 軽減ブレーキ (AEBS)	② 車両安定性 制御装置 (EVSC)	③ 車線逸脱 警報装置 (LDWS)
バス	全重量			
装着装置		控除額		
いずれか 1 装置装着	①衝突被害軽減ブレーキ (AEBS)	350万円		
	②車両安定性制御装置 (EVSC)			
	③車線逸脱警報装置 (LDWS)	175万円		
複数装置装着		最大525万円		
<p>※ けん引車（トラクタ）及び被けん引車（トレーラー）を除く。</p> <p>※ 車両総重量の区分によっては、上記装置装着車であっても対象とならない。</p> <p>※ トラックは、③を装着した20 t超22 t以下のもの及び①②③をいずれも装着した3.5 t超20 t以下のものを除き、特例期間が令和2年10月31日まで。</p> <p>※ バスは、①及び③を装着した5 t以下のもの及び①②③いずれも装着した5 t超12 t以下のものを除き、特例期間が令和2年10月31日まで。</p> <p>条件によって控除額が異なる。</p>				
自動車取得税	○税率			
	営業用の普通車、軽自動車	2%		
	自家用車の普通車	3%		
	○環境負荷の小さい自動車（下記表示該当するエコカー）について自動車取得税を軽減する特例措置 該当車種及び軽減内容について（平成31（2019）年4月1日から令和元（2019）年9月30日までに取得した自動車に適用）			

新車

○乗用車

	排ガス要件	燃費要件	軽減率
電気自動車、燃料電池車			非課税
天然ガス車(平成30年排ガス基準適合又は平成21年排ガス規制適合)			
プラグインハイブリッド車			
クリーンディーゼル車(平成30年排ガス基準適合又は平成21年排ガス規制適合)			
ガソリンハイブリッド車 ガソリン車 LPG車	平成17年排出ガス基準 75%低減達成 又は平成30年排出ガス基準 50%低減達成(☆☆☆☆)	R2年度燃費基準+40%達成 R2年度燃費基準+30%達成 R2年度燃費基準+20%達成 R2年度燃費基準+10%達成 R2年度燃費基準達成	80%軽減 60%軽減 40%軽減 20%軽減

○車両総重量2.5t以下のバス・トラック

	排ガス要件	燃費要件	軽減率
電気自動車、燃料電池車			非課税
天然ガス車(平成30年排ガス基準適合又は平成21年排ガス規制適合)			
プラグインハイブリッド車			
ガソリンハイブリッド車 ガソリン車	平成17年排出ガス基準 75%低減達成 又は平成30年排出ガス基準 50%低減達成(☆☆☆☆)	H27年度燃費基準+25%達成 H27年度燃費基準+20%達成 H27年度燃費基準+15%達成 H27年度燃費基準+10%達成 H27年度燃費基準+5%達成	

○車両総重量2.5t超～3.5t以下のバス・トラック

	排ガス要件	燃費要件	軽減率
電気自動車、燃料電池車			非課税
天然ガス車(平成30年排ガス基準適合又は平成21年排ガス規制適合)			
プラグインハイブリッド車			
ガソリンハイブリッド車 ガソリン車	平成17年排出ガス基準 75%低減達成 又は平成30年排出ガス基準 50%低減達成(☆☆☆☆)	H27年度燃費基準+15%達成 H27年度燃費基準+10%達成 H27年度燃費基準+5%達成	
ガソリンハイブリッド車 ガソリン車	平成17年排出ガス基準 50%低減達成 又は平成30年排出ガス基準 25%低減達成(☆☆☆)	H27年度燃費基準+15%達成 H27年度燃費基準+10%達成	75%軽減 50%軽減
ディーゼルハイブリッド車 ディーゼル車	平成30年規制適合又は 平成21年排ガス規制から NOxかつPM10%低減	H27年度燃費基準+15%達成 H27年度燃費基準+10%達成 H27年度燃費基準+5%達成	非課税 75%軽減 50%軽減
ディーゼルハイブリッド車 ディーゼル車	平成21年排ガス規制適合	H27年度燃費基準+15%達成 H27年度燃費基準+10%達成	75%軽減 50%軽減

○車両総重量3.5t超のバス・トラック

	排ガス要件	燃費要件	軽減率
電気自動車、燃料電池車			非課税
天然ガス車(平成30年排ガス基準適合又は平成21年排ガス規制適合)			
プラグインハイブリッド車			
ディーゼルハイブリッド車 ディーゼル車	平成28年基準適合又は 平成21年排ガス規制から NOxかつPM10%低減	H27年度燃費基準+15%達成 H27年度燃費基準+10%達成 H27年度燃費基準+5%達成	

中古車

○乗用車

	排ガス要件	燃費要件	控除額
電気自動車、燃料電池車			45万円控除
天然ガス車(平成30年排ガス基準適合又は平成21年排ガス規制適合)			
プラグインハイブリッド車			
クリーンディーゼル車(平成30年排ガス基準適合又は平成21年排ガス規制適合)			
ガソリンハイブリッド車 ガソリン車 LPG車	平成17年排出ガス基準 75%低減達成 又は平成30年排出ガス基準 50%低減達成(☆☆☆☆)	R2年度燃費基準+40%達成 R2年度燃費基準+30%達成 R2年度燃費基準+20%達成 R2年度燃費基準+10%達成 R2年度燃費基準達成	35万円控除 25万円控除 15万円控除 5万円控除

○車両総重量2.5t以下のバス・トラック

	排ガス要件	燃費要件	控除額
電気自動車、燃料電池車			45万円控除
天然ガス車(平成30年排ガス基準適合又は平成21年排ガス規制適合)			
プラグインハイブリッド車			
ガソリンハイブリッド車 ガソリン車	平成17年排出ガス基準 75%低減達成 又は平成30年排出ガス基準 50%低減達成(☆☆☆☆)	H27年度燃費基準+25%達成 H27年度燃費基準+20%達成 H27年度燃費基準+15%達成 H27年度燃費基準+10%達成 H27年度燃費基準+5%達成	

○車両総重量2.5t超～3.5t以下のバス・トラック

	排ガス要件	燃費要件	控除額
電気自動車、燃料電池車			45万円控除
天然ガス車(平成30年排ガス基準適合又は平成21年排ガス規制適合)			
プラグインハイブリッド車			
ガソリンハイブリッド車 ガソリン車	平成17年排出ガス基準 75%低減達成 又は平成30年排出ガス基準 50%低減達成(☆☆☆☆)	H27年度燃費基準+15%達成 H27年度燃費基準+10%達成 H27年度燃費基準+5%達成 H27年度燃費基準達成	
	平成17年排出ガス基準 50%低減達成 又は平成30年排出ガス基準 25%低減達成(☆☆☆)	H27年度燃費基準+15%達成 H27年度燃費基準+10%達成 H27年度燃費基準+5%達成	35万円控除 25万円控除 15万円控除

○車両総重量3.5t超のバス・トラック

	排ガス要件	燃費要件	控除額
電気自動車、燃料電池車			45万円控除
天然ガス車(平成30年排ガス基準適合又は平成21年排ガス規制適合)			
プラグインハイブリッド車			
ディーゼルハイブリッド車	平成28年基準適合又は 平成21年排ガス規制から NOxかつPM10%低減	H27年度燃費基準+15%達成 H27年度燃費基準+10%達成 H27年度燃費基準+5%達成 H27年度燃費基準達成	

ASV 特例

対象車両	車両総重量	対象装置		
トラック	3.5トン超22トン以下	① 衝突被害 軽減ブレーキ (AEBS)	② 車両安定性 制御装置 (EVSC)	③ 車線逸脱 警報装置 (LDWS)
バス	全重量			

装着装置		控除額
いずれか 1装置装着	①衝突被害軽減ブレーキ(AEBS)	350万円
	②車両安定性制御装置(EVSC)	
	③車線逸脱警報装置(LDWS)	175万円
複数装置装着		最大525万円

※ けん引車(トラクタ)及び被けん引車(トレーラー)を除く。
 ※ 車両総重量5t以下のバスに係る特例措置の対象装置は、車両安定性制御装置を除く。
 ※ 車両総重量12t超のバスに係る特例措置の対象装置は、車線逸脱警報装置に限る。
 条件によって控除額が異なる。

軽油引取税	
狩 猟 税	<p>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下「鳥獣保護管理法」という。）第56条に規定する対象鳥獣捕獲員に係る狩猟者の登録については、課税免除（平成27（2015）年4月1日から令和6（2024）年3月31日までの登録に適用）</p> <p>鳥獣保護管理法第18条の5第2項第1号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者に係る狩猟者の登録については、課税免除（平成27（2015）年5月29日から令和6（2024）年3月31日までの登録に適用）</p> <p>狩猟者登録を申請する日前1年以内に、鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止等の目的で、鳥獣保護管理法第9条第1項の許可を受けてその許可に係る捕獲に従事した者に係る狩猟者の登録については、税率を2分の1（平成27（2015）年4月1日から令和6（2024）年3月31日までの登録に適用）</p> <p>狩猟者登録を申請する日前1年以内に、鳥獣保護管理法第9条第8項に規定する従事者（認定鳥獣捕獲等事業者に係るものを除く。）として、従事者証の交付を受けて特定捕獲等期間に許可捕獲等を行った者に係る狩猟者の登録については、税率を2分の1（平成27（2015）年4月1日から令和6（2024）年3月31日までの登録に適用）</p>
その他の税	

第 10 そ の 他

1 令和元（2019）年度都道府県税決算額調

単位：千円、%

都道府県名	区分		予算額		調定額		収入額		収入歩合	
	税額	前年度比	税額	前年度比	税額	前年度比	令和元年度(2019)	平成30年度(2018)		
北海道	595,123,984	100.0	606,611,602	100.3	597,467,961	100.3	98.5	98.4		
青森県	145,305,405	101.9	147,671,560	101.9	145,874,817	102.1	98.8	98.7		
岩手県	129,240,000	96.3	131,662,359	96.8	130,017,622	96.9	98.8	98.7		
宮城県	291,830,000	97.7	295,536,411	97.7	292,034,915	97.7	98.8	98.8		
秋田県	90,426,382	98.2	92,535,031	98.8	91,458,940	99.0	98.8	98.7		
山形県	110,000,000	98.8	111,717,855	98.9	110,434,365	98.9	98.9	98.8		
福島県	233,785,344	98.0	238,744,412	98.1	234,269,493	98.1	98.1	98.2		
茨城県	378,085,070	98.8	383,262,020	98.7	378,367,926	98.8	98.7	98.7		
栃木県	244,000,000	97.8	247,882,099	98.1	244,648,525	98.3	98.7	98.5		
群馬県	245,000,000	98.7	249,256,933	98.7	245,751,598	98.9	98.6	98.5		
埼玉県	763,000,000	99.7	780,593,356	99.7	768,104,088	99.9	98.4	98.2		
千葉県	963,479,000	98.5	995,796,378	99.4	979,749,129	99.5	98.4	98.3		
東京都	4,214,350,578	101.9	4,260,595,682	103.2	4,222,199,260	103.3	99.1	99.1		
神奈川県	1,117,301,364	96.7	1,131,930,285	96.9	1,117,554,294	96.9	98.7	98.7		
新潟県	253,120,000	97.2	255,428,941	97.1	253,277,756	97.1	99.2	99.1		
富山県	141,601,000	101.4	144,737,458	101.0	142,449,334	101.1	98.4	98.4		
石川県	153,967,132	101.9	156,897,999	99.7	154,654,440	99.8	98.6	98.5		
福井県	118,523,965	101.8	120,779,912	101.1	119,563,637	101.2	99.0	98.9		
山梨県	93,528,594	97.8	94,689,832	96.3	93,587,069	96.5	98.8	98.7		
長野県	233,505,275	99.5	236,715,605	99.6	234,377,745	99.6	99.0	99.0		
岐阜県	241,600,000	99.5	247,784,691	99.2	243,763,847	99.4	98.4	98.1		
静岡県	470,000,000	97.2	478,680,152	97.6	472,984,271	97.8	98.8	98.7		
愛知県	1,195,100,000	98.0	1,213,977,784	97.8	1,200,555,306	97.8	98.9	98.9		
三重県	248,608,000	94.5	257,531,817	95.7	254,270,212	95.6	98.7	98.8		
滋賀県	171,790,000	101.5	175,419,719	101.2	172,202,319	101.3	98.2	98.1		
京都府	275,862,000	103.1	278,917,165	103.2	275,704,817	103.1	98.8	99.0		
大阪府	1,449,343,000	99.2	1,472,475,732	100.0	1,459,873,644	100.2	99.1	99.0		
兵庫県	711,842,700	136.3	720,266,557	99.9	710,588,805	100.0	98.7	98.6		
奈良県	120,600,000	100.9	122,998,248	100.4	120,761,820	100.6	98.2	98.0		
和歌山県	92,708,000	99.6	95,894,564	100.8	94,476,949	100.9	98.5	98.5		
鳥取県	54,472,866	102.7	54,962,290	102.0	54,454,529	102.1	99.1	99.0		
島根県	69,327,868	101.4	70,331,598	102.1	69,799,848	102.1	99.2	99.3		
岡山県	232,623,614	100.1	235,493,432	99.2	233,066,408	99.4	99.0	98.7		
広島県	325,939,000	98.8	330,648,159	97.7	325,794,562	97.8	98.5	98.4		
山口県	175,721,394	98.8	182,332,754	100.7	180,440,029	100.8	99.0	98.9		
徳島県	75,000,000	98.0	77,429,632	98.0	76,706,156	98.2	99.1	98.9		
香川県	122,783,011	99.3	125,430,388	99.8	124,126,530	99.9	99.0	98.8		
愛媛県	151,700,000	102.2	152,891,294	102.1	151,768,172	102.2	99.3	99.1		
高知県	64,671,322	98.3	65,516,137	99.3	64,926,017	99.5	99.1	99.0		
福岡県	619,999,815	99.2	632,571,498	99.3	624,388,777	99.4	98.7	98.6		
佐賀県	89,379,000	101.2	91,316,745	101.3	90,375,070	101.4	99.0	98.9		
長崎県	119,489,347	98.7	121,074,155	98.7	119,648,913	98.7	98.8	98.8		
熊本県	156,424,029	97.4	160,207,017	98.1	158,020,083	98.2	98.6	98.5		
大分県	125,090,000	100.4	126,694,739	100.4	125,141,420	100.4	98.8	98.7		
宮崎県	98,114,307	97.4	100,766,663	98.3	99,638,651	98.4	98.9	98.8		
鹿児島県	147,309,186	98.9	150,108,055	99.0	148,114,101	99.1	98.7	98.6		
沖縄県	135,295,561	104.5	138,196,936	104.5	136,220,953	103.9	98.6	99.1		
総額	18,255,967,113	100.6	18,562,963,651	100.0	18,343,655,124	100.1	98.8	98.7		

単位：千円、%

区分 都道府県名	個人道府県民税（均等割・所得割）			個人道府県民税（配当割）			個人道府県民税 （株式等譲渡所得割）		
	調定額	前年 度比	収入額	調定額	前年 度比	収入額	調定額	前年 度比	収入額
北海道	142,199,612	97.5	136,899,656	2,562,677	120.0	2,562,677	1,670,797	90.7	1,670,797
青森県	35,459,833	99.9	33,892,433	437,222	128.0	437,222	242,860	88.8	242,860
岩手県	37,400,200	100.7	36,298,309	532,168	131.7	532,168	282,371	75.2	282,371
宮城県	62,542,659	95.5	59,921,919	1,422,281	118.9	1,422,281	879,251	85.8	879,251
秋田県	26,611,731	99.3	25,718,422	364,931	118.8	364,931	221,710	80.4	221,710
山形県	33,124,503	100.8	32,048,138	544,048	119.8	544,048	330,649	80.4	330,649
福島県	63,645,766	99.9	60,851,309	1,299,179	134.0	1,299,179	635,336	83.5	635,336
茨城県	111,123,065	100.7	107,525,261	2,764,128	117.5	2,764,128	1,682,387	83.0	1,682,387
栃木県	75,132,018	100.6	72,187,882	1,826,928	119.4	1,826,928	1,269,061	92.0	1,269,061
群馬県	72,156,075	100.5	69,250,645	1,804,355	114.9	1,804,355	1,076,546	82.5	1,076,546
埼玉県	287,169,910	99.3	276,551,414	9,056,826	122.6	9,057,876	5,510,579	81.2	5,510,579
千葉県	263,470,588	99.7	250,788,333	8,566,271	113.0	8,566,271	5,647,049	81.0	5,647,049
東京都	927,407,839	103.1	900,754,973	35,883,513	112.7	35,883,513	22,214,223	85.6	22,214,223
神奈川県	319,980,063	95.2	310,486,093	15,361,486	113.9	15,361,486	9,265,160	78.3	9,265,160
新潟県	57,933,802	97.5	56,121,666	1,798,156	118.5	1,798,156	974,997	83.1	974,997
富山県	39,802,997	100.5	38,161,903	1,243,437	115.6	1,243,437	689,934	76.7	689,934
石川県	42,739,085	100.0	41,161,594	1,063,294	116.8	1,063,294	645,924	71.2	645,924
福井県	28,630,031	100.7	27,659,619	915,692	127.9	915,692	510,730	82.8	510,730
山梨県	29,815,587	100.5	28,948,546	700,279	111.3	700,279	456,359	86.5	456,359
長野県	73,022,942	103.0	71,291,025	1,860,876	121.0	1,860,876	1,059,892	82.3	1,059,892
岐阜県	75,159,257	101.2	72,259,836	2,112,513	115.5	2,112,513	1,126,443	72.4	1,126,443
静岡県	119,031,140	97.2	114,387,184	4,027,975	116.1	4,027,975	2,721,034	78.5	2,721,034
愛知県	300,962,334	99.2	290,554,181	13,884,750	110.3	13,884,750	7,182,624	75.3	7,182,624
三重県	70,317,736	101.1	67,640,946	2,280,854	114.4	2,280,853	1,253,951	78.3	1,253,951
滋賀県	54,862,160	101.9	52,901,770	1,573,906	120.4	1,573,906	1,080,699	89.4	1,080,699
京都府	70,591,654	97.5	68,959,881	4,359,628	117.1	4,359,628	2,390,122	84.1	2,390,122
大阪府	281,309,430	98.7	272,667,810	14,155,868	118.9	14,155,868	8,200,811	81.2	8,200,811
兵庫県	197,261,637	99.1	189,813,036	10,117,771	111.6	10,117,771	5,465,332	76.2	5,465,332
奈良県	50,109,584	100.4	48,644,178	2,879,213	116.1	2,879,213	1,654,300	83.1	1,654,300
和歌山県	29,260,676	101.1	28,428,540	1,261,943	118.7	1,261,943	663,078	74.9	663,078
鳥取県	16,286,496	100.7	15,918,538	466,980	122.1	466,980	327,307	109.5	327,307
島根県	20,358,770	100.5	19,997,761	472,387	115.9	472,387	229,406	65.2	229,406
岡山県	51,733,019	96.6	50,099,705	2,168,229	115.1	2,168,229	1,175,050	77.0	1,175,050
広島県	83,594,646	96.8	80,425,100	3,156,907	117.6	3,156,907	1,651,223	85.1	1,651,223
山口県	45,896,704	100.0	44,420,408	1,296,107	115.9	1,296,107	673,447	66.3	673,447
徳島県	22,930,043	99.4	22,445,018	1,227,552	111.1	1,227,552	636,624	66.7	636,624
香川県	33,354,322	100.1	32,293,872	1,373,566	116.2	1,373,566	627,284	71.5	627,284
愛媛県	41,456,861	100.8	40,657,494	1,202,109	116.5	1,202,109	707,619	81.5	707,619
高知県	20,836,312	99.2	20,370,856	517,145	118.1	517,145	285,348	72.2	285,348
福岡県	134,322,015	96.9	128,896,173	4,252,748	115.6	4,252,748	2,602,699	77.2	2,602,699
佐賀県	24,136,781	99.5	23,549,426	446,250	127.6	446,250	236,089	72.3	236,089
長崎県	39,163,932	98.9	37,968,367	675,651	123.2	675,651	370,762	66.4	370,762
熊本県	40,367,847	97.6	38,785,830	922,276	124.4	922,276	535,242	74.2	535,242
大分県	34,078,981	100.8	33,216,721	622,116	115.8	622,116	365,423	75.1	365,423
宮崎県	29,881,260	100.1	29,101,567	491,540	130.1	491,540	281,699	79.9	281,699
鹿児島県	44,912,334	100.1	43,489,089	642,140	122.8	642,140	389,358	83.7	389,358
沖縄県	41,350,847	103.4	39,820,696	430,770	127.9	430,770	271,729	84.7	271,729
総 額	4,702,895,085	99.7	4,544,233,123	167,026,641	115.4	167,027,690	98,370,519	80.8	98,370,519

単位：千円、%

区分 都道府県名	法人道府県民税			道府県民税利子割			個人事業税		
	調定額	前年度比	収入額	調定額	前年度比	収入額	調定額	前年度比	収入額
北海道	20,813,581	104.3	20,660,087	758,177	48.9	758,177	5,262,435	102.2	4,908,754
青森県	3,683,038	93.7	3,672,729	181,290	51.9	181,290	961,012	97.2	944,750
岩手県	5,024,982	91.5	5,006,347	143,024	47.5	143,024	1,208,587	97.5	1,175,630
宮城県	13,307,288	94.5	13,260,654	283,490	50.8	283,490	3,321,257	98.4	3,188,634
秋田県	3,190,401	97.3	3,181,140	135,740	48.8	135,740	832,244	99.9	816,497
山形県	3,950,584	94.9	3,934,076	185,594	50.7	185,594	1,164,911	101.7	1,125,405
福島県	8,553,959	95.7	8,449,116	258,195	49.3	258,195	2,027,791	89.6	1,869,354
茨城県	13,287,298	93.9	13,229,547	486,044	48.8	486,044	3,327,276	102.0	3,191,908
栃木県	9,804,176	91.6	9,783,435	284,463	41.0	284,463	2,208,853	100.1	2,150,499
群馬県	10,520,931	89.6	10,493,206	357,376	50.6	357,376	2,145,607	101.6	2,085,276
埼玉県	26,238,613	97.6	26,135,233	1,346,457	52.1	1,348,238	13,850,480	102.1	13,580,407
千葉県	24,103,780	98.6	23,940,031	1,188,716	52.9	1,188,716	8,420,957	101.3	8,198,334
東京都	259,100,540	101.9	257,531,977	7,009,343	72.9	7,002,190	54,713,211	101.8	53,691,469
神奈川県	41,432,646	92.4	41,321,537	1,602,121	51.1	1,602,122	19,325,080	100.4	18,972,330
新潟県	9,199,364	94.1	9,185,087	343,507	47.2	343,507	2,321,696	103.5	2,256,011
富山県	4,932,358	93.6	4,910,518	268,407	58.2	268,407	1,276,763	99.9	1,235,821
石川県	6,874,225	98.0	6,838,874	216,522	49.5	216,522	1,731,596	106.4	1,655,395
福井県	4,091,247	97.2	4,074,202	162,218	45.1	162,218	1,078,587	109.4	1,041,056
山梨県	4,036,877	73.1	4,019,070	144,693	50.2	144,693	1,117,249	108.7	1,076,627
長野県	9,040,057	95.3	9,010,327	405,170	49.4	405,170	2,058,668	101.7	1,999,753
岐阜県	8,885,232	97.3	8,817,192	519,472	46.4	519,473	2,980,803	106.8	2,829,376
静岡県	17,956,196	90.9	17,907,339	837,125	47.1	837,125	6,106,590	103.6	5,955,090
愛知県	61,459,317	91.1	61,453,765	1,922,024	44.5	1,922,024	14,796,701	103.5	14,450,297
三重県	8,598,350	74.3	8,573,703	437,725	45.7	437,725	2,504,433	105.4	2,451,513
滋賀県	7,813,578	97.4	7,792,821	349,544	53.9	349,544	1,661,075	107.8	1,606,824
京都府	15,538,079	104.9	15,434,577	522,421	48.3	522,421	4,262,193	104.4	4,159,329
大阪府	81,844,012	106.2	81,772,277	2,991,094	60.8	2,991,094	16,186,133	102.9	15,854,321
兵庫県	22,850,632	102.2	22,754,883	1,527,382	51.9	1,527,382	7,532,239	103.1	7,360,055
奈良県	3,626,156	100.7	3,610,106	424,391	55.3	424,391	1,378,822	101.9	1,358,578
和歌山県	3,493,222	98.7	3,483,720	266,364	45.7	266,364	1,090,512	105.6	1,082,213
鳥取県	1,986,614	98.4	1,983,260	126,655	48.3	126,655	524,473	97.3	513,815
島根県	2,878,018	111.3	2,872,169	164,209	44.1	164,209	688,446	96.8	667,823
岡山県	9,387,504	106.5	9,351,971	424,659	48.6	424,659	2,000,326	103.8	1,911,730
広島県	14,095,327	95.5	14,037,054	705,758	51.1	705,758	4,060,043	102.2	3,963,663
山口県	6,383,605	94.5	6,371,303	442,924	58.2	442,924	1,588,349	99.6	1,559,025
徳島県	3,378,879	94.7	3,363,210	174,143	45.7	174,143	582,909	99.7	564,800
香川県	5,492,617	102.1	5,468,754	311,750	56.2	311,750	899,002	98.5	885,874
愛媛県	6,038,860	99.4	6,020,950	380,012	61.0	380,012	1,377,338	102.8	1,319,894
高知県	2,338,448	99.1	2,332,230	227,735	51.8	227,735	841,801	99.5	834,731
福岡県	26,423,867	98.2	26,270,517	719,420	45.2	719,420	7,446,892	102.0	7,209,603
佐賀県	3,182,554	97.9	3,171,624	137,635	49.6	137,635	944,983	98.7	922,209
長崎県	4,655,225	101.6	4,640,068	144,124	37.5	144,124	1,385,268	100.3	1,352,329
熊本県	6,784,361	96.9	6,754,101	184,432	36.9	184,432	2,062,666	100.0	1,984,266
大分県	4,436,411	98.9	4,395,804	182,832	48.6	182,832	1,106,519	102.2	1,075,750
宮崎県	3,487,886	96.5	3,462,828	98,046	40.9	98,046	1,140,554	101.6	1,113,571
鹿児島県	5,109,776	92.4	5,082,317	194,975	41.7	194,975	1,378,400	99.9	1,350,612
沖縄県	5,409,215	102.5	5,382,726	122,957	63.0	122,957	1,957,429	110.7	1,931,463
総額	824,719,886	98.4	821,198,462	30,300,355	54.3	30,294,985	216,839,159	102.0	211,432,664

単位：千円、%

区分 都道府県名	法人事業税			地方消費税（譲渡割）			地方消費税（貨物割）		
	調定額	前年度比	収入額	調定額	前年度比	収入額	調定額	前年度比	収入額
北海道	124,526,844	106.8	123,966,259	113,656,100	102.6	113,656,100	26,228,644	100.7	26,228,644
青森県	24,386,416	101.2	24,359,957	24,572,744	118.2	24,572,744	2,144,142	115.1	2,144,142
岩手県	25,928,860	94.9	25,864,145	21,188,723	97.9	21,188,723	137,109	108.6	137,109
宮城県	74,545,392	101.5	74,384,263	52,749,160	95.9	52,749,160	13,081,319	95.0	13,081,319
秋田県	18,238,767	101.4	18,225,070	14,452,137	98.0	14,452,137	1,304,444	130.9	1,304,444
山形県	21,986,201	102.7	21,966,041	19,274,527	98.3	19,274,527	1,091,142	104.5	1,091,142
福島県	55,994,883	96.2	55,368,196	35,276,214	97.2	35,276,214	1,808,629	105.5	1,808,629
茨城県	81,196,909	97.3	80,971,781	50,237,833	99.3	50,237,833	17,945,358	100.2	17,945,358
栃木県	53,961,899	97.2	53,932,839	33,986,349	98.8	33,986,349	419,235	133.6	419,235
群馬県	55,681,944	98.3	55,476,023	41,712,421	101.6	41,712,421	200,094	102.6	200,094
埼玉県	141,667,257	100.7	141,380,145	120,391,607	102.8	120,391,607	502,054	110.1	502,054
千葉県	138,015,279	99.2	137,536,068	94,327,526	99.0	94,327,526	299,316,974	100.5	299,316,974
東京都	1,213,021,036	110.7	1,207,510,389	1,285,821,927	97.9	1,285,821,927	193,069,612	111.7	193,069,612
神奈川県	257,814,139	98.1	257,764,379	148,515,623	90.3	148,515,623	135,816,674	110.6	135,816,674
新潟県	57,754,566	98.3	57,713,274	46,826,675	96.7	46,826,675	9,455,609	88.4	9,455,609
富山県	31,469,964	104.9	31,409,867	28,835,263	102.9	28,835,263	2,816,663	118.0	2,816,663
石川県	36,467,118	102.7	36,343,031	29,079,766	99.8	29,079,766	2,486,947	88.8	2,486,947
福井県	29,103,950	106.0	29,068,891	19,743,659	107.6	19,743,659	1,025,431	97.6	1,025,431
山梨県	22,390,821	95.0	22,345,656	11,019,982	94.5	11,019,982	118,408	115.3	118,408
長野県	53,312,005	101.2	53,208,430	35,639,878	95.9	35,639,878	147,913	116.1	147,913
岐阜県	50,761,127	102.6	50,640,727	44,907,713	96.1	44,907,713	178,232	86.7	178,232
静岡県	126,300,753	98.0	126,136,555	69,608,326	99.6	69,608,326	16,539,282	104.3	16,539,282
愛知県	324,338,582	97.0	324,974,962	154,321,293	99.9	154,321,293	104,005,896	101.9	104,005,896
三重県	53,757,592	84.0	53,679,608	31,740,028	107.5	31,740,028	24,932,685	97.5	24,932,685
滋賀県	45,442,022	100.6	45,388,256	21,154,591	102.7	21,154,591	143,242	109.6	143,242
京都府	81,115,788	103.0	80,877,075	43,058,234	122.5	43,058,234	778,992	90.4	778,992
大阪府	387,950,456	106.4	388,393,945	317,869,986	90.0	317,869,986	168,162,062	106.0	168,162,062
兵庫県	146,445,923	100.9	146,110,371	103,697,254	105.2	103,697,254	90,730,066	98.3	90,730,066
奈良県	19,730,302	103.5	19,693,821	14,835,922	104.0	14,835,922	3,221	68.7	3,221
和歌山県	19,352,584	104.8	19,321,333	15,050,127	102.7	15,050,127	3,576,800	93.4	3,576,800
鳥取県	11,416,994	106.2	11,399,655	9,071,456	106.1	9,071,456	508,853	113.0	508,853
島根県	16,237,940	111.5	16,207,274	11,631,866	98.7	11,631,866	542,275	109.7	542,275
岡山県	52,297,704	107.3	52,218,561	38,743,684	101.9	38,743,684	21,233,763	85.4	21,233,763
広島県	83,176,714	98.8	82,996,887	54,551,104	95.2	54,551,104	10,824,439	113.3	10,824,439
山口県	36,976,897	99.1	36,939,876	28,019,518	113.5	28,019,518	22,573,715	100.0	22,573,715
徳島県	17,444,496	102.1	17,345,671	9,995,152	95.7	9,995,152	1,819,487	99.2	1,819,487
香川県	28,927,800	104.1	28,878,298	23,601,574	98.6	23,601,574	3,778,632	106.8	3,778,632
愛媛県	35,894,444	108.8	35,840,320	22,335,498	100.4	22,335,498	9,383,065	108.1	9,383,065
高知県	12,866,272	104.2	12,836,154	11,828,835	98.6	11,828,835	342,022	107.8	342,022
福岡県	145,390,049	105.1	144,702,466	120,680,482	98.0	120,680,482	60,585,165	98.9	60,585,165
佐賀県	19,617,673	111.4	19,580,085	14,096,602	102.4	14,096,602	1,348,181	115.2	1,348,181
長崎県	23,611,089	99.7	23,583,570	20,345,703	97.6	20,345,703	5,004,050	103.4	5,004,050
熊本県	34,711,863	98.9	34,597,020	27,242,959	101.7	27,242,959	1,034,976	108.0	1,034,976
大分県	25,426,001	103.7	25,249,976	21,390,991	103.4	21,390,991	9,627,776	96.4	9,627,776
宮崎県	20,587,840	98.3	20,492,416	16,132,172	92.8	16,132,172	403,985	117.0	403,985
鹿児島県	27,813,017	97.1	27,716,583	26,043,775	103.0	26,043,775	3,676,960	98.2	3,676,960
沖縄県	30,638,251	109.6	30,524,599	23,268,262	105.4	23,268,262	2,162,422	97.6	2,162,422
総 額	4,395,694,423	103.4	4,385,120,768	3,522,531,220	98.3	3,522,531,220	1,273,016,645	103.4	1,273,016,645

単位：千円、%

都道府県名	不動産取得税			道府県たばこ税			ゴルフ場利用税		
	調定額	前年度比	収入額	調定額	前年度比	収入額	調定額	前年度比	収入額
北海道	16,573,457	96.2	15,905,488	7,094,974	100.0	7,094,957	1,573,855	105.2	1,569,098
青森県	2,207,428	108.5	2,188,094	1,627,562	100.5	1,627,562	145,989	97.3	145,989
岩手県	2,519,358	94.5	2,474,538	1,418,550	99.8	1,418,550	274,200	100.0	274,200
宮城県	7,291,442	115.4	7,129,449	2,779,537	100.4	2,779,547	721,861	99.6	721,861
秋田県	1,911,220	112.3	1,805,416	1,091,696	99.7	1,091,696	157,240	101.1	157,240
山形県	2,041,741	87.4	2,000,515	1,097,062	100.2	1,097,062	113,185	95.9	113,185
福島県	3,194,578	74.3	3,026,638	2,443,000	101.9	2,442,999	577,917	95.3	562,976
茨城県	6,264,712	96.6	6,129,406	3,405,709	100.6	3,405,709	2,578,150	98.1	2,569,785
栃木県	5,022,544	95.7	4,966,790	2,248,472	101.1	2,248,471	2,192,340	98.4	2,191,743
群馬県	5,505,991	91.1	5,376,614	2,177,105	100.9	2,177,104	1,136,921	97.6	1,136,921
埼玉県	19,689,817	97.4	19,327,358	7,422,176	99.9	7,422,192	2,084,728	97.3	2,084,728
千葉県	18,857,326	95.2	18,045,259	6,508,319	101.4	6,508,277	4,191,004	96.1	4,191,004
東京都	83,916,694	98.6	82,432,601	16,197,216	99.9	16,195,870	630,455	99.7	630,455
神奈川県	28,767,497	90.0	26,858,262	8,861,004	101.2	8,860,997	1,506,052	97.1	1,506,052
新潟県	4,865,375	100.8	4,749,997	2,343,222	100.1	2,343,220	542,400	99.9	536,946
富山県	2,343,089	100.4	2,284,758	1,096,044	100.4	1,096,044	298,320	104.2	298,320
石川県	3,257,093	102.6	3,138,335	1,248,386	100.1	1,248,381	553,365	106.3	548,258
福井県	1,726,624	93.8	1,680,844	854,261	101.3	854,261	235,506	107.4	235,506
山梨県	1,918,874	104.3	1,888,874	941,585	100.3	941,585	736,043	97.7	735,157
長野県	4,841,962	99.0	4,755,556	2,035,108	100.8	2,035,108	795,522	93.8	794,425
岐阜県	4,876,181	92.0	4,783,028	1,964,399	101.1	1,964,398	1,645,092	98.3	1,645,092
静岡県	10,263,692	91.7	10,045,903	3,849,248	100.9	3,849,247	2,382,174	98.3	2,382,174
愛知県	27,684,621	104.6	26,991,125	7,888,667	100.4	7,888,667	1,413,008	98.7	1,413,008
三重県	5,633,939	141.8	5,590,592	1,916,624	99.7	1,916,624	1,666,715	101.6	1,666,715
滋賀県	5,221,802	128.8	4,703,947	1,434,202	100.6	1,434,202	1,039,389	104.4	1,033,120
京都府	9,889,665	106.2	9,409,455	2,708,137	100.3	2,708,138	741,259	103.4	741,259
大阪府	43,548,054	114.9	41,327,140	11,064,027	99.7	11,064,018	1,360,355	101.4	1,359,179
兵庫県	17,279,609	96.5	16,890,286	5,258,817	100.6	5,258,814	3,494,148	101.4	3,493,069
奈良県	2,295,541	93.0	2,154,717	1,143,704	100.6	1,143,704	830,825	101.5	826,325
和歌山県	1,799,771	99.2	1,719,093	1,058,549	100.8	1,058,549	313,892	99.2	313,892
鳥取県	913,449	94.4	855,897	583,765	100.3	583,765	95,012	102.7	93,519
島根県	1,325,009	130.2	1,303,040	640,651	100.5	640,651	92,581	79.1	92,581
岡山県	4,583,600	96.4	4,506,956	2,021,722	101.0	2,021,722	647,500	101.9	647,500
広島県	9,315,447	100.6	8,701,722	2,910,774	101.4	2,910,771	696,844	106.6	696,844
山口県	2,711,317	92.6	2,684,094	1,427,163	100.0	1,427,163	457,967	100.3	457,967
徳島県	1,665,085	85.1	1,628,654	792,444	100.5	792,444	240,364	99.9	240,364
香川県	1,911,775	76.8	1,876,814	1,045,131	100.6	1,045,131	335,669	100.3	335,669
愛媛県	3,311,798	105.3	3,256,988	1,417,163	100.2	1,417,163	339,120	103.2	339,120
高知県	1,176,838	96.6	1,164,011	808,643	100.3	808,641	226,863	99.6	226,863
福岡県	16,555,012	97.7	15,994,136	6,136,964	100.4	6,136,959	1,030,451	101.4	1,028,921
佐賀県	1,837,403	91.9	1,787,274	984,092	101.1	984,092	281,845	100.2	281,845
長崎県	2,602,611	103.9	2,554,134	1,506,567	99.4	1,506,567	280,006	97.5	280,006
熊本県	4,999,752	91.3	4,865,366	1,976,222	99.8	1,976,222	567,893	97.8	567,893
大分県	2,513,355	98.0	2,464,202	1,278,185	100.2	1,278,185	334,179	99.2	334,179
宮崎県	2,425,241	119.7	2,398,599	1,253,937	101.0	1,253,937	395,303	95.9	395,303
鹿児島県	3,882,643	101.3	3,708,658	1,756,728	100.4	1,756,728	383,836	96.7	383,454
沖縄県	4,792,458	109.7	4,667,151	1,818,913	101.8	1,818,914	795,308	102.6	795,308
総 額	417,732,490	99.9	404,197,774	139,536,427	100.4	139,535,008	43,132,651	99.4	43,075,018

単位：千円、%

都道府県名	自動車取得税			自動車税環境性能割			軽油引取税		
	調定額	前年度比	収入額	調定額	前年度比	収入額	調定額	前年度比	収入額
北海道	5,071,306	55.5	5,069,581	1,957,367	-	1,957,367	56,739,831	95.3	55,581,104
青森県	1,130,131	55.6	1,130,131	410,900	-	410,900	13,367,891	96.4	13,331,154
岩手県	1,073,882	52.1	1,073,882	404,827	-	404,827	16,171,635	92.3	15,868,737
宮城県	1,853,151	50.3	1,853,080	853,751	-	853,751	25,971,654	96.0	25,836,560
秋田県	920,183	53.1	920,183	327,764	-	327,764	8,985,587	94.2	8,985,273
山形県	968,012	51.0	968,012	360,551	-	360,551	9,175,894	94.3	9,150,264
福島県	1,615,914	51.6	1,615,914	721,145	-	721,145	24,805,992	102.4	24,717,507
茨城県	2,712,024	51.7	2,712,024	1,157,030	-	1,157,030	32,970,876	100.2	32,812,082
栃木県	1,755,526	44.6	1,755,526	819,089	-	819,089	21,841,568	98.6	21,838,796
群馬県	2,006,910	52.0	2,006,910	857,179	-	857,179	17,616,238	100.7	17,616,238
埼玉県	5,617,562	52.4	5,617,562	2,534,948	-	2,534,948	51,684,171	100.9	51,439,003
千葉県	4,614,823	54.3	4,614,126	2,113,283	-	2,106,538	40,862,349	100.5	40,260,824
東京都	9,266,007	51.1	9,265,957	4,783,272	-	4,786,488	40,619,997	98.0	39,250,620
神奈川県	6,526,395	51.7	6,526,312	3,134,286	-	3,134,506	42,450,002	99.9	40,769,548
新潟県	1,972,004	52.5	1,972,004	734,927	-	734,927	23,058,567	97.2	23,011,854
富山県	937,877	51.3	937,877	381,306	-	381,306	11,313,921	97.4	10,924,559
石川県	1,137,904	51.0	1,137,904	501,877	-	501,877	10,181,334	97.3	10,108,068
福井県	778,588	50.8	778,588	354,341	-	354,341	8,213,111	97.6	8,199,076
山梨県	730,977	52.5	730,977	302,975	-	302,975	7,260,718	99.2	7,260,718
長野県	2,029,010	51.8	2,029,010	843,436	-	843,436	17,817,367	99.4	17,679,983
岐阜県	2,125,938	53.4	2,125,892	862,143	-	862,143	17,442,860	100.4	17,248,989
静岡県	3,472,936	51.8	3,472,936	1,460,938	-	1,460,938	38,486,739	99.7	38,483,310
愛知県	8,707,200	52.0	8,707,087	4,185,896	-	4,185,822	61,070,053	98.7	59,380,708
三重県	1,915,754	51.9	1,915,754	796,129	-	796,129	21,732,686	96.5	21,471,968
滋賀県	1,332,731	53.7	1,332,731	556,265	-	556,265	13,389,590	99.1	12,964,216
京都府	2,032,999	53.0	2,033,295	911,231	-	911,231	14,395,729	101.5	14,140,033
大阪府	6,292,989	53.3	6,292,910	2,996,542	-	2,996,559	47,881,188	99.2	47,346,866
兵庫県	4,260,561	51.4	4,260,561	1,940,276	-	1,940,276	40,304,891	102.1	39,774,475
奈良県	984,446	53.5	984,446	433,073	-	433,073	7,184,401	99.9	6,848,797
和歌山県	800,333	53.9	800,333	309,946	-	309,946	6,432,451	102.8	6,017,393
鳥取県	464,708	52.2	464,708	170,309	-	170,309	4,981,612	102.7	4,950,238
島根県	568,583	52.0	568,583	207,117	-	207,117	5,200,906	99.1	5,145,784
岡山県	1,632,551	51.0	1,632,551	678,727	-	678,727	20,259,270	100.6	19,938,119
広島県	2,434,240	53.9	2,434,240	1,075,547	-	1,075,547	24,152,528	98.6	23,590,452
山口県	1,175,000	52.1	1,175,000	496,047	-	496,047	14,095,571	99.7	13,835,262
徳島県	564,828	55.3	564,828	228,381	-	228,381	5,540,286	97.4	5,537,606
香川県	766,313	53.8	766,313	296,159	-	296,159	9,527,874	98.5	9,526,240
愛媛県	957,197	54.3	957,197	391,275	-	391,275	10,460,144	99.7	10,458,286
高知県	484,815	54.0	484,815	171,152	-	171,152	4,714,822	99.7	4,691,961
福岡県	3,993,084	52.6	3,993,084	1,844,889	-	1,844,889	39,997,879	98.0	39,273,094
佐賀県	613,888	55.4	613,888	230,818	-	230,700	9,377,198	98.7	9,186,394
長崎県	770,295	52.9	770,295	282,765	-	282,765	7,234,016	97.3	7,175,870
熊本県	1,315,831	53.0	1,315,831	504,667	-	504,667	14,690,193	97.1	14,579,831
大分県	855,317	54.1	855,317	327,020	-	327,020	9,088,284	96.9	9,076,399
宮崎県	777,978	55.3	777,978	312,267	-	312,267	9,409,209	98.7	9,274,550
鹿児島県	1,003,786	53.3	1,003,786	369,194	-	369,194	12,417,337	99.0	12,349,641
沖縄県	847,387	58.3	847,387	254,135	-	254,128	7,955,053	100.1	7,910,510
総 額	103,869,874	52.4	103,867,306	45,847,162	-	45,843,671	958,531,473	98.8	944,818,960

単位：千円、%

都道府県名	自動車税			自動車税種別割			鉦区税		
	調定額	前年度比	収入額	調定額	前年度比	収入額	調定額	前年度比	収入額
北海道	79,434,748	102.0	78,493,459	530,306	-	522,653	33,873	118.3	33,803
青森県	17,102,274	101.9	16,982,032	110,512	-	110,512	2,654	87.6	2,654
岩手県	18,231,538	101.6	18,153,119	115,801	-	115,801	18,536	104.1	18,134
宮城県	34,188,735	102.0	33,945,513	264,887	-	264,410	2,537	96.9	2,537
秋田県	13,869,802	101.3	13,833,796	87,064	-	87,064	10,579	76.1	10,037
山形県	16,482,464	101.8	16,418,369	108,329	-	108,329	2,536	85.4	2,536
福島県	31,702,926	101.6	31,183,798	232,941	-	232,941	10,382	98.5	10,382
茨城県	52,001,732	101.6	51,426,948	442,920	-	442,607	4,358	97.8	4,308
栃木県	35,896,609	101.6	35,774,450	269,582	-	269,582	7,869	104.0	7,869
群馬県	35,137,154	101.7	34,960,604	241,766	-	241,766	1,717	100.6	1,717
埼玉県	88,335,169	102.2	87,729,769	689,840	-	689,449	5,153	106.0	5,126
千葉県	77,631,353	101.9	76,546,273	607,855	-	607,648	41,692	99.5	41,692
東京都	109,010,300	103.1	108,229,430	906,365	-	906,431	2,119	100.0	2,119
神奈川県	94,690,067	102.3	93,911,445	768,590	-	768,590	1	100.0	1
新潟県	32,354,461	101.5	32,304,213	194,949	-	194,934	41,762	87.3	41,762
富山県	17,405,370	101.5	17,328,912	105,943	-	105,943	891	114.7	891
石川県	18,432,819	102.8	18,199,526	123,568	-	123,568	428	87.2	428
福井県	12,568,743	102.8	12,472,330	79,652	-	79,652	2,217	99.2	2,217
山梨県	13,287,525	101.9	13,186,283	80,456	-	80,440	234	96.1	234
長野県	32,627,602	101.7	32,438,826	214,703	-	214,703	2,613	98.3	2,553
岐阜県	33,002,449	101.9	32,572,341	237,619	-	237,602	20,903	101.2	16,510
静岡県	55,729,426	101.9	55,347,729	396,132	-	396,132	4,049	103.0	4,049
愛知県	121,289,169	103.4	120,374,706	1,020,743	-	1,020,696	2,509	88.7	2,509
三重県	28,374,816	102.3	28,249,618	202,143	-	202,143	2,905	98.0	2,905
滋賀県	18,868,069	102.7	18,689,331	141,628	-	141,587	7,262	99.1	7,262
京都府	26,321,065	102.7	25,922,128	208,936	-	208,936	625	105.8	507
大阪府	81,959,211	103.2	81,138,834	705,789	-	705,788	40	100.0	40
兵庫県	63,993,411	102.4	63,288,566	476,291	-	476,251	10,368	98.6	10,368
奈良県	15,737,910	101.7	15,520,591	112,521	-	112,502	680	92.1	680
和歌山県	11,459,203	102.4	11,418,512	75,871	-	75,871	91	100.0	91
鳥取県	7,192,328	102.1	7,174,295	48,054	-	48,054	734	100.0	734
島根県	8,367,625	102.1	8,331,113	57,395	-	57,395	1,153	100.0	1,153
岡山県	26,501,757	102.5	26,345,271	185,227	-	185,227	10,811	100.0	10,811
広島県	34,642,632	102.9	34,468,865	272,929	-	272,929	4,418	99.3	4,418
山口県	18,372,194	102.3	18,321,944	136,873	-	136,873	8,795	96.4	8,795
徳島県	10,422,558	101.6	10,355,821	61,440	-	61,440	1,386	107.5	1,386
香川県	13,472,561	101.4	13,352,241	88,923	-	88,871	12	100.0	12
愛媛県	16,149,758	101.9	16,012,849	102,854	-	102,854	3,561	98.2	2,861
高知県	7,991,812	101.0	7,946,244	49,163	-	49,163	7,316	103.0	7,316
福岡県	62,215,285	103.1	61,824,556	492,208	-	492,208	5,252	95.7	4,520
佐賀県	10,602,351	102.2	10,560,256	82,725	-	82,249	231	100.0	231
長崎県	13,240,207	101.7	13,192,768	88,863	-	88,863	3,720	99.1	3,720
熊本県	22,671,155	102.2	22,534,929	161,964	-	161,275	9,431	101.5	8,991
大分県	14,616,972	101.8	14,534,451	98,358	-	98,358	12,339	115.6	12,339
宮崎県	13,682,952	102.4	13,643,398	98,624	-	98,624	7,643	123.2	7,643
鹿児島県	18,462,143	101.8	18,288,557	0	-	0	12,225	102.2	8,848
沖縄県	15,320,700	104.3	15,211,034	133,721	-	131,291	7,386	95.0	7,176
総 額	1,601,051,109	102.3	1,588,140,043	11,913,024	-	11,900,205	337,996	99.5	326,876

都道府県名	固定資産税			法定外目的税		
	調定額	前年度比	収入額	調定額	前年度比	収入額
北海道	597,197	78.0	597,197	899,960	1794.8	899,960
青森県	515,796	510.4	515,796	19,414,157	96.8	19,414,157
岩手県	-	-	-	-	-	-
宮城県	-	-	-	181,020	171.4	181,020
秋田県	-	-	-	-	-	-
山形県	-	-	-	-	-	-
福島県	4,401,838	126.5	4,401,838	-	-	-
茨城県	-	-	-	1,231,648	100.1	1,231,648
栃木県	-	-	-	-	-	-
群馬県	-	-	-	-	-	-
埼玉県	-	-	-	-	-	-
千葉県	-	-	-	-	-	-
東京都	-	-	-	-	-	-
神奈川県	-	-	-	-	-	-
新潟県	-	-	-	3,460,042	107.8	3,460,042
富山県	-	-	-	-	-	-
石川県	-	-	-	770,452	100.0	770,452
福井県	-	-	-	11,129,249	91.4	11,129,249
山梨県	-	-	-	-	-	-
長野県	-	-	-	-	-	-
岐阜県	-	-	-	-	-	-
静岡県	-	-	-	1,240,416	100.0	1,240,416
愛知県	2,479,880	38.0	2,479,880	-	-	-
三重県	-	-	-	-	-	-
滋賀県	-	-	-	-	-	-
京都府	-	-	-	-	-	-
大阪府	43	0.5	43	-	-	-
兵庫県	-	-	-	-	-	-
奈良県	-	-	-	-	-	-
和歌山県	-	-	-	-	-	-
鳥取県	-	-	-	-	-	-
島根県	-	-	-	743,366	100.0	743,366
岡山県	-	-	-	-	-	-
広島県	-	-	-	-	-	-
山口県	-	-	-	-	-	-
徳島県	-	-	-	-	-	-
香川県	-	-	-	-	-	-
愛媛県	-	-	-	1,170,792	78.8	1,170,792
高知県	-	-	-	-	-	-
福岡県	-	-	-	-	-	-
佐賀県	-	-	-	3,364,379	88.5	3,364,379
長崎県	-	-	-	-	-	-
熊本県	-	-	-	-	-	-
大分県	-	-	-	-	-	-
宮崎県	-	-	-	-	-	-
鹿児島県	-	-	-	1,772,577	87.7	1,772,577
沖縄県	-	-	-	1,006,816	99.2	1,006,816
総額	7,994,754	73.4	7,994,754	46,384,874	96.8	46,384,874

単位：千円、%

区分 都道府県名	狩猟税			法定外目的税			旧法による税		
	調定額	前年度比	収入額	調定額	前年度比	収入額	調定額	前年度比	収入額
北海道	45,498	90.7	45,498	868,036	102.6	866,665	-	-	-
青森県	4,469	111.0	4,469	84,652	94.0	84,652	-	-	-
岩手県	13,197	98.6	13,197	95,439	102.6	95,439	-	-	-
宮城県	11,814	90.3	11,814	402,563	88.4	402,563	-	-	-
秋田県	1,465	101.3	1,465	233,327	129.2	233,327	1,828	81.7	416
山形県	4,425	112.6	4,425	180,377	121.1	180,377	-	-	-
福島県	14,891	99.9	14,891	477,022	92.1	477,022	-	-	-
茨城県	41,249	97.5	41,249	-	-	-	1,264	74.6	520
栃木県	24,189	97.4	24,189	-	-	-	-	-	-
群馬県	19,548	98.2	19,548	-	-	-	-	-	-
埼玉県	20,797	97.1	20,797	-	-	-	-	-	-
千葉県	32,372	96.9	32,372	-	-	-	-	-	-
東京都	4,146	99.2	4,146	2,707,504	101.5	2,707,789	-	-	-
神奈川県	16,266	97.7	16,266	-	-	-	-	減	-
新潟県	11,813	93.7	11,813	170,923	116.4	170,923	-	-	-
富山県	6,160	99.5	6,160	-	-	-	-	-	-
石川県	11,741	97.6	11,741	-	-	-	-	-	-
福井県	10,068	86.7	10,068	-	-	-	-	-	-
山梨県	13,621	95.1	13,621	-	-	-	-	-	-
長野県	19,020	82.1	19,020	-	-	-	-	-	-
岐阜県	243	1.3	243	11,197	92.4	11,197	64,637	96.4	4,652
静岡県	38,477	99.5	38,477	-	-	-	84,574	99.2	120
愛知県	11,957	93.0	11,957	554,517	99.6	554,517	2,682	92.7	1,350
三重県	18,863	82.7	18,863	446,161	89.1	446,161	-	-	-
滋賀県	14,347	110.7	14,347	31,510	131.7	31,510	-	-	-
京都府	19,283	99.0	19,283	190,160	95.9	190,160	1,132	77.7	300
大阪府	8,275	99.8	8,275	1,237,577	163.6	1,237,344	454,121	92.5	30,821
兵庫県	36,516	99.6	36,516	-	-	-	-	-	-
奈良県	11,922	102.6	11,922	166,908	123.4	166,908	-	-	-
和歌山県	14,968	89.8	14,968	-	-	-	-	-	-
鳥取県	6,035	103.3	6,035	8,819	106.6	8,819	-	-	-
島根県	11,796	98.3	11,796	176,611	66.1	176,611	-	-	-
岡山県	17,800	101.1	17,800	654,483	102.8	618,326	-	-	-
広島県	24,694	100.0	24,694	650,421	109.0	650,421	-	-	-
山口県	12,005	100.5	12,005	221,476	91.7	221,476	-	-	-
徳島県	13,163	98.5	13,163	-	-	-	233	56.4	233
香川県	4,506	98.1	4,506	-	-	-	-	-	-
愛媛県	25,520	98.1	25,520	280,435	104.4	280,435	-	-	-
高知県	21,110	98.0	21,110	-	-	-	-	-	-
福岡県	18,220	97.2	18,220	196,014	106.2	196,014	-	-	-
佐賀県	8,958	94.2	8,958	99,652	96.0	99,652	-	-	-
長崎県	8,759	102.2	8,759	72,170	114.9	72,170	-	-	-
熊本県	19,155	95.4	19,155	110,763	94.1	110,763	-	-	-
大分県	22,828	100.6	22,828	736,230	103.2	436,131	-	-	-
宮崎県	23,449	95.0	23,449	285,970	114.7	285,970	-	-	-
鹿児島県	25,257	96.9	25,257	230,787	120.1	230,787	-	-	-
沖縄県	2,643	94.8	2,643	38,390	101.2	38,390	-	-	-
総額	767,498	94.4	767,498	11,620,094	105.5	11,282,519	610,471	93.5	38,412

2 景気の動向と県税収入の関係

区分	県税収入額	伸長率	経済成長率	
			名目	実質
年度	円	%	%	%
昭和 52 (1977)	74,629,260,353	15.9	11.0	4.5
昭和 53 (1978)	84,316,903,629	13.0	9.7	5.4
昭和 54 (1979)	98,876,509,770	17.3	8.0	5.1
昭和 55 (1980)	112,420,373,841	13.7	9.0	2.6
昭和 56 (1981)	116,113,624,351	3.3	6.2	2.8
昭和 57 (1982)	124,231,920,761	7.0	4.9	3.2
昭和 58 (1983)	128,800,797,307	3.7	4.5	2.4
昭和 59 (1984)	142,106,493,257	10.3	6.9	4.0
昭和 60 (1985)	154,940,421,678	9.0	6.6	4.2
昭和 61 (1986)	155,650,436,697	0.5	4.5	3.2
昭和 62 (1987)	171,585,270,563	10.2	5.0	5.1
昭和 63 (1988)	198,762,075,657	15.8	7.1	6.3
平成 1 (1989)	215,548,978,322	8.4	7.5	4.9
平成 2 (1990)	241,666,035,106	12.1	8.1	5.5
平成 3 (1991)	253,985,592,809	5.1	5.3	2.5
平成 4 (1992)	237,929,631,237	△ 6.3	1.8	0.4
平成 5 (1993)	218,824,888,767	△ 8.0	0.9	0.4
平成 6 (1994)	219,131,891,999	0.1	1.0	1.1
平成 7 (1995)	230,974,629,669	5.4	2.0	2.5
平成 8 (1996)	229,907,407,175	△ 0.5	2.6	3.4
平成 9 (1997)	237,225,320,905	3.2	1.0	0.2
平成 10 (1998)	228,592,170,524	△ 3.6	△ 1.1	△ 0.6
平成 11 (1999)	220,094,903,279	△ 3.7	△ 0.2	1.4
平成 12 (2000)	231,842,614,548	5.3	△ 0.6	1.0
平成 13 (2001)	226,583,106,659	△ 2.3	△ 2.5	△ 1.3
平成 14 (2002)	202,268,416,887	△ 10.7	△ 0.7	1.2
平成 15 (2003)	206,837,991,302	2.3	0.8	3.2
平成 16 (2004)	227,636,373,270	10.1	0.8	1.9
平成 17 (2005)	232,051,477,354	1.9	1.9	3.2
平成 18 (2006)	255,347,155,660	10.0	1.4	2.1
平成 19 (2007)	282,553,420,422	10.7	0.6	1.6
平成 20 (2008)	271,625,860,734	△ 3.9	△ 3.6	△ 3.3
平成 21 (2009)	215,166,799,409	△ 20.8	△ 3.7	△ 2.0
平成 22 (2010)	205,188,044,872	△ 4.6	0.4	2.3
平成 23 (2011)	200,675,560,979	△ 2.2	△ 2.0	△ 0.0
平成 24 (2012)	204,319,656,701	1.8	0.3	1.2
平成 25 (2013)	214,764,621,251	5.1	1.9	2.3
平成 26 (2014)	224,826,111,491	4.7	1.6	△ 0.9
平成 27 (2015)	244,349,497,063	8.7	2.2	0.8
平成 28 (2016)	243,126,978,582	△ 0.5	1.1	1.2
平成 29 (2017)	248,857,064,008	2.4	1.7	1.6
平成 30 (2018)	248,853,151,934	△ 0.0	0.5	0.7
令和元 (2019)	244,648,525,195	△ 1.7	0.8	0.0

(注) 経済成長率は、経済動向試算（内閣府試算）による。

令和3（2021）年2月1日発行

令和元（2019）年度

栃木県税務統計

編集兼発行 栃木県経営管理部税務課

印刷所 (株)泰明グラフィクス

課税免除等適用区域図



凡 例	適 用 区 域	課税免除等の適用となる新・増設の期間	税制上の措置	適用税目 (県 税)
 過疎地域	日光市のうち旧足尾町・旧栗山村地域、茂木町、那珂川町	平成 12(2000).4.1 ~ 令和 3(2021).3.31	課 税 免 除	事 業 税 不 動 産 取 得 税 固 定 資 産 税
	塩谷町	平成 29(2017).4.1 ~ 令和 3(2021).3.31		

VERY 
GOOD
LOCAL

とちぎ